

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

4. 可搬型設備の採用理由について  
 第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備を示す。  
 設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、**屋外に保管することで、万一の故障時に一般重機を用いて容易に取り替えることができる。**

4. 可搬型設備の採用理由について  
 第1表に可搬型設備と常設設備の比較、第2表に屋内設備、屋外設備を示す。  
 設備の信頼性及び操作性は、常設設備と比較し大きな差異はないが、可搬型設備は、万一の故障時に**空気浄化設備用運搬用機器**を用いて容易に取り替えることができる。

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

第1表 可搬型設備及び常設設備の比較

	可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	・ 固縛装置により取り外し出来る構造	-	・ 基礎ボルト等で機器を床に固定
操作性	○	・ 常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続規格等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能 ・ 先行プラントと同様の設計とすることで、同じ運用が可能	◎	・ 接続等が不要
故障時の対応	◎	・ 故障時及び保守点検による待機除外時に予備を2基有しており、予備と一体で交換できるため、早期復旧することが容易	○	・ 故障時及び保守点検による待機除外時の予備を1基有しているが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能
総合評価	◎		◎	

	可搬型設備		常設設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	空気浄化設備運搬用機器により取り出しできる構造	-	機械基礎に基礎ボルト等で機器を固定する構造
操作性	○	常設設備との接続が必要ではあるが、簡便な接続方法等（フランジ接続）を用いることで容易かつ確実に接続が可能	◎	接続等が不要
故障時の対応	◎	故障時及び保守点検による待機除外時に予備機を1基設置しているため切替が可能であり、一体で交換できるため早期復旧することが可能	○	故障時及び保守点検による待機除外時には予備機を1基設置した場合、切替が可能であるが、分解点検等が必要となる。早期復旧は可能。
総合評価	◎		◎	

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

第2表 屋外及び屋内保管の設計比較

	屋外設備		屋内設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	・ 機器の主要部材に耐腐性に優れたSUS材を使用 ・ ファン（原動機含む）はケーシングに内蔵することで、屋外環境に耐える設計	-	・ ファン（原動機含む）を内蔵するケーシングは不要
操作性	○	・ 設置場所にて操作可能	○	・ 設置場所にて操作可能
故障時の対応	◎	・ 故障時に汎用的なクレーンやトラックがアクセスしやすく、分解又は持ち出しが容易	○	・ 故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておくことが必要
環境条件	○	・ 屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	・ 建屋内に設置するため、屋外の環境条件は考慮不要
総合評価	◎		◎	

	屋外設備		屋内設備	
	評価	理由	評価	理由
特徴	-	機器の主要部材については屋外環境に耐える設計	-	機器への風雪による影響については考慮不要。
操作性	○	設置場所にて操作可能	○	設置場所にて操作可能
故障時の対応	◎	故障時にはクレーンやトラックがアクセスしやすく、分解又は持ち出しが容易。	○	故障時に分解又は持ち出しのために周囲にスペースを確保しておく。
環境条件	○	屋外の環境条件や自然現象等を考慮する必要があるが、それらに応じた設計を行うことで機能を損なわない設計	◎	屋内に設置するため、風雪等の環境条件について考慮不要。
総合評価	○		◎	

【女川】記載充実（大飯実績反映）  
 【大飯】設計の相違（相違理由⑨）  
 【大飯】記載表現の相違

【大飯】設計の相違  
 ・ 泊はアンカーボルトのみ、大飯はシャックル、ターンバックル等で固定している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設、<b>屋内、屋外</b>に関わらず、要求仕様及び環境条件を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点から可搬、常設、<b>屋内、屋外</b>による差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、万一の故障時の取替え等において柔軟性（予備機との交換による早期復旧が可能、<b>作業に必要な汎用のクレーンやトラックのアクセス性が良い</b>）があることに加え、<b>当社の先行プラントと同様の設計とすることにより、予備機のプラント間の運用も可能であることから、屋外可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋外可搬型設備を採用した。</b></p>		<p>5. まとめ</p> <p>空気浄化装置（ファン及びフィルタ）は、可搬、常設にかかわらず、要求仕様を満たす設計としており、設置方法に応じた機器の固定方法において可搬と恒設で構造的な差異はあるものの、機能・性能の観点では可搬と常設に差異はない。</p> <p>重大事故等対策において、<b>柔軟性の観点と、冬季の作業性の観点から屋内可搬型設備による対策が有利であると判断し、屋内可搬型設備を採用した。</b></p>	<p>【女川】記載充実（大飯実績反映）</p> <p>【大飯】設計の相違（相違理由⑨）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料3</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて</p> <p>1. はじめに                  緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>電源車（緊急時対策所用）</b>は、屋外に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。</p> <p>上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。                  本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について                  緊急時対策所の屋外の可搬型重大事故対処設備は、緊急時対策所内及び屋外壁面は常設、屋外は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>電源車（緊急時対策所用）</b>の設計方針及び運用を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型空気浄化装置</p> <p>a. 設計方針                  屋外に保管する<b>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所空気浄化装置フィルタユニット</b>及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、<b>緊急時対策所接続口から緊急時対策所内</b>は常設である恒設ダクトで構成する。</p> <p>屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、<b>緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設ケーブル</b>で構成する。</p> <p>b. 運用                  可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、<b>緊急時対策所近傍</b>に保管、設置し、使用時には、<b>緊急時対策所接続口</b>にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。<b>接続口以外の可搬ダクトについては、常時接続した状態とする。</b>  <b>非常用空気浄化ファン等へのケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時には空気浄化ファン側をコネクタにて接続する運用とする。</b></p> <p>ケーブル接続盤側は、端子台にて<b>常時接続した状態とする。</b></p>		<p style="text-align: right;">参考資料3</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備の自主的な事前のつなぎ込みについて</p> <p>1. はじめに                  緊急時対策所の設備のうち、可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>緊急時対策所用発電機</b>は、屋外又は<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>に保管・設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。</p> <p>上記の設備は、配管及びケーブルを常設設備と切り離した状態で保管し、重大事故等時に接続する手順としている。                  本資料は可搬型重大事故対処設備を常時接続した場合の影響等について検討したものである。</p> <p>2. 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の設計方針及び運用について                  緊急時対策所の屋外又は<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>の可搬型重大事故対処設備は、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内並びに</b>屋外壁面は常設。屋外、<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>は容易に交換ができるよう可搬型とし、使用時にそれらを接続する設計としている。</p> <p>可搬型空気浄化装置、空気供給装置、<b>緊急時対策所用発電機</b>の設計方針及び運用を以下に示す。</p> <p>(1) 可搬型空気浄化装置</p> <p>a. 設計方針  <b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>に保管する<b>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</b>及び可搬ダクトは、容易に交換ができるよう可搬型とし、<b>指揮所用空調上屋から緊急時対策所指揮所内及び待機所用空調上屋から緊急時対策所待機所内</b>は常設である恒設ダクトで構成する。                  屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の緊急時対策所分電盤から緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外の緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路</b>で構成する。</p> <p>b. 運用                  可搬ダクトは、作業員の負担軽減のため、<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>に保管し、使用時には、<b>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋</b>にて常設ダクトと簡易的に接続する運用とする。  <b>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン等へのケーブルは、屋内外に保管し、使用時には緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する運用とする。</b>                  空気浄化ファン側は、コネクタにて<b>常時接続した状態とする。</b></p>	<p>【女川】                  記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>設計の相違（相違理由⑩）</p> <p>設計の相違                  ・可搬型空気浄化装置に使用するケーブルはすべて可搬型であり、ケーブルには十分な余長と可とう性がある。以降同様。</p> <p>設計の相違                  ・泊の可搬型空気浄化装置に用いる可搬ダクトはすべて空調上屋内で使用時に接続し、常時接続する可搬ダクトはない。                  可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンと可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを繋ぐ可搬ダクトに関しては常時接続が可能だが、接続により通路を塞ぐため、作業性の観点から接続しない。</p> <p>設計の相違                  ・大飯と異なり空気浄化ファンは屋内に設置されており、絶縁低下のリスクが低いためファン側は常時接続としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に設置する空気供給装置（マニホールド等含む）及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所接続口から緊急時対策所内は常設である恒設配管で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>空気供給装置のホースは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に緊急時対策所接続口にて接続する。</p> <p>(3) 電源車（緊急時対策所用）</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に保管する電源車（緊急時対策所用）は、容易に交換ができるよう可搬型とする。</p> <p>屋外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所からケーブル接続盤までは、常設である恒設トレイで構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>電源車（緊急時対策所用）のケーブルは、緊急時対策所近傍に保管、設置し、使用時に接続する。</p> <p>ケーブル接続盤側は、端子台にて常時接続した状態とし、使用時には電源車（緊急時対策所）側をコネクタにて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。</p>		<p>(2) 空気供給装置</p> <p>a. 設計方針</p> <p>指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置する空気供給装置及びホースは、容易に交換できるよう可搬型とし、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋の建屋貫通部は常設である恒設配管で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>空気供給装置のホースは、指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に保管し、使用時に空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口の貫通部にて接続する。なお、空調上屋屋内側壁貫通配管接続口、空調上屋屋外側壁貫通配管接続口及び緊急時対策所空気供給配管接続口以外に接続するホースについては、常時接続した状態とする。</p> <p>(3) 緊急時対策所用発電機</p> <p>a. 設計方針</p> <p>屋外に保管する緊急時対策所用発電機は、容易に交換できるよう可搬型とする。</p> <p>屋内外に保管するケーブルは、容易に交換ができるよう可搬型ケーブルとし、緊急時対策所分電盤から緊急時対策所ケーブル接続盤までは、常設電路で構成する。</p> <p>b. 運用</p> <p>緊急時対策所用発電機のケーブルは、屋内外に保管し、使用時に接続する。</p> <p>使用時には緊急時対策所ケーブル接続盤側をコネクタにて接続し、緊急時対策所用発電機側を端子台にて接続する。各設備の接続方法を第1表、接続箇所を第1図に示す。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）                  設計の相違（相違理由⑨）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は緊急時対策所空調上屋内にボンベを保管していることから、常設となる貫通部配管が2箇所となる。</li> <li>・常設配管と可搬ダクト、ホースを接続しないという趣旨は同様。</li> </ul> <p>設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接続方式及び接続箇所の相違</li> </ul>

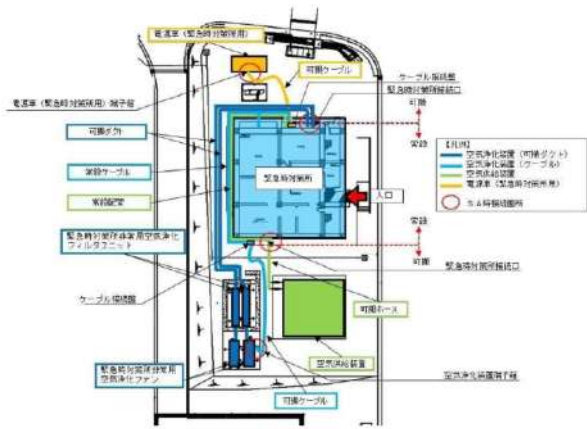
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

第1表 緊急時対策所に係る可搬型重大事故対処設備の接続方法

設備	種類	接続方法
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続
	ケーブル	コネクタ接続
空気供給装置	ホース	カブラ接続
電源車（緊急時対策所用）	ケーブル	コネクタ接続



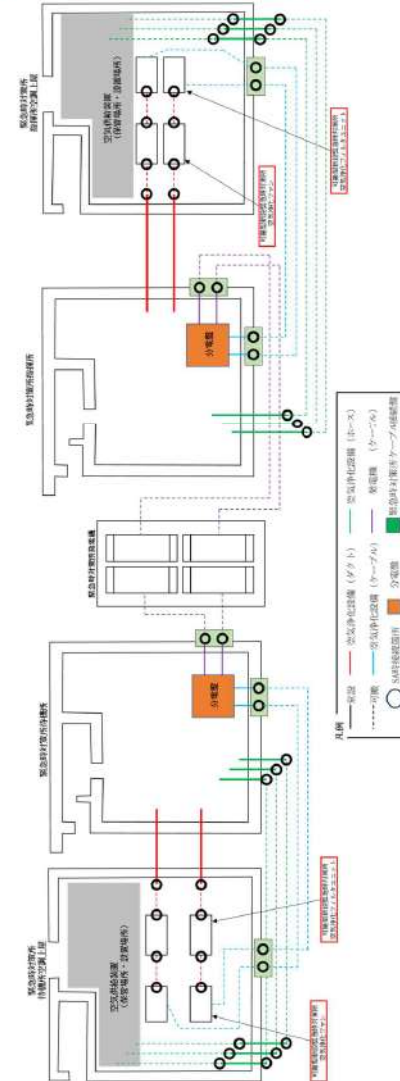
第1図 緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備の接続箇所

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

第1表 緊急時対策所にかかわる可搬型重大事故対処設備の接続方法

設備	種類	接続方法
可搬型空気浄化装置	ダクト	フランジ接続
	ケーブル	コネクタ接続
空気供給装置	ホース	カブラ接続
緊急時対策所用発電機	ケーブル/端子	コネクタ接続



第1図 緊急時対策所指称所及び緊急時対策所内設備の可搬型重大事故対処設備の接続箇所

相違理由

【女川】  
記載充実（大飯実績反映）

設計方針の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>3. 設置変更許可申請書の整理</p> <p>設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1" data-bbox="73 327 667 1013"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可 基準規則</td> <td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 (重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可 基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 (重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>		<p>3. 設置変更許可申請書の整理</p> <p>設置変更許可申請書に記載している緊急時対策所の設備に係る設計方針を第2表に記載する。</p> <p style="text-align: center;">第2表 設置変更許可申請書記載内容の整理</p> <table border="1" data-bbox="1332 335 1937 1141"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置許可基 準規則</td> <td> <p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置許可基 準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実(大飯実績反映)</p> <p>設計方針の相違</p>
記載箇所	記載内容										
設置許可 基準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。 (重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号(環境条件) 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条1項五号(悪影響防止) 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p> <p>第四十三条3項七号 重大事故防止設備のうち可搬型のもは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能又は重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p>										
記載箇所	記載内容										
設置許可基 準規則	<p>(緊急時対策所)</p> <p>第三十四条 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損傷その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</u>(以下略)</p> <p>第六十一条 第三十四条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。</p> <p>三 発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。</p> <p>(重大事故等対処設備)</p> <p>第四十三条1項一号 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。</p> <p>第四十三条2項三号 常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。</p> <p>第四十三条3項五号 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。</p>										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既許可（平成29年5月24日許可）</td> <td> <p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.43～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系等に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な下図の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為現象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降氷、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的現象、高潮及び森林火災を考慮する。 (3項7号)</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事項等対処設備 (P.52～)</p> <p><u>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u> (3項7号)</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備とは異なる場所に保管する。 (3項5号)</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「(c-3) 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降氷、積雪及び火山の影響並</p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	既許可（平成29年5月24日許可）	<p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.43～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系等に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な下図の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為現象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降氷、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的現象、高潮及び森林火災を考慮する。 (3項7号)</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事項等対処設備 (P.52～)</p> <p><u>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u> (3項7号)</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備とは異なる場所に保管する。 (3項5号)</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「(c-3) 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降氷、積雪及び火山の影響並</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>記載箇所</th> <th>記載内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置変更許可申請書</td> <td> <p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.59～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備 (p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備 (p.69～)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	記載箇所	記載内容	設置変更許可申請書	<p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.59～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備 (p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備 (p.69～)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>設計方針の相違</p>
記載箇所	記載内容											
既許可（平成29年5月24日許可）	<p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.43～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系等に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な下図の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>共通要因としては、環境条件、自然現象、外部人為現象、溢水、火災及びサポート系を考慮する。</p> <p>自然現象については、地震、津波、洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降氷、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的現象、高潮及び森林火災を考慮する。 (3項7号)</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事項等対処設備 (P.52～)</p> <p><u>重大事故防止設備のうち可搬型のものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と、共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じた設計とする。</u> (3項7号)</p> <p>また、可搬型重大事故等対処設備は、地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響並びに設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備とは異なる場所に保管する。 (3項5号)</p> <p>環境条件に対しては、想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重及びその他の使用条件において、可搬型重大事故等対処設備がその機能を確実に発揮できる設計とする。重大事故等時の環境条件における健全性については「(c-3) 環境条件等」に記載する。風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降氷、積雪及び火山の影響並</p>											
記載箇所	記載内容											
設置変更許可申請書	<p>【本文】</p> <p>ロ、発電用原子炉施設的一般構造</p> <p>(3) その他の主要な構造</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>(ac) 緊急時対策所 (P.59～)</p> <p>原子炉施設には、1次冷却系統に係る原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、<u>緊急時対策所を中央制御室以外の場所に設置する。</u></p> <p>緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じる。また、必要な情報を把握できる設備及び発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けるとともに、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容できる設計とする。</p> <p>b. 重大事故等対処施設（原子炉制御室、監視測定設備、<u>緊急時対策所</u>及び通信連絡を行うために必要な設備は、a. 設計基準対象施設に記載）</p> <p>(e) 重大事故等対処設備</p> <p>(c-1) 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(c-1-1) 多様性、位置的分散</p> <p>(c-1-1-1) 常設重大事故等対処設備 (p.67)</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、<u>可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p> <p>(c-1-1-2) 可搬型重大事故等対処設備 (p.69～)</p> <p>重大事故防止設備のうち可搬型のもの（以下、「可搬型重大事故防止設備」という。）は、<u>設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</u></p>											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
記載箇所	記載内容		記載内容	
	<p>7)に電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、環境条件にて考慮し、機能が損なわれない設計とする。(3項5号)(3項7号)(4項1号)</p> <p>風(台風)、竜巻、雷害、生物学的事象、森林火災、近隣工場等の火災(発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災、航空機墜落による火災、発電所準構内に入居する船舶の火災及びびい煙等の二次的影響)、有毒ガス及び電磁的障害に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管する。(3項5号)(3項7号)(c-1-2)悪影響防止(P67~)</p> <p>重大事故等対処設備は原子炉施設(他号炉を含む)内の他の設備(設計基準対象施設だけでなく、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備も含む)に対して悪影響をおよぼさないよう、以下の措置を講じた設計とする。</p> <p>他の設備への悪影響としては、他設備への系統的な影響、同一設備の機能的な影響、地震、火災、溢水、風(台風)、竜巻による影響並びにタービンミサイル等の内部発生飛散物による影響を考慮する。(4項5号)</p> <p>風(台風)及び竜巻による影響については、重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた準構内に設置又は保管することで、他設備に悪影響を及ぼさない設計とする。また、屋外の重大事故等対処設備については、風荷重を考慮し、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとり、設計基準事故対処設備(防護対象施設)の他、当該設備と同じ機能を有する他の重大事故等対処設備に悪影響を及ぼさない設計とする。((c-3)環境条件等)(4項5号)(4項1号)</p> <p>(c-3)環境条件等(P63~)</p> <p>(c-3-1)環境条件</p> <p>重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における風速、放射線、荷重及びその他の使用条件においてその機能が有効に発揮できるよう、その設置(使用)・保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能な設計とする。</p> <p>重大事故等発生時の環境条件については、重大事故等時における風速(環境風速、使用風速)、放射線、荷重に加えてその他の使用条件として環境圧力及び湿度による影響、屋外の天候による影響、重大事故等時に回数を過水する系統への影響、電磁波による影響及び周辺機器等からの悪影響を考慮する。荷重としては、重大事故等が発生した場合における環境圧力を踏まえた圧力、湿度、機械的荷重に加えて自然現象(地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響)による荷重を考慮する。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計</p>		<p>設置変更許可申請書</p> <p>(c-3)環境条件</p> <p>(c-3-1)環境条件 (p.81)</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内(空調上屋含む)の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とするとともに、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>ス.その他発電用原子炉の附属設備の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(vi)緊急時対策所 (p.241)</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【添付資料八】</p> <p>1.1.10 重大事故等対処設備に関する基本方針</p> <p>1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等</p> <p>(1)多様性、位置的分散(p.8-1-17)</p> <p>a.常設重大事故等対処設備</p> <p>常設重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備及び使用済燃料貯蔵槽の冷却機能若しくは注水機能を有する設備(以下「設計基準事故対処設備等」という。)の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p> <p>b.可搬型重大事故等対処設備(p.8-1-20)</p> <p>可搬型重大事故防止設備は、設計基準事故対処設備等又は常設重大事故防止設備の機能と、共通要因によって同時にその機能を損なうおそれがないよう、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実(大飯実績反映)</p> <p>設計方針の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
記載箇所	記載内容			記載箇所	記載内容	【女川】 記載充実（大飯実績反映） 設計方針の相違
設置変更許可申請（平成30年7月27日申請）	<p>とする。地震、揺動及び落下火発物による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。風（台風）及び竜巻による風荷重の影響に対しては、位置的分散を考慮した保管により、機能を損なわない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止又は固縛の措置をとる。（1項1号）</p> <p>【本文】</p> <p>※、その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備</p> <p>(3)その他の主要な事項</p> <p>(iv) 緊急時対策所（P20～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>【部付資料八】</p> <p>10. その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9 緊急時対策所</p> <p>10.9.2 設計方針（P8-10-9～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、位置的分散（P8-10-7～）</p> <p>基本方針については、「1.1.7.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所遮蔽並びに換気設備として緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を電源車（緊急時対策所用）から給電できる設計とする。これら3号炉及び4号炉の中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた場所に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び電源車（緊急時対策所用）は、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置の屋外に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、1台で緊急時対策所を換気するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、1台で緊急時対策所を換気するため</p>		設置変更許可申請書	<p>1.1.10.3 環境条件等</p> <p>(1) 環境条件（p.8-1-31）</p> <p>中央制御室内、原子炉建屋内、原子炉補助建屋内、ディーゼル発電機建屋内、燃料取扱棟内、循環水ポンプ建屋内及び緊急時対策所内（空調上屋含む）の重大事故等対処設備は、重大事故等時におけるそれぞれの場所の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>また、地震による荷重を考慮して、機能を損なうことのない設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備については、必要により当該設備の落下防止、転倒防止、固縛による固定の措置をとる。</p> <p>10. その他発電用原子炉の付属施設</p> <p>10.9. 緊急時対策所</p> <p>10.9.2.2 設計方針（p.8-10-87～）</p> <p>緊急時対策所の機能に係る設備は、中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、中央制御室に対して独立性を有する設計とする。また、中央制御室とは離れた位置に設置及び保管する設計とする。</p> <p>10.9.2.2.1 多様性、多重性、独立性及び位置的分散（p.8-10-93～）</p> <p>基本方針については、「1.1.10.1 多様性、位置的分散、悪影響防止等」に示す。</p> <p>緊急時対策所は、独立した建屋及びそれと一体の緊急時対策所並べ並びに換気設備として可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットを有し、さらに、換気設備の電源を緊急時対策所用発電機から給電できる設計とする。これら中央制御室に対して独立性を有した設備により居住性を確保できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所及び緊急時対策所用発電機は、中央制御室とは離れた位置の屋外に設置することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、中央制御室とは離れた位置の空調上屋内に分散して保管することで、位置的分散を図る設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、1台で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2台、合計4台を保管することで多重性を持つ設計とする。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	記載箇所	記載内容	
	<p>に必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。代替電源設備としての電源率（緊急時対策所用）は、緊急時対策所に給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて3台保管することで多重性を図る設計とする。10.9.2.2.5 環境条件等(p.8-10-11～)</p> <p>基本方針については、「1.1.7.3 環境条件等」に示す。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は緊急時対策所内から可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットは、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。</p> <p>空気供給装置は、重大事故等時に屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p>			設置変更許可申請書	<p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、1基で指揮所又は待機所をそれぞれ換気するために必要な容量を有するものを各2基、合計4基を保管することで多重性を持つ設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、1台で指揮所、待機所それぞれに給電するために必要な容量を有するものを予備も含めて8台保管することで多重性を図る設計とする。</p> <p>10.9.2.2.4 環境条件等(p.8-10-97～)</p> <p>基本方針については、「1.1.10.3 環境条件等」に示す。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所及び緊急時対策所内で可能な設計とする。</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>空気供給装置は、空調上屋内に保管及び設置するため、重大事故等時における空調上屋内の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所用発電機は、屋外に保管及び設置するため、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所内で可能な設計とする。</p>	

第3表 重大事故等対処設備の設備分類等（添付書類八抜粋）

第61条 緊急時対策所

設備名称(抜粋)	系統機能	代替する機能有する設計基準等適合性評価		設備種別	重大事故等対処設備	
		設備	設備基準等 符合		設計 内容	設備分類
緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時の確保	—	—	可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
空気供給装置				可搬	可搬型新設緊急時対策所	DA-2
緊急時対策所非常用空気浄化ユニット				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
緊急時対策所非常用空気浄化ファン				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)	必要容量及び 過剰容量	—	—	可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)				可搬	可搬型新設緊急時対策所	—
電源車(緊急時対策所用)	可搬	可搬型新設緊急時対策所	—			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>既許可において、重大事故防止設備のうち可搬型ものは、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉及び4号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉及び4号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉及び4号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>既許可本文にて、可搬型重大事故対処設備に対して考慮している環境条件は、地震、風（台風）及び竜巻のうち風荷重、凍結、降水、積雪及び火山の影響並びに電磁的障害であり、屋外に設置する緊急時対策所の可搬型重大事故対処設備は、地震による荷重を考慮して機能を損なわない設計とするとともに、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、飛散しないよう固縛することにより他設備への悪影響を防止するとともに、位置的分散を考慮した保管または風荷重の影響を考慮して、機能が損なわれない設計とする。なお、積雪、降灰については、必要に応じて除雪、除灰を行うこととしている。</p>		<p>4. 緊急時対策所の設備に係る外部からの衝撃に対する設計方針について</p> <p>設置変更許可申請において、可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して保管することとしている。</p> <p>設置許可基準規則第43条3項7号の規定は重大事故防止設備に対する要求事項であることから、重大事故緩和設備についての直接的な要求事項ではないと考える。</p> <p>しかしながら、大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響を含めて、多くの設計基準事故対処設備や常設重大事故等対処設備が設置されている原子炉建屋から100m以上離隔する設計とし、複数保有している場合については、同じ機能をもつ可搬型重大事故等対処設備同士を可能な限り離隔して分散配置している。</p> <p>また、緊急時対策所に係る設備は、設置許可基準規則第61条の規定により、3号炉中央制御室との共通要因により同時に機能喪失しないよう、3号炉中央制御室に対して独立性を有する設計とするとともに、3号炉中央制御室とは離れた位置に設置又は保管する設計としており、同時に機能が損なわれない措置を講じている。</p> <p>また、屋外及び空調上屋に設置する緊急時対策所の設備は、屋外及び空調上屋の環境条件を考慮した設計としている。</p> <p>屋外に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重、竜巻による風荷重等に対して、位置的分散を考慮した保管又は当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p> <p>空調上屋に設置する重大事故等対処設備については、地震による荷重等に対して、当該設備をアンカー等による固定及び転倒防止により、機能が損なわれない設計とする。</p>	<p>【女川】                  記載充実（大阪実績反映）                  記載表現の相違                  設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>対象号炉の相違</p> <p>記載表現の相違</p> <p>設計の相違（相違理由⑨）                  ・可搬型空気浄化設備及び空気供給装置は屋内設置あり、風雪等の影響を受けない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

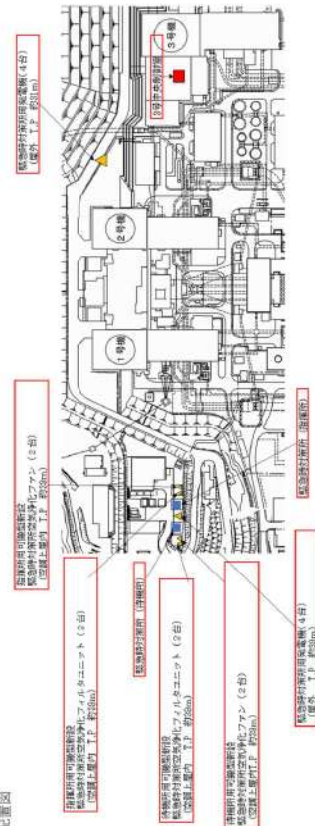
大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	
屋外重大事故等対応設備	屋外重大事故等対応設備(100m)	屋外重大事故等対応設備(100m)	屋外重大事故等対応設備(100m)
電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)
燃料供給装置	燃料供給装置	燃料供給装置	燃料供給装置
冷却水供給装置	冷却水供給装置	冷却水供給装置	冷却水供給装置
送電設備	送電設備	送電設備	送電設備
その他	その他	その他	その他

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

大飯発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉	
屋外重大事故等対応設備	屋外重大事故等対応設備(100m)	屋外重大事故等対応設備(100m)	屋外重大事故等対応設備(100m)
電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)	電源機(緊急時用発電機)
燃料供給装置	燃料供給装置	燃料供給装置	燃料供給装置
冷却水供給装置	冷却水供給装置	冷却水供給装置	冷却水供給装置
送電設備	送電設備	送電設備	送電設備
その他	その他	その他	その他

第3表 泊3号炉 重大事故対策設備の位置的分散に係る具体的な内容 (61条)

設備名称	設置/可搬	設置の位置(原簿本文)	機密性を確保する設計基準及び設備	機密性を確保する設計基準	位置的分散に係る設計内容
屋外重大事故等対応設備	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし(機密記載)	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。
緊急時用発電機	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし(機密記載)	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。
燃料供給装置	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし(機密記載)	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。
冷却水供給装置	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。
送電設備	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。
その他	可搬	①屋外発電所(100m)	①なし	①なし	・原子炉建屋から、100m以上の距離に設置する。 ・機密性を確保する設計基準を適用した設備名称を記載する。



相違理由

【女川】  
 記載充実（大飯実績反映）  
 設計方針の相違

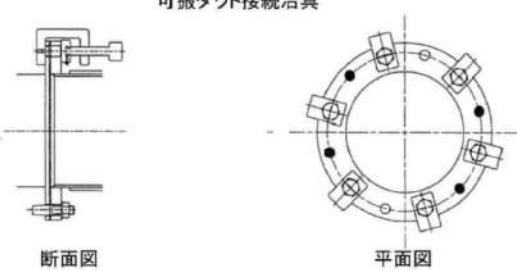

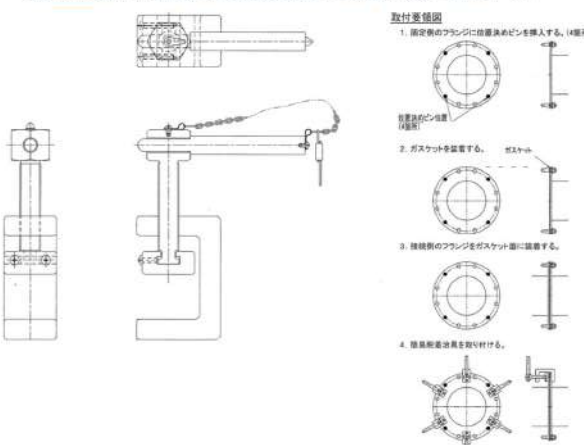
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																							
<p>5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討                      緊急時対策所に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置の常時接続に係る影響等を以下の通り検討した。</p> <p>(1) 可搬ダクト                      常設ダクトは基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して機能を喪失しないよう設計しており、事前接続を実施する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、JEAG4601等の規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。</p> <p>また、可搬ダクトは外部からの衝撃に対して、予備を分散して保管することで機能が喪失することがない設計としており、事前接続する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で、外部衝撃に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。</p> <p>常時接続により接続箇所が<b>万が一</b>損傷した場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加する<b>恐れ</b>がある。</p> <p>上記により、<b>緊急時対策所接続口にて可搬ダクトを切り離し</b>、その他可搬設備同士は接続状態で保管することとする。</p> <p>(2) ケーブル                      ケーブル接続盤側は、<b>端子台にて常時接続した状態とするため、ケーブル接続盤の耐震評価を実施し</b>、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対して、接続箇所を含めて損傷しない設計とする。</p> <p><b>可搬型空気浄化装置及び電源車（緊急時対策所）側は</b>、重大事故等時に敷設しているケーブルを端子箱に<b>コネクタにて接続する計画</b>であるが、<b>コネクタ部は</b>、常時接続状態にした場合、ケーブル等が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こるリスクがある。</p> <p>上記により、<b>可搬型空気浄化装置側及び電源車（緊急時対策所）のコネクタ接続部を切り離し</b>、ケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。</p>		<p>5. 可搬型重大事故等対処設備の常時接続に係る検討                      緊急時対策所に係る設備のうち、可搬型空気浄化装置の常時接続に係る影響等を以下の通り検討した。</p> <p>(1) 可搬ダクト                      常設ダクトは基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないよう設計しており、事前接続を実施する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で基準地震動による地震力に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、JEAG4601等の規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。</p> <p>また、可搬ダクトは外部からの衝撃に対して、予備を分散して保管することで機能が喪失することがない設計としており、事前接続する場合は、可搬ダクト及びホースと接続した状態で、外部衝撃に対して損傷しないことを確認する必要があるが、新たに評価条件の設定や試験等が必要となり、規格基準類に従った健全性評価が短時間では難しい。</p> <p>常時接続により接続箇所が<b>万一</b>損傷した場合、取替えに要する時間が必要となり、作業時間が大幅に増加する<b>おそれ</b>がある。</p> <p>上記により、<b>常設重大事故等対処設備と可搬ダクトを切り離し</b>、その他可搬型設備同士は接続状態で保管することとする。</p> <p>(2) ケーブル                      ケーブル接続盤側は、耐震評価を実施し、基準地震動による地震力に対して、接続箇所を含めて損傷しない設計とする。</p> <p><b>緊急時対策所用発電機側は</b>、重大事故等時に敷設しているケーブルを<b>端子台に接続する計画</b>であるが、<b>端子部は</b>、常時接続状態にした場合、ケーブル等が屋外環境により劣化し、絶縁低下等が起こるリスクがある<b>ため</b>、<b>緊急時対策所用発電機の端子部を切り離し</b>ケーブル接続盤側は端子接続で保管することとする。</p> <p>なお、<b>可搬型空気浄化装置側は</b>屋内に設置されており、絶縁低下等のリスクは低いことから<b>可搬型空気浄化装置からケーブル接続盤までのケーブルは常時接続とする</b>。</p>	<p>【女川】                      記載充実（大飯実績反映）</p> <p>表現の相違</p> <p>設計の相違                      ・泊では緊急時対策所ケーブル接続盤側のケーブルは常時接続しない。</p> <p>設計の相違（相違理由⑨）</p>																																																																																																																																																																																							
<table border="1" data-bbox="73 1098 667 1295"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="5">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>5</th> <th>10</th> <th>15</th> <th>20</th> <th>25</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>約60分 緊急時対策所(可搬型空気浄化装置)の 運転開始による発生時間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用空気浄化装置運転手順</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>可搬型空気浄化装置の 運転開始 ケーブル接続盤 の接続</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 移動時間に要する時間を示す。</p> <p>第2図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート</p>			経過時間(分)					備考			5	10	15	20	25		手順の項目	要員(数)						約60分 緊急時対策所(可搬型空気浄化装置)の 運転開始による発生時間								緊急時対策所非常用空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員						可搬型空気浄化装置の 運転開始 ケーブル接続盤 の接続									<table border="1" data-bbox="1339 1077 1937 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="12">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th><th>10</th><th>20</th><th>30</th><th>40</th><th>50</th><th>60</th><th>70</th><th>80</th><th>90</th><th>100</th><th>110</th><th>120</th><th>130</th><th>140</th><th>150</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="15">約60分 可搬型空気浄化装置による発生時間</td> <td>操作手順</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型緊急時非常用空気浄化装置運転手順</td> <td>要員数(操作員)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">空気浄化装置(空気浄化)による発生時間</td> <td>要員数(操作員)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図 緊急時対策所空気浄化装置タイムチャート</p>			経過時間(分)												備考			0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	手順の項目	要員(数)	約60分 可搬型空気浄化装置による発生時間															操作手順																		可搬型緊急時非常用空気浄化装置運転手順	要員数(操作員)																																		空気浄化装置(空気浄化)による発生時間	要員数(操作員)																																	
		経過時間(分)					備考																																																																																																																																																																																			
		5	10	15	20	25																																																																																																																																																																																				
手順の項目	要員(数)						約60分 緊急時対策所(可搬型空気浄化装置)の 運転開始による発生時間																																																																																																																																																																																			
緊急時対策所非常用空気浄化装置運転手順	緊急安全対策要員						可搬型空気浄化装置の 運転開始 ケーブル接続盤 の接続																																																																																																																																																																																			
		経過時間(分)												備考																																																																																																																																																																												
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150																																																																																																																																																																									
手順の項目	要員(数)	約60分 可搬型空気浄化装置による発生時間															操作手順																																																																																																																																																																									
可搬型緊急時非常用空気浄化装置運転手順	要員数(操作員)																																																																																																																																																																																									
空気浄化装置(空気浄化)による発生時間	要員数(操作員)																																																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. まとめ</p> <p>緊急時対策所に係る設備は、3号炉及び4号炉中央制御室と位置的分散を図り、設置又は保管する設計としており、外部からの衝撃に対して、同時に機能が損なわれない措置を講じている。また、屋外に設置する緊急時対策所の設備は、屋外の環境条件は考慮した設計としており、地震による荷重、風（台風）及び竜巻による風荷重に対して、位置的分散を考慮した保管または当該設備をアンカー等による固縛及び転倒防止により、機能が損なわれない設計としている。</p> <p>5. のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: right;">添付資料</p> <p style="text-align: center;">可搬設備の接続箇所概要</p> <p>可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図及び第2図に示す。</p> <p style="text-align: center;"><b>可搬ダクト接続治具</b></p>  <p style="text-align: center;">断面図                      平面図</p> <p style="text-align: center;">第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部</p> <p style="text-align: center;"><b>可搬ケーブルコネクタ</b></p>  <p style="text-align: center;">ケーブル側                      機器側</p> <p style="text-align: center;">第2図 可搬型空気浄化装置 可搬ケーブル接続部</p> <p>(注) 今後の詳細検討において変更の可能性あり。</p>		<p>6. まとめ</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋内に保管するか、設計基準事故対処設備の安全機能、使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないように、設計基準事故対処設備を防護するとともに、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図り複数箇所に分散して屋外に保管することとしている。</p> <p>5. のとおり、可搬設備の常時接続は、外部からの衝撃に対して新たな評価条件の設定や試験等が必要であり、現在の規格基準等に基づいた健全性評価の実施が短時間では難しい。そのため、常時接続した場合の損傷時の対応を考慮し、使用時に接続する運用とする。</p> <p>なお、作業員の負担軽減のため、ダクト、ケーブル等は可能な限り使用場所に保管、敷設し、使用時に簡易に接続するだけになるよう工夫する。（添付参照）</p> <p style="text-align: right;">添付資料</p> <p style="text-align: center;">可搬設備の接続箇所概要</p> <p>可搬型空気浄化装置に係る接続箇所の概要を第1図に示す。</p>  <p style="text-align: center;">第1図 可搬型空気浄化装置 可搬ダクト接続部</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大飯実績反映）</p> <p>記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">参考資料4</p> <p>空気供給装置（ポンベ）に係る環境条件への適合性について</p> <p>1. はじめに                  緊急時対策所機能に係る設備のうち、空気供給装置は屋外に設置する可搬型重大事故等対処設備として計画している。空気供給装置のうち、空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき製作するものである。                  本資料では、屋外に設置する空気供給装置について環境条件への適合性を整理したものである。</p> <p>2. 空気供給装置の構造について                  空気供給装置は空気ポンベ及びポンベ架台等により構成される。空気ポンベは高圧ガス保安法の規格に基づき十分な強度を有する構造とし、固定ボルトによりポンベ架台に固定する。また、ポンベ架台は基礎ボルト等により床に据え付ける。（第1図）                  空気供給装置は予備品との交換が容易な屋外に保管することから、直射日光等による温度上昇を防ぐため、ポンベ架台全体をステンレス製のカバー等により覆うことで、障壁を設ける措置を講じている（注1）。（第2図）                  （注1）容器等を常に40℃以下に保つ必要があり、直射日光等による温度上昇を防ぐため、屋根、隔壁、散水装置を設ける等の措置を講じることが、「高圧ガス保安法及び関連政省令の運用及び解釈について（内規）」に記載されている。</p> <p>3. 環境条件への適合性について                  空気供給装置は、重大事故等時における屋外の環境条件を考慮した設計とする。操作は設置場所で可能な設計とする。                  空気ポンベについては、「高圧ガス保安法」に基づく、「容器保安規則」に従った適切な材料であるJIS G3429 のクロムモリブデン鋼STH21を使用している。                  ポンベ架台の主要部材はSS400 であるが、耐候性に優れた塗料を採用し、またステンレス製のカバー等を内蔵することで、屋外環境に耐える設計とする。なお、直射日光等による温度上昇に対しては、内規の屋根及び隔壁に該当する金属カバーを設置する設計とする。                  また近傍に消火栓等の散水装置も設置しているため、輻射熱等に対して問題はないと考える（注2）。                  屋外に設置する空気供給装置は、転倒防止のためにアンカー等で固定することで、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震機能を有する設計とする。                  また、竜巻に対しても同様に飛散防止のためにアンカー等で固定することで、竜巻による風荷重に対して機能が損われない設計とする。                  （注2）金属カバーは移動式水素ステーションの水素カードルにて6都県、13件の実績がある。</p>			<p>【大飯】                  設計の相違（相違理由⑨）                  ・大飯ではポンベを屋外に設置していることから、直射日光等の影響を考慮する必要がある。                  泊はポンベを屋内に設置していることから、直射日光等の影響を考慮する必要はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. まとめ</p> <p>空気供給装置については、屋外の環境条件を満たす設計としており、またボンベ架台等にて固定することで、自然事象等により機能が損なわれることがないため、環境条件への適合について満足していると考ええる。</p> <p>第1図 空気供給装置 外観図</p> <p>第2図 空気供給装置用カバー 概要図</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.8 重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備                      緊急時において事故状態を把握するために必要なプラントパラメータ等を収集し、発電所内外に伝送するため、安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という）を、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に、安全パラメータ伝送システムを、耐震性を有する緊急時対策所に設置している。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、重大事故等に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ伝送装置、緊急時対策支援システム伝送装置及び安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      6号及び7号炉のデータ伝送装置はコントロール建屋に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びSPDS表示装置は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。安全パラメータ伝送システムは、安全パラメータ表示システム（SPDS）から送られた情報を、所外へデータ伝送する。SPDS表示装置は、安全パラメータ表示システム（SPDS）で処理された情報を、緊急時対策所内に表示させる。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について                      緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p>データ収集装置は2号炉制御建屋に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は緊急時対策所に設置する設計とする。</p>	<p>2.5 必要な情報を把握できる設備について                      緊急時対策所において、重大事故等時に対処するために必要な情報（プラントパラメータ）を把握できる設備として、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示端末から構成される安全パラメータ表示システム（SPDS）を構築する設計とする。</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバは3号炉原子炉補助建屋に設置し、データ表示端末は緊急時対策所指揮所に設置する設計とする。</p> <p>データ収集計算機は、プラントパラメータを収集し、視覚化等の処理を行う。ERSS伝送サーバは、データ収集計算機から送られた情報を所外へデータ伝送する。データ表示端末は、データ収集計算機で処理された情報を緊急時対策所指揮所内に表示させる。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川に記載統一）</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由⑩）                      ERSS 伝送サーバ（女川名称：SPDS 伝送装置）の設置場所に相違はあるが、耐震性を有する建屋内に設置する設計であり、必要な情報を把握できる設備の機能に影響を与えるものではない。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】・記載充実（大飯参照）                      【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、SPDSのデータ伝送については、複数の有線（光ケーブル）の専用回線によって行うことができ、多重性を持たせているが、データ伝送の更なる多様化のために衛星回線による伝送設備を設置している。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                  6号及び7号炉のコントロール建屋にあるデータ伝送装置から5号炉原子炉建屋内緊急時対策所にある緊急時対策支援システム伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光ファイバ通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>必要な情報を把握するための設備の概要を図9に示す。</p> <p>表2のような重大事故等に対処するために必要な情報（炉心冷却や格納容器の状態）を把握することができるよう、SPDSのデータを表示できるSPDS表示装置を緊急時対策所に設置している。使用済燃料ピット水位、温度といったパラメータについても、当該装置にて確認可能である。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                  また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、周辺の環境線量状況を把握するため、緊急時対策所外可搬型エアモニタ、可搬型気象観測装置のデータを緊急時対策所へ伝送し、建屋内にて確認できるようにしている。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                  なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは、無線により5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>2号炉制御建屋にあるデータ収集装置から緊急時対策所にあるSPDS伝送装置へのデータ伝送手段は、有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。                  SPDS表示装置で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料プールの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもSPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、SPDS表示装置は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる代替気象観測装置のデータは、無線により緊急時対策所に伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>3号炉原子炉補助建屋にあるデータ収集計算機から緊急時対策所指揮所にあるデータ表示端末へのデータ伝送手段は有線（光通信回線）と無線（無線通信回線）により構成し、多様性を確保する設計とする。</p> <p>概要を図2.5-1に示す。                  データ表示端末で把握できる主なパラメータを表2.5-1に示す。</p> <p>表2.5-1に示すとおり、原子炉格納容器内の状態、使用済燃料ピットの状態、水素爆発による原子炉格納容器の破損防止、水素爆発による原子炉建屋の損傷防止を確認できるパラメータについてもデータ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>また、原子炉水位、圧力等の主要なパラメータの計測が困難となった場合においても、緊急時対策所で推定を行うことができるよう可能な限り関連パラメータを確認できる設計とする。</p> <p>また、データ表示端末は今後の監視パラメータ追加や表示機能の拡張等を考慮した設計とする。</p> <p>なお、放射性物質の放射線量の測定に用いる可搬型モニタリングポスト、風向及び風速その他の気象条件の測定に用いる可搬型気象観測装置のデータは無線により緊急時対策所指揮所へ伝送することで確認できる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】・設計の相違（相違理由①）                  ・システム設計の相違により、装置構成が異なるものの、原子炉補助建屋～緊急時対策所間のデータ伝送手段としては、女川と同様に多様性を確保している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3②の相違）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設備名称の相違                  ・代替気象観測設備＝可搬型気象観測装置</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、原子炉補助建屋に設置するSPDS本体も含め、基準地震動による地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。

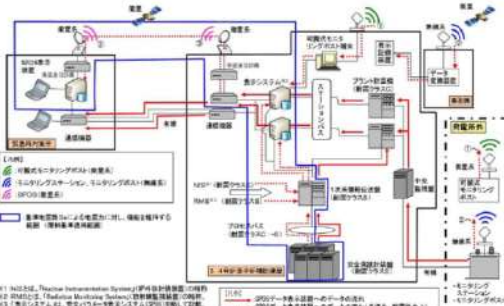


図9-1 必要な情報を把握するための設備の概要

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

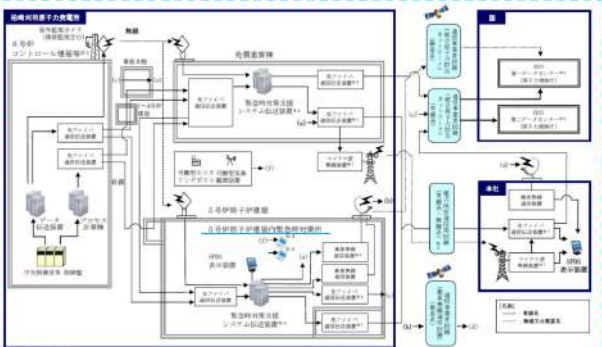


図2.5-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等の概要

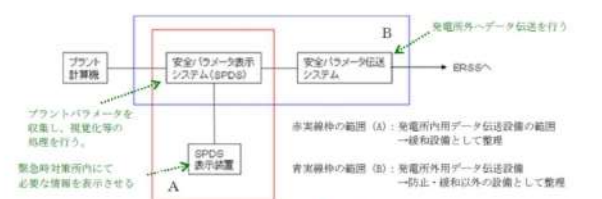


図9-2 データ伝送設備の概要

■ DB B（設備許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載）  
 （ただし、「...」で囲む部分を除く）

女川原子力発電所2号炉

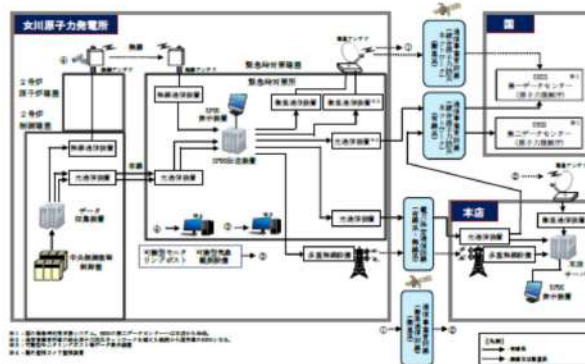


図2.5-1 安全パラメータ表示システム（SPDS）等の概要

泊発電所3号炉

緊急時対策所指揮所のデータ表示に係る機能に関しては、原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機及びERSS伝送サーバも含め、基準地震動に対して、機能を喪失しないように耐震性を確保する設計としている。

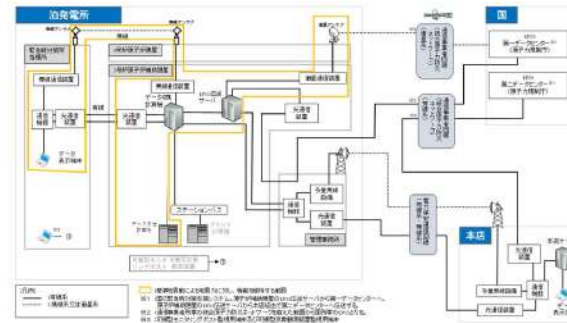


図2.5-1 必要な情報を把握するための設備の概要

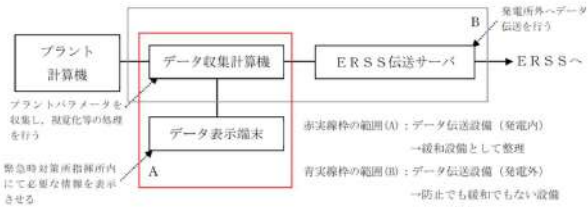


図2.5-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要

相違理由  
 【女川】・記載充実（大飯参照）

【女川】・記載充実（大飯参照）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

表2 SPDS表示装置にて確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子束	中性子前領域中性子束 中間領域中性子束 出力領域中性子束
炉心冷却の状態確認	加圧器水位	加圧器水位
	1次冷却材圧力	R-プンプ圧力
	1次冷却材流量	R-プンプ1次冷却材流量
	高圧注入流量	高圧注入流量
	高圧注入流量	高圧注入流量
燃料の状態確認	燃料容器内温度	燃料容器内温度
	燃料容器スプレイ流量	燃料容器スプレイ流量
	燃料容器内高レンジエリアモニタの指示	燃料容器内高レンジエリアモニタの指示
	排気筒ガスモニタの指示	排気筒ガスモニタの指示
	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示
環境の状態確認	気象情報	気象情報
	気象情報	気象情報

女川原子力発電所2号炉

表2.5-1 SPDS表示装置で把握できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子束 原子炉水位（広域側）（燃料域） 原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧炉心スプレイ系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の発電状態 非常用高圧母線電圧
炉心冷却の状態確認	原子炉圧力 原子炉圧力容器温度 低圧炉心スプレイ系系統流量 高圧炉心スプレイ系系統流量 原子炉隔離時冷却系系統流量 残留熱除去系系統流量 残留熱除去系洗浄ライン流量 非常用ディーゼル発電機の発電状態 非常用高圧母線電圧
燃料の状態確認	原子炉格納容器内圧力 原子炉格納容器内温度 原子炉格納容器内水素濃度、酸素濃度 原子炉格納容器内雰囲気放射線レベル サブプレッションプール水位 原子炉格納容器下部水位 原子炉格納容器スプレイ弁開閉状態 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器隔離の状態 排気筒放射線レベル
環境への影響確認	モニタリングポスト稼働率 気象情報
使用済燃料プールの状態確認	使用済燃料プール水位 使用済燃料プール水温度
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止確認	フィルタ装置出口水素濃度 フィルタ装置出口放射線レベル
水素爆発による原子炉建屋の破損防止確認	原子炉建屋内水素濃度

泊発電所3号炉

表2.5-1 データ表示端末で確認できる主なパラメータ

目的	対象パラメータ
炉心反応度の状態確認	中性子前領域中性子束 中間領域中性子束 出力領域中性子束 ほう酸タンク水位
炉心冷却の状態確認	加圧器水位 1次冷却材圧力（広域） 1次冷却材流量（広域-高温度側、低温側） 主蒸気ライン圧力 高圧注入流量 低圧注入流量 燃料取替用水ビット水位 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水流量 補助給水ビット水位 電源の状態（ディーゼル発電機の運転状態） 所内母線電圧（非常用） サブクール度 1次冷却材圧力（広域） 炉心出口温度 1次冷却材温度（広域-高温度側、低温側） 格納容器内高レンジエリアモニタの指示値
燃料の状態確認	1次冷却材圧力（広域） 炉心出口温度 1次冷却材温度（広域-高温度側、低温側） 格納容器内高レンジエリアモニタの指示値

目的	対象パラメータ
格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力 格納容器圧力（AM用） 格納容器内温度 格納容器内水素濃度 格納容器水位 格納容器下部キャビティ水位 格納容器再循環サンプ水位（広域） 格納容器再循環サンプ水位（狭域） 格納容器スプレイ流量 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量（AM用） 格納容器内高レンジエリアモニタの指示値
放射能隔離の状態確認	排気筒ガスモニタの指示値 原子炉格納容器隔離の状態
ECCSの状態等	ECCSの状態（高圧注入系） ECCSの状態（低圧注入系） 格納容器スプレイポンプの状態 ECCSの状態 原子炉補機冷却水サージタンク水位 充てん流量 原子炉容器水位
使用済燃料ビットの状態確認	使用済燃料ビット水位（AM用） 使用済燃料ビット水位（可搬型） 使用済燃料ビット温度（AM用） 使用済燃料ビット周辺の放射線量
環境の状態確認	モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値 気象情報
水素爆発による原子炉格納容器の破損防止	格納容器イグナイタ温度 原子炉格納容器水素処理装置温度
水素爆発による原子炉建屋の破損防止	アンユラス水素濃度（可搬型）
その他	主給水ライン流量 原子炉トリップの状態 S/G細管漏えい監視 格納容器ガスモニタの指示値 放水口の放射線

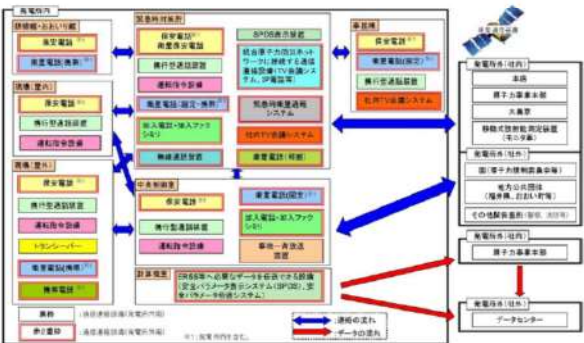
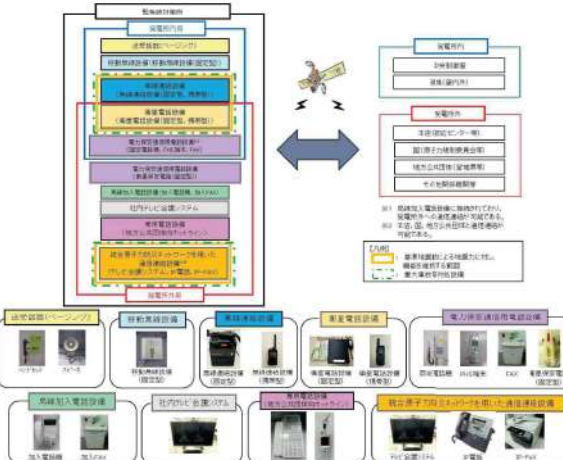
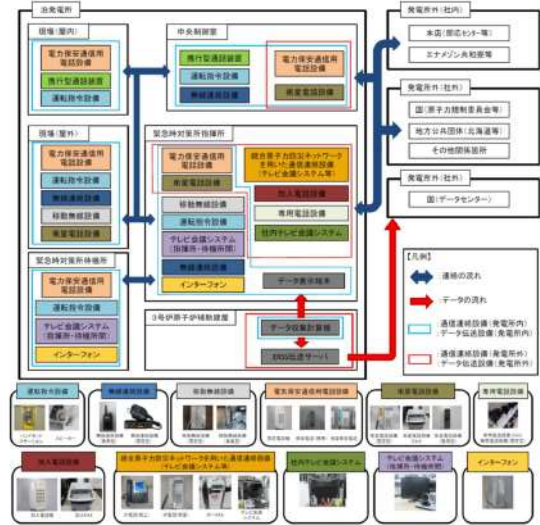
相違理由

【女川】・PWR設計の反映  
 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大飯】・記載表現の相違  
 データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.9 通信連絡設備</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）及び発電所外の関係課所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を設置している。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3、4号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概要を図10に示す。</p>  <p>図10 緊急時対策所 通信連絡設備 概略図</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>2.6 通信連絡設備について</p> <p>発電所内の関係要員に対して必要な指示を行うための通信連絡設備（発電所内用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、発電所外の関連箇所へ連絡を行うための通信連絡設備（発電所外用）を緊急時対策所に設置する設計とする。</p> <p>また、通信連絡設備にはそれぞれ多様性を持たせている。ERSSへデータを伝送する設備については3号炉原子炉補助建屋に設置する。</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動による地震力に対し、機能を維持するための措置を講じる。通信連絡設備の概要を図2.6-1に示す。</p>  <p>図2.6-1 緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>	<p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違 (2-3①の相違)</p> <p>【女川】・記載内容の充実 (大飯参照)</p> <p>【大飯】・設置場所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>図 2.6-1 女川原子力発電所内緊急時対策所 通信連絡設備の概要</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

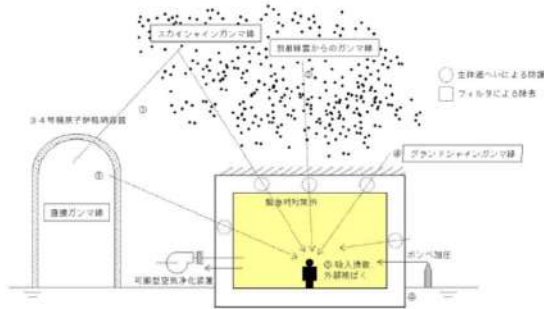
泊発電所3号炉

相違理由

2.6 被ばく評価

緊急時対策所の居住性については、「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づき評価した結果、対策要員の実効線量が約4.2mSvとなり、7日間で100mSvを超えないことを確認している。

評価結果を図7に示す。



被ばく経路	実効線量(mSv)
	緊急時対策所
①原子炉格納容器内の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $2.5 \times 10^{-4}$
②大気中へ放出された放射性物質中の放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$
③外気から室内に取り込まれた放射性物質による被ばく	約 $3.5 \times 10^{-3}$
④大気中へ放出され地表面に沈着した放射性物質からのガンマ線による被ばく	約 $5.7 \times 10^{-1}$
合計 (①+②+③+④)	約 4.2

\*1：有効数字2桁で切り上げた値

図7 緊急時対策所 居住性に係る被ばく評価

【大飯】・記載方針の相違  
 本内容については、SA 事象に関する事項であることから、第61条にて比較する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.11 事故時に必要な要員</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長（所長）があたり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれ「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>②～⑥の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、ブルーム通過の前・中・後でも対策要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>① 警戒対策体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>② 第1緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③ 第2緊急体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく報告事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、第2緊急体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。初動対応後に想定される原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>3. 運用</p> <p>3.1 必要要員の構成、配置について</p> <p>(1) 原子力防災組織</p> <p>泊発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報管理、③資機材等リソース管理・社外対応、④情報収集・計画立案、⑤現場対応を有しており、①の責任者として発電所対策本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を置く。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、万一ブルームが発生する事態となった場合においてもブルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計とする。</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、その情勢に応じて、以下のように体制を区分する。（詳細は5.6参照）</p> <p>①原子力防災準備体制（原子力災害対策指針にて定められている警戒事態に対処するための体制）</p> <p>②原子力応急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている施設敷地緊急事態（原子力災害対策特別措置法第10条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>③原子力緊急事態体制（原子力災害対策指針にて定められている全面緊急事態（原子力災害対策特別措置法第15条に基づく通報事象相当）に対処するための体制）</p> <p>重大事故等発生時には、原子力緊急事態体制を発令し、原子力防災組織の要員がその対応にあたる。事故発生からブルーム通過前における緊急時対策所等で活動する原子力防災組織の要員を図3.1-1に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違                  （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  ・発電所原子力防災組織の構成相違</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違                  女川：本部長（所長）                  泊：発電所対策本部長                  （以降、同様な相違理由記載は省略する。）</p> <p>【女川】                  ・原子力防災組織の相違                  ・設計の相違                  泊は重大事故等対策としてCVフィルタベントがないことから「万一ブルームが通過する事態となった場合においても」と記載した。</p> <p>【女川】                  ・体制名称の相違                  原子力事業者防災業務計画に定める各体制の名称に相違はあるものの、区分している内容は同じであり、相違ない。（以降、本項目において同様の相違理由の記載を省略する。）</p> <p>【女川】                  ・記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、<b>緊急時対策所</b>にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員が緊急時対策所にとどまることができる設計としている。重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員65名、緊急時対応として設置した可搬型代替低圧注入ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動のために必要な要員23名、3、4号機運転員12名の合計100名に1号炉及び2号炉の運転員の10名※1を加えた合計110名が緊急時対策所にとどまることができるように設計する。</p> <p>緊急時対策所にとどまる要員の内訳を図12及び表3に示す。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>(2) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所                  第2次緊急事態において、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</b>で対応する6号及び7号炉に係る要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員72名である。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>また、6号及び7号炉に係る要員として、図3.1-1における②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員106名のうち中央制御室にて対応を行う運転員18名を除く88名と、1～5号炉に係る現場要員2名をあわせて90名（表3.1-1参照）についての待機場所としては、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</b>を確保する。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員6名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、中央制御室にとどまる運転員7名と保修班員の17名、初期消火要員（消防車隊）6名を加えた合計36名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備である常設のモニタリングポストの指示値により判断を行う。</p> <p>放射線管理班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2) 緊急時対策所                  第2緊急体制において、緊急時対策所での対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員38名である。</p> <p>また、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員52名のうち中央制御室にて対応を行う運転員7名を除く45名についての待機場所としては、<b>緊急時対策所</b>に収容できるものとする。</p>	<p>また、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における原子力防災組織の要員は図3.1-2に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員として災害対策本部要員4名、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員として、災害対策要員11名及び災害対策要員（支援）15名を常駐させ、3号炉運転員6名及び消火要員8名を含め発電所災害対策要員合計44名を想定する。</p> <p>原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、不要な被ばくから要員を守るため、緊急時対策所にとどまる必要のない要員については、所外に一時退避させる。</p> <p>ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。</p> <p>なお、ブルーム通過の判断については、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備である常設のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値により判断を行う。</p> <p>放管班長は、ブルームの影響により可搬型モニタリングポスト等の線量率が上昇した後に線量率が減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合に、ブルームが通過したと判断する。</p> <p>(2) 緊急時対策所                  原子力緊急事態体制において、<b>緊急時対策所指揮所</b>で対応する要員は、図3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員50名である。</p> <p>また、②原子炉格納容器の破損等による放射性物質の拡散抑制のために必要な要員を含む各班員45名のうち、中央制御室にて対応を行う運転員6名を除く39名についての待機場所としては、<b>緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所</b>に収容できるものとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                  ・初動対応体制の相違</p> <p>【大飯】                  ・記載方針の相違（女川審査実績の反映）                  【女川】                  ・設備の相違                  泊ではより多くの入手可能な情報から事象判断をすることを目的に、自主対策設備としてモニタリングステーションも使用する。</p> <p>【女川】                  ・体制名称の相違                  【女川】                  ・体制の相違</p> <p>【女川】                  ・要員収容場所の相違（相違理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><u>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</u></p> <p>ブルーム通過中において、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>にとどまる6号及び7号炉に対応する要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち中央制御室待避所にとどまる運転員18名及び<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>にとどまる要員40名を除く17名の合計69名とする。</p> <p><u>これに加えて、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）で対応する1～5号炉に係る要員は2名と、保安検査官2名をあわせて、73名（表3.1-1参照）が5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に収容できるものとする。</u></p> <p><u>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）には、ブルーム通過中において、現場要員40名と5号炉運転員8名の合計48名が収容できるものとする。</u></p> <p>本部長（所長）は、この要員数を目安として、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>にとどまる要員を判断する。                  重大事故等時に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>ブルーム通過中において、<b>緊急時対策所</b>にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員<b>36名</b>と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員<b>36名</b>のうち<b>中央制御室待避所</b>にとどまる<b>運転員7名を除く29名の合計65名</b>とする。</p> <p>本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。                  重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p>ブルーム通過中において、<b>緊急時対策所指揮所</b>にとどまる要員は交替要員を考慮して、図3.1-3及び表3.1-1に示すとおり、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員<b>41名</b>と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員<b>31名</b>のうち、<b>緊急時対策所待機所</b>にとどまる要員を除く<b>37名</b>とする。</p> <p>これに加えて、運転検査官4名を合わせて、41名を緊急時対策所指揮所に収容できるものとする。</p> <p>また、緊急時対策所待機所には、ブルーム通過中において、現場要員37名と、1号及び2号炉運転員3名、3号炉運転員6名の合計46名を収容できるものとする。</p> <p>発電所災害対策本部長は、この要員数を目安として、緊急時対策所にとどまる要員を判断する。                  重大事故等に対処するための要員の動きを図3.1-4に示す。</p>	<p><b>【女川】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力防災組織の相違</li> </ul> <p>女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</p> <p><b>【女川】設計の相違</b></p> <p>泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所に要員を分割して収容する。（柏崎と同様）</p>



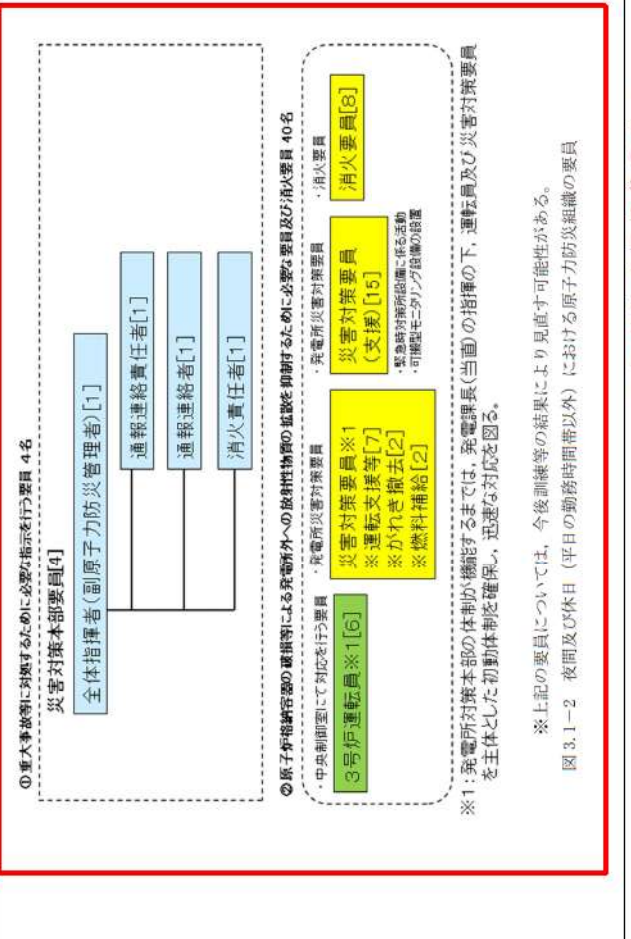
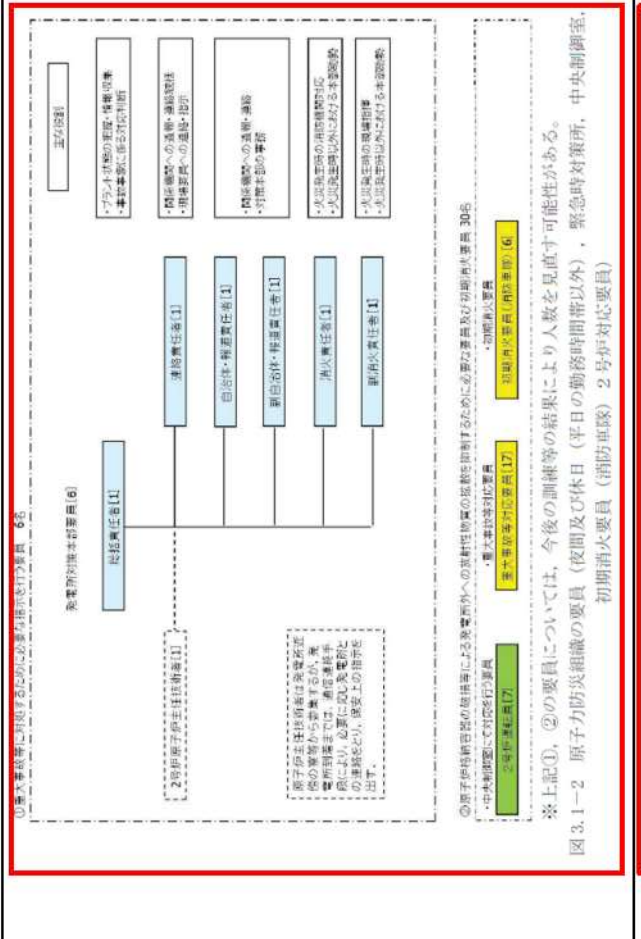
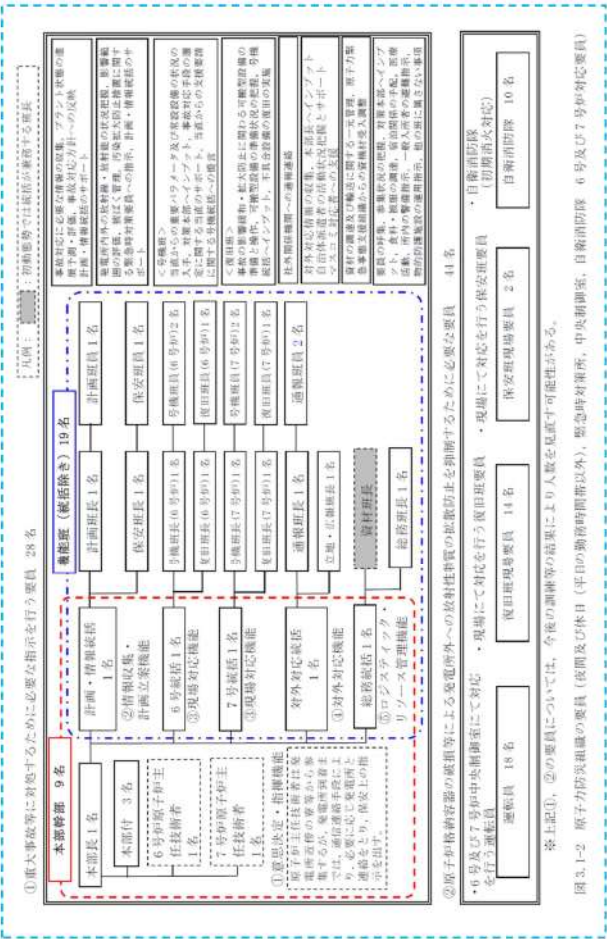
大阪発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



【女川】  
 ・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉はとめ基準より参考掲載】</p> <p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 52名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による緊急事態への放射性物質の拡散防止を抑制するために必要な要員 75名</p> <p>③6号及び7号炉と中央制御室にて対応を行う東田班要員 54名</p> <p>④現場にて対応を行う保安班要員 3名</p> <p>⑤運転員 18名</p> <p>⑥保安班現場要員 3名</p> <p>※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性はある。</p> <p>図 3.1-3 プルーフ通過時 緊急時対策所、中央制御室にとどまる6号及び7号炉対応要員</p>	<p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 36名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による緊急事態への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び消火要員 40名</p> <p>③中央制御室にて対応を行う要員</p> <p>④3号炉運転員 16名</p> <p>⑤3号炉班長 7名</p> <p>⑥3号炉班長 1名</p> <p>⑦3号炉班長 1名</p> <p>⑧3号炉班長 1名</p> <p>⑨3号炉班長 1名</p> <p>⑩3号炉班長 1名</p> <p>⑪3号炉班長 1名</p> <p>⑫3号炉班長 1名</p> <p>⑬3号炉班長 1名</p> <p>⑭3号炉班長 1名</p> <p>⑮3号炉班長 1名</p> <p>⑯3号炉班長 1名</p> <p>⑰3号炉班長 1名</p> <p>⑱3号炉班長 1名</p> <p>⑲3号炉班長 1名</p> <p>⑳3号炉班長 1名</p> <p>㉑3号炉班長 1名</p> <p>㉒3号炉班長 1名</p> <p>㉓3号炉班長 1名</p> <p>㉔3号炉班長 1名</p> <p>㉕3号炉班長 1名</p> <p>㉖3号炉班長 1名</p> <p>㉗3号炉班長 1名</p> <p>㉘3号炉班長 1名</p> <p>㉙3号炉班長 1名</p> <p>㉚3号炉班長 1名</p> <p>㉛3号炉班長 1名</p> <p>㉜3号炉班長 1名</p> <p>㉝3号炉班長 1名</p> <p>㉞3号炉班長 1名</p> <p>㉟3号炉班長 1名</p> <p>㊱3号炉班長 1名</p> <p>㊲3号炉班長 1名</p> <p>㊳3号炉班長 1名</p> <p>㊴3号炉班長 1名</p> <p>㊵3号炉班長 1名</p> <p>㊶3号炉班長 1名</p> <p>㊷3号炉班長 1名</p> <p>㊸3号炉班長 1名</p> <p>㊹3号炉班長 1名</p> <p>㊺3号炉班長 1名</p> <p>㊻3号炉班長 1名</p> <p>㊼3号炉班長 1名</p> <p>㊽3号炉班長 1名</p> <p>㊾3号炉班長 1名</p> <p>㊿3号炉班長 1名</p> <p>※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性はある。</p> <p>図 3.1-3 プルーフ通過時 緊急時対策所、中央制御室にとどまる2号炉対応要員</p>	<p>①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 41名</p> <p>②原子炉格納容器の破損等による緊急事態への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員及び消火要員 39名</p> <p>③中央制御室にて対応を行う要員</p> <p>④3号炉運転員 16名</p> <p>⑤3号炉班長 7名</p> <p>⑥3号炉班長 1名</p> <p>⑦3号炉班長 1名</p> <p>⑧3号炉班長 1名</p> <p>⑨3号炉班長 1名</p> <p>⑩3号炉班長 1名</p> <p>⑪3号炉班長 1名</p> <p>⑫3号炉班長 1名</p> <p>⑬3号炉班長 1名</p> <p>⑭3号炉班長 1名</p> <p>⑮3号炉班長 1名</p> <p>⑯3号炉班長 1名</p> <p>⑰3号炉班長 1名</p> <p>⑱3号炉班長 1名</p> <p>⑲3号炉班長 1名</p> <p>⑳3号炉班長 1名</p> <p>㉑3号炉班長 1名</p> <p>㉒3号炉班長 1名</p> <p>㉓3号炉班長 1名</p> <p>㉔3号炉班長 1名</p> <p>㉕3号炉班長 1名</p> <p>㉖3号炉班長 1名</p> <p>㉗3号炉班長 1名</p> <p>㉘3号炉班長 1名</p> <p>㉙3号炉班長 1名</p> <p>㉚3号炉班長 1名</p> <p>㉛3号炉班長 1名</p> <p>㉜3号炉班長 1名</p> <p>㉝3号炉班長 1名</p> <p>㉞3号炉班長 1名</p> <p>㉟3号炉班長 1名</p> <p>㊱3号炉班長 1名</p> <p>㊲3号炉班長 1名</p> <p>㊳3号炉班長 1名</p> <p>㊴3号炉班長 1名</p> <p>㊵3号炉班長 1名</p> <p>㊶3号炉班長 1名</p> <p>㊷3号炉班長 1名</p> <p>㊸3号炉班長 1名</p> <p>㊹3号炉班長 1名</p> <p>㊺3号炉班長 1名</p> <p>㊻3号炉班長 1名</p> <p>㊼3号炉班長 1名</p> <p>㊽3号炉班長 1名</p> <p>㊾3号炉班長 1名</p> <p>㊿3号炉班長 1名</p> <p>※上記①、②の要員については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性はある。</p> <p>図 3.1-3 プルーフ通過時に緊急時対策所にとどまる3号炉対応要員</p>	<p>【女川】          ・体制の相違</p> <p>要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

大飯発電所3/4号炉

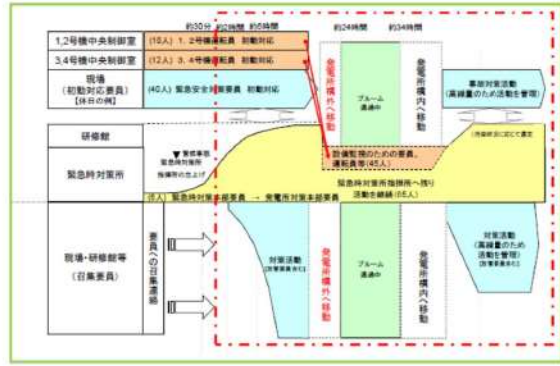


図 1.2 緊急時対策所 必要要員の考え方

※1：今後の手続きにより、1号炉及び2号炉の運転員数を変更する予定であるが、  
 現行の人数に基づき10名を緊急時対策所の収容人数として設計する。

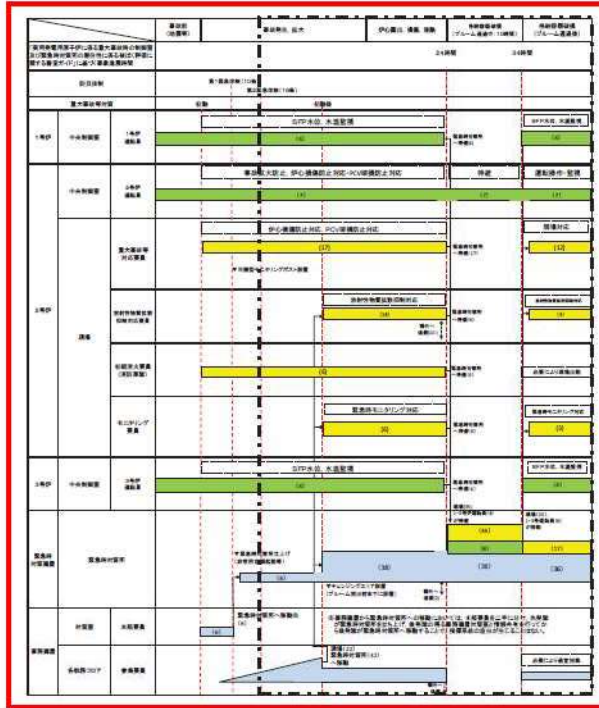
■ = DB (設置許可基準規則第34条または技術基準規則第46条の要求に係る記載)  
 (ただし、□□で囲む部分を除く)

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】



図 3.1-4 3号炉原子炉建屋内型緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

女川原子力発電所2号炉

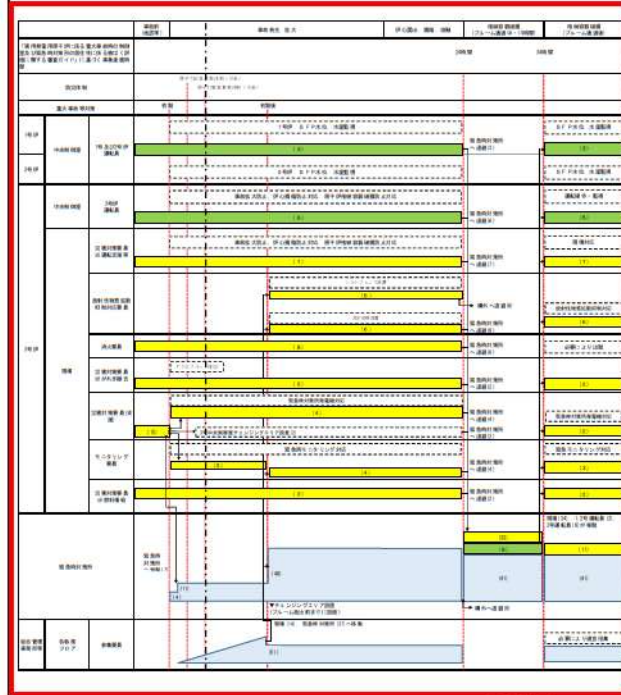


■ : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図 3.1-4 緊急時対策所、中央制御室 事故発生からブルーム通過までの要員の動き

泊発電所3号炉



■ : SA

※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。

図 3.1-4 緊急時対策所、中央制御室、事故発生からブルーム通過までの要員の動き

相違理由

【大飯】【女川】  
 ・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

表3 重大事故発生時等の各体制における緊急時対策所の収容人数

体制	要員数	発電設備				合計	予備の空 社宅等
		運転員	保安員	監視員	その他		
① 平時	運転員	12	12			68	
	保安員	10	10				
	監視員	1					
	その他	2					
	保安員	2					
	監視員	1					
	その他	1					
	保安員	10					
	監視員	2					
	その他	9					
合計	68	0	22	0	46		
② 初期	運転員	12	12			68	
	保安員	10	10				
	監視員	1					
	その他	2					
	保安員	2					
	監視員	1					
	その他	1					
	保安員	10					
	監視員	2					
	その他	9					
合計	68	0	22	0	46		
③ 初期中・後	運転員	12	12			68	78
	保安員	10	10				
	監視員	1					
	その他	2					
	保安員	2					
	監視員	1					
	その他	1					
	保安員	10					
	監視員	2					
	その他	9					
合計	78	0	22	0	100		
④ フォーム 運用時 （準常時） （14時～17 時）	運転員	12	12			110	24時間常時で稼働している。平日は常時稼働しているが、夜間は常時稼働している。休日及び休日（平日の勤務時間以外）については、事務棟等で待機している。
	保安員	10	10				
	監視員	1					
	その他	2					
	保安員	2					
	監視員	1					
	その他	1					
	保安員	10					
	監視員	2					
	その他	9					
合計	110	0	0	0	110		
⑤ フォーム 運用時 （準常時） （17時～ 翌0時）	運転員	12	12			117	24時間常時で稼働している。平日は常時稼働しているが、夜間は常時稼働している。休日及び休日（平日の勤務時間以外）については、事務棟等で待機している。また、本機が稼働している間は、保安員は常時稼働している。
	保安員	10	10				
	監視員	1					
	その他	2					
	保安員	2					
	監視員	1					
	その他	1					
	保安員	10					
	監視員	2					
	その他	9					
合計	117	0	0	0	117		

女川原子力発電所2号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

事象進展	要員数(※1) (名)	緊急時 対策所 (名)	中央制御 室 (名)	中央制御 室待機所 (名)	その他の機室 (名)	設備 (名)	収容 人数 合計	
① 初期体制	意思決定・指揮	12					6	
	情報収集・計画立案	8						
	現場対応	8						
	関係対応	2						
	情報管理	4						
	資機材等リソース管理	4						
	運転員	7		5~7				0~2
	保線監視係員	33						33
	モニタリング要員	6						6
	初期消火要員(消防車隊)(※3)	6						6
② 警戒体制	意思決定・指揮	12					38	
	情報収集・計画立案	8						
	現場対応	8						
	関係対応	2						
	情報管理	4						
	資機材等リソース管理	4						
	運転員	7		5~7				0~2
	保線監視係員(※4)	33						33
	モニタリング要員(※4)	6						6
	初期消火要員(消防車隊)(※3)	6						6
③ 第1緊急体制	意思決定・指揮	12					83	
	情報収集・計画立案	8						
	現場対応	8						
	関係対応	2						
	情報管理	4						
	資機材等リソース管理	4						
	運転員	7		5~7				0~2
	保線監視係員(※4)	33						33
	モニタリング要員(※4)	6						6
	初期消火要員(消防車隊)(※3)	6						6

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：平日昼間は、事務棟等で勤務している。夜間及び休日（平日の勤務時間以外）については、事務棟等で待機している。  
 ※3：初期消火要員（消防車隊）は6名で構成され、火災の規模に忠じ、消火剤が消費される。  
 ※4：直ちに発電所全所員に非常招集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交番要員として待機させる。

泊発電所3号炉

表3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数（1/2）

体制	要員数※1	緊急時対策所			中央制 御室	総合管理 事務所他	現場	収容 人数 合計
		指揮所	待機所	機室				
① 通達時	指揮者	1	-	-	-	1	-	-
	通報連絡責任者	1	-	-	-	1	-	
	通報連絡者	1	-	-	-	1	-	
	消火責任者	1	-	-	-	1	-	
	3号炉運転員	6	-	-	3~6	-	0~3	
	災害対策要員	11	-	-	-	11	-	
	災害対策要員（支援）	15	-	-	-	15	-	
	消火要員	8	-	-	-	8	-	
	現場要員	-	-	-	-	-	-	
	本部要員	-	-	-	-	-	-	
② 初期対応	指揮者	1	-	-	-	1	-	-
	通報連絡責任者	1	-	-	-	1	-	
	通報連絡者	1	-	-	-	1	-	
	消火責任者	1	-	-	-	1	-	
	3号炉運転員	6	-	-	3~6	-	0~3	
	災害対策要員	11	-	-	-	11	-	
	災害対策要員（支援）	15	-	-	-	15	-	
	消火要員	8	-	-	-	8	-	
	現場要員	-	-	-	-	-	-	
	本部要員	-	-	-	-	-	-	
③ 原子力防災体制	指揮者	1	1	-	-	-	-	39
	通報連絡責任者	1	1	-	-	-	-	
	通報連絡者	1	1	-	-	-	-	
	消火責任者	1	1	-	-	-	-	
	3号炉運転員	6	-	-	3~6	-	0~3	
	現場要員	24	-	24	-	-	(24)	
	モニタリング要員	2	-	2	-	-	(2)	
	消火要員	8	-	8	-	-	(8)	
	本部要員	-	-	-	-	-	-	
	本部要員	-	-	-	-	-	-	
④ 原子力緊急事態	意思決定・指揮	10					89	
	情報管理・火災対応	7						
	資機材等リソース管理、 計測対応	4	39	11				
	現場対応	17						
	3号炉運転員	6		-	3~6			0~3
	現場要員	27	2	25				(27)
	モニタリング要員	4		4				(4)
	消火要員	8		8				(8)
	本部要員	-	-	-	-	-		-
	本部要員	-	-	-	-	-		-

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：平日昼間は、総合管理事務所等で勤務している。

【大飯】【女川】  
 ・体制の相違  
 要員数、要員の名称に相違はありますが、運転員、可搬型SA設備を用いて電源復旧活動や注水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員、消火活動を行う要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては同様。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉主とめ資料より参考掲載】

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (名)

事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対策本部)(注1)	緊急時対策所(待機所)(注2)	中央制御室	中央制御室待機所	その他の建物	現場	収容人数合計
① 原子力緊急事態発生時	28	意思決定・指揮	4	-	-	-	-	83
		情報収集・計画立案	12	-	-	-	-	
		危機対応	12	-	-	-	-	
		対外対応	5	-	-	-	-	
		ログ・リソース管理	2	-	-	-	-	
		燃料管理	18	-	0~18	-	0~12	
		原子炉監視要員(※1)	14	-	-	-	14	
		保安監視要員(※4)	2	-	-	-	2	
		自衛消防員(※3)	10	-	-	-	10	
		消防隊・計画立案	1	-	-	-	1	
② 原子力緊急事態発生時	28	意思決定・指揮	4	-	-	-	-	83
		情報収集・計画立案	12	-	-	-	-	
		危機対応	12	-	-	-	-	
		対外対応	5	-	-	-	-	
		ログ・リソース管理	2	-	-	-	-	
		燃料管理	18	-	0~18	-	0~12	
		原子炉監視要員(※1)	14	-	-	-	14	
		保安監視要員(※4)	2	-	-	-	2	
		自衛消防員(※3)	10	-	-	-	10	
		消防隊・計画立案	1	-	-	-	1	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：平日稼働は、5号炉定額運転等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間以外)については、前泊等で待機。  
 ※3：自衛消防員は、消防隊員1名、避難誘導員(消防車隊)4名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動を行う。  
 ※4：直ちに発電所全周員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数 (名)

事象進展	要員数(名)	緊急時対策所(対策本部)(注1)	緊急時対策所(待機所)(注2)	中央制御室	中央制御室待機所	その他の建物	現場	収容人数合計
⑤ 原子力緊急事態発生時	12	意思決定・指揮	4	-	-	-	-	71
		情報収集・計画立案	23	-	-	-	-	
		危機対応	14	-	-	-	-	
		対外対応	12	-	-	-	-	
		ログ・リソース管理	18	-	-	-	-	
		燃料管理	18	-	0~18	-	0~12	
		原子炉監視要員(※1)	63	-	-	-	63	
		保安監視要員(※4)	15	-	-	-	15	
		自衛消防員(※3)	10	-	-	-	10	
		消防隊・指揮	5	-	-	-	5	
⑥ 原子力緊急事態発生時	12	意思決定・指揮	4	-	-	-	-	71
		情報収集・計画立案	23	-	-	-	-	
		危機対応	14	-	-	-	-	
		対外対応	12	-	-	-	-	
		ログ・リソース管理	18	-	-	-	-	
		燃料管理	18	-	0~18	-	0~12	
		原子炉監視要員(※1)	63	-	-	-	63	
		保安監視要員(※4)	15	-	-	-	15	
		自衛消防員(※3)	10	-	-	-	10	
		消防隊・指揮	5	-	-	-	5	

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：平日稼働は、5号炉定額運転等で勤務している。夜間及び休日(平日の勤務時間以外)については、前泊等で待機。  
 ※3：自衛消防員は、消防隊員1名、避難誘導員(消防車隊)4名、警備員3名で構成され、火災の発生に応じて、消火活動を行う。  
 ※4：直ちに発電所全周員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。

女川原子力発電所2号炉

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

事象進展	要員数(名)	緊急時対策所	中央制御室	中央制御室待機所	その他の建物	現場	収容人数合計	
								(注1)
① ブルーム透過中(発電から24時間後) ※4	36	意思決定・指揮	3	-	-	-	71	
		情報収集・計画立案	4	-	-	-		
		危機対応	4	-	-	-		
		対外対応	1	-	-	-		
		情報管理	2	-	-	-		
		資機材等リソース管理	2	-	-	-		
		運転員	7	-	0~7	-		0~2
		保安監視要員(※2)	23	23	-	-		-
		モニタリング要員(※3)	6	6	-	-		-
		初期消火要員(消防車隊)(※2)	6	6	-	-		-
② ブルーム透過後(ブルーム放出開始から10時間後) ※4	36	意思決定・指揮	3	-	-	-	71	
		情報収集・計画立案	4	-	-	-		
		危機対応	4	-	-	-		
		対外対応	2	-	-	-		
		情報管理	4	-	-	-		
		資機材等リソース管理	4	-	-	-		
		運転員	7	-	0~7	-		0~2
		保安監視要員(※2)	23	23	-	-		-
		モニタリング要員(※3)	6	6	-	-		-
		初期消火要員(消防車隊)(※2)	6	6	-	-		-

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：初期消火要員(消防車隊)は6名で構成され、火災の規模に応じ、消火活動が実施される。  
 ※3：直ちに発電所全周員に非常召集を行い、この要員の中から状況に応じて必要要員を確保するとともに、残りの要員については交代要員として待機させる。  
 ※4：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。  
 ※5：ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。

SA

泊発電所3号炉

表 3.1-1 重大事故発生時の事象進展に伴う緊急時対策所の収容人数 (2/2)

体制	要員数 ※1	緊急時対策所		中央制御室	総合管理事務所他	現場	収容人数合計	
		指揮所	待機所					
④ 原子力緊急事態体制	39	意思決定・指揮	10	-	-	-	89	
		情報管理・火災対応	7	-	-	-		
		資機材等リソース管理、社外対応	4	-	-	-		
		情報収集・計画立案	12	-	-	-		
		現場対応	17	-	-	-		
		3号炉運転員	6	-	0~6	-		0~3
		保安監視要員(※2)	27	2	25	-		-
		モニタリング要員	4	-	4	-		-
		消火要員	8	-	8	-		-
		⑤ ブルーム透過中(事故発生後24時間) ※2	37	意思決定・指揮	8	-		-
情報管理・火災対応	7			-	-	-		
資機材等リソース管理、社外対応	4			-	-	-		
情報収集・計画立案	12			-	-	-		
現場対応	10			-	-	-		
1号及び2号炉運転員	3			-	3	-	-	
3号炉運転員	6			-	6	-	-	
保安監視要員(※2)	21			-	21	-	-	
モニタリング要員	4			-	4	-	-	
消火要員	8			-	8	-	-	
⑥ ブルーム透過後(ブルーム放出開始から10時間後) ※2	37	意思決定・指揮	8	-	-	-	74	
		情報管理・火災対応	7	-	-	-		
		資機材等リソース管理、社外対応	4	-	-	-		
		情報収集・計画立案	12	-	-	-		
		現場対応	10	-	-	-		
		3号炉運転員	3	-	3~6	-		0~3
		保安監視要員(※2)	6	-	21	-		-
		モニタリング要員	21	-	4	-		-
		消火要員	4	-	8	-		-

※1：要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。  
 ※2：「実用発電用原子炉に係る重大事故時の制御室及び緊急時対策所の居住性に係る被ばく評価に関する審査ガイド」に基づく事象進展時間。  
 ※3：ブルーム放出前に、緊急時対策所にとどまる要員以外の要員は発電所外に退避する。  
 ※4：必要に応じて、発電所外から交代・待機要員を呼び寄せ、要員として加える。

SA

相違理由



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																													
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>表 3.1-1 重大事故発生時の事業進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(3/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業進展</th> <th>要員数(名)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(名)</th> <th>緊急時対策所(現場)(名)</th> <th>中央制御室(名)</th> <th>中央制御室待避所(名)</th> <th>その他の棟内(名)</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">第2次緊急時態勢</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>6</td> <td>72</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>13</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>0~18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>原子炉現場要員(当直)</td> <td>43</td> <td>-</td> <td>03</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>保安現場要員(当直)</td> <td>15</td> <td>-</td> <td>35</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊(当直)</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>19</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>保安検査官</td> <td>5</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成中(14時間後)※4</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>2</td> <td>12</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>原子炉現場要員</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>保安検査官</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>5</td> <td>82</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>87</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>7</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">グループ編成後(14時間後)※4</td> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>本部交代要員</td> <td>28</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>原子炉現場要員</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>49</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>保安現場要員</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>交代要員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保安検査官</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数にムでは、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。          ※2 自衛消防隊と、保安検査官は、現場対応(当直)に、参加している。参加している場合は、本表の欄に記入し、消滅後の収容人数を記入する。          ※3 直下に緊急時対応所に非該当要員(当直)は、この要員の中から決定して必要要員を確保するとともに、残りの要員(当直)を交代要員として確保する。          ※4 17時(夜間)以降に発生する重大事故時の訓練及び緊急時対応所の収容人数に関する詳細に関する調査(ゲイ)に基づく緊急時対策所の収容人数である。          ※5 グループ編成後、緊急時対応所にとりまるとる要員以外の要員は、現場内に留まる。          ※6 必要に応じて、現場内からの交代・帰還要員を呼び寄せ要員として加える。</p>	事業進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室(名)	中央制御室待避所(名)	その他の棟内(名)	収容人数合計	第2次緊急時態勢	緊急時決定・指揮	6	72	-	-	-	78	情報収集・計画立案	21	-	-	-	-	21	現場対応	14	-	-	-	-	14	燃料管理	13	-	-	-	-	13	ロジ・リソース管理	18	-	0~18	-	-	36	連絡員(当直)	18	-	-	-	-	18	原子炉現場要員(当直)	43	-	03	-	-	46	保安現場要員(当直)	15	-	35	-	-	50	自衛消防隊(当直)	19	-	19	-	-	38	保安検査官	5	-	-	-	-	5	グループ編成中(14時間後)※4	緊急時決定・指揮	2	12	-	-	-	14	情報収集・計画立案	2	-	-	-	-	2	現場対応	3	-	-	-	-	3	原子炉現場要員	2	-	2	-	-	4	5号炉連絡員(当直)	2	-	-	-	-	2	保安検査官	2	-	-	-	-	2	緊急時決定・指揮	5	82	-	-	-	87	情報収集・計画立案	7	-	-	-	-	7	現場対応	6	-	-	-	-	6	燃料管理	2	-	-	-	-	2	グループ編成後(14時間後)※4	ロジ・リソース管理	3	-	-	-	-	3	本部交代要員	28	-	-	-	-	28	連絡員(当直)	18	-	-	18	-	36	原子炉現場要員	54	14	49	-	-	117	保安現場要員	2	3	-	-	-	5	自衛消防隊	9	-	-	-	-	9	現場対応	3	1	-	-	-	4	交代要員	1	1	-	-	-	2	5号炉連絡員(当直)	4	-	4	-	-	8	保安検査官	2	-	-	-	-	2				
事業進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室(名)	中央制御室待避所(名)	その他の棟内(名)	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																										
第2次緊急時態勢	緊急時決定・指揮	6	72	-	-	-	78																																																																																																																																																																																																																										
	情報収集・計画立案	21	-	-	-	-	21																																																																																																																																																																																																																										
	現場対応	14	-	-	-	-	14																																																																																																																																																																																																																										
	燃料管理	13	-	-	-	-	13																																																																																																																																																																																																																										
	ロジ・リソース管理	18	-	0~18	-	-	36																																																																																																																																																																																																																										
	連絡員(当直)	18	-	-	-	-	18																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉現場要員(当直)	43	-	03	-	-	46																																																																																																																																																																																																																										
	保安現場要員(当直)	15	-	35	-	-	50																																																																																																																																																																																																																										
	自衛消防隊(当直)	19	-	19	-	-	38																																																																																																																																																																																																																										
	保安検査官	5	-	-	-	-	5																																																																																																																																																																																																																										
グループ編成中(14時間後)※4	緊急時決定・指揮	2	12	-	-	-	14																																																																																																																																																																																																																										
	情報収集・計画立案	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
	現場対応	3	-	-	-	-	3																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉現場要員	2	-	2	-	-	4																																																																																																																																																																																																																										
	5号炉連絡員(当直)	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
	保安検査官	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
	緊急時決定・指揮	5	82	-	-	-	87																																																																																																																																																																																																																										
	情報収集・計画立案	7	-	-	-	-	7																																																																																																																																																																																																																										
	現場対応	6	-	-	-	-	6																																																																																																																																																																																																																										
	燃料管理	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
グループ編成後(14時間後)※4	ロジ・リソース管理	3	-	-	-	-	3																																																																																																																																																																																																																										
	本部交代要員	28	-	-	-	-	28																																																																																																																																																																																																																										
	連絡員(当直)	18	-	-	18	-	36																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉現場要員	54	14	49	-	-	117																																																																																																																																																																																																																										
	保安現場要員	2	3	-	-	-	5																																																																																																																																																																																																																										
	自衛消防隊	9	-	-	-	-	9																																																																																																																																																																																																																										
	現場対応	3	1	-	-	-	4																																																																																																																																																																																																																										
	交代要員	1	1	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
	5号炉連絡員(当直)	4	-	4	-	-	8																																																																																																																																																																																																																										
	保安検査官	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										
	<p>表 3.1-1 重大事故発生時の事業進展に伴う5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の収容人数(4/4)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業進展</th> <th>要員数(名)</th> <th>緊急時対策所(対東本部)(名)</th> <th>緊急時対策所(現場)(名)</th> <th>中央制御室(名)</th> <th>中央制御室待避所(名)</th> <th>その他の棟内(名)</th> <th>収容人数合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">グループ編成後(14時間後)※4</td> <td>緊急時決定・指揮</td> <td>6</td> <td>52</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>58</td> </tr> <tr> <td>情報収集・計画立案</td> <td>21</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>現場対応</td> <td>14</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>燃料管理</td> <td>6</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>ロジ・リソース管理</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>本部交代要員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0~18</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>連絡員(当直)</td> <td>18</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>原子炉現場要員(当直)</td> <td>54</td> <td>14</td> <td>49</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>保安現場要員</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>9</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">グループ編成後(14時間後)※4</td> <td>現場対応</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>交代要員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5号炉連絡員(当直)</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>4</td> <td>-</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>保安検査官</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 要員数にムでは、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。          ※2 自衛消防隊と、保安検査官は、現場対応(当直)に、参加している。参加している場合は、本表の欄に記入し、消滅後の収容人数を記入する。          ※3 直下に緊急時対応所に非該当要員(当直)は、この要員の中から決定して必要要員を確保するとともに、残りの要員(当直)を交代要員として確保する。          ※4 17時(夜間)以降に発生する重大事故時の訓練及び緊急時対応所の収容人数に関する詳細に関する調査(ゲイ)に基づく緊急時対策所の収容人数である。          ※5 グループ編成後、緊急時対応所にとりまるとる要員以外の要員は、現場内に留まる。          ※6 必要に応じて、現場内からの交代・帰還要員を呼び寄せ要員として加える。</p>	事業進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室(名)	中央制御室待避所(名)	その他の棟内(名)	収容人数合計	グループ編成後(14時間後)※4	緊急時決定・指揮	6	52	-	-	-	58	情報収集・計画立案	21	-	-	-	-	21	現場対応	14	-	-	-	-	14	燃料管理	6	-	-	-	-	6	ロジ・リソース管理	9	-	-	-	-	9	本部交代要員	-	-	-	0~18	-	-	連絡員(当直)	18	-	-	-	-	18	原子炉現場要員(当直)	54	14	49	-	-	117	保安現場要員	3	3	-	-	-	6	自衛消防隊	9	-	-	-	-	9	グループ編成後(14時間後)※4	現場対応	2	2	-	-	-	4	交代要員	-	-	-	-	-	-	5号炉連絡員(当直)	4	-	-	4	-	8	保安検査官	2	-	-	-	-	2																																																																																																																				
事業進展	要員数(名)	緊急時対策所(対東本部)(名)	緊急時対策所(現場)(名)	中央制御室(名)	中央制御室待避所(名)	その他の棟内(名)	収容人数合計																																																																																																																																																																																																																										
グループ編成後(14時間後)※4	緊急時決定・指揮	6	52	-	-	-	58																																																																																																																																																																																																																										
	情報収集・計画立案	21	-	-	-	-	21																																																																																																																																																																																																																										
	現場対応	14	-	-	-	-	14																																																																																																																																																																																																																										
	燃料管理	6	-	-	-	-	6																																																																																																																																																																																																																										
	ロジ・リソース管理	9	-	-	-	-	9																																																																																																																																																																																																																										
	本部交代要員	-	-	-	0~18	-	-																																																																																																																																																																																																																										
	連絡員(当直)	18	-	-	-	-	18																																																																																																																																																																																																																										
	原子炉現場要員(当直)	54	14	49	-	-	117																																																																																																																																																																																																																										
	保安現場要員	3	3	-	-	-	6																																																																																																																																																																																																																										
	自衛消防隊	9	-	-	-	-	9																																																																																																																																																																																																																										
グループ編成後(14時間後)※4	現場対応	2	2	-	-	-	4																																																																																																																																																																																																																										
	交代要員	-	-	-	-	-	-																																																																																																																																																																																																																										
	5号炉連絡員(当直)	4	-	-	4	-	8																																																																																																																																																																																																																										
	保安検査官	2	-	-	-	-	2																																																																																																																																																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 1</p> <p>1.1. 緊急安全対策要員の動線について</p> <p>(1) 緊急安全対策要員の召集及び召集場所</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む）を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務する。</p> <p>常駐・居住場所、召集場所及び召集ルート（時間外・休日（夜間））</p> <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 100px; margin: 10px auto;"></div> <p>①：緊急時対策本部要員は、第1事務所、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には運転員からの連絡を受け、緊急安全対策要員へ参集指示を行うとともに、緊急時対策所へ移動し発電所対策本部としての活動を行う。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>b. 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍、及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊する。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む。）を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、事務建屋の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者である情報班長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡指示を行い、連絡責任者は総務班長に非常招集の指示をする。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>総務班長は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち重大事故等対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の重大事故等対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（本部要員、現場要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、事務建屋又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長等が、連絡責任者に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、連絡責任者に重大事故等対策要員の招集連絡の指示を行い、連絡責任者は非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>3.2 事象発生後の要員の動きについて</p> <p>(1) 要員の非常招集要領について</p> <p>a. 平日勤務時間中</p> <p>平日勤務時間中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）（「3.1 必要要員の構成、配置について」表 3.1-1 参照）は、平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交代者を含む。）を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務する。</p> <p>緊急時対策所、総合管理事務所の位置関係を図 3.2-1 に示す。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）等が、通報連絡者である事務局長に連絡し、原子力防災管理者である発電所長に報告する。原子力防災管理者は、通報連絡者に発電所災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は、非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p> <p>事務局長又は代行者は、電話・運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員に対しての招集連絡を行うとともに、発電所入構者への周知を行う。</p> <p>なお、発電所からの退避については、発電所であらかじめ定めた方法で、発電所入構者のうち発電所災害対策要員以外の所員及び一般入構者は発電所内の発電所災害対策要員以外の誘導で、また構内作業員はそれぞれの所属構内企業の誘導で安否確認後、順次実施する。</p> <p>b. 夜間・休日（平日の勤務時間帯以外）中</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動体制時に対応する要員（災害対策本部要員、災害対策要員）は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における対応者を明確にした上で、総合管理事務所又はその近傍で執務及び宿泊する。</p> <p>非常招集連絡について、原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合には、事象確認者である発電課長（当直）が、通報連絡者に連絡し、副原子力防災管理者（災害対策本部要員）に報告する。副原子力防災管理者は、通報連絡者に災害対策要員の招集連絡指示を行い、通報連絡者は要員の非常招集を行う。</p> <p>非常招集のフローについて、表 3.2-1 に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違                  （女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  泊では通報連絡者である事務局長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  泊では通報連絡者である事務局長は非常招集指示を行う。</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・執務場所名称の相違</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p> <p>【女川】                  ・体制の相違                  夜間休日は発電所構内に宿直している副原子力防災管理者に報告し、判断・対応を行うことで速やかな対応を行うことが可能。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>②：緊急安全対策要員は、研修館または事務棟にて宿直しており、事象発生時には緊急時対策本部要員からの召集指示を受け、各活動場所へ参集し、全体指揮者の指示に従い各要員の役務に応じた対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転支援要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、主蒸気逃がし弁の開放操作等の運転支援活動を実施。その後、給水要員等と合流し、給水確保活動等を実施。</li> <li>・電源要員は、全体指揮者の指示に基づき運転員の指揮下に入り、電源車の起動等の電源確保活動を実施。</li> <li>・給水要員は、送水車による給水等の給水確保活動を実施。</li> <li>・設備要員は、可搬式代替低圧注水ポンプ設置等の設備対応活動を実施。</li> </ul> <p>・消防要員は、火災の発生がある場合、消火活動を実施。</p> <p>・ガレキ除去要員は、アクセスルートを確認し、緊急時対策本部要員へ状況を連絡する。 その後緊急時対策本部要員から指示されたアクセスルートのガレキ除去を開始する。</p>	<p>連絡責任者は、電話、送受話器（ページング）等にて、発電所内の重大事故等対策要員に対しての召集連絡を実施し、発電所外にいる重大事故等対策要員を速やかに非常招集するため、電話、自動呼出システム等を活用し要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の重大事故等対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（女川町、石巻市又は東松島市）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常招集連絡がなくても自発的に重大事故等対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には各寮・アパートに滞在中の場合には、当該宿舎の駐車場又は集会所、外出先や石巻市内から参集する場合には高台に設置された浦宿寮（図3.2-3 参照）とする。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合、又は、徒歩による参集が必要になる場合には、浦宿寮を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>重大事故等対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、自動呼出システムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>発電課長（当直）は運転指令設備等にて、発電所内の発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員に対して召集連絡を実施し、通報連絡者は、発電所外にいる発電所災害対策要員及び発電所災害対策本部要員を招集するため緊急時呼出しシステム等による要員の非常招集及び情報提供を行うとともに、発電所入構者に対しても周知を行う。</p> <p>また、発電所内の発電所災害対策要員以外の所員、一般入構者及び構内作業員の発電所からの退避については、「3.2(1)a. 平日勤務時間中」の対応と同様である。</p> <p>なお、発電所周辺地域（泊村、共和町、岩内町又は神恵内村）で震度5弱以上の地震発生や発電所前海域における大津波警報の発表された場合には、非常招集がなくても自発的に発電所災害対策要員は参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>参集場所は、基本的には共和町宮丘地区のエナメゾン共和寮とし、参集ルートや移動手段の選定、放射線防護具の着用等の発電所までの参集に係る準備を行う。参集準備完了後、参集に必要な要員は、発電所構内に向け参集を開始する。なお、残る要員は、集合場所で待機し発電所対策本部の指示に従う。</p> <p>発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とするが、道路状況や発電所における事故の進展状況等が確認できない場合には、共和町宮丘地区を経由して発電所に向かうものとする。</p> <p>発電所災害対策要員の非常招集要領の詳細について、表3.2-1に示す。また、緊急時呼出しシステムの概要を図3.2-2に示す。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体制の相違 発電課長（当直）と通報連絡者で要員の招集を分担して行うことで要員の速やかな招集を実施する。</li> <li>・設備名称の相違 女川：自動呼出しシステム 泊：緊急時呼出しシステム</li> <li>・要員名称の相違</li> <li>・運用の相違 泊は震度5弱以上、大津波警報発表で自動参集する。</li> <li>・地理的要因の相違 泊は、発電所から半径2.5km圏内の共和町宮丘地区（社宅・寮）に約7割の発電所員が所在していることから、共和町宮丘地区にあるエナメゾン共和寮を集合場所としている。</li> <li>・記載方針の相違 泊は、集合場所に集合した要員は発電所までの参集に係る準備を行うこと等について記載した。</li> <li>・運用の相違 泊は、徒歩による参集が必要な場合でも、道路状況や発電所における事故の進展状況が確認できる場合は、直接発電所へ向かうこととしている。</li> <li>・設備名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）


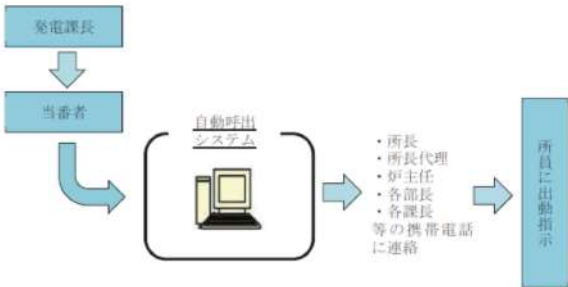

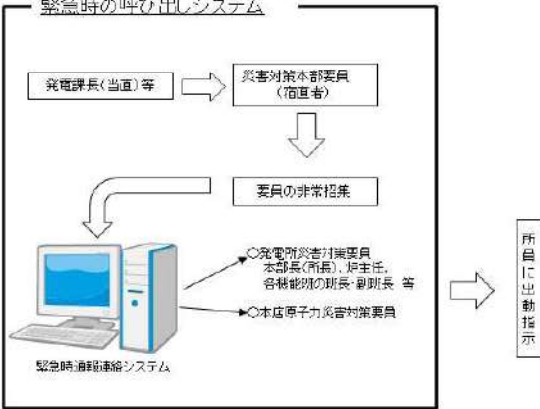
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【島根2号炉 まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>発電所構外からの要員参集ルートについては、第3.2-4図に示すとおりであり、要員参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、迂回ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p>	<p>女川町内からの要員参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、ルート①「五部浦ルート（県道41号線）」、ルート②「コバルトラインルート（県道220号線）」及びルート③「表浜ルート（県道2号線）」の3ルートを基本とし、これらのルートに迂回路を組み合わせた複数の経路を確保する。</p> <p>さらに、発電所への入構についても、図3.2-4に示すとおり通常時に使用している正門ゲートのほかに、発電所南側の牡鹿ゲートの使用も可能であることから、迂回路と組み合わせることで、ルートを重複させることなく、参集が可能である。</p> <p>重大事故等対策要員が女川町内から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には、一部低地が含まれており、この場合には津波の収束状況等を勘案して通行することとする。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、送電線の巡視ルート等を活用し、高台のみの通行により発電所（対策室（事務建屋）、緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-5、図3.2-6）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え、迂回ルートを確保している。（図3.2-7）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、6時間以内に参集可能な要員は半数以上（250名以上）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては、図3.2-3に示すとおりであり、参集ルートの障害要因としては、比較的平坦な土地であることから、土砂災害の影響は少なく、地震による橋の崩壊、津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については、参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも、参集ルートが複数存在することから、参集は可能である。また、木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。</p> <p>発電所災害対策要員が泊村、共和町及び岩内町から参集する場合、基本的に車両を使用するが、道路状況等により通行が困難な場合には徒歩による参集を行うこととしている。参集ルートの中には津波浸水予測範囲となっている場所が含まれており、大津波警報発生時は津波による影響を想定し、海側や堀株川の河口付近を避けたルートにより参集する。</p> <p>さらに、低地の通行が不可能な場合にも、高台のみの通行により発電所（緊急時対策所）まで参集することが可能であることを確認している。（図3.2-4）</p> <p>全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。</p> <p>発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>また、発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常時に使用する茶津門扉を通過するルートに加え、津波発生時に茶津門扉ルートが使用できない場合を考慮し、津波による影響を受けない大和門扉を通過するルートを確保している。（図3.2-5）</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の発電所災害対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、集合場所からの要員の参集手段が徒歩移動を想定した場合かつ、年末年始、ゴールデンウィーク等の大型連休（以下「大型連休」という。）であっても、10時間以内に参集可能な要員は100名以上（発電所員約490名の約2割）と考えられることから、要員参集の目安として想定した12時間以内に外部から発電所へ参集する要員は十分な数を確保可能であることを確認した。</p>	<p>【女川】                  ・地理的要因の相違                  泊発電所の周辺は比較的平坦な土地であり、島根と類似していることから島根を参考に記載。（技術的能力1.0と同様）</p> <p>【女川】                  ・要員名称、町村名所の相違</p> <p>【女川】                  ・地理的要因の相違</p> <p>【女川】                  ・運用の相違                  泊では事務所は参集場所を含めず、直接緊急時対策所に参集することとしている。</p> <p>【女川】                  ・記載表現の相違</p> <p>【女川】                  地理的要因の相違</p> <p>【女川】                  ・体制の相違による参集可能人数の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>保修班長は、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が随時評価する原子炉格納容器ベント実施予測時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器ベント実施準備完了までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>総務班長は、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>の見通しが判明した後は、<b>保修班ほか</b>と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、<b>原子炉格納容器ベント実施</b>予測時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するため、PAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも<b>原子炉格納容器ベントの実施見通し</b>の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まる<b>など</b>不測の事態が発生した場合、<b>本部長</b>は、<b>総務班長</b>を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>各班長は、<b>原子炉格納容器破損</b>の見通しが判明した後は、現場に出向している現場要員に対しては、随時、通信連絡設備（無線連絡設備等）を使用し、技術班が評価する原子炉格納容器破損予想時刻を連絡するとともに、現場要員のうちブルーム放出時に発電所から退避予定の要員に対しては、原子炉格納容器破損予想時刻までに余裕をもって緊急時対策所に戻ってくるよう指示する。</p> <p>事務局長は、<b>原子炉格納容器破損</b>の見通しが判明した後は、<b>各班長</b>と協働し、緊急時対応に必要な要員のみを参集させることとし、不測の事態に備えるため防護具を携帯させる。参集途中の要員に対しては、随時、通信連絡設備（衛星電話設備等）を使用して、<b>原子炉格納容器破損</b>予想時刻を連絡する。</p> <p>また、ブルーム放出時の参集要員の無用な被ばくを回避するためPAZ（予防的防護措置を準備する区域、発電所から半径5km）外への退避時間を考慮し、遅くとも<b>原子炉格納容器破損予想時刻</b>の2時間前までに参集途中の要員に対して、参集の中止、PAZ外への退避を指示する。</p> <p>意図せずブルーム放出が始まる<b>等</b>不測の事態が発生した場合、<b>発電所対策本部長</b>は、<b>事務局長</b>を通じて、参集途中の要員に対して、緊急にPAZ外に退避するよう指示することを基本とするが、緊急時対策所までの移動時間等を考慮し、参集を継続させるかについて総合的に判断する。</p>	<p>【女川】                  ・設計の相違                  泊では重大事故等時に CV フィルタベント設備を用いた格納容器ベントを実施しないことから原子炉格納容器破損と記載（以降の相違理由記載を省略する。）</p> <p>【女川】                  ・要員名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p data-bbox="801 635 1234 660">図3.2-1 事務建屋，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p data-bbox="853 1158 1167 1184">図3.2-2 自動呼出システムの概要</p>	 <p data-bbox="1391 635 1883 660">図3.2-1 総合管理事務所，緊急時対策所等の位置関係</p>  <p data-bbox="1458 1158 1816 1184">図3.2-2 緊急時呼出しシステムの概要</p>	<p data-bbox="1966 608 2101 660">【女川】 ・建屋名称の相違</p> <p data-bbox="1966 1129 2101 1184">【女川】 ・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

添付資料10

10. 事象発生からブルーム通過後までの要員の動き等について  
 (1) 召集要員の非常召集要領

○夜間、休日における原子力災害対策要員の非常召集

非常召集の連絡	非常召集のための集合及び準備	非常召集の実施
○原子力災害対策要員の「緊急時」に該当する事象の発生した場合、自動呼出しシステム、通信設備等により非常召集の連絡を行う。 [緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員]（発電所内又は発電所近傍） 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 緊急時対策本部要員（発電所対策本部の要員）及び緊急安全対策要員 （所定の活動場所へ移動） [召集要員]（発電所周辺（寮、社宅等）） 当直課長 ↓ 全体指揮者 ↓ 各班長 ↓ 各班員への非常召集 （注）協力会社も同様に非常召集の連絡を行う。 ○地震発生時（発電所周辺地域において、震度5弱以上の地震が発生）の場合は、非常召集する。	○発電所周辺（寮、社宅等）からの召集要員は、集合場所へ集合し、集合場所までの召集の準備を行う。 集合場所：本部クラブ （注）協力会社も同様に社宅等に集合し、衛星携帯電話等にて連絡を取り合い、召集に関わる。 ○発電所対策本部と非常召集に係る連絡を行う。 ①発電所の状況、召集人数及び必要な装備等 ②集合した要員の確認（人数、体調等） ③服装、持参品（通信設備、懐中電灯等） ④防護具等（防護服、マスク及び稼働計） ⑤天候、災害情報等 ○発電所入所前の集合場所の選定 ・状況に応じて集合場所（控室、大島寮等）を選定する。 ○非常召集手段を確保する。 ・徒歩、自家用車、タクシー、ヘリコプター、船等	○非常召集の開始 ①発電所入所前の集合場所を指示する。 ②発電所対策本部の要員（本部長、副本部長、原子伊主任技術者、本部付、各班長・副班長等）とその他必要な要員は、発電所に向け非常集合を開始する。 ③その他の要員は、集合場所待機し、その後の緊急時対策本部の指示に従って行動する。 ○非常召集時の連絡 ①携帯電話（衛星電話）等を使用し、発電所対策本部へ非常召集の状況等を連絡する。 ②原子伊主任技術者は、通信連絡手段により、必要の都度、原子伊施設の運転に関し保安上必要な場合は指示を行う。 ○発電所入所 ①発電所入所前の集合場所（控室、大島寮等）にて、発電所構内の準備を入手し、必要に応じて防護具等を着用する。 ②発電所対策本部の要員は緊急時対策所へ移動する。 ③その他の要員は、発電所事務所等の執務室や現場にて対応するが、万一、執務室が使用できない場合は、廊下等を活用する。



表3.2-1 夜間及び休日における重大事故等対策要員の招集

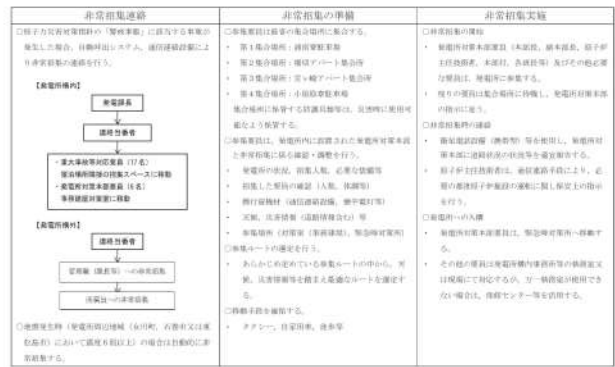


図3.2-3 発電所への参集ルート



図3.2-4 発電所構内への入城ルート

泊発電所3号炉

相違理由

表3.2-1 夜間及び休日における災害対策要員の招集

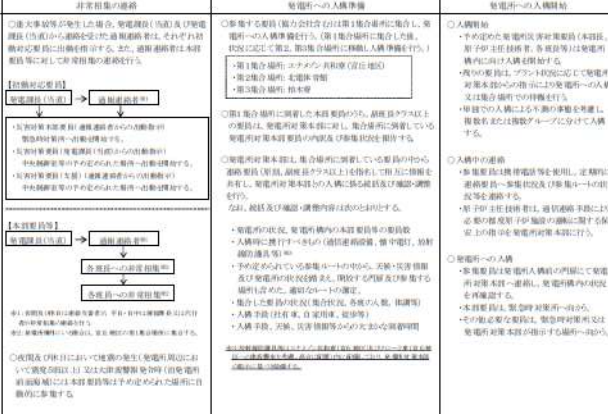


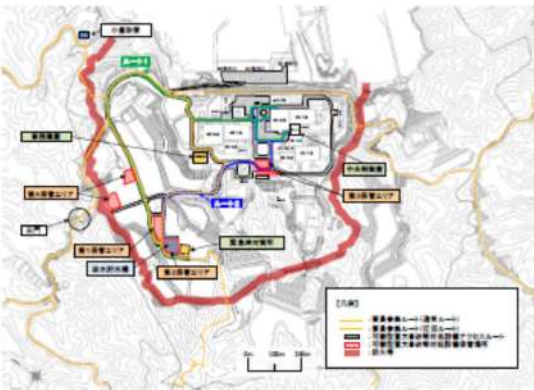




図3.2-3 泊発電所への参集ルート

【大阪】・記載方針の相違  
 （女川記載に統一）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所外)</p>  <p>図3.2-6 高台のみを通行する場合の要員参集ルート (所内)</p>  <p>図3.2-7 発電所構内への参集ルート</p>	 <p>図3.2-4 発電所構外からの参集ルート</p>  <p>図3.2-5 高台のみを通行する場合の参集ルート</p>	<p>【女川】                  ・地理的要因の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>立ち上げの対応が最も厳しくなる「休日、時間外」時に災害が発生した場合を想定した場合においても、事故等発生後、1時間以内には必要な電源設備及び換気設備の起動等を完了することが可能である。</p> <p>なお、これらの対応については、作業の迅速性を高めるための設備対応（機器接続部のアタッチメント化など）を行うとともに、訓練を通じて練度を向上させる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>(2) 5号原子炉建屋内緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、5号炉定検事務室又はその近傍の執務及び宿泊場所、及び第二企業センター又はその近傍の執務及び宿泊場所から、この執務又は宿泊場所から持ち出した通信連絡設備（衛星電話設備（可搬型）、無線連絡設備（可搬型））を所持して、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>に参集する。</p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、5号炉共通用高压母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高压母線から給電が行われ、外部電源喪失時には、6号炉もしくは7号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、5号炉の共通用高压母線、及び6号炉もしくは7号炉の非常用高压母線より受電できない場合、5号炉東側保管場所に設置している可搬型代替交流電源設備である5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約25分と想定する。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の可搬型陽圧化空調機の起動対応は、保安班2名及び復旧班2名で行い、この起動に要する時間は図3.2-13のタイムチャートに示す通り約60分と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、召集連絡を受けた場合は、事務建屋等から事務建屋の対策室に集まり、事務建屋対策室での初動対応実施を判断した場合<sup>※</sup>、継続して初動対応を行う。</p> <p>また、事務建屋対策室使用中止を判断した場合又は原災法第10条特定事象発生時は緊急時対策所へ移動する。なお、事務建屋から緊急時対策所への移動においては、本部要員を二手に分け、先発隊が緊急時対策所を立ち上げ、後発隊の残る事務建屋対策室と情報共有を行ってから後発隊が緊急時対策所へ移動することで、指揮系統の空白が生じることはない。タイムチャートを図3.2-8に示す。</p> <p>緊急時対策所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、2号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、2号炉の非常用ディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>なお、2号炉の非常用母線又は外部電源系より受電できない場合、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。</p> <p>また、ガスタービン発電機による給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-9に示す。</p> <p>また、緊急時対策所非常用送風機の起動対応は、<b>保修班1名</b>で行い、この起動に要する時間は図3.2-15のタイムチャートに示すとおり<b>約5分</b>と想定する。</p>	<p>(2) 緊急時対策所の立ち上げについて</p> <p>緊急時対策所で初動体制時に対応する要員は、警戒事象、原災法第10条特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生し、防災体制が発令され、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所へ移動し、初動対応を行う。</p> <p>夜間及び休日は、初動対応要員（災害対策本部要員、災害対策要員、災害対策要員（支援））が総合管理事務所等で執務又は宿泊しており、召集連絡を受けた場合は、緊急時対策所で対応を行う災害対策要員（支援）及び災害対策本部要員は緊急時対策所に参集し、現場で対応を行う災害対策要員及び災害対策要員（支援）は中央制御室に参集又は現場に移動し初動対応を行う。</p> <p>緊急時対策所指揮所の通信連絡設備、必要な情報を把握できる設備等へは、通常、3号炉の非常用母線より所内電源系又は外部電源系から給電が行われ、外部電源喪失時には、3号炉のディーゼル発電機を介し受電可能な設計となっている。</p> <p>また、3号炉非常用母線又は1号若しくは2号炉常用母線より給電ができない場合、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機から受電可能となっており、その場合の受電に要する時間は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所でそれぞれ約30分と想定する。タイムチャートを図3.2-6に示す。</p> <p>また、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動対応は、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所において各2名</b>で行い、この起動に要する時間は図3.2-12に示すとおり<b>約60分</b>と想定する。</p>	<p>【大飯】・記載方針の相違（女川記載に統一）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応体制の相違</li> <li>泊では防災体制が発令された場合は、事務所での対応は行わず、緊急時対策所へ移動し対応を行うこととしている。</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・設計の相違（相違理由④）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> <li>【女川】</li> <li>・設備設計の相違</li> <li>泊の緊急時対策所空気浄化ファンは可搬設備であり、ダクト接続等の運転前の系統構成が必要となることから所要時間に相違がある。</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		経過時間(分)								
		5	10	15	20	25	30	35	40	
構内	緊急時対策所									
	当番室待機所									
構外	本館社宅 大島草 等									

(3) 発電所からの一時退避

原子炉格納容器が破損し、大量のブルームが放出されるような事態においては、緊急時対策所に収容する要員以外は、以下の要領にて発電所から構外へ一時退避させる。

- a. 発電所対策本部長は、要員の退避に係る判断を行う。また、必要に応じて、原子炉主任技術者の助言等を受ける。
- b. 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にし、指示する。
- c. 発電所から一時退避する要員は、退避に係る体制を確立するとともに、通信連絡手段、移動手段を確保する。
- d. 発電所対策本部の指示に従い、放射性物質による影響の少ない場所に避難する。

※事務建屋対策室は、以下の全ての条件に該当する場合、初動対応に使用する。

- ・発電所震度6弱未満
- ・通信連絡設備使用可
- ・SPDS表示装置使用可

なお、発電所震度は、発電所の保安確認用震度計により速やかに情報を入手可能である。また、事務建屋は基準地震動Ssに対して倒壊しないことを確認しているが、設計に用いている地震動は発電所震度5強相当であるため、発電所震度6弱以上を確認した場合は、事務建屋対策室の使用中止を判断し、緊急時対策所への移動・立上げを行うこととする。

女川原子力発電所2号炉		経過時間(分)											
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
緊急時対策所 立ち上げ	緊急時対策本部要員(本署)												
	緊急時対策本部要員(他館)												

図3.2-8 事務建屋から緊急時対策所への移動のタイムチャート

電源車(緊急時対策所用) 立上げのタイムチャート		経過時間(分)											
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
手続の項目	要員(名)												

図3.2-9 電源車(緊急時対策所用) 立上げのタイムチャート

(3) 緊急時対策所からの一時退避について

事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合<sup>\*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外(原子力事業所災害対策支援拠点等)に一時退避させる。

- ① 本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う。
- ② 本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。
- ③ 本部長の指示の下、とどまる要員は緊急時対策所に移動する。
- ④ 本部長は、発電所から一時退避するための要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。

泊発電所3号炉		経過時間(分)											
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	
構内	緊急時対策所												
	待機所												
構外	総合管理事務所												

図3.2-6 緊急時対策所立ち上げタイムチャート

(3) 緊急時対策所からの一時退避について

事故対応にもかかわらず、プラントの状態が悪化した場合<sup>\*</sup>、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる要員以外の要員を所外(一時退避場所)に一時退避させる。

- ① 発電所対策本部長は、ブルーム放出のおそれがある場合、緊急時対策所にとどまる要員の緊急時対策所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所からの一時退避に係る判断を行う。
- ② 発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。
- ③ 発電所対策本部長の指示の下、とどまる要員は、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に移動する。
- ④ 発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(宮丘地区・滝ノ潤地区の当社施設又は原子力事業者災害対策支援拠点等)への退避を指示する。

【女川】  
 ・初動対応体制の相違  
 泊では、原子力災害対策指針に定める「警戒事象」が発生した場合の初動対応は、通信連絡設備等の使用可否条件にかかわらず緊急時対策所へ移動し対応を行う。

【大飯】  
 ・記載方針の相違  
 (女川記載に統一)

【大飯】  
 ・記載方針の相違  
 (女川実績の反映)

・避難場所の相違  
 近隣の当社施設も避難場所の候補として選定しているが、放射性物質により影響を考慮し場所を選定することに相違ない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【<a href="#">柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料</a> より参考掲載】</p> <p>(3) <a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>からの一時退避について                  事故対応にもかかわらず、プラントの状況が悪化した場合、ブルーム通過前に、以下の手順にて、とどまる必要のない要員を所外（原子力事業所災害対策支援拠点等）に一時退避させる。</p> <p>①本部長は、ブルームの放出のおそれがある場合、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>にとどまる要員の対策本部又は待機場所への移動と、とどまる必要がない要員の発電所から一時退避に関する判断を行う。</p> <p>②本部長は、ブルーム放出中に<a href="#">緊急時対策所</a>にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</p> <p>③本部長の指示の下、とどまる要員は<a href="#">対策本部又は待機場所</a>に移動する。</p> <p>(4) <a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>における換気設備等について  <a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の「対策本部」及び「待機場所」</a>における換気設備の運用として、下記に示す「(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前）」、「(b)陽圧化装置（空気ポンペ）による陽圧化（ブルーム通過中）」、「(c)陽圧化装置（空気ポンペ）から可搬型陽圧化空調機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>(a)可搬型陽圧化空調機による陽圧化（ブルーム通過前）  <a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>を立ち上げる際に、以下の要領にて、可搬型陽圧化空調機により<a href="#">対策本部及び待機場所</a>の陽圧化を開始する。</p>	<p>原子力事業所災害対策支援拠点等への退避ルートは女川町内からの参集ルートと同様のルートとなり、距離約20km、徒歩5時間程度かかる。</p> <p>⑤ 本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集する。                  ※炉心損傷後の原子炉格納容器ベント準備の判断となる、原子炉格納容器圧力が最高使用圧力の1.5倍に達した場合</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について                  緊急時対策所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-11に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-12に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-13示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-15～17に示す。</p> <p>a. 緊急時対策所非常用送風機による正圧化（ブルーム通過前）                  緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、<a href="#">緊急時対策所非常用送風機</a>により正圧化を開始する。</p> <p>① 操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択し、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。                  ② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</p>	<p>宮丘地区への退避ルートは、大和門扉を通行する参集ルートと同様のルートとなり、距離約6km、徒歩1時間30分程度かかる。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、ブルーム通過後にプラント状況等により、必要に応じて一時退避させた要員を再参集させる。                  ※炉心損傷後、格納容器スプレイポンプが不動作（放水砲準備の判断基準）となった場合。</p> <p>(4) 緊急時対策所における換気設備等について                  緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所における換気設備の運用として、下記に示す「a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前）」、「b. 空気供給装置（空気ポンペ）による正圧化（ブルーム通過中）」、「c. 空気供給装置（空気ポンペ）から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）」を実施する。</p> <p>ブルーム通過前及び通過後の系統概略図を図3.2-8に、ブルーム通過中の系統概略図を図3.2-9に、ブルーム通過前・中・後の換気設備の運用の全体像を図3.2-10に示す。また、上記a.～c.の操作のタイムチャートを図3.2-12～14に示す。</p> <p>a. 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化（ブルーム通過前）                  緊急時対策所を立ち上げる際に、以下の要領にて、<a href="#">可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</a>により正圧化を開始する。</p> <p>① 可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。                  ② 緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。                  ③ 緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧（100Pa[gage]以上）に調整する。</p>	<p>【女川】                  ・立地条件の相違</p> <p>【女川】                  ・運用の相違                  一時退避判断基準に相違はあるものの、原子炉格納容器からのブルーム放出前に退避行動を開始することに相違はない。                  【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3③)</p> <p>【女川】                  ・設備名称及び手順名称の相違（以降、同様な相違理由の記載は省略する。）</p> <p>【柏崎】記載方針の相違(2-3①)</p> <p>【女川】                  ・設備相違による手順の相違                  泊は可搬設備であり運転前の系統構成が必要であることから手順に相違はあるが、ブルーム放出前に対応可能であり、緊急時対策所で活動する要員に放射線による影響を与えない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型陽圧化空調機から陽圧化装置（空気ポンベ）に切替えることにより、<b>対策本部及び待機場所</b>への外気の流入を遮断する。</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから空気供給装置（空気ポンベ）に切り替えることにより、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、<b>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</b>による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-2-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2-2】であれば放射性物質が<b>緊急時対策所</b>に到達したことを可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 陽圧化装置（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベの元弁を”開”とし、ポンベラック毎に隔離弁を設置する隔離弁は通常運転時に”閉”としておく。陽圧化装置（空気ポンベ）使用時には、各々のポンベラックの隔離弁を事故発生後24時間以内に開操作しておき、加圧判断を受けて、<b>対策本部及び待機場所内</b>に設置する給気弁を開操作することで陽圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、緊急時対策所非常用送風機から<b>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</b>に切り替えることにより、<b>緊急時対策所</b>への外気の流入を遮断する。</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは図3.2-14に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合において、<b>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）</b>による加圧を開始する。</p> <p>① 以下の【条件1-1】及び【条件1-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件1-1】2号炉の炉心損傷及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可</p> <p>及び</p> <p>【条件1-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>② 以下の【条件2-1-1】又は【条件2-1-2】、及び【条件2-2】が満たされた場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>【条件2-1-1】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器ベント判断</p> <p>【条件2-1-2】2号炉にて炉心損傷後に原子炉格納容器破損徴候が発生</p> <p>及び</p> <p>【条件2-2】可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し30mGy/hとなった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し0.1mSv/hとなった場合</p> </div> <p>【条件2-1-1】であれば加圧実施時期が明確であること、【条件1-2】及び【条件2-2】であれば放射性物質が<b>緊急時対策所</b>に到達したことを緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内*で外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）は、通常運転時において空気ポンベラックごとに設置する元弁を”開”とし、各ポンベラックからの配管の合流先に設置する高压空気ポンベ出口電動弁は通常運転時に”閉”としておく。緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、<b>緊急時対策所に設置する操作パネル</b>操作することで、正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>b. 空気供給装置（空気ポンベ）による正圧化（ブルーム通過中）</p> <p>ブルーム通過時においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンから<b>空気供給装置（空気ポンベ）</b>に切り替えることにより、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>への外気の流入を遮断する。</p> <p>空気供給装置（空気ポンベ）による加圧判断フローチャートは図3.2-11に示すとおりであり、以下の①②いずれかの場合において、<b>空気浄化装置（空気ポンベ）</b>による加圧を開始する。</p> <p>① モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が30mGy/h以上となった場合。</p> <p>② 緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が0.1mSv/h以上となった場合。</p> <p>①により、<b>緊急時対策所外</b>に接近するブルームを検知でき、対応を実施することで<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内</b>への希ガスの侵入を防止できる。万一、各可搬型モニタリングポストによる検知が遅れた場合であっても、②の緊急時対策所可搬型エリアモニタによって瞬時に検知できる設計とすることから、加圧判断が遅れることはない。</p> <p>加圧判断後の操作は1～2分で実施可能な設計とするため、最長でも2分以内で*外気の流入を遮断することが可能となる。</p> <p>※ 空気供給装置（空気ポンベ）は、緊急時対策所立ち上げ時に、空気ポンベから<b>空気供給装置流量調節弁</b>までの系統構成を実施しておく。空気供給装置（空気ポンベ）使用時には、加圧判断を受けて、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内</b>に設置する可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン電源、手動弁の操作により正圧化が開始可能な設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】          ・設計の相違（相違理由①）          【柏崎】記載方針の相違（2-3③）          【女川】          女川の【条件1-1】に対し、泊の場合、炉心損傷は空気供給装置による加圧準備を行う条件であり、また、原子炉格納容器破損の規模の大小に寄らずモニタリング設備の指示値で加圧開始を判断する違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値で加圧判断することに相違なし。          【女川】          ・手順着手条件の相違          女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ベント操作の判断が条件に含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA 事象時に原子炉格納容器ベントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧可否を判断することに相違なし。          【女川】          ・設計の相違          女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員には放射線による影響を与えない。</p>

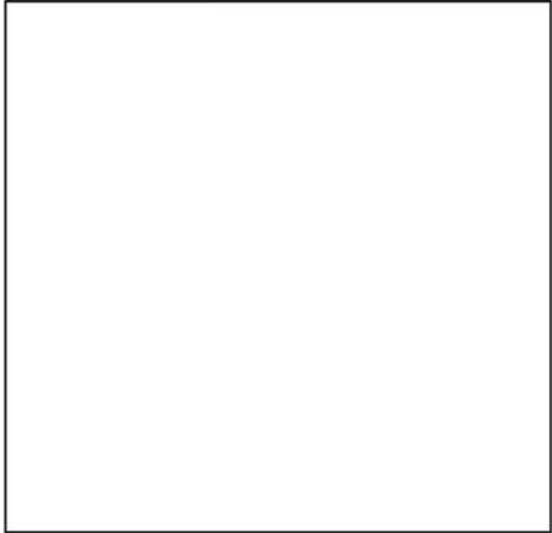
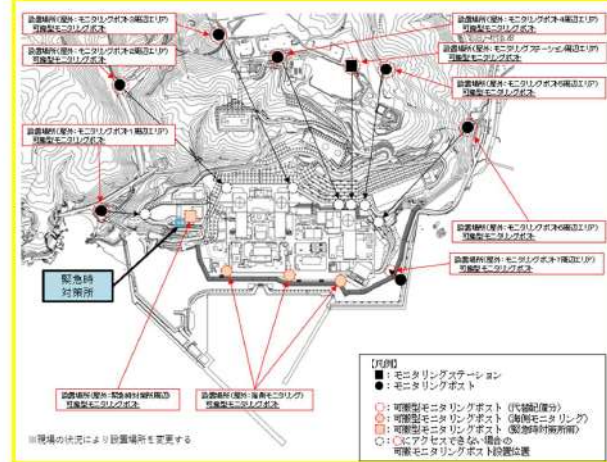
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

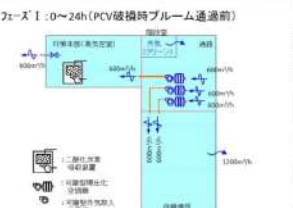


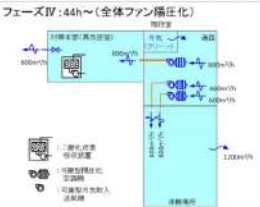
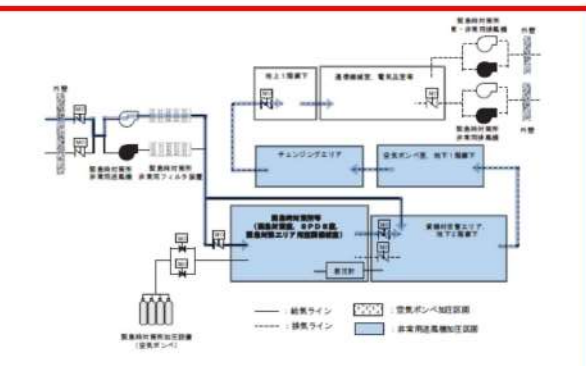
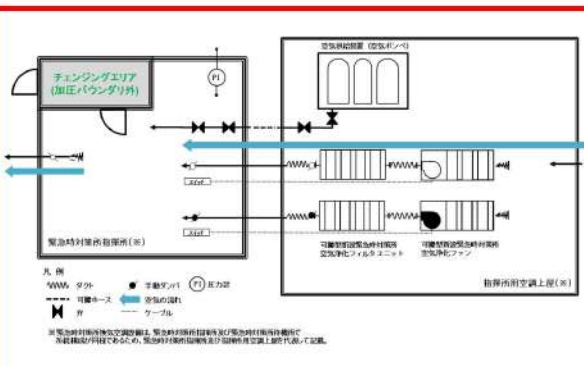
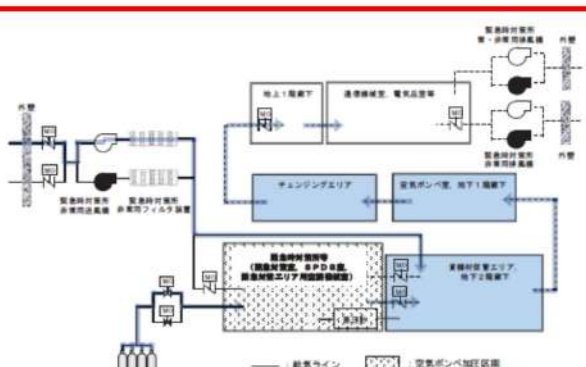
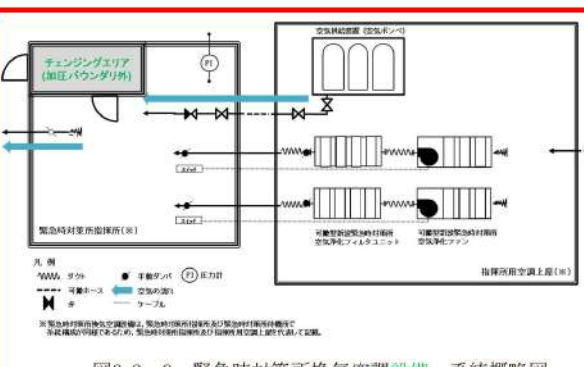
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>可搬型陽圧化空調機による<b>対策本部及び待機場所</b>の陽圧化から陽圧化装置（空気ポンペ）による<b>対策本部及び待機場所</b>の陽圧化への切替えは、陽圧化装置（空気ポンペ）の起動、可搬型陽圧化空調機仮設ダクトの切離し、給気口への閉止板取付けにより実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、5号炉近傍に設置する可搬型モニタリングポスト、可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象設備であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測装置についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p>	<p>緊急時対策所非常用送風機による<b>緊急時対策所</b>の正圧化から<b>緊急時対策所加圧設備</b>（空気ポンペ）による<b>緊急時対策所</b>の正圧化への切替えは、<b>緊急時対策所</b>に設置する<b>操作パネル</b>により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、<b>緊急時対策建屋屋上</b>に設置する可搬型モニタリングポスト、<b>緊急時対策所</b>に設置する<b>緊急時対策所</b>可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対象施設であるモニタリングポスト、気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び<b>代替気象観測設備</b>についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p><b>緊急時対策所加圧設備</b>の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択し、<b>緊急時対策所加圧設備</b>（空気ポンペ）による加圧を開始する。</li> <li>② 差圧計指示値により、差圧が調整されていることを確認する。</li> </ol> <p>c. <b>緊急時対策所加圧設備</b>（空気ポンペ）から<b>緊急時対策所非常用送風機</b>への切替え（ブルーム通過後）</p> <p><b>緊急時対策所加圧設備</b>（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト及び自主対策設備であるモニタリングポストの線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>可搬型新設<b>緊急時対策所</b>空気浄化ファンによる<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>の正圧化から<b>空気供給装置</b>（空気ポンペ）による<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>の正圧化への切替えは、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内</b>に設置する<b>可搬型新設緊急時対策所</b>空気浄化ファン電源、手動弁の操作により実施する。</p> <p>なお、判断に用いる監視計器は、<b>緊急時対策所付近の屋外</b>に設置する可搬型モニタリングポスト、<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>に設置する<b>緊急時対策所</b>可搬型エリアモニタの2種類であるが、設計基準対処施設であるモニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備、重大事故等対処設備であるその他の場所にて運用する可搬型モニタリングポスト及び<b>可搬型気象観測設備</b>についても値が参照可能な場合は傾向監視を実施し、加圧判断の一助とする。</p> <p><b>空気供給装置</b>の操作手順は以下に示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① <b>緊急時対策所</b>排気手動ダンパを閉とする。</li> <li>② <b>緊急時対策所</b>給気第2手動ダンパを閉とする。</li> <li>③ 可搬型新設<b>緊急時対策所</b>空気浄化ファンの電源を切とする。</li> <li>④ <b>緊急時対策所内</b>に設置されている<b>空気供給装置</b>流量調節弁を開とする。</li> <li>⑤ <b>緊急時対策所</b>排気手動ダンパにて排気側を調節し、<b>緊急時対策所内</b>が微正圧（100Pa〔gage〕以上）となるよう圧力を調整する。</li> </ol> <p>c. <b>空気供給装置</b>（空気ポンペ）から<b>可搬型新設緊急時対策所</b>空気浄化ファンへの切替え（ブルーム通過後）</p> <p><b>空気供給装置</b>（空気ポンペ）による加圧は、ブルーム通過中において原則停止しないが、発電所敷地内に重大事故等対処設備として設置する可搬型モニタリングポスト並びに自主対策設備であるモニタリングポスト及び<b>モニタリングステーション</b>の線量率の指示から、ブルーム通過を確認できた場合には停止を検討する。</p>	<p>【女川】                  ・設計の相違                  【柏崎】記載方針の相違（2-3③）</p> <p>【女川】                  ・監視計器設置場所の相違                  【女川】                  ・設計の相違                  泊ではモニタリングポストに加え、モニタリングステーションの値も参考に加圧判断のための監視に用いる。</p> <p>【女川】                  ・設計の相違                  女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替となるが、緊急時対策所立ち上げ時に必要な系統構成を行っておくことにより、切替は緊急時対策所内での弁操作等により速やかに実施することが可能であるため、要員の放射線による影響を与えない。</p> <p>【女川】                  ・設計の相違                  自主対策設備としてモニタリングステーション使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、5号炉原子炉建屋屋上階の階段室近傍（可搬型外気取入送風機の外気吸込場所）に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.2mGy/h<sup>※</sup>を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-10に示す。</p> <p>緊急時対策所の正圧化を、緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による給気から緊急時対策所非常用送風機による給気に切り替える場合においては、パネル操作により系統ライン構成及び緊急時対策所非常用送風機の起動を自動で行うことにより、緊急時対策所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <div data-bbox="936 831 1290 852" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> </div>  <p>図3.2-10 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mSv/h<sup>※</sup>を下回った場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンベ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>  <p>図3.2-7 ブルーム通過判断用可搬型モニタリングポスト設置位置</p>	<p>ブルームについては、可搬型モニタリングポスト等の線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、さらに線量率が安定的な状態になった場合、又は、緊急時対策所付近に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>※</sup>を下回り安定的な状態になった場合に、通過したものと判断する。</p> <p>仮にブルーム通過後の放射性物質の沈着により、可搬型モニタリングポストに影響がある場合は、設置時にあらかじめ養生していた養生シートの交換を行う。</p> <p>可搬型モニタリングポストの設置予定位置を図3.2-7に示す。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化を空気供給装置（空気ポンベ）による給気から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる給気に切り替える場合においては、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの起動、系統ライン構成の順序をあらかじめ定めておくことにより、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の正圧化状態を損なわない設計とする。</p> <p>※保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h＝84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所指揮所の居住性評価結果である約13mSv（緊急時対策所待機所は約12mSv）に加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・判断基準の相違 泊は放射性物質の地表沈着等により0.5mSv/hを下回らない場合であっても線量率が安定した場合はブルーム通過と判断する。</li> <li>【女川】</li> <li>・系統構成の相違 女川はパネル操作による自動切替、泊は手動による切替えとなるが、切替えは緊急時対策所内での弁操作等により実施することが可能であり、手順をあらかじめ定めておき速やかに実施することで要員の放射線による影響を与えない。</li> <li>・被ばく線量評価結果の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>フェーズⅠ：0～24h(PCV破損時ブルーム通過前)</p>  <p>フェーズⅡ：24～34h(PCV破損時ブルーム通過中)</p>  <p>フェーズⅢ：34～44h(PCV破損時通路バージ中)</p>  <p>フェーズⅣ：44h～(全体ファン備任化)</p>  <p>図3.2-10 5号伊原子伊建屋内緊急時対策所における換気設備の運用イメージ</p>	 <p>図3.2-11 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)</p>	 <p>図3.2-8 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (ブルーム通過前及び通過後：可搬型空気浄化装置による加圧)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</li> </ul>
	 <p>図3.2-12 緊急時対策所換気空調系 系統概略図 (ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化)</p>	 <p>図3.2-9 緊急時対策所換気空調設備 系統概略図 (ブルーム通過中：空気供給装置 (空気ポンプ) による加圧)</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> <li>建屋レイアウトの違いによる加圧区画範囲の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】



図3.2-11 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所における換気設備の運用全体像

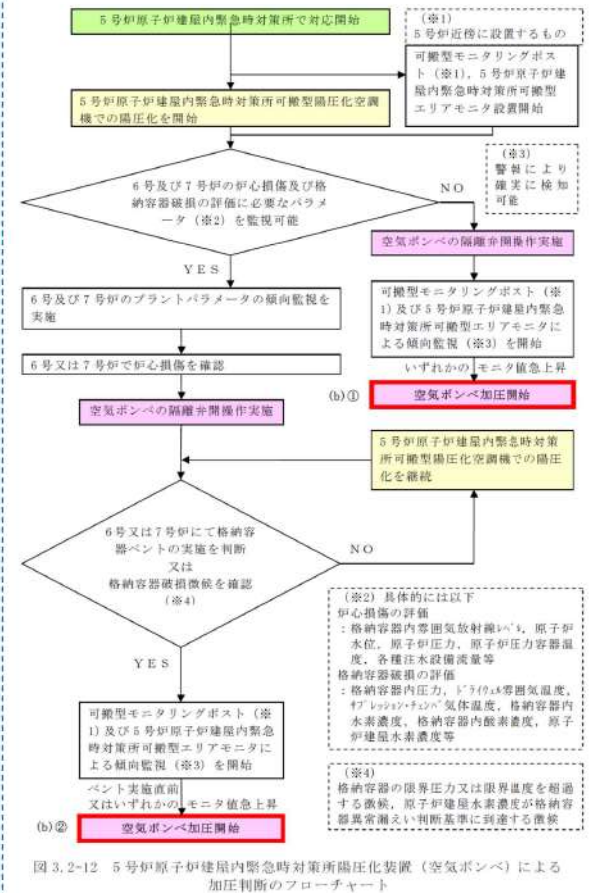


図3.2-12 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所隔圧化装置（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

女川原子力発電所2号炉



図3.2-13 緊急時対策所における換気設備の運用全体像



図3.2-14 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による加圧判断のフローチャート

泊発電所3号炉

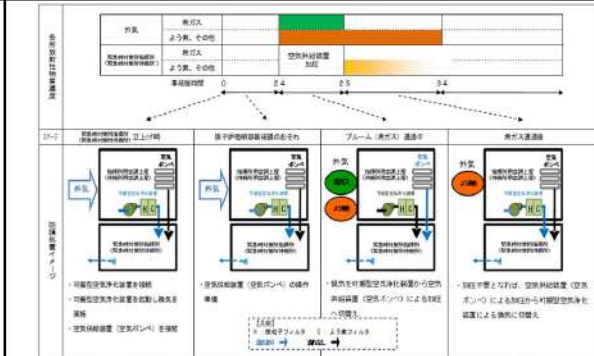


図3.2-10 緊急時対策所における換気設備の運用全体像

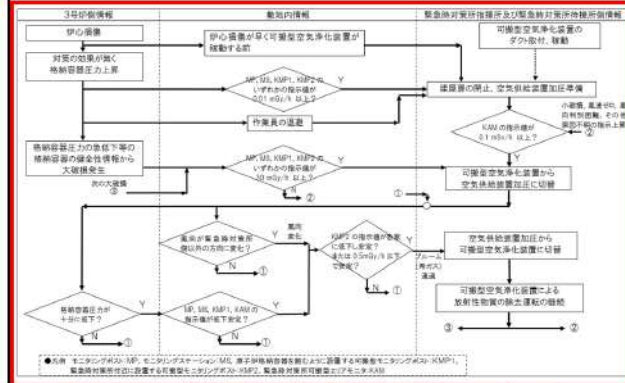


図3.2-11 空気供給装置による加圧判断フローチャート

相違理由

【女川】  
 ・判断基準の相違  
 女川(BWR)では、炉心損傷後原子炉格納容器破損前に原子炉格納容器ペント操作の判断が含まれているのに対し、泊(PWR)では、SA事象時に原子炉格納容器ペントは実施しない違いがあるが、最終的にモニタリング設備の指示値を確認し、緊急時対策所の加圧要否を判断することに相違なし。

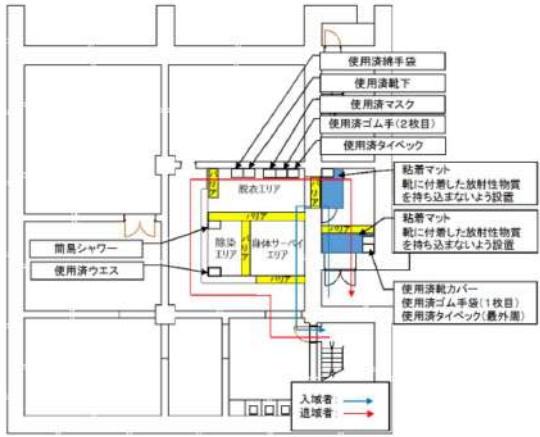
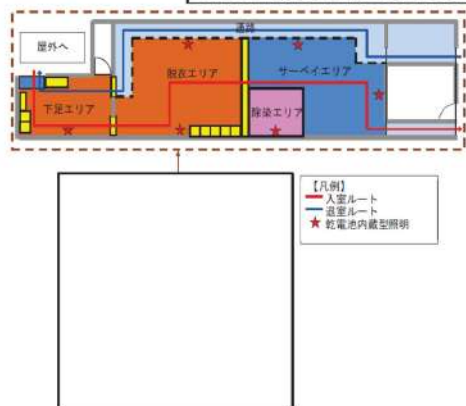
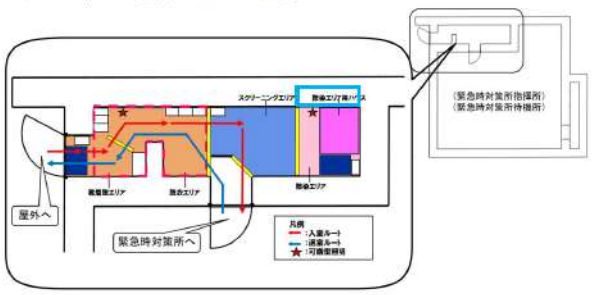


赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図3.2-13 可搬型揚圧化空調機により揚圧化する場合 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>図3.2-15 緊急時対策所非常用送風機による正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>図3.2-12 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンによる正圧化 (ブルーム通過前) のタイムチャート (操作手順 a.)</p>	<p>【女川】                  ・設計の相違                  泊は緊急時対策所指揮所と緊急時対策所持機所の2箇所で作業となること及び系統構成を実施する必要があることから必要時間、手順に相違がある。</p>
<p>図3.2-14 揚圧化装置 (空気ポンプ) により揚圧化を実施する場合 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	<p>図3.2-16 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	<p>図3.2-13 空気供給装置 (空気ポンプ) による正圧化 (ブルーム通過中) のタイムチャート (操作手順 b.)</p>	
<p>図3.2-15 揚圧化装置 (空気ポンプ) から可搬型揚圧化空調機へ切り替える場合 (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	<p>図3.2-17 緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ) から緊急時対策所非常用送風機への切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	<p>図3.2-14 空気供給装置 (空気ポンプ) から可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンへの切替え (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>	
<p>図3.2-16 揚圧化装置 (空気ポンプ) から可搬型揚圧化空調機へ切り替える場合 (ブルーム通過後) のタイムチャート (操作手順 c.)</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.7 チェンジングエリア</p> <p>チェンジングエリアは、ブルーム通過後など緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するために設置する。</p> <p>緊急時対策所内に待機していた現場作業要員等は、屋外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、5号炉原子炉建屋内、かつ5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化パウダリに隣接した場所に設営する。</p> <p>チェンジングエリアを図8に示す。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1、2に示す。</p>  <p>図8 緊急時対策所指揮所 チェンジングエリア 概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策建屋内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリア付近の全照明が消灯した場合を想定し、乾電池内蔵型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放射線管理班員2名で約20分を想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p> <p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>3.3 汚染持ち込み防止について</p> <p>緊急時対策所には、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設ける。</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際等に利用する。</p> <p>チェンジングエリアは、要員の被ばく低減の観点から、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。</p> <p>また、チェンジングエリアの全照明が消灯した場合を想定し、バッテリー式の可搬型照明を配備する。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェンジングエリア設営場所及び概略図を図3.3-1に示す。</p> <p>また、チェンジングエリアの設営は、放管員2名が1組となって、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に対し実施し、一連の作業完了を約40分と想定している。チェンジングエリアの設営のタイムチャートを図3.3-2に示す。</p>  <p>図3.3-1 チェンジングエリア設営場所及び概略図</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載内容の相違（女川実績の反映）</li> <li>・設計の相違 女川は緊急時対策所建屋1箇所にチェンジングエリアを設営するのに対し、泊は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の2箇所に設営する違いがある。</li> <li>・設備の相違 女川は乾電池内蔵型照明に対し、泊はバッテリー式の可搬型照明であるものの、停電時に使用可能な仮設照明を配備していることに相違なし。</li> <li>・記載表現の相違（泊は2箇所に設営するため）</li> <li>・設計の相違 女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート</p>	<p>図3.3-2 チェンジングエリアの設営のタイムチャート</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実 (女川実績の反映)</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川は1箇所のチェンジングエリアを2名が約20分で設営するのに対し、泊は2箇所のチェンジングエリアを2名が約40分で設営する違いがあるが、設営に長時間を要しない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

2.10 配備する資機材等及び保管場所

緊急時対策所内には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、資機材等を配備する。

配備する資機材等および保管場所を図1-1に示す。

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部から支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する資機材の数量を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

女川原子力発電所2号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策建屋には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないようビニール袋等であらかじめ養生し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策建屋に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置及び調達経路を図3.4-1に示す。

泊発電所3号炉

3.4 配備する資機材の数量及び保管場所について

a. 資機材

緊急時対策所には、少なくとも外部からの支援なしに7日間の活動を可能とするため、必要な資機材を配備する。

なお、それぞれの資機材は、汚染が付着しないように、コンテナ等に収納し、配備する。

また、ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員の食料等及びブルーム通過後に現場対応を行う要員の放射線管理用資機材については、緊急時対策所内に配備する。緊急時対策所に配備する資機材の数量及び保管数を表3.4-1に、資機材保管場所の位置を図3.4-1に示す。

相違理由

【女川】  
保管場所の相違

【女川】  
資機材保管場所の相違

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

表3.4-1 配備する資機材の数量

区分	品目	数量	保管場所	備考	
放射線管理用資機材	防護具	ダイベック	2,100着	資機材保管エリア、地下1階地下	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
		全面マスク	900個		60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日
	個人線量計	パーソナルフィルタ(2個/セット)	2,100セット	緊急時対策所	60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日
		個人線量計	210台	出入管理室	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×2
サバイベータ等	表面汚染密度測定用サバイベータ	ガンマ線測定用サバイベータ	8台	出入管理室	予備を含む。
		ガンマ線測定用サバイベータ	8台		予備を含む。
	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	4台	緊急時対策所	予備を含む。
		チェンジングエリア用資機材	1式	出入管理室	
資料	重大事故対策の検討に必要な資料	1式	緊急時対策所	・発電所周辺地図 ・発電所周辺人口関連データ ・主要系統模式図 ・系統図及びプラント配置図など(一式)	
食料等	食料等	食料：約2,940食(※4)以上 飲料水：約1,470リットル(※5)以上	資機材保管エリア、緊急時対策所	100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×3食=2,100食 100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×7日×2本=1,400リットル	
その他	酸素濃度計	2台	緊急時対策所	重大事故等対応設備として設置する。予備を含む。	
	二酸化炭素濃度計	2台			
その他	よう素剤	800錠		100名(60名(本部要員38名+余裕)+現場要員40名)×(初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日)=900錠	
	照明	LEDライト：60個 ヘッドライト：100個		表3.4-2参照	

※1：4日目以降は除染に対応する。

表3.4-1 配備する資機材の数量



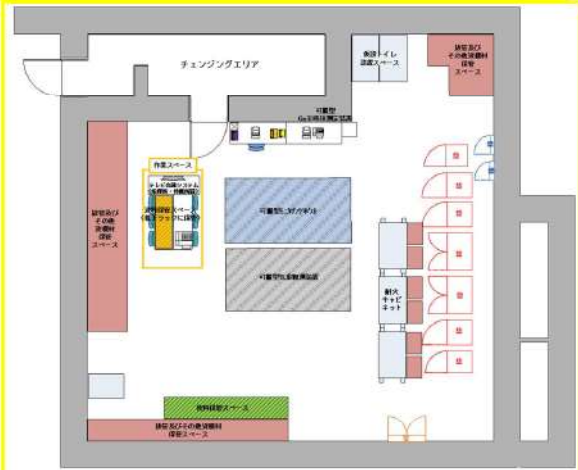
区分	品目	数量	備考	
放射線管理用資機材	防護具類	ダイベック	1,050着	100名×7日×1.5=1,050着 ※ 本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕
		全面マスク	1,050個	
	個人線量計	パーソナルフィルタ(2個/セット)	1,050セット	
		個人線量計	140台	120名×1.1倍
サバイベータ等	GM汚染サバイベータ	10台	5台/建屋×2建屋	
	電離箱サバイベータ	10台	5台/建屋×2建屋	
	緊急時対策所可搬型エリアモニタ	4台	2台/建屋×2建屋	
資料	チェンジングエリア設置用資機材	1式		
	原子力災害対策活動に必要な資料	1式	1式	
食料等	食料	2520食	120名×3食×7日	
	飲料水	1680リットル	120名×4本×0.5リットル×7日	
その他	酸素濃度計	4台	2台/建屋×2建屋	
	二酸化炭素濃度計	4台	2台/建屋×2建屋	
その他	よう素剤	3000錠	120名×2錠×7日+余裕	
	照明	ワークライト：60個 ヘッドライト：60個	表3.4-2参照	

【大飯】【女川】  
・運用の相違

原子力防災組織の人数の相違等により数量が異なるが、必要となる資機材を必要数配備しており、重大事故等の対応は可能。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

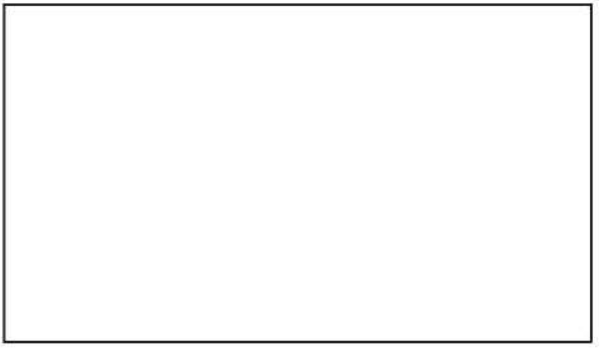

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p>  <p>・保安電話（携帯型）              ・食料、飲料水              ・被曝測定計              ・二酸化炭素計              ・可搬型エリアモニタ              ・簡易トイレセット              ・汚染防護服（タイベック）              ・全面マスク              ・交換カードカシ              ・表面汚染サーベイメータ              ・ガンマ線測定用サーベイメータ等</p> <p>図1.1-2 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所              （注：レイアウトは訓練等により見直しすることがある）</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <p>緊急時対策棟屋 地下1階</p> <p>緊急時対策棟屋 地下2階</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑色：放射線管理用資機材/その他</li> <li>黄色：食料等</li> <li>赤色：資料</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策棟屋 資機材保管場所の位置及び調達経路</p>	<p>泊発電所3号炉</p>  <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所              T.P.39m平面図</p>  <p>注：本レイアウトは訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>緊急時対策所待機所              T.P.39m平面図</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>赤色：放射線管理用資機材</li> <li>黄色：資料</li> <li>緑色：食料等</li> <li>青色：その他</li> </ul> <p>図3.4-1 緊急時対策所 配備する資機材の保管場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）及び5号炉原子炉建屋内アクセスルート上に非常用照明、常用照明、直流非常灯及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。</p> <p>また、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）内に設置する非常用照明及び蓄電池内蔵型照明は、外部電源が喪失した際に必要な照明が確保できるよう、6号及び7号炉非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とし、全交流動力電源喪失時に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備から給電可能な設計とする。</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルート上に非常用照明を設置する設計とする。非常用照明は2号炉非常用高圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策建屋内に設置する非常用照明は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、非常用ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="736 555 1288 742" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="824 746 1176 798">&lt;仕様&gt; 非常用照明 ・定格電圧：交流 100V</p> <p data-bbox="902 850 1133 879">図3.4-2 照明装置</p>	<p>b. 照明</p> <p>(a) 設計基準対象施設</p> <p>設計基準事故に対処するために、緊急時対策所指揮所に無停電運転保安灯を設置する設計とする。無停電運転保安灯は3号炉非常用低圧母線から給電可能な設計とする。</p> <p>緊急時対策所指揮所に設置する無停電運転保安灯は、外部電源が喪失時に必要な照明が確保できるよう、ディーゼル発電機から給電可能な設計とする。</p> <p>なお、全交流動力電源喪失時に代替交流電源設備から給電可能な設計とする。</p> <p>図3.4-2に照明装置、図3.4-3に照明配置図を示す。</p> <div data-bbox="1413 555 1861 710" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1429 751 1839 802">緊急時対策所照明（バッテリー内蔵 LED ランプ） &lt;仕様&gt;・定格電圧：交流 100V</p> <p data-bbox="1541 839 1731 863">図 3.4-2 照明装置</p>	<p>【女川】・設計の相違</p> <p>泊では緊急時対策所へ向かう建屋内アクセスルートは存在しないため、照明設置は考慮しない。</p> <p>【女川】設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (2/3)</p> <p style="text-align: center;">※図表の内容は図表掲載の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図 (3/3)</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p style="text-align: center;">図3.4-3 照明配置図</p>	<p>【女川】                  ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【<u>柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載</u>】</p> <p>(b) 重大事故等対処設備                      重大事故等に対処するために、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に非常用照明及び蓄電池内蔵型照明を設置する設計とする。                      また、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>及び5号炉原子炉建屋内アクセスルートに<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>さらに乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））及び懐中電灯を<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>に保管する設計とする。</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備                      重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所に非常用照明</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所及び緊急時対策建屋屋内アクセスルートに緊急時対策所に保管する乾電池内蔵型照明</u>を設置し、必要な照度※を確保できる設計とする。</p> <p>仮に乾電池内蔵型照明（ランタンタイプLEDライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所</u>に保管する設計とする。                      表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-1に照明配置図を示す。                      ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p> <p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="705 742 1299 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ランタンタイプ LEDライト </td> <td>緊急時対策所</td> <td>60個</td> <td>電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所</td> <td>100個</td> <td>電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 個数(予備数を含む。)については、初動要員数及び運用を考慮し今後変更となる場合がある。                      ※2. 運転員、初期消火要員（消防車隊）除く。</p>	名称	保管場所	数量	仕様	ランタンタイプ LEDライト 	緊急時対策所	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間	<p>(b) 重大事故等対処設備                      重大事故等に対処するために、<u>緊急時対策所指揮所に無停電保安灯</u>を設置する設計とする。</p> <p>また、<u>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に緊急時対策所指揮所</u>に保管する乾電池内蔵型照明を設置し、必要な照度※を確保できるようにする。</p> <p>仮に、乾電池内蔵型照明（ワークライト）が活用できない場合を考慮し、乾電池内蔵型照明（ヘッドライト（ヘルメット装着用））を<u>緊急時対策所指揮所</u>に保管する設計とする。                      表3.4-2に乾電池内蔵型照明の保管場所、数量及び仕様、図3.4-1に照明配置図を示す。                      ※ 照度：1ルクス以上（建築基準施行令）</p> <p>表3.4-2 乾電池内蔵型照明の数量及び仕様</p> <table border="1" data-bbox="1332 742 1926 1101"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ワークライト </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源</td> </tr> <tr> <td>ヘッドライト (ヘルメット装着用) </td> <td>緊急時対策所 指揮所</td> <td>60個</td> <td>電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源</td> </tr> </tbody> </table>	名称	保管場所	数量	仕様	ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源	ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源	<p>【女川】                      ・設備名称の相違</p> <p>【女川】                      ・設計の相違                      泊では建屋内を移動するルートがないことから、設置箇所にアクセスルートを含めない。</p> <p>【女川】                      ・配備資機材種類の相違</p> <p>【女川】                      ・設計の相違（相違理由①）</p>
名称	保管場所	数量	仕様																								
ランタンタイプ LEDライト 	緊急時対策所	60個	電源：単1型電池×4本 点灯時間：45時間																								
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所	100個	電源：単3型電池×3本 点灯時間： Highモード 12時間 Lowモード 120時間																								
名称	保管場所	数量	仕様																								
ワークライト 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単3型電池×4本 点灯可能時間：約10時間 照明：LED光源																								
ヘッドライト (ヘルメット装着用) 	緊急時対策所 指揮所	60個	電源：単4型電池×3本 点灯可能時間：約8時間 照明：LED光源																								



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (1/3)</p> <p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (2/3)</p> <p>特開みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p>図3.4-4 照明配置図 (3/3)</p>	 <p>緊急時対策所 指揮所 平面図</p> <p>図 3.4-4 照明配置図</p>	<p>【女川】              ・建屋設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料3</p> <p>3. 緊急時対策所設備の耐震性について                      (1) 緊急時対策所の機能について                      下表の設備に対して、転倒防止措置を施すこと等により、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を喪失することがないようにする。                      具体的な措置等については、次項以降に述べる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>                      緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、またこれら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>                      本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して、電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住性を確保するための設備</li> <li>・必要な情報を把握できる設備</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・電源設備</li> </ul> <p>また、緊急時対策所への対策要員の参集及び交替のため、重大事故等への対処のための現場出向や可搬型重大事故等対処設備の運搬のため、緊急時対策所を設置する緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する必要がある。</p> <p>設備と併せて、アクセスルートについての耐震設計方針を示す。</p>	<p>4. 耐震設計方針について</p> <p>緊急時対策所の機能は、事故に対応するために必要な対策要員がとどまるとともに、対策要員が事故時において事故対応に必要な情報を把握し、対策指令・通信連絡を可能とすることであり、また、これら設備に対して電源供給を行うことである。</p> <p>本項では、緊急時対策所に設置する以下の設備に対する耐震設計方針を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住性を確保するために設備</li> <li>・必要な情報を把握できる設備</li> <li>・通信連絡設備</li> <li>・電源設備</li> </ul>	<p><b>【大阪】</b>                      ・記載方針の相違                      （女川記載に統一）</p> <p><b>【女川】</b>                      ・記載方針の相違                      泊の緊急時対策所は、平屋構造で出入口扉から屋外へ直接出入りできる構造であり、女川のように緊急時対策所へ向かうために建屋内の移動が発生しないことから、対策建屋内のアクセスルートの耐震設計方針については記載不要。</p>

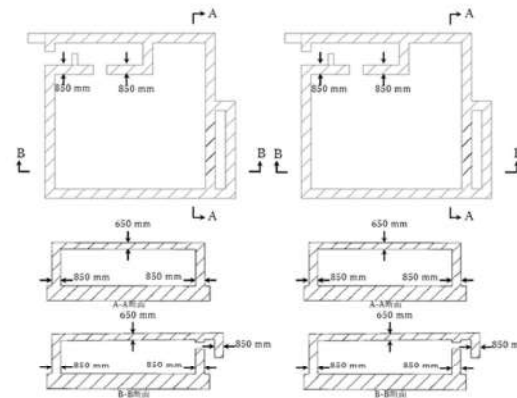
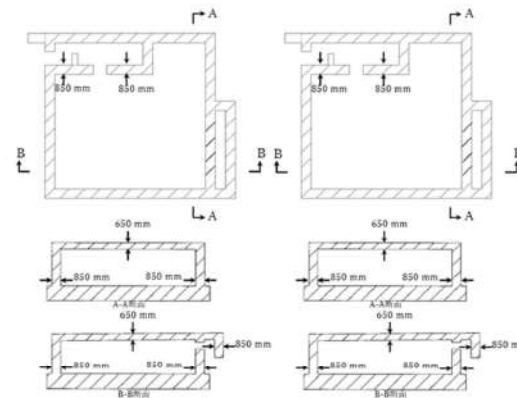
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源設備</td> <td>電源車（緊急時対策所用）</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置</td> </tr> <tr> <td>重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>その他可搬型重大事故等対処設備</td> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table>	機能	主要設備	電源設備	電源車（緊急時対策所用）	換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置	重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム	通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム	その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備<sup>*1</sup></td> <td>緊急時対策所送風機、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備<sup>*2</sup></td> <td>電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線<sup>1</sup>系</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポストについては「3.17 監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p> <p>*2 電源設備のうち、ガスタービン発電機についての附属設計方針は「3.14 電源設備（設置許可基準規則第57条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 <sup>*1</sup>	緊急時対策所送風機、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備 <sup>*2</sup>	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 <sup>1</sup> 系	<p>(1) 緊急時対策所の機能と主要設備について 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備<sup>*1</sup></td> <td>【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備</td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>緊急時対策所用発電機</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：居住性を確保するための設備のうち、可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備については、「2.17監視測定設備（設置許可基準規則第60条に対する設計方針を示す章）」で示す。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備 <sup>*1</sup>	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備	必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	緊急時対策所用発電機	<p>【女川】 ・記載内容の相違 女川のガスタービン発電機に相当する設備が泊にはないため記載不要。 【女川】 ・設計の相違（相違理由②） 【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
機能	主要設備																																		
電源設備	電源車（緊急時対策所用）																																		
換気設備	緊急時対策所非常用空気浄化ファン 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット 空気供給装置																																		
重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備	安全パラメータ表示システム（SPDS） SPDS表示装置 安全パラメータ伝送システム																																		
通信連絡設備	発電所内用 衛星電話（固定）、衛星電話（携帯）、携行型通話装置 発電所外用 衛星電話（固定）、衛星電話（可搬）、衛星電話（携帯）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備、緊急時衛星通報システム																																		
その他可搬型重大事故等対処設備	緊急時対策所内可搬型エアモニタ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ 酸素濃度計 二酸化炭素濃度計																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 <sup>*1</sup>	緊急時対策所送風機、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																		
必要な情報を把握できる設備	安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備 <sup>*2</sup>	電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線 <sup>1</sup> 系																																		
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備 <sup>*1</sup>	【緊急時対策所指揮所】 緊急時対策所指揮所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ 【緊急時対策所待機所】 緊急時対策所待機所送風機、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【緊急時対策所指揮所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【緊急時対策所待機所】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備																																		
必要な情報を把握できる設備	【緊急時対策所指揮所】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	緊急時対策所用発電機																																		
<p>【柏崎羽羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）、及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の機能と主要設備を表4-1に示す。</p> <p style="text-align: center;">表4-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の機能と主要設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>主要設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住性を確保するための設備</td> <td>【対策本部】 対策本部送風機、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所送風機、室内送風機、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>通信連絡設備</td> <td>【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン<sup>※1</sup> 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>必要な情報を把握できる設備</td> <td>【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5号炉建屋内緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合において、対策要員を5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に円滑かつ安全に収容することができるよう、5号炉屋外緊急連絡用インターフォンを設ける。</p> <p>※2：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と待機場所間の通信連絡を行うために設ける設計とする。</p>	機能	主要設備	居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部送風機、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所送風機、室内送風機、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ	通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <sup>※1</sup> 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 <sup>※2</sup>	必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）	電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																									
機能	主要設備																																		
居住性を確保するための設備	【対策本部】 対策本部送風機、高気密室、可搬型陽圧化空調機、可搬型外気吸入送風機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、二酸化炭素濃度計、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ 【待機場所】 待機場所送風機、室内送風機、可搬型陽圧化空調機、陽圧化装置（空気ポンプ）、陽圧化装置（配管・弁）、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアモニタ																																		
通信連絡設備	【対策本部】 発電所内用 無線連絡設備、衛星電話設備、5号炉屋外緊急連絡用インターフォン <sup>※1</sup> 発電所外用 衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 【待機場所】 発電所内用 携帯型音声呼出電話設備 <sup>※2</sup>																																		
必要な情報を把握できる設備	【対策本部】 安全パラメータ表示システム（SPDS）																																		
電源設備	5号炉原子炉建屋内緊急時対策所用可搬型電源設備、負荷変圧器、交流分電盤																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u></p> <p>(a) 対策本部遮蔽</p> <p>対策本部と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、4-2に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所は、対策本部を設置する高気密室の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。</p> <p>b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u></p> <p>(a) 待機場所遮蔽</p> <p>待機場所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-4～10に示す。5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）の天井にあたる原子炉建屋屋上及び側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として見なして設計することとする。</p>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮蔽</p> <p>緊急時対策所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1、図4-2に示す。緊急時対策所は、緊急時対策建屋の地下2階、地下1階及び地上1階天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体、非常用フィルタ室側面の壁を形成するコンクリート躯体及び加圧パウダリを形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図 (NS 方向)</p> </div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-2 緊急時対策所 遮蔽説明図 (EW 方向)</p> </div>	<p>(2) 居住性を確保するための設備</p> <p>(a) 緊急時対策所遮へい</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と遮蔽性能を期待する壁面等について、図4-1に示す。緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所は、天井面、側面の壁を形成するコンクリート躯体を遮蔽体として設計することとする。これら遮蔽体は基準地震動による地震力に対して遮蔽性能を維持することを確認する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>図4-1 緊急時対策所 遮蔽説明図</p> </div>	<p>【大阪】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載充実（女川実績の反映）</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>女川は緊急時対策所を緊急時対策所建屋地下2階に設置し、かつ、同建屋内の非常用フィルタ室が隣接しているのに対し、泊は地上1階の単独建屋、かつ、空調上屋を隣接する別建屋として設置するため、緊急時対策所の遮蔽体の範囲に相違がある。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉		
(3) 換気設備		
換気設備について下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。		
設備	機器	評価内容
可搬型空気浄化装置	フィルタユニット	転倒評価、構造強度評価
	ファン	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
空気供給装置	ボンベラック	転倒評価、構造強度評価
	カブラーマニホールド	最大固定ピッチの算出（本ピッチ以下で施工）

緊急時対策所用換気設備配置図

枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。

女川原子力発電所2号炉
(b) 緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置の耐震設計
緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置は、設置面に固定することで転倒防止措置等を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

泊発電所3号炉
(b) 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの耐震設計
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットは、設置面に固定することで転倒防止措置を施すとともに、耐震計算により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しない設計とする。

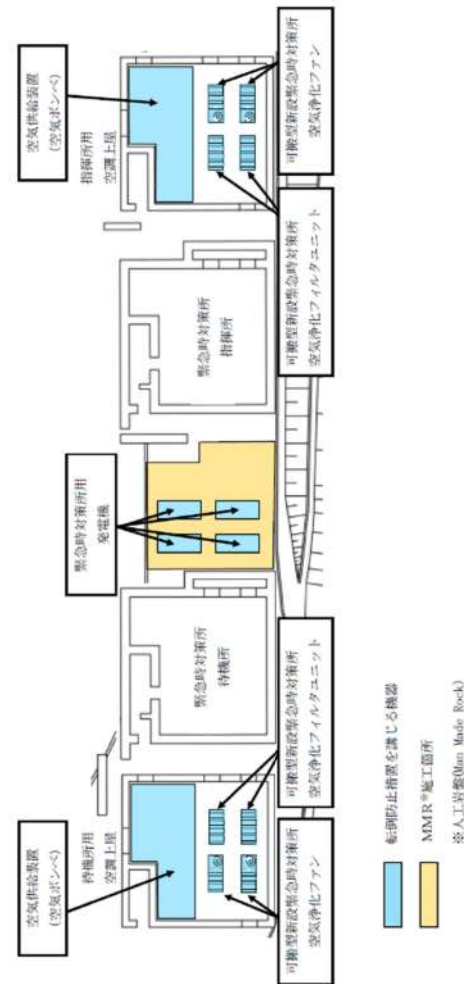


図4-2 緊急時対策所用換気空調設備 配置図

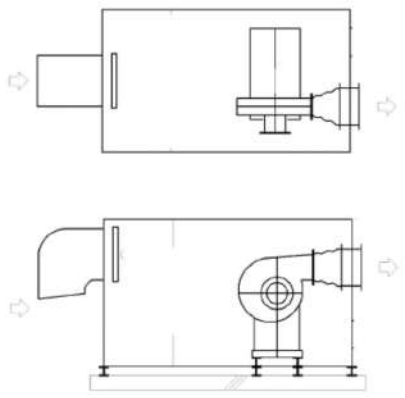
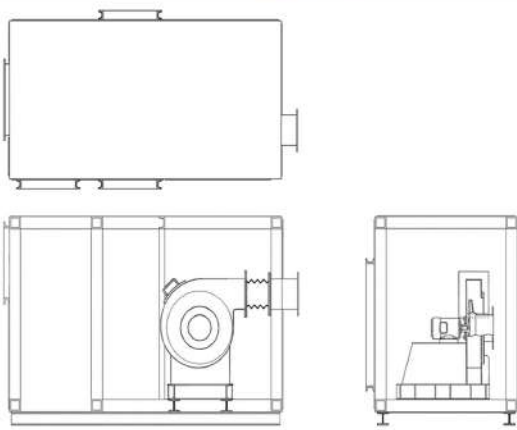
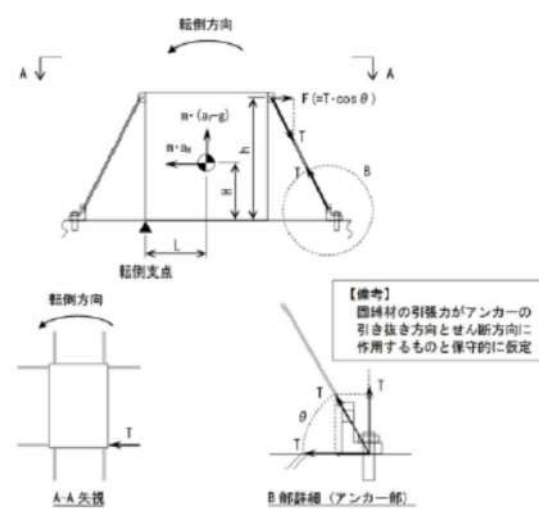
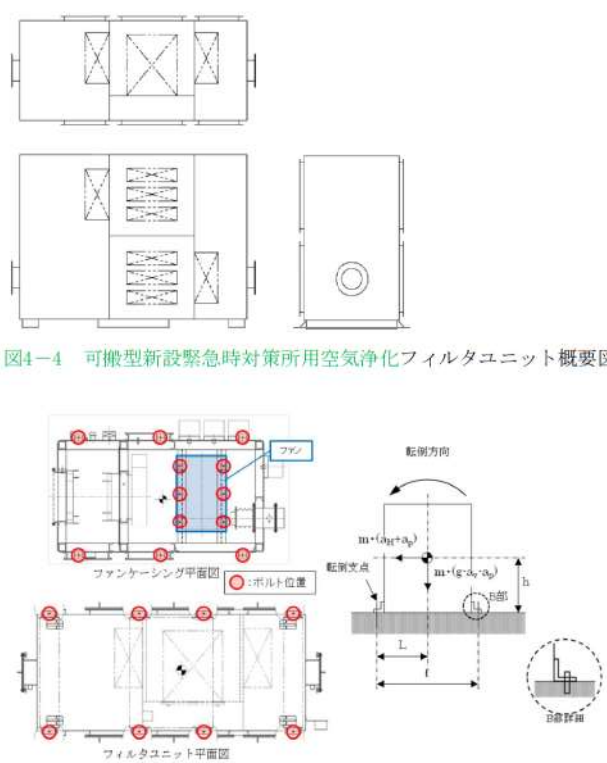
相違理由

【女川】  
 ・設備名称の相違

【女川】  
 ・記載充実（大飯参照）

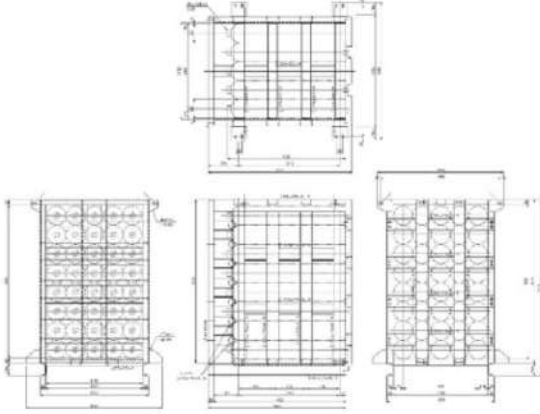
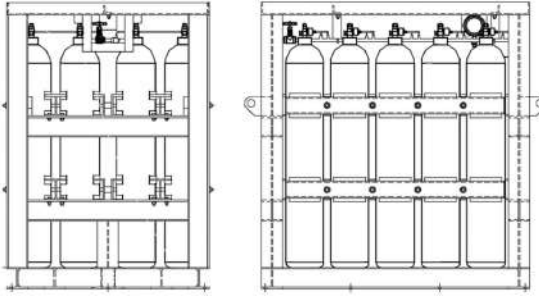

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置ファン・原動機概要図</p>		 <p>図4-3 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化ファン・原動機概要図</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違 ファン及びフィルタユニットの構造図とともに、転倒防止評価のモデル図を記載した。（大飯と同様）</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図面名称の相違</li> </ul>
<p>【可搬型空気浄化装置フィルタユニット概要図】</p>  <p>可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>		 <p>図4-4 可搬型新設緊急時対策所用空気浄化フィルタユニット概要図</p> <p>図4-5 可搬型空気浄化装置転倒評価モデル図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所 (別添1)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【空気供給装置】</p> <p>空気供給装置について、空気ボンベラック、ベース架台及びボルトの強度評価を行い、基準地震動Ssによる地震力に対して転倒しないことを確認している。</p>  <p>空気供給装置概要図</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p>空気供給装置保管場所</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。</p> </div>	<p>(c) 緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ボンベ）は、空気ボンベの転倒防止措置等を施すとともに、<b>加圧試験等により配管・弁が基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないことを確認する。</b></p>	<p>(c) 空気供給装置（空気ボンベ）の耐震設計</p> <p>空気供給装置（空気ボンベ）は、空気ボンベユニットの転倒防止措置を施すとともに、<b>配管の強度評価を行うこと</b>で、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>  <p>図4-6 空気供給装置（空気ボンベ）概要図</p>  <p>図4-7 空気供給装置（空気ボンベ）保管場所</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備名称の相違</li> <li>【女川】</li> <li>・評価方法の相違</li> <li>評価方法に相違はあるが、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しないようにする方針は同様</li> <li>【女川】</li> <li>・記載内容の相違</li> <li>空気供給装置（空気ボンベ）の概略図及び設置場所を図示した。（大飯と同様）</li> <li>【大飯】</li> <li>・図番号の相違</li> </ul> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・図番号の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																													
<p>(6) その他可搬型重大事故等対処設備                      緊急時対策所に設置する以下の可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本可搬型重大事故等対処設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <table border="1" data-bbox="100 343 683 534"> <thead> <tr> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ</td> <td rowspan="4">強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b>                      a. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）</u>                      (f) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。                      b. <u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）</u>                      (e) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、可搬型エアロモニタの耐震設計                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）にて使用する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計及び可搬型エアロモニタは、通常時是对策本部内に保管し転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p>	主要設備	耐震措置	緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	<p>(d) 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計                      緊急時対策所に設置する酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度計、二酸化炭素濃度計、差圧計、緊急時対策所可搬型エアロモニタに係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="739 438 1332 973"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度計</td> <td>・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>差圧計</td> <td>・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>(d) 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計                      緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に設置する酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタは、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>表4-2 酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、緊急時対策所可搬型エアロモニタの耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 438 1960 766"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>機器</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">居住性を確保するための設備</td> <td>酸素濃度・二酸化炭素濃度計</td> <td>・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアロモニタ</td> <td>・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	設備	機器	耐震設計	居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>【大阪】・記載方針の相違                      （女川記載に統一）</p> <p>【女川】                      ・設備名称、記載表現の相違                      泊は酸素濃度及び二酸化炭素濃度を1つの計器で測定する設計としていることから、耐震設計の記載については1項目にまとめて記載している。</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違（2-3③の相違）</p>
主要設備	耐震措置																															
緊急時対策所内 可搬型エアロモニタ	強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																															
緊急時対策所外 可搬型エアロモニタ																																
酸素濃度計																																
二酸化炭素濃度計																																
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度計	・酸素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	二酸化炭素濃度計	・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	差圧計	・差圧計は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
設備	機器	耐震設計																														
居住性を確保するための設備	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・酸素濃度・二酸化炭素濃度計は、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	圧力計	・圧力計は、耐震性を有する緊急時対策所に設置し、取付架台の評価を行い、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	緊急時対策所可搬型エアロモニタ	・緊急時対策所可搬型エアロモニタは、耐震性を有する緊急時対策所内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																						
<p>(5) 通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する通信連絡設備については、基準地震動 Ss による地震力に対し、機能を維持するため、以下の措置を講じる。また、本通信設備については加振試験にて、機能維持が可能であることを確認している。</p> <p>下表に記載のない通信設備（保安電話（固定型、携帯型）、社内TV会議システム、無線通話装置、加入電話）については、転倒防止、落下防止等の措置を講じる。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（待機場所）に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="134 750 660 1292"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">発電所内用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯）</td> <td>・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外用</td> <td>衛星電話（固定）</td> <td>・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> <td>・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）</td> <td></td> <td>・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）		・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、転倒防止措置等を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <table border="1" data-bbox="728 774 1332 1109"> <caption>表4-3 緊急時対策所 通信連絡設備に係る耐震設計</caption> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震設計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>発電所外</td> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震設計	発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	<p>(3) 必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備</p> <p>緊急時対策所に設置する必要な情報を把握できる設備及び通信連絡設備は、設置する机等の転倒防止措置及び通信端末の落下防止措置を施すことで基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とする。</p> <p>また、建屋間の伝送ルートは、無線系回線により基準地震動による地震力に対する耐震性を確保する設計とし、有線系回線については可とう性を有するとともに、余長を確保することにより、地震力による影響を低減する設計とする。</p> <p>表4-3 緊急時対策所 通信連絡に係る耐震設計</p> <table border="1" data-bbox="1377 774 1982 1093"> <thead> <tr> <th>通信種別</th> <th>主要設備</th> <th>耐震措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">発電所内外</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> <td>・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の端末装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td>・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所内</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> <td>・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> <td>・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発電所外</td> <td>IP電話</td> <td>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	通信種別	主要設備	耐震措置	発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の端末装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。	発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。	発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	テレビ会議システム		<p>【大飯】・記載方針の相違          （女川記載に統一）          【女川】          ・記載表現の相違          通信連絡設備の機能を喪失しないための措置内容を具体的に記載。</p>
通信種別	主要設備	耐震措置																																																							
発電所内用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	衛星電話（携帯）	・衛星電話（携帯）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	携行型通話装置	・携行型通話装置は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
発電所外用	衛星電話（固定）	・緊急時対策所に設置する通信端末は、転倒防止及び落下防止の措置を施す。 ・予備品については、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
	衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	・衛星電話（携帯）及び衛星電話（可搬）は、強固な収納ケースに収容する等の措置を施す。																																																							
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）		・通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器は固縛等を実施する。 ・通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。また、故障等の不測の事態に備え予備品を配備すると共に、取替えの手順を整備する。																																																							
	緊急時衛星通報システム	・緊急時衛星通報システムは、設置する机等の転倒防止及び落下防止の措置を施す。																																																							
通信種別	主要設備	耐震設計																																																							
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）の衛星電話アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																							
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																							
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																							
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																							
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																							
通信種別	主要設備	耐震措置																																																							
発電所内外	衛星電話設備（固定型）	・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の衛星電話設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（IP）の端末装置から衛星電話設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																							
	衛星電話設備（携帯型）	・衛星電話設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。																																																							
発電所内	無線連絡設備（固定型）	・無線連絡設備（固定型）の無線連絡設備アンテナは、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、転倒防止措置等を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・無線連絡設備（固定型）の端末装置から無線連絡設備アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する巻線管等に巻装する。																																																							
	無線連絡設備（携帯型）	・無線連絡設備（携帯型）は、耐震性を有する緊急時対策所に設置する強固な収納ラックに保管する措置を施す。																																																							
発電所外	IP電話	・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話、IP-FAX）及び通信設備は、耐震性を有する原子炉補助建屋及び緊急時対策所に設置し、転倒防止の措置を施すと共に、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																																																							
	テレビ会議システム																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】				
表1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 通信連絡設備に係る設置設計				
通信種別	主要設備	設置設計		
発電所内外	緊急電話設備	設置	・緊急電話設備（常設）の緊急電話用アンテナは、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・緊急電話設備（常設）の屋外装置から建屋内部アンテナまでのケーブルは、耐火性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・緊急電話設備（可搬型）は、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
建屋内外	無線連絡設備	設置	・無線連絡設備（常設）の無線電送用アンテナは、設置等の耐火設備は、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。 ・設置等の屋外装置から無線電送用アンテナまでのケーブルは、耐火性を有する電線管等に敷設する。	
		可搬型	・無線連絡設備（可搬型）は、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
5号炉内外緊急連絡用インターフォン	消防用音声	可搬型	・消防用音声用電話設備は、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
	5号炉内外緊急連絡用インターフォン	設置	・5号炉内外緊急連絡用インターフォンは、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により、基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備	テレビ会議システム	・統合原子力防災ネットワークを用いた遠隔連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX 及び遠隔録音）は、耐火性を有する5号炉原子炉建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	
		IP-電話機		
		IP-FAX		
注：5号炉原子炉建屋内緊急時対策所本部と特種班間の通信連絡を行うために設置する設計とする。また、遠隔録音は対策本部で保管してあるものも、5号炉建屋内緊急時対策所本部と特種班間の通信連絡を行うために設置する設計とする。				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】              ・記載方針の相違              耐震設計する設備              範囲を图示した。              （大飯と同様）</p> <p>【大飯】              ・図名称の相違</p>
<p>図4-8 通信連絡設備の耐震設計範囲</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

(4) 重大事故等に対処するために必要な情報を把握する設備  
 緊急時対策所のSPDSデータ表示に係る機能に関しては、基準地  
 震動Ssによる地震力に対し、機能を維持するよう以下の措置を講じ  
 る。

場所	主要設備	耐震措置
原子炉補助建屋	安全パラメータ表示システム (SPDS) 安全パラメータ伝送システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) へのデータ入力については、安全保護系ラック等から新対外伝送バスを經由する耐震仕様のバックアップラインを設けている。</li> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムの計算機システムは耐震仕様としている。</li> <li>安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び安全パラメータ伝送システムを設置するラックについては、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置して転倒防止の措置を施している。</li> <li>信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の回路に敷設している。</li> </ul>
建屋間伝送設備	通信機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは、耐震性を有する原子炉補助建屋に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については固縛等を実施する。</li> <li>建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> <li>通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>
建屋間	建屋間伝送ルート	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋間伝送ルートについては、衛星系及び有線系回線を確保する。</li> <li>衛星用アンテナについては、耐震性を有する原子炉補助建屋および緊急時対策所屋上に設置し、転倒防止の措置を施す。</li> <li>衛星用アンテナについては、耐震評価により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>
緊急時対策所	建屋間伝送設備 通信機器 SPDS表示装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信機器を設置するラックは耐震性を有する緊急時対策所に設置し転倒防止の措置を施すと共に、内装する通信機器については、固縛等を実施する。</li> <li>建屋内の信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の回路に設置する。</li> <li>通信機器については、加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。</li> <li>転倒防止措置を施したラックに固縛して保管する。加振試験等により機能を喪失しないことを確認する。</li> </ul>

表4-4 緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震設計
2号炉制御建屋	データ収集装置	データ収集装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	光通信装置	光通信装置は、耐震性を有する2号炉制御建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する2号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。
	建屋間伝送ルート	無線アンテナは、耐震性を有する2号炉原子炉補助建屋及び緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線系	無線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	有線系	光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
緊急時対策所	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS伝送装置	SPDS伝送装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	SPDS表示装置	SPDS表示装置は耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。

表4-4 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計

場所	主要設備	耐震措置
3号炉原子炉補助建屋	データ収集計算機 ERS 伝送サーバ	<ul style="list-style-type: none"> <li>データ収集計算機へのデータ入力については、原子炉安全保護系等の耐震性を有する計装装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる耐震仕様のバックアップラインを設置する。</li> <li>データ収集計算機等は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</li> <li>無線通信装置から3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</li> <li>信号ケーブル及び電源ケーブルについては、耐震性を有する電線管等の回路に敷設する。</li> </ul>
	光通信装置	光通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
建屋間	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する3号炉原子炉補助建屋に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	建屋間伝送ルート	無線アンテナは、耐震性を有する3号炉原子炉建屋の無線アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。また、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
緊急時対策所 指揮所	無線系	無線系のケーブルについては、可とう性を有するとともに余長を確保する。
	有線系	光通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
無線通信装置	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。
データ表示端末	データ表示端末は、耐震性を有する緊急時対策所建屋内に設置し、転倒防止措置等を施すとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	

【大飯】・記載方針の相違(女川審査実績の反映)  
 大飯3/4号炉では、通信連絡設備と必要な情報を把握する設備を別々に章立てして記載しているものの、泊3号炉は女川審査実績を踏まえ、通信連絡設備と必要な情報を把握できる設備を、一つの章で纏めて記載している。

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>表4-5 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所 必要な情報を把握できる設備に係わる耐震設計</p> <p>耐震設計</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>主要設備</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6号炉 及び7号炉 コントロール建屋</td> <td>データ伝送装置</td> <td>データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">建屋間</td> <td>建屋間伝送ルート</td> <td>無線系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>有線系</td> </tr> <tr> <td>光ファイバ通信伝送装置</td> <td>光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> <td>無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置</td> <td>緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		場所	主要設備		6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	データ伝送装置	データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。	建屋間	建屋間伝送ルート	無線系		有線系	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。	SPDS表示装置	SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。					
場所	主要設備																															
6号炉 及び7号炉 コントロール建屋	データ伝送装置	データ伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する6号及び7号炉コントロール建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	無線通信装置	無線通信装置から無線通信用アンテナまでのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。																														
建屋間	建屋間伝送ルート	無線系																														
		有線系																														
	光ファイバ通信伝送装置	光ファイバ通信伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	無線通信装置	無線通信装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
5号炉 原子炉建屋内 緊急時対策所	緊急時対策支援システム伝送装置	緊急時対策支援システム伝送装置は、耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														
	SPDS表示装置	SPDS表示装置は耐震性を有する5号炉原子炉建屋内に設置し、転倒防止措置等を実施するとともに、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉の緊急時対策所（別添1）の構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示し、青い線は記載箇所又は記載内容の相違を示し、緑色の線は記載表現、設備名称の相違を示しています。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉の緊急時対策所（別添1）の構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示しています。</p>	<p>泊発電所3号炉の緊急時対策所（別添1）の構成図。図には、監視システム、制御システム、通信システムなどが示されています。赤い線は設備、運用又は体制の相違を示し、青い線は記載箇所又は記載内容の相違を示し、緑色の線は記載表現、設備名称の相違を示しています。また、図4-9は必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲を示しています。</p> <p>図4-9 必要な情報を把握できる設備に係る耐震設計範囲</p>	<p>【女川】              ・記載充実（大飯審査実績の反映）              【大飯】・記載方針の相違              大飯3/4号炉では、「所内での情報共有に関する図」と「所外伝送に関する図」に分けて耐震範囲を図示しているものの、泊3号炉では、女川2号炉の記載方針に合わせたシステム概要図に対して耐震範囲を図示している。なお、泊3号炉と大飯3/4号炉では、耐震範囲は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

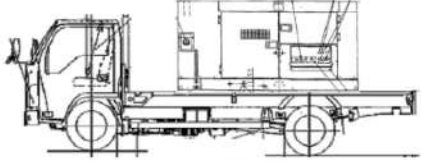
第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 電源設備</p> <p>緊急時対策所の可搬型設備である電源車は、車両（2軸4輪）に搭載することで転倒防止を図り、基準地震動S<sub>s</sub>による地震力に対して転倒しないこと及び機能維持を実証試験により詳細に評価している。</p> <p>その他、附属機器についても、下記のとおり耐震評価を行い、耐震性に問題が無いことを確認している。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）は緊急時対策建屋北側に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）用の燃料を貯蔵する緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所用高圧母線J系は、耐震性を有する緊急時対策建屋に設置し、盤及び装置が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>電源車接続口から緊急時対策所用高圧母線J系までのケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する。</p>	<p>(4) 電源設備の耐震設計</p> <p>緊急時対策所の電源設備である代替交流電源設備のうち、緊急時対策所用代替交流電源設備である緊急時対策所用発電機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の間に設置し、加振試験等により基準地震動による地震力に対して機能喪失しないことを確認する。</p> <p>また、分電盤は、耐震性を有する緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、盤が基準地震動による地震力に対して機能が喪失しないことを確認する。</p> <p>緊急時対策所ケーブル接続口から分電盤までのケーブルは、耐震性を有する電路とする設計とする。</p>	<p>【大阪】・記載方針の相違                      （女川記載に統一）</p> <p>【女川】                      ・設置場所の相違</p> <p>【女川】                      ・設計の相違                      泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。（大阪3/4号炉と同様）</p> <p>【女川】                      ・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉		
設備	機器	評価内容
電源車（緊急時対策所用）	発電機	転倒評価、構造強度評価、機能維持評価
	ケーブル電線管	定ピッチスパンの算出（本ピッチ以下で施工）
	分電盤	構造強度評価、機能維持評価



  


電源車（緊急時対策所用）概要図

枠囲みの範囲は機密に関わる事項ですので公開することはできません。

女川原子力発電所2号炉
<p>代替交流電源設備の保管場所を図4-3に、電源車（緊急時対策所用）及び緊急時対策所軽油タンクの概略図を図4-4、図4-5にそれぞれ示す。</p>  <p>図4-3 代替交流電源設備 保管場所</p>  <p>図4-4 電源車（緊急時対策所用） 外観</p>  <p>図4-5 緊急時対策所軽油タンク 概略図</p>

泊発電所3号炉
<p>緊急時対策所用発電機の保管場所を図4-10に、緊急時対策所用発電機の外観を図4-11に示す。</p>  <p>図4-10 緊急時対策所用発電機の保管場所</p>  <p>図4-11 緊急時対策所用発電機 外観</p>

【女川】  
 ・記載表現の相違  
 女川はガスタービン発電機及び電源車（緊急時対策所用）を代替交流電源設備として記載。泊は対象が緊急時対策所用発電機のみであることから、設備の名称を記載した。

【女川】  
 ・設計の相違  
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていない。

【女川】  
 ・設計の相違  
 泊の緊急時対策所用発電機の燃料は可搬型タンクローリーにて給油する設計としており、専用の燃料タンクは設けていないことから、対象図面はない。



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

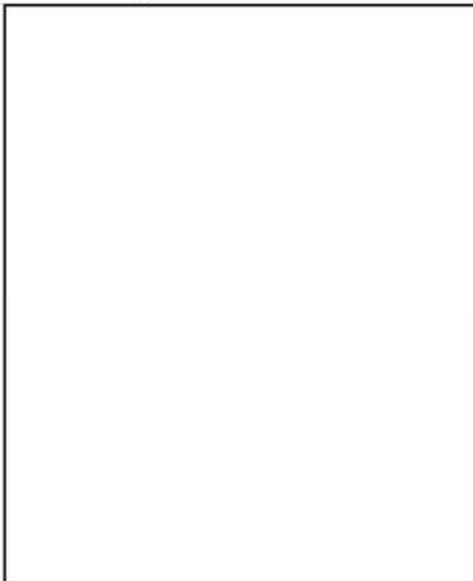
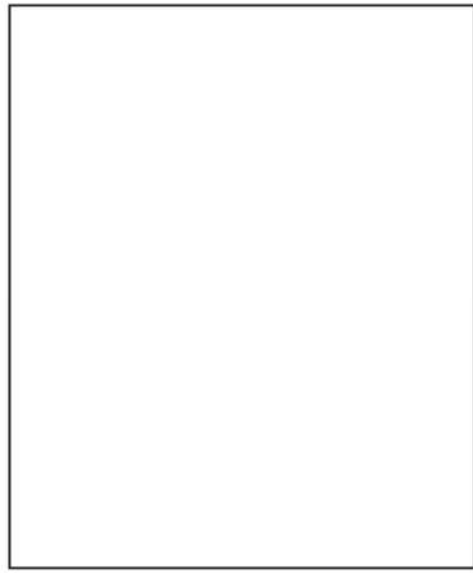
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(5) 建屋内アクセスルートの耐震設計</p> <p>地震、地震随伴火災及び地震による内部溢水を想定した場合においても、緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うため、緊急時対策建屋内のアクセスルートを確認する設計とする。</p> <p>a. アクセスルートと選定に際しての確認事項</p> <p>建屋内アクセスルートの耐震設計として緊急時対策所の機能に影響を与えるおそれがある以下の事項について対策を行うこととする。緊急時対策所のアクセスルート（西側アクセスルート、北側アクセスルート）を図4-6～8に示す。</p> <p>① 地震時の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器の転倒等により通行が阻害されないように設計する。</p> <p>② 地震随伴火災の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して機器が損壊し、火災源となることにより通行が阻害されないように設計する。</p> <p>③ 地震による内部溢水の影響</p> <p>緊急時対策所の対策要員が必要な事故対応を行うための作業現場との往來に際し、地震に起因して溢水源となる配管等が損壊することで発生する影響により、通行が阻害されないように設計する。</p>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載不要。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="929 148 1332 175">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p data-bbox="884 774 1176 798">図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (1/3)</p> <p data-bbox="929 821 1332 849">枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>  <p data-bbox="884 1444 1176 1468">図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (2/3)</p>		<p data-bbox="2004 143 2072 167">【女川】</p> <ul data-bbox="2004 172 2150 422" style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="931 156 1339 185" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">                     枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。                 </div> <div data-bbox="801 204 1285 794" style="border: 1px solid black; height: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="891 804 1182 823" style="text-align: center; font-size: small;">                     図4-6 緊急時対策所のアクセスルート (3/3)                 </div>		<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>泊の緊急時対策所は屋外に直接設置しており、女川のような建屋内のアクセスルートは存在しないことから、本内容は記載していない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動<math>S_s</math>による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「転倒評価」、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」に従って実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 転倒評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の転倒評価については、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンから構成される機器全体は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、転倒しないことを、保管場所の地表面の最大加速度を用いて、計算により算出した発生応力が、許容値以下であることにより確認する。</p> <p>(2) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、固縛装置、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを、計算により確認する。</p>		<p>添付1</p> <p>可搬型空気浄化装置の耐震設計方針について</p> <p>1. はじめに</p> <p>本資料は、設置許可基準規則43条及び第61条に適合する設計とするため、構造強度上の耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の分類に該当しない設備である可搬型重大事故等対処設備が、基準地震動による地震力において必要な機能を損なわないことを確認するための耐震計算方針について説明するものである。</p> <p>以下に可搬式空気浄化設備の耐震評価方針を示す。</p> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>可搬型重大事故等対処設備の耐震評価は、転倒評価、構造強度評価及び機能維持評価を実施して、地震後において重大事故等に対処するための機能を損なわないことを確認する。また、波及的影響の評価を実施し、すべり及び浮き上がり等により、当該設備以外の可搬型重大事故等対処設備に波及的影響を及ぼさないことを確認する。</p> <p>可搬型重大事故等対処設備は、基準地震動による地震力に対してその機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組み合わせて実施する。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造計画を第2-1表に示す。</p> <p>2.2 評価方針</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価は、「構造強度評価」、「機能維持評価」及び「波及的影響評価」にしたがって実施する。</p> <p>可搬型空気浄化設備の耐震評価の評価対象部位は、構造強度上の性能目標を踏まえて、第2-2表に示すとおり設定する。</p> <p>(1) 構造強度評価</p> <p>可搬型空気浄化設備の構造強度評価については、基準地震動による地震力に対し、固縛装置（アンカーボルト）、送風機及び原動機の取付ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する。</p>	<p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】 ・記載方針の相違 アンカーボルトに対する構造評価を行っており、事実上転倒評価に関しては構造評価に包括されることから記載しない。</p> <p>【大阪】 ・設計の相違 大阪の固縛方法がシャックル、ターンバックルなのに対し泊はアンカーボルトである。</p>

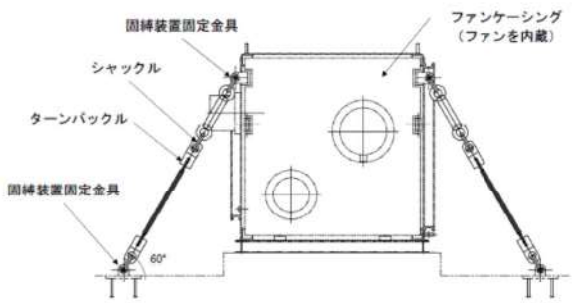
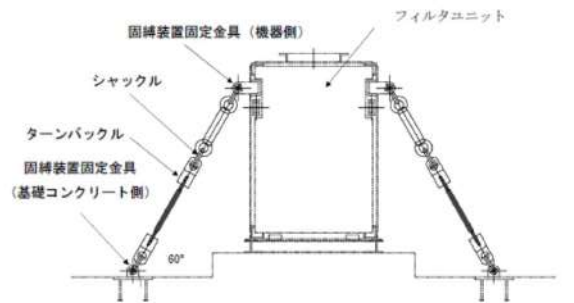
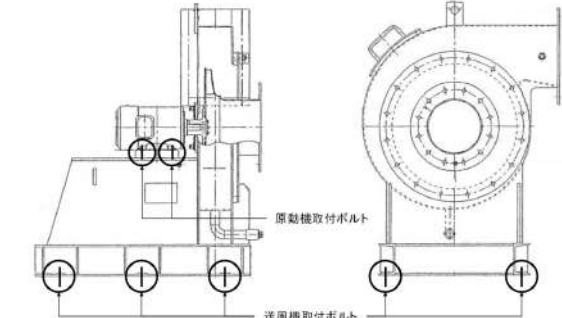
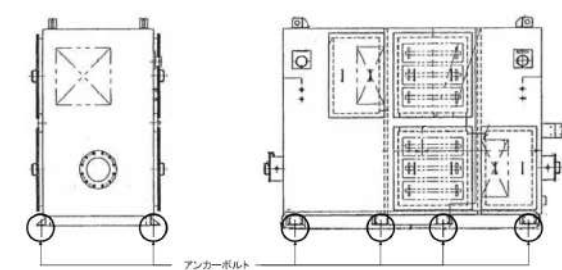
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>(3) 機能維持評価                      可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを、保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(4) 波及的影響評価                      可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。                      可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動<math>S_s</math>による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="100 758 683 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図 第2-3図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図		<p>(2) 機能維持評価                      可搬型空気浄化設備の機能維持評価については、送風機及び原動機は、基準地震動による地震力に対し、緊急時対策所を換気する送風機の送風機能及び原動機の駆動機能の動的及び電気的機能を保持できることを保管場所の地表面の最大加速度が、機能確認済加速度以下であることにより確認する。</p> <p>(3) 波及的影響評価                      可搬型空気浄化設備の波及的影響の評価については、可搬型空気浄化設備の機器全体は、基準地震動による地震力に対し、可搬型空気浄化設備の固縛装置が、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することで、隣接する他の可搬型重大事故等対処設備に対して波及的影響を及ぼさないことを確認する。                      可搬型空気浄化設備に使用している固縛装置は、基準地震動による地震力に対し、各構成要素の定格荷重等を超えないように設計を行い、固縛装置の構成要素は、固縛装置が受ける荷重に対して十分な強度、支持力があるものを選定する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">第2-1表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" data-bbox="1400 790 1960 997"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設備分類</th> <th colspan="2">計画の概要</th> <th rowspan="2">説明図</th> </tr> <tr> <th>主体構造</th> <th>支持構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型空気浄化設備</td> <td>フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。</td> <td>フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。</td> <td>第2-1図 第2-2図</td> </tr> </tbody> </table>	設備分類	計画の概要		説明図	主体構造	支持構造	可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図	<p>【大阪】                      ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】                      ・記載表現の相違</p> <p>【大阪】                      ・記載表現の相違</p>
設備分類		計画の概要			説明図																		
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを支持する固縛装置により構成する。	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンは剛構造とし、機器本体と床を固縛装置にて固定する。 また、送風機本体は取付ボルトでファンケーシング内部に固定、原動機は取付ボルトで送風機共通台板に固定する。	第2-1図 第2-2図 第2-3図																				
設備分類	計画の概要		説明図																				
	主体構造	支持構造																					
可搬型空気浄化設備	フィルタユニット及びファン（送風機及び原動機）、並びにこれらを固定するアンカーボルト等により構成する。	フィルタユニット及びファンは剛構造とし、アンカーボルトにて床に固定する。	第2-1図 第2-2図																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備 構造強度評価対象部位</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>構造 支持構造物</th> <th>間接 支持構造物</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化ファン</td> <td>可搬型 空気浄化</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>固縛装置</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である固縛装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット</td> <td>設備</td> <td>固縛装置</td> <td>対象なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象	緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	固縛装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である固縛装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	設備	固縛装置	対象なし		<p style="text-align: center;">第2-2表 可搬型重大事故等対処設備の構造計画</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>機器名称</th> <th>設備</th> <th>直接 支持構造物</th> <th>間接 支持構造物</th> <th>評価対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>可搬型 空気浄化</td> <td>送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト</td> <td>アンカー ボルト</td> <td rowspan="2">ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>装置</td> <td>アンカー ボルト</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>  <p>第2-1図 可搬型空気浄化設備（空気浄化ファン）</p>  <p>第2-2図 可搬型空気浄化設備（フィルタユニット）</p>	機器名称	設備	直接 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし	
機器名称	設備	構造 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象																											
緊急時対策所内非常用空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	固縛装置	ファン、フィルタユニットは、固有値解析により、剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物である固縛装置、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																											
緊急時対策所内非常用空気浄化フィルタユニット	設備	固縛装置	対象なし																												
機器名称	設備	直接 支持構造物	間接 支持構造物	評価対象																											
可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	可搬型 空気浄化	送風機取付 ボルト 原動機取付 ボルト	アンカー ボルト	ファン、フィルタユニットは固有値解析により剛構造であること及び十分な強度を有することを確認した上で、支持構造物であるアンカーボルト、原動機及び送風機取付ボルトを評価対象とする。																											
可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	装置	アンカー ボルト	なし																												

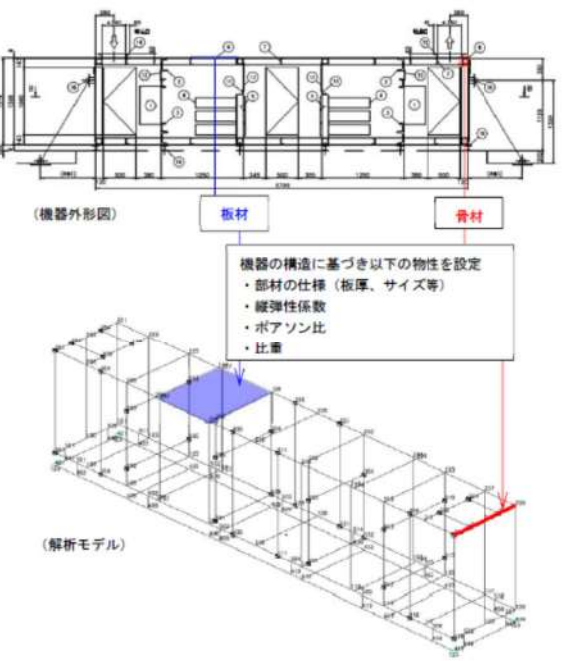
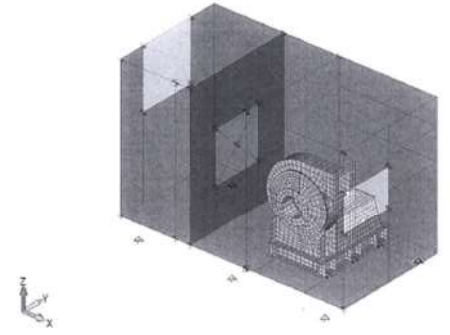
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第2-3図 緊急時対策所非常用空気浄化ファンケーシング概略図</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び緊急時対策所非常用空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型空気浄化設備の外形図及び解析モデル                      (緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット場合)</p>		<p>(補足) 可搬型空気浄化設備のケーシングについて</p> <p>可搬型空気浄化設備のケーシングは骨材と板材からなる溶接構造物であり、固有値解析に用いるFEM解析モデルは機器の構造どおりにモデル化している。ケーシングを構成する各部材（骨材、板材）のモデル入力においては、各部材の仕様（板厚等）及び物性値（縦弾性係数等）をそのまま設定してモデル化している。可搬型空気浄化設備の機器外形図及び解析モデルを第1図に示す。このモデルを用いて固有値解析を実施し、その結果から可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンが剛であることを確認している。</p>  <p>第1図 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンケーシング 解析モデル図</p>	<p>【大阪】                      ・設備名称の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">添付資料6</p> <p>6. チェンジングエリアについて</p> <p>1. チェンジングエリアの基本的考え方                      チェンジングエリアの設営にあたっては、第61条第1項（緊急時対策所）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所（への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(1)チェンジングエリアの基本的な考え方                      チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属設備の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方                      チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈）第76条第1項（緊急時対策所）抜粋</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>5. 添付資料</p> <p>5.1 チェンジングエリアについて</p> <p>(1) チェンジングエリアの基本的な考え方                      チェンジングエリアの設営にあたっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」第61条第1項（緊急時対策所）並びに「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）に基づき、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けることを基本的な考え方とする。</p> <p>（「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」第76条第1項（緊急時対策所）抜粋）</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設けること。</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
<p>2. チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。概要は表6-1のとおり。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から<b>緊急時対策建屋</b>内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。</p>	<p>(2) チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、<b>靴脱着エリア</b>、脱衣エリア、スクリーニングエリア、除染エリアからなり、要員の被ばく低減の観点から<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所</b>内に設置する。概要は表5.1-1のとおり。</p>	<p>【大阪】                      女川審査実績の反映                      ・設計の相違                      （相違理由①）</p>																												
<p>表6-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 区画化</td> <td>設置の容易性及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。</td> </tr> <tr> <td>設置時期 平常時から設置</td> <td>平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 区画化	設置の容易性及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。	設置時期 平常時から設置	平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エリア区画化</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>判断手順 基準 基準 の手 の</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気、<b>格納容器内雰囲気</b>、<b>格納容器内雰囲気</b>等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 放射線管理班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	判断手順 基準 基準 の手 の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気、 <b>格納容器内雰囲気</b> 、 <b>格納容器内雰囲気</b> 等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。	<p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エリア区画化</td> <td>チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。</td> </tr> <tr> <td>手順 着手 の 判断 基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（<b>格納容器内雰囲気</b>、<b>格納容器内雰囲気</b>等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 放管班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。	手順 着手 の 判断 基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（ <b>格納容器内雰囲気</b> 、 <b>格納容器内雰囲気</b> 等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。	実施者 放管班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。	<p>【大阪】                      ・記載表現の相違                      女川、大阪、泊ともにチェンジングエリアには平常時から必要な養生は実施済みで、運用開始前に資機材準備を行うのみであることに相違ないが、女川と泊は資機材準備を設置と表現しているのに対し、大阪は平常時から設置と表現していることから以降で設置に関するタイムチャートを示していない等の相違がある。</p>
項目	理由																														
設置場所 緊急時対策所（チェンジングエリア）	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設置形式 区画化	設置の容易性及び迅速化の観点から、緊急時対策所内を活用し区画化する。																														
設置時期 平常時から設置	平常時から設置しておくことにより、事故発生後の状況下における設置作業をなくすことができることと事故発生後にすぐに使用が可能となる。また、事故時の高ストレス下における設置作業や多数の作業員が設置を待っている中で設置するといった状況下での対応を回避することが可能である。																														
項目	概要																														
設置場所 緊急時対策建屋地下1階 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																														
判断手順 基準 基準 の手 の	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放射線管理班長が、事象進展の状況（格納容器内雰囲気、 <b>格納容器内雰囲気</b> 、 <b>格納容器内雰囲気</b> 等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。																														
実施者 放射線管理班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放射線管理班が設置を行う。																														
項目	概要																														
設置場所 緊急時対策所指揮所及び 緊急時対策所待機所 チェンジングエリア	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設置形式 エリア区画化	チェンジングエリアスペースを区画化する。なお、平常時から養生シートによりあらかじめ養生しておくことにより、速やかな設置作業を可能とする。																														
手順 着手 の 判断 基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、放管班長が、事象進展の状況（ <b>格納容器内雰囲気</b> 、 <b>格納容器内雰囲気</b> 等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設置を行うと判断した場合。																														
実施者 放管班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている放管班が設置を行う。																														
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>(2)チェンジングエリアの概要</p> <p>チェンジングエリアは、脱衣エリア、サーベイエリア、除染エリアからなり、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所陽圧化バウンダリに隣接するとともに、要員の被ばく低減の観点から5号炉原子炉建屋内に設置する。</p> <p>表5.1-1 チェンジングエリアの概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置場所 5号炉原子炉建屋 3階</td> <td>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。</td> </tr> <tr> <td>設置形式 エアータント</td> <td>設置の容易性及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。</td> </tr> <tr> <td>手順 着手 の 判断 基準</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。</td> </tr> <tr> <td>実施者 保安班</td> <td>チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	理由	設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。	設置形式 エアータント	設置の容易性及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。	手順 着手 の 判断 基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。	実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。			<p>【女川】                      設備名称の相違</p>																		
項目	理由																														
設置場所 5号炉原子炉建屋 3階	緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける。																														
設置形式 エアータント	設置の容易性及び迅速化の観点から、エアータントを採用する。																														
手順 着手 の 判断 基準	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した後、保安班長が、事象進展の状況（格納容器雰囲気放射線レベル計（CAMS）等により炉心損傷を判断した場合等）、参集済みの要員数及び保安班が実施する作業の優先順位を考慮して、チェンジングエリア設置を行うと判断した場合。																														
実施者 保安班	チェンジングエリアを速やかに設置できるよう定期的に訓練を行っている保安班が設置を行う。																														

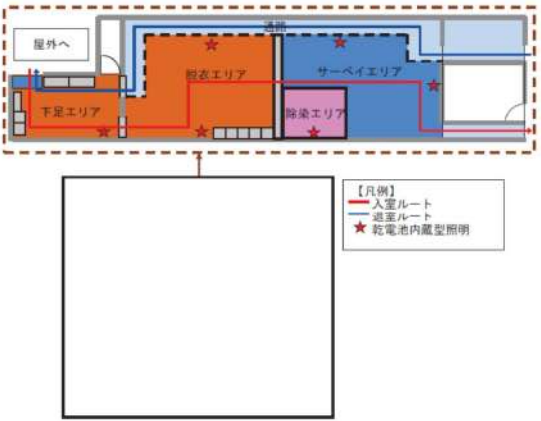
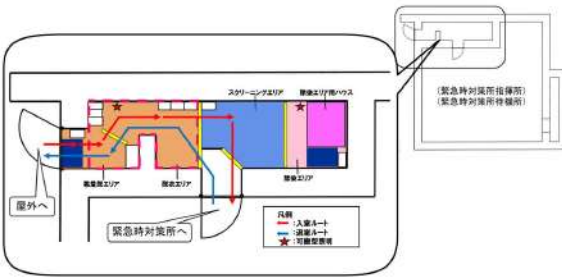

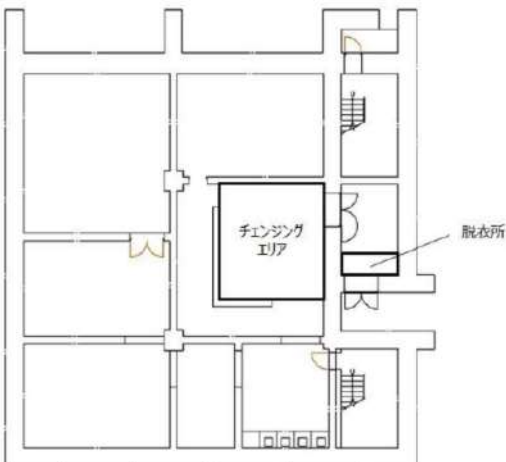
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. チェンジングエリア設置場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所内に設置する。また、チェンジングエリアとは別に汚染持ち込み防止の観点で有効な策として、緊急時対策所入口に最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣所を設ける。</p> <p>緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。そのような状況下においては、緊急時対策所の入口に脱衣所を設置し、最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣することにより段階的に汚染持ち込み防止を図ることが有効である。設置の考え方は表6-2のとおり。</p> <p>脱衣所とチェンジングエリアの設置場所は、図6-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策建屋内に設営する。チェンジングエリアの設営場所及び屋内のアクセスルートは、図5.1-1のとおり。</p>	<p>(3) チェンジングエリアの設営場所</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設営する。チェンジングエリアの設営場所は、図5.1-1のとおり。</p>	<p>【大飯】                  女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違                  女川は建屋出入口からチェンジングエリアまでの屋内アクセスルートがあるのに対し、泊は屋外出入口とチェンジングエリアが隣接しているため屋内ルートはない。</p> <p>・設計の相違                  （相違理由①）</p> <p>【大飯】                  ・設計等の相違                  大飯にはチェンジングエリアとは別に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設けているのに対し、泊と女川はチェンジングエリアの靴着脱エリア（女川は下足エリア）でアノラック（女川はEVAスーツ）を脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<p>表6-2 チェンジングエリア及び脱衣所の設置の考え方</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>機能</th> <th>設置の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所 ・緊急時対策所入口</td> <td>・脱衣</td> <td>・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。</td> </tr> <tr> <td>チェンジングエリア ・緊急時対策所</td> <td>・脱衣 ・身体サーベイ ・除染</td> <td>・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。</td> </tr> </tbody> </table>	設置場所	機能	設置の考え方	緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。	チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。	 <p>図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	 <p>図5.1-1 緊急時対策所チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート</p>	<p>【大飯】              ・設計の相違              大飯はチェンジングエリアの前段に脱衣所を設置しているため、両者の設置の考え方を表で整理している。</p> <p>【大飯】              ・記載表現の相違              女川と泊はチェンジングエリアを図で示しているのに対し、大飯は写真と建屋平面図で区画を示している相違があるが、チェンジングエリアの基本構成に相違はない。</p>
設置場所	機能	設置の考え方										
緊急時対策所 ・緊急時対策所入口	・脱衣	・大規模な汚染の状況下等では汚染持ち込みの段階的な管理が有効であることから、緊急時対策所の入口において最外周の汚染防護服（タイベック）等の脱衣スペースを設ける。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。 ・最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣する汚染持ち込みの1段階目の管理でありマスク等は脱衣しない。										
チェンジングエリア ・緊急時対策所	・脱衣 ・身体サーベイ ・除染	・緊急時対策所内にチェンジングエリア（脱衣、身体サーベイ、除染）を設置。 ・汚染の除去の容易さの観点から必要に応じて床面・壁面等を養生。										
<p>チェンジングエリア（例）</p>  <p>緊急時対策所チェンジングエリアは、緊急時対策所内を活用するとともに、区画化し、チェンジングエリアを平常時から設置。</p>  <p>図6-1 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリア設置場所</p>												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>a. 5号炉原子炉建屋南側アクセスルートを使用する場合</p> <p>図5.1-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋南側アクセスルート)</p> <p>※図面の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p> <p>b. 5号炉原子炉建屋北東側アクセスルートを使用する場合</p> <p>図5.1-2 5号炉原子炉建屋内緊急時対策用チェンジングエリアの設置場所及び屋内のアクセスルート(5号炉原子炉建屋北東側アクセスルート)</p> <p>※図面の内容は機密事項に属しますので公開できません。</p>			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																									
<p>(2) 資機材</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアの設置用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も想定して表6-3及び表6-4のとおりとする。</p> <p>表 6-3 緊急時対策所脱衣所設置用資機材</p> <table border="1" data-bbox="107 292 694 507"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>1本</td> <td rowspan="10">脱衣所設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各30枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> </tbody> </table> <p>表 6-4 緊急時対策所チェンジングエリア設置用資機材</p> <table border="1" data-bbox="107 579 694 922"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> <td rowspan="10">チェンジングエリア設置に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタンション含む）</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	名称	数量	根拠	養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタンション含む）	2個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各30枚	テープ（白・黒）	各10巻	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	名称	数量	根拠	養生シート	3本	チェンジングエリア設置に必要な数量	バリア	6個	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタンション含む）	7個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚	テープ（白・黒）	各10巻	ウエス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシート張替え等も考慮して、表5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="786 268 1216 627"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート（使用）</td> <td>8巻<sup>#1</sup></td> <td rowspan="20">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>養生シート（使用）</td> <td>12巻<sup>#2</sup></td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>9個<sup>#3</sup></td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>24枚<sup>#4</sup></td> </tr> <tr> <td>粘着シート</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>ヘルメット掛け</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋</td> <td>100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ</td> <td>5巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>50個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>1式<sup>#5</sup></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台<sup>#6</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>1台<sup>#7</sup></td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>1個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>簡易室内簡易照明</td> <td>4台（予備1台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×50m/巻          ※2：仕様 2,100mm×25m/巻          ※3：仕様 900mm×240mm×235mm/個（アルミ製）          ※4：仕様 1,200mm×900mm×25mm/枚（アルミ製）          ※5：仕様 1,100mm×1,100mm×1,950mm/式（折りたたみ式、ポリエタレン製）          ※6：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）          ※7：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>  <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート（使用）	8巻 <sup>#1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	養生シート（使用）	12巻 <sup>#2</sup>	バリア	9個 <sup>#3</sup>	フェンス	24枚 <sup>#4</sup>	粘着シート	3枚	根	2台	ヘルメット掛け	1台	ゴミ箱	7個	ポリ袋	100枚	テープ	5巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	50個	はさみ	3個	カッター	3個	マジック	3本	除染エリア用ハウス	1式 <sup>#5</sup>	簡易シャワー	1台 <sup>#6</sup>	ポリタンク	1台 <sup>#7</sup>	トレイ	1個	バケツ	2個	簡易室内簡易照明	4台（予備1台）	<p>b. チェンジングエリア用資機材</p> <p>チェンジングエリア用資機材については、運用開始後のチェンジングエリアの補修や汚染によるシートの張替え等も考慮して、表 5.1-2、図5.1-4のとおりとする。</p> <p>表 5.1-2 チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1" data-bbox="1451 316 1892 722"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>数量</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>6巻<sup>#1</sup></td> <td rowspan="10">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個<sup>#2</sup></td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>2個<sup>#4</sup></td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>20枚</td> </tr> <tr> <td>根</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>回収箱</td> <td>18個</td> </tr> <tr> <td>透明ロール袋（大）</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>養生テープ</td> <td>40巻</td> </tr> <tr> <td>作業用テープ</td> <td>20巻</td> </tr> <tr> <td>ウエス</td> <td>2箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>200個</td> </tr> <tr> <td>はさみ</td> <td>4個</td> <td rowspan="10">チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量</td> </tr> <tr> <td>カッター</td> <td>4個</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>6本</td> </tr> <tr> <td>除染エリア用ハウス</td> <td>2個<sup>#4</sup></td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>2個<sup>#6</sup></td> </tr> <tr> <td>ポリタンク</td> <td>2個<sup>#7</sup></td> </tr> <tr> <td>トレイ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>バケツ</td> <td>2個</td> </tr> <tr> <td>可搬型照明</td> <td>4台（予備2台）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：仕様 1,800mm×30m/巻（透明、ピンク、黄）          ※2：仕様 800mm（750mm,900mm）×100mm×150mm/個（アルミ製）          ※3：仕様 800mm×900mm/個（アルミ製）          ※4：仕様 1,120mm×1,120mm×2,000mm/個（据付型、不燃シート製）          ※5：仕様 タンク容量7.5リットル（手動ポンプ式）          ※6：仕様 タンク容量20リットル（ポリタンク）</p>  <p>図 5.1-4 チェンジングエリア用資機材</p>	名称	数量	根拠	養生シート	6巻 <sup>#1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	バリア	6個 <sup>#2</sup>	フェンス	2個 <sup>#4</sup>	粘着マット	20枚	根	2台	回収箱	18個	透明ロール袋（大）	20巻	養生テープ	40巻	作業用テープ	20巻	ウエス	2箱	ウェットティッシュ	200個	はさみ	4個	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量	カッター	4個	マジック	6本	除染エリア用ハウス	2個 <sup>#4</sup>	簡易シャワー	2個 <sup>#6</sup>	ポリタンク	2個 <sup>#7</sup>	トレイ	2個	バケツ	2個	可搬型照明	4台（予備2台）	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違          資機材の仕様等に多少の相違はあるが、チェンジングエリアの運用に必要な資機材を準備することに相違なし。</p>
名称	数量	根拠																																																																																																																																										
養生シート	1本	脱衣所設置に必要な数量																																																																																																																																										
粘着マット	3個																																																																																																																																											
ゴミ箱（スタンション含む）	2個																																																																																																																																											
ポリ袋（赤・黄・黒）	各30枚																																																																																																																																											
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																											
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																											
マジック	2本																																																																																																																																											
名称	数量		根拠																																																																																																																																									
養生シート	3本		チェンジングエリア設置に必要な数量																																																																																																																																									
バリア	6個																																																																																																																																											
粘着マット	3個																																																																																																																																											
ゴミ箱（スタンション含む）	7個																																																																																																																																											
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																																																																																																											
テープ（白・黒）	各10巻																																																																																																																																											
ウエス	1箱																																																																																																																																											
ウェットティッシュ	10個																																																																																																																																											
はさみ・カッター	各2本																																																																																																																																											
マジック	2本																																																																																																																																											
簡易シャワー	1台																																																																																																																																											
簡易タンク	1台																																																																																																																																											
名称	数量	根拠																																																																																																																																										
養生シート（使用）	8巻 <sup>#1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																										
養生シート（使用）	12巻 <sup>#2</sup>																																																																																																																																											
バリア	9個 <sup>#3</sup>																																																																																																																																											
フェンス	24枚 <sup>#4</sup>																																																																																																																																											
粘着シート	3枚																																																																																																																																											
根	2台																																																																																																																																											
ヘルメット掛け	1台																																																																																																																																											
ゴミ箱	7個																																																																																																																																											
ポリ袋	100枚																																																																																																																																											
テープ	5巻																																																																																																																																											
ウエス	2箱																																																																																																																																											
ウェットティッシュ	50個																																																																																																																																											
はさみ	3個																																																																																																																																											
カッター	3個																																																																																																																																											
マジック	3本																																																																																																																																											
除染エリア用ハウス	1式 <sup>#5</sup>																																																																																																																																											
簡易シャワー	1台 <sup>#6</sup>																																																																																																																																											
ポリタンク	1台 <sup>#7</sup>																																																																																																																																											
トレイ	1個																																																																																																																																											
バケツ	2個																																																																																																																																											
簡易室内簡易照明	4台（予備1台）																																																																																																																																											
名称	数量	根拠																																																																																																																																										
養生シート	6巻 <sup>#1</sup>	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																										
バリア	6個 <sup>#2</sup>																																																																																																																																											
フェンス	2個 <sup>#4</sup>																																																																																																																																											
粘着マット	20枚																																																																																																																																											
根	2台																																																																																																																																											
回収箱	18個																																																																																																																																											
透明ロール袋（大）	20巻																																																																																																																																											
養生テープ	40巻																																																																																																																																											
作業用テープ	20巻																																																																																																																																											
ウエス	2箱																																																																																																																																											
ウェットティッシュ	200個																																																																																																																																											
はさみ	4個	チェンジングエリア設置及び補修に必要な数量																																																																																																																																										
カッター	4個																																																																																																																																											
マジック	6本																																																																																																																																											
除染エリア用ハウス	2個 <sup>#4</sup>																																																																																																																																											
簡易シャワー	2個 <sup>#6</sup>																																																																																																																																											
ポリタンク	2個 <sup>#7</sup>																																																																																																																																											
トレイ	2個																																																																																																																																											
バケツ	2個																																																																																																																																											
可搬型照明	4台（予備2台）																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 運用（出入管理、脱衣、身体サーベイ、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>(1) 出入管理</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアは、放射性物質が屋外等に放出される状況下において、緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所に入室する際に利用する。</p> <p>緊急時対策所外は放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動することになる。</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアのレイアウトは、要員の防護具類の脱衣行為に合わせて図6-3のとおりであり、下記のとおり①から③のエリアを設けることで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-4.5のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から③のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>①「脱衣所」、「脱衣エリア」                  防護具類を適切な順番で脱衣するエリア</p> <p>②「身体サーベイエリア」                  防護具類を脱衣した要員の身体サーベイを行い、汚染が確認されなければ緊急時対策所へ移動するエリア</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 下足エリア                  靴及びヘルメット等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア                  防護具類を適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ サーベイエリア                  防護具類を脱衣した要員の身体や物品のサーベイを行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>(5) チェンジングエリアの運用（出入管理、脱衣、汚染検査、除染、着衣、汚染管理、廃棄物管理、環境管理）</p> <p>a. 出入管理</p> <p>チェンジングエリアは、緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所に待機していた要員が、緊急時対策所外で作業を行った後、再度、緊急時対策所に入室する際に利用する。緊急時対策所外は、放射性物質により汚染しているおそれがあることから、緊急時対策所外で活動する要員は防護具類を着用し活動する。</p> <p>チェンジングエリアのレイアウトは図5.1-3のとおりであり、チェンジングエリアには下記の①から④のエリアを設けることで緊急時対策所内への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>① 靴着脱エリア                  靴等を着脱するエリア。</p> <p>② 脱衣エリア                  防護具類及びヘルメットを適切な順番で脱衣するエリア。</p> <p>③ スクリーニングエリア                  防護具類を脱衣した要員の身体や物品の汚染検査を行うエリア。汚染が確認されなければ緊急時対策所内へ移動する。</p>	<p>【大飯】                  女川審査実績の反映</p> <p>・運用の相違                  女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p> <p>・用語の相違</p>



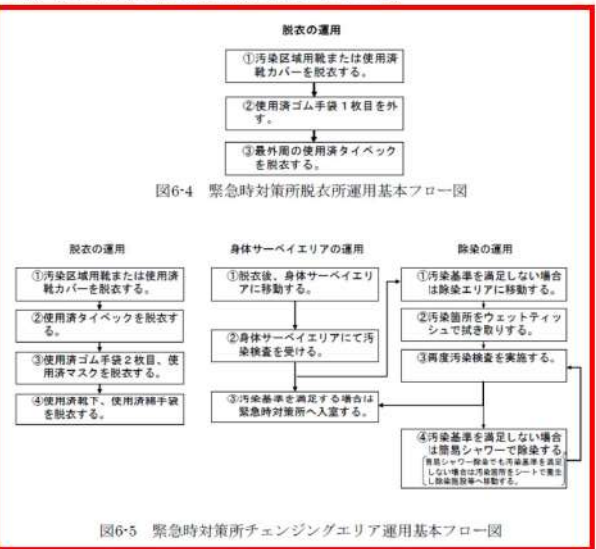
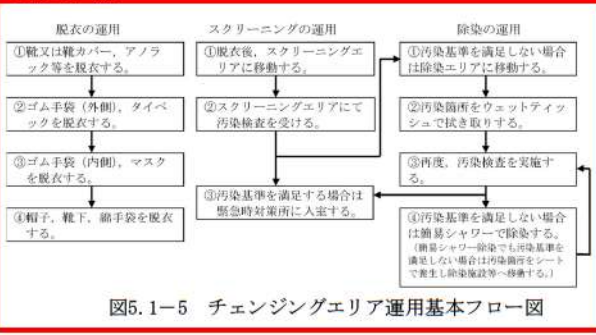
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 「除染エリア」                      「身体サーベイエリア」で要員の身体に放射性物質による汚染が確認された場合の除染を行うエリア</p> <p>図6-3 緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアイメージ図</p> <p>緊急時対策所脱衣所及びチェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図6-4及び図6-5のとおり。</p>	<p>④ 除染エリア                      サーベイエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p>	<p>④ 除染エリア                      スクリーニングエリアにて汚染が確認された際に除染を行うエリア。</p> <p>チェンジングエリアの各エリアにおける具体的運用は、図5.1-5のとおり。</p>	<p>【女川】                      記載充実（大阪実績反映）</p> <p>・設計の相違                      泊には脱衣所はなく、最外周のタイベック等はチェンジングエリアのうち靴着脱エリアで脱衣する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>緊急時対策所チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放射線管理班のうち2名が身体サーベイ、除染、汚染管理を行う。また、緊急時対策所チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放射線管理班は定期的な教育・訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図6-4 緊急時対策所脱衣所運用基本フロー図</p> <p>図6-5 緊急時対策所チェンジングエリア運用基本フロー図</p>		<p>チェンジングエリアでは、事故対応を円滑に実施するため、放管班員のうち2名が汚染検査、除染、汚染管理を行う。また、チェンジングエリアの運用が適切に実施できるように放管班員は定期的な教育及び訓練を行い入城時間の短縮及び技術力の向上を図ることとしている。</p>  <p>図5.1-5 チェンジングエリア運用基本フロー図</p>	<p>【女川】                  記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用語の相違</li> <li>・記載表現の相違</li> <li>・設計の相違                      大飯はチェンジングエリアの前段に最外周の汚染防護服を脱衣する脱衣所を設置しているのに対し、泊はチェンジングエリアの靴着脱エリアでアノラックを脱衣する違いがあるが、脱衣エリアの前で最外周の汚染防護服を脱衣することに相違なし。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 脱衣</p> <p>脱衣所及びチェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所の入口の脱衣所において、汚染区域用靴または使用済靴カバーを脱衣し、使用済ゴム手袋1枚目を外すとともに最外周の使用済タイベックを脱衣する。</li> <li>脱衣エリアでは、使用済タイベック、使用済ゴム手袋2枚目、使用済マスク、使用済靴下、使用済綿手袋を脱衣する。なお、脱衣手順の間違いは内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の脱衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ul> <p>(3) 身体サーベイ</p> <p>チェンジングエリアにおける身体サーベイ手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>脱衣後、身体サーベイエリアに移動する。</li> <li>身体サーベイエリアにて汚染検査を受ける。（必要により物品等のサーベイを含む。）</li> <li>汚染基準を満足する場合は緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。なお、放射線管理班でなくても汚染検査ができるように手順の図解を掲示し、放射線管理班が汚染検査状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</li> </ul> <p>(4) 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体サーベイにて汚染基準を満足しない場合は除染エリアに移動する。</li> <li>汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>身体サーベイエリアにて再度汚染検査を実施する。</li> <li>汚染基準を満足しない場合は簡易シャワーで除染する。</li> <li>簡易シャワー除染でも汚染基準を満足しない場合は、汚染拡大防止を目的として汚染箇所をシートで養生し除染施設等へ移動する。</li> </ul>	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 下足エリアで、靴、ヘルメット、ゴム手袋外側、EVAスーツ等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> </ol> <p>なお、チェンジングエリアでは、放射線管理班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、サーベイエリアに移動する。</li> <li>② サーベイエリアにて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。なお、放射線管理班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放射線管理班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>③ 再度汚染箇所について汚染検査する。</li> <li>④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</li> </ol>	<p>b. 脱衣</p> <p>チェンジングエリアにおける防護具類の脱衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 靴着脱エリアで、靴、ゴム手袋外側、アノラック等を脱衣する。</li> <li>② 脱衣エリアで、タイベック、ヘルメット、マスク、ゴム手袋内側、帽子、靴下、綿手袋を脱衣する。</li> </ol> <p>なお、チェンジングエリアでは、放管班員が要員の脱衣状況を適宜確認し、指導、助言、防護具類の脱衣の補助を行う。</p> <p>c. 汚染検査</p> <p>チェンジングエリアにおける汚染検査手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 脱衣後、スクリーニングエリアに移動する。</li> <li>② スクリーニングエリアにて汚染検査を受ける。</li> <li>③ 汚染基準を満足する場合は、緊急時対策所へ入室する。汚染基準を満足しない場合は、除染エリアに移動する。なお、放管班員でなくても汚染検査ができるように汚染検査の手順について図示等を行う。また、放管班員は汚染検査の状況について、適宜確認し、指導、助言をする。</li> </ol> <p>d. 除染</p> <p>チェンジングエリアにおける除染手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 汚染検査にて汚染基準を超える場合は、除染エリアに移動する。</li> <li>② 汚染箇所をウェットティッシュで拭き取りする。</li> <li>③ 再度汚染箇所について汚染検査する。</li> <li>④ 汚染基準を超える場合は、簡易シャワーで除染する。（簡易シャワーでも汚染基準を超える場合は、汚染箇所を養生し、再度除染ができる施設へ移動する。）</li> </ol>	<p>【大飯】 女川審査実績の反映</p> <p>【大飯】 ・設計の相違 泊と女川には脱衣所はない。</p> <p>・防護具名称の相違</p> <p>・運用の相違 女川は下足エリアでヘルメットを外すのに対し、泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 着衣                      緊急時対策所内における防護具類の着衣手順は以下のとおり。                      要員等の防護具類の着衣場所は緊急時対策所内とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内において、脱衣と反対の手順にて、綿手袋、靴下、マスク、ゴム手袋1枚目、タイベック、ゴム手袋2枚目、靴カバーを着衣する。</li> </ul> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、不織布カバーオール、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</p> <p>また、緊急時対策所の外側がブルーム通過等によって大規模に汚染されたような状況下においては、汚染防護服（タイベック）等を二重に着用するなど汚染持ち込み防止のための対策を取ることとしている。</p> <p>なお、内部被ばくにつながるおそれがあることから、放射線管理班が要員の防護具類の着衣状況について、適宜監視し、指導、助言をする。</p> <p>(6) 汚染管理                      前述のとおり、緊急時対策所内に放射性物質による汚染を持ち込まないようチェンジングエリアを設けている。身体サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、身体サーベイエリアに隣接した「除染エリア」で要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュによる拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染部位への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染により発生した汚染水は、必要に応じて、図6-6のとおり、ウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>なお、緊急時対策所内においては基本的に汚染水の発生はないと考えられるものの仮に汚染水が発生したとしても発生量は限られることから、除染の際に発生する汚染水と同様に必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理するなど管理された状態で運用を行う。</p> <p>汚染水については上記のとおり適切に処理することとし、汚染水が除染エリアから飛散したり漏水したりしないような対策を取る。</p> <p>また、管理されない状態において汚染水が外部放出されることのないよう運用していく。</p>	<p>e. 着衣                      防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</li> <li>下足エリアで、ヘルメット、靴を着用する。</li> </ol> <p>放射線管理班員は、要員の作業に応じて、EVAスーツ等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理                      サーベイエリア内で要員の汚染が確認された場合は、サーベイエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-5のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>e. 着衣                      防護具類の着衣手順は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内で、綿手袋、靴下、帽子、ヘルメット、タイベック、マスク、ゴム手袋内側、ゴム手袋外側等を着衣する。</li> <li>靴着脱エリアで、靴を着用する。</li> </ol> <p>放管理班員は、要員の作業に応じて、アノラック等の着用を指示する。</p> <p>f. 汚染管理                      スクリーニングエリア内で要員の汚染が確認された場合は、スクリーニングエリアに隣接した除染エリアで要員の除染を行う。</p> <p>要員の除染については、ウェットティッシュでの拭き取りによる除染を基本とするが、拭き取りにて除染できない場合も想定し、汚染箇所への水洗による除染が行えるよう簡易シャワーを設ける。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、図5.1-6のとおり必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として処理する。</p>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運用の相違                              女川は下足エリアでヘルメットを外すが泊はスクリーニングエリアで外す違いがある。これはヘルメットをタイベックの外側に被るか内側に被るかの違いによる。</li> <li>防護具名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

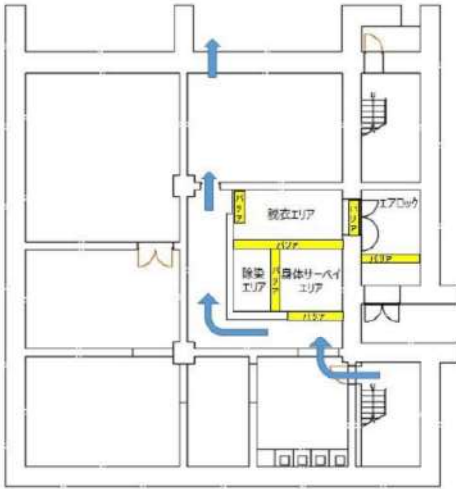
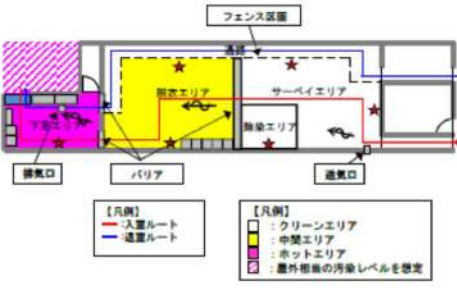
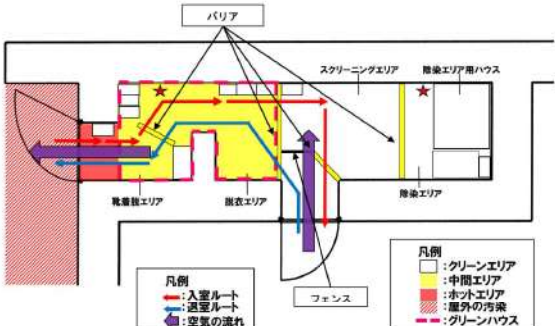
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="107 188 683 391" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="241 411 526 450" data-label="Caption"> <p>図6-6 汚染水処理イメージ図                  注：汚染水は除染エリアから漏れしない対策をとる。</p> </div> <div data-bbox="94 486 235 510" data-label="Section-Header"> <p>(7) 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="129 513 689 686" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が着用した防護具類については、チェン징ングエリアの脱衣エリアで廃棄する。これら放射性廃棄物については、チェン징ングエリア内に留め置くと環境線量当量率の上昇及び放射性物質による汚染拡大へつながる要因となることから適宜持ち出し、チェン징ングエリア内の環境線量当量率の上昇及び汚染拡大の防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="100 718 542 743" data-label="Section-Header"> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> </div> <div data-bbox="129 746 712 890" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="94 1037 219 1061" data-label="Section-Header"> <p>(8) 環境管理</p> </div> <div data-bbox="129 1066 712 1177" data-label="Text"> <p>放射線管理班は、緊急時対策所内及びチェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入等がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="129 1181 712 1295" data-label="Text"> <p>また、必要に応じて防護具類の着用や除染等の対策を講じる。                  ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量当量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施する。</p> </div>	<div data-bbox="734 140 1328 411" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="869 434 1153 459" data-label="Caption"> <p>図5.1-5 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="743 486 884 510" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="766 513 1326 657" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="743 1037 869 1061" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="766 1066 1326 1152" data-label="Text"> <p>放射線管理班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="766 1181 1326 1295" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<div data-bbox="1373 140 1944 395" data-label="Diagram"> </div> <div data-bbox="1496 402 1877 427" data-label="Caption"> <p>図5.1-6 除染及び汚染水処理イメージ図</p> </div> <div data-bbox="1370 486 1512 510" data-label="Section-Header"> <p>g. 廃棄物管理</p> </div> <div data-bbox="1393 513 1953 657" data-label="Text"> <p>緊急時対策所外で活動した要員が脱衣した防護具類については、チェン징ングエリア内に留め置くとチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大へつながる要因となることから、適宜チェン징ングエリア外に持ち出しチェン징ングエリア内の線量率の上昇及び汚染拡大防止を図る。</p> </div> <div data-bbox="1370 1037 1496 1061" data-label="Section-Header"> <p>h. 環境管理</p> </div> <div data-bbox="1393 1066 1953 1152" data-label="Text"> <p>放管班員は、チェン징ングエリア内の表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度を定期的（1回/日以上）に測定し、放射性物質の異常な流入や拡大がないことを確認する。</p> </div> <div data-bbox="1393 1181 1953 1295" data-label="Text"> <p>ブルーム通過後にチェン징ングエリアの出入管理を再開する際には、表面汚染密度、線量率及び空气中放射性物質濃度の測定を実施し、必要に応じチェン징ングエリアの除染を実施する。なお、測定及び除染を行った要員は、脱衣エリアにて脱衣を行う。</p> </div>	<p>【大阪】                  女川審査実績の反映</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. チェンジングエリアにかかる補足事項                      (1) チェンジングエリアにおける運用について</p> <p>チェンジングエリアにおいては、図6-7のとおり汚染検査方法の図示等により、緊急時対策要員等が円滑にチェンジングエリアの運用をすることが可能である。</p>  <p>図6-7 緊急時対策所チェンジングエリアイメージ図</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項                      a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、下足エリア、脱衣エリア及びサーベイエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-6のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-6 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>(6) チェンジングエリアに係る補足事項                      a. チェンジングエリアの設営状況</p> <p>チェンジングエリアは、靴着脱エリア、脱衣エリア及びスクリーニングエリアの境界をバリア等により区画する。チェンジングエリアの設営状況は図5.1-7のとおりである。</p> <p>チェンジングエリア内は、汚染の除去の容易さの観点から養生シートを貼ることとし、一時閉鎖となる時間を短縮している。また、養生シート等に損傷が生じた際は、速やかに補修が行えるよう補修用の資機材を準備する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの設営状況</p>	<p>【大阪】                      女川審査実績の反映</p>

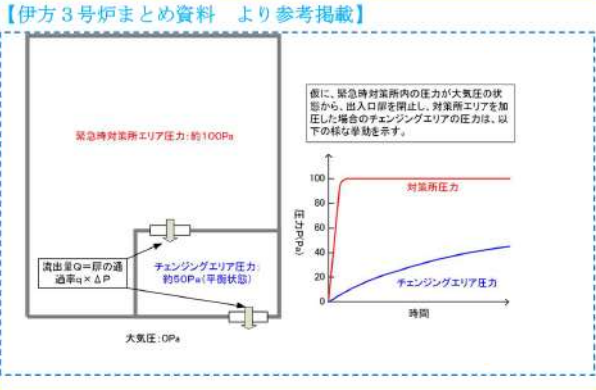
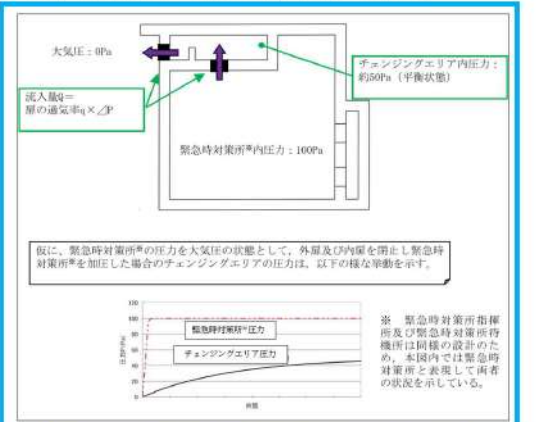
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアの設置場所は、緊急時対策所内に設置される。</p> <p>図6-8 のとおり緊急時対策所チェンジングエリアの空気は、チェンジングエリア内から建屋排気口へ向かって空気が流れる状態となる。</p>  <p>図6-8 空気の流れイメージ図</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策建屋内に設置し、図5.1-7のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、チェンジングエリアは、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置の運転による換気を行い、チェンジングエリアに図5.1-7のように空気の流れをつくることで更衣を行うホットエリア等の空気によるサーベイエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-7 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>b. チェンジングエリアへの空気の流れ</p> <p>チェンジングエリアは、一定の気密性が確保された緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置し、図5.1-8のように、汚染の区分ごとにエリアを区画し、汚染を管理する。</p> <p>また、更なる被ばく低減のため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所を可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの運転による換気で正圧に維持することにより、チェンジングエリアに図5.1-8のように空気の流れをつくり、かつ、更衣エリアにグリーンハウスを設置することで更衣を行うホットエリア等の空気によるスクリーニングエリア側への汚染拡大を防止する。</p>  <p>図5.1-8 チェンジングエリアの空気の流れ</p>	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>女川はチェンジングエリア内に送気口及び排気口があるのに対し、泊は緊急時対策所内と屋外の圧力差でチェンジングエリア内の空気が屋外に流れる設計の相違がある。</p> <p>なお、大飯は2階の緊急時対策所内の送気口から1階の建屋排気口に空気が流れる設計であり、その中間位置にチェンジングエリアを設置している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

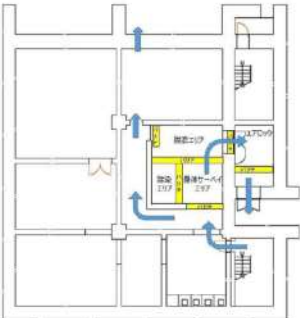
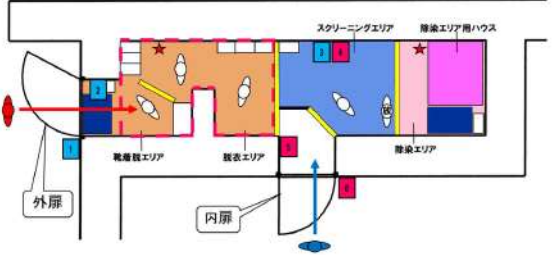

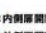

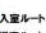
第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所のみとし、<b>その他の扉については閉止運用とすることにより開放ができないようにすること</b>で、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する運用と<b>している</b>。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための<b>身体サーベイエリア</b>を設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>(4) 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び<b>身体サーベイ</b>の後、入室する。</p> <p>①通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「緊急時対策所」は<b>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</b>による送気にて正圧が維持される。</li> </ul> <p>②緊急時対策所の入退室時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所内は正圧であるため、緊急時対策所入口扉を開放すると<b>図6-9</b>のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</li> </ul>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>c. チェンジングエリアへの汚染空気の流入防止</p> <p>緊急時対策所への放射性物質の流入を防止するため、緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>の出入口となる扉は<b>それぞれ1箇所のみとすること</b>で、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>出入口となる扉1箇所には、要員が装着している防護具類の脱衣エリア及び脱衣後の要員の身体等に、放射性物質が付着していないことを確認するための<b>スクリーニングエリア</b>を設置し、緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。</p> <p>また、緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>（チェンジングエリアを含む。）は、正圧に維持することにより、外部からのよう素等の放射性物質の流入を防止する。ブルーム通過中は、緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>の出入口扉を閉止し、原則として人の出入りを行わない運用とする。</p> <p>d. 緊急時対策所とチェンジングエリアの入退室時における汚染持ち込みの防止について</p> <p>緊急時対策所外で活動した要員が緊急時対策所へ入室する前にチェンジングエリアにて脱衣及び<b>汚染検査</b>の後、入室する。</p> <p>(a) 通常時（緊急時対策所（入口扉の閉止時））</p> <p>①緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>は<b>可搬型新設緊急時対策所空気浄化装置</b>による送気にて正圧が維持される。</p> <p>(b) 緊急時対策所の入退室時</p> <p>①緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>内は正圧であるため、緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>の入口扉を開放すると<b>図5.1-9</b>のとおり外側に向かって空気が流れるため、緊急時対策所内への汚染の流入は防止される。</p>	<p>【女川】</p> <p>記載充実（大阪実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違 泊は緊急時対策所の出入口となる扉は1箇所しかない。</li> <li>・記載表現の相違</li> </ul> <p>・用語の相違</p> <p>・記載内容の相違 泊はチェンジングエリア内の圧力の状況について記載している。（伊方3号炉と同様）</p>
<p>【伊方3号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>緊急時対策所内圧力：約100Pa</p> <p>チェンジングエリア圧力：約50Pa（平衡状態）</p> <p>対策所圧力</p> <p>チェンジングエリア圧力</p> <p>時間</p> <p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>	<p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>  <p>大気圧：0Pa</p> <p>チェンジングエリア内圧力：約50Pa（平衡状態）</p> <p>緊急時対策所内圧力：100Pa</p> <p>流入量Q=扉の透過率q×△P</p> <p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>	<p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>	<p>図5.1-9 緊急時対策所入退室時の空気の流れ</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 入退出時における緊急時対策所内からの空気の流れは、エアロックにより制限されるため、緊急時対策所内の正圧は維持される。</p>  <p>図 6-9 緊急時対策所入退時の空気の流れイメージ図</p> <p>上記のとおり運用することで緊急時対策所への放射性物質の持ち込みを防止する。また、緊急時対策所内は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置による送気にて正圧が維持され、チェン징エリアの空気は、チェン징エリア内から建屋排気口へ向かって空気の流れる状態となる。</p>	<p>上記のとおり緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の外扉及び内扉は、気密性を有する扉を設置することから、扉閉止時の通気量は極少量に抑えられるが、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所からの流出空気各チェン징エリアは加圧されることとなる。内扉隙間からの流出量は扉両側の差圧に比例するため、仮に、外扉及び内扉の気密性が同一と仮定すれば、両扉の流出量Qが同一となる平衡状態では、各チェン징エリアは緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所と外気のほぼ半分の圧力に維持される。</p> <p>また、両扉を同時に開けた場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内が正圧に維持されているため、外側に向かって空気が流れ出て、各チェン징エリアへの放射性物質の持込みは最少に維持されると考える。</p> <p>②入退出時における緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内からの空気の流れは、以下の運用により制限するため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の正圧は維持される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェン징エリアには外側（屋外側）及び内側（緊急時対策所側）の出入口に気密性のある出入口扉を設置する。</li> <li>・ 2箇所出入口扉を同時に開放しない対策として、図5.1-10のとおり各出入口扉の開閉状態に連動する扉開閉表示装置を設置し、扉開放時にライト点灯及び警報音を鳴らすことで各出入口から入退出しようとする要員に対して、いずれかの出入口扉が開放状態であることを知らせ、ライト点灯及び警報音が鳴っている場合には閉止している出入口扉を開放させない。</li> </ul>  <p>図5.1-10 チェン징エリアの出入口扉の開放制限運用</p> <p>凡例  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4</span> : 内側扉開閉表示装置(ライト+警報)  <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">6</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">7</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">8</span> : 外側扉開閉表示装置(ライト+警報)   (例)要員の立ち位置   (例)放管理員の立ち位置   : 入室ルート   : 退室ルート</p>	<p>【女川】          記載充実（大飯実績反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計の相違              大飯は屋外から入城する際のチェン징エリア入口扉がエアロック構造でチェン징エリア内空気は建屋排気口又は脱衣所を経由して屋外へ流れる設計であるのに対し、泊はチェン징エリア自体をエアロックの様に運用し、チェン징エリア内空気が屋外に流れる設計である相違があるが、チェン징エリアのホットエリア空気をクリーンエリア側に流さない設計に相違なし。</li> </ul>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

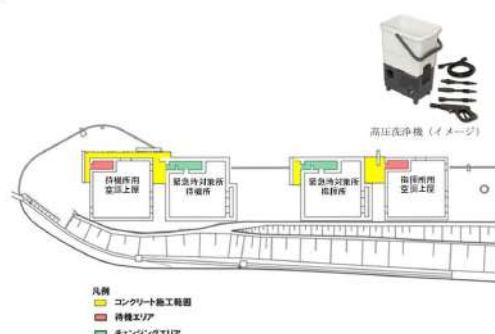
第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、他の要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>c. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、サーベイエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>サーベイエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線を分離することで、脱衣時の接触を防止する。なお、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p>	<p>e. チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について</p> <p>緊急時対策所に入室しようとする要員に付着した汚染が、ほかの要員に伝播することがないようサーベイエリアにおいて要員の汚染が確認された場合は、汚染箇所を養生するとともに、スクリーニングエリア内に汚染が移行していないことを確認する。</p> <p>スクリーニングエリア内に汚染が確認された場合は、一時的にチェンジングエリアを閉鎖するが、速やかに養生シートを張り替える等により、要員の出入りに大きな影響を与えないようにする。ただし、緊急時対策所から緊急に現場に行く必要がある場合は、張り替え途中であっても、要員は防護具類を着用していることから、退室することは可能である。</p> <p>また、緊急時対策所への入室の動線と退室の動線は分離していないが、緊急時対策所から退室する要員は、防護具類を着用しているため、緊急時対策所に入室しようとする要員と接触したとしても、汚染が身体に付着することはない。</p> <p>f. チェンジングエリアの維持管理</p> <p>脱衣した使用済防護具類に付着した放射性物質等からの放射線により、付近の線量率が上昇するとチェンジングエリア内の汚染検査が困難になる可能性がある。</p> <p>このため、汚染検査時にはあらかじめチェンジングエリア内のバックグラウンドを把握しておくことに加え、以下の維持管理を定期的実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チェンジングエリア内の汚染管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>スクリーニングエリア及び除染エリアの汚染管理を定期的実施し、汚染が確認された場合は、速やかにシートの張り替え等を行う。</li> </ul> </li> <li>・廃棄物の管理                     <ul style="list-style-type: none"> <li>防護具類の放射性廃棄物は袋詰めし、適宜チェンジングエリア外へ搬出する。</li> </ul> </li> <li>・靴の汚染検査等                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1回/日以上頻度で、靴の汚染検査を実施し、必要により除染等の対応を行う。また、粘着マットは定期的に取り替えを行う。</li> </ul> </li> <li>・グリーンハウスの外観点検（壁面への放射性物質の付着防止）                     <ul style="list-style-type: none"> <li>1回/日以上頻度で、グリーンハウスの外観点検を行い、必要により補修等の対応を行う。</li> </ul> </li> </ul>	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p> <p>・設計の相違                      動線を分離しなくてもクロスコンタミは防止できるため、泊は動線分離を考慮していない。（伊方3号炉も同様の動線）</p> <p>【女川】【大飯】                      記載充実</p>

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>g. 緊急時対策所周辺が高線量率の場合</p> <p>緊急時対策所周辺が図5.1-11に示す例の様な要因により高線量率となり、チェンジングエリア内のバックグラウンドが上昇するような状況となった場合は、次の対応を行うこととする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 使用済防護具類のチェンジングエリア外への搬出間隔の短縮、廃棄物集荷場所の遠方への移動等</li> <li>② 緊急時対策所周辺における地表面等の放射性物質の除去（高圧洗浄機による除染、仮設遮蔽の設置等）</li> <li>③ 車両の立入（駐車）制限区域の設定</li> </ol>  <p>①屋外の廃棄物集荷場所の使用済防護具類等に付着した放射性物質からの放射線による上昇              ②屋外の地表面に付着した放射性物質からの放射線による上昇              ③屋外の車両に付着した放射性物質からの放射線による上昇              ④原子炉格納容器等からの直接線・スカイシャイン等による上昇</p>	<p>【女川】【大阪】 記載充実</p>

図5.1-11 チェンジングエリア内B0上昇要因イメージ図

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>h. 緊急時対策所周辺におけるホットスポットへの対処</p> <p>重大事故時にブルームが放出された以降、要員は屋外での作業を実施するが、チェン징ングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）には放射性物質が地表面に沈着することでホットスポットが発生する可能性がある。</p> <p>そのため、チェン징ングエリア及び待機エリアの出入口（屋外側）は、地表面に沈着した放射性物質の除染が容易となるよう、コンクリートで平滑に施工する。</p> <p>また、屋外作業が開始されるタイミングで放管班員が環境線量率を測定し、ホットスポットの箇所を特定後、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備している高圧洗浄機を用いてコンクリート施工面を水洗により除染する。</p> <p>高圧洗浄機はタンク式高圧洗浄機を採用し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に配備しているポリタンクから高圧洗浄機タンクへと水を供給することで使用可能となる。また、高圧洗浄機は緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所外入口付近に設置している電源を使用し、延長コードを用いることで待機エリア付近のコンクリート施工面の除染にも対応することができる。</p>  <p>図5.1-12 緊急時対策所周辺の地表面のコンクリート施工</p>	<p>【女川】【大飯】 記載充実</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																	
<p>(5) 身体サーベイ管理基準                      防護具類の脱着の運用を踏まえ、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止することを目的として、チェンジングエリアにおいて汚染管理を実施する。                      チェンジングエリアの汚染管理基準は、表6-5のとおり法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10である4Bq/cm<sup>2</sup>を管理目標とする。</p> <p style="text-align: center;">表 6-5 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="94 400 696 794"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>※2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>※2</sup> (4Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10を目標値とする。</td> </tr> <tr> <td>1,300～40,000cpm<sup>※3</sup> (4～120Bq/cm<sup>2</sup>)</td> <td>バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm<sup>2</sup>で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000cpm×3≒40,000cpm）</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。	1,300～40,000cpm <sup>※3</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。	<p>(7) 汚染の管理基準                      表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。                       ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">表 5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="734 408 1308 643"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>※2</sup></td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm<sup>※3</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000cpm<sup>※4</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器毎の数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。                      *4：40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠	13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>(7) 汚染の管理基準                      表5.1-3のとおり、状況に応じた汚染の管理基準により運用する。                       ただし、サーベイエリアのバックグラウンドに応じて、表5.1-3の管理基準での運用が困難となった場合は、バックグラウンドと識別できる値を設定する。</p> <p style="text-align: center;">表5.1-3 汚染の管理基準</p> <table border="1" data-bbox="1375 403 1935 619"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>汚染の管理基準*1</th> <th>根拠等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時</td> <td>1,300cpm<sup>※2</sup></td> <td>法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm<sup>2</sup>）の1/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時</td> <td>40,000cpm<sup>※3</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠</td> </tr> <tr> <td>13,000cpm<sup>※4</sup></td> <td>原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：計測器の仕様や校正により計数率が異なる場合は、計測器ごとの数値を確認しておく。また、測定する場所のバックグラウンドに留意する必要がある。                      *2：4Bq/cm<sup>2</sup>相当。                      *3：120Bq/cm<sup>2</sup>相当。バックグラウンドが高い状況下に適用。バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち、最低の水準（バックグラウンドのノイズに信号が埋まらないレベルとして3倍程度の余裕を見込む水準）として設定（13,000×3≒40,000cpm）。                      *4：40Bq/cm<sup>2</sup>相当（放射性よう素の吸入により小児の甲状腺等価線量が100mSvに相当する内部被ばくをもたらずと想定される体表面密度）。</p>	状況	汚染の管理基準*1	根拠等	状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10	状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠	13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠	<p>【大飯】                      女川審査実績の反映</p>
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup> (4Bq/cm <sup>2</sup> )	法令に定める表面密度限度（アルファ線を放出しない放射性物質の表面密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10を目標値とする。																																		
	1,300～40,000cpm <sup>※3</sup> (4～120Bq/cm <sup>2</sup> )	バックグラウンドの上昇等により上記4Bq/cm <sup>2</sup> で管理できない場合は、状況に応じて適切な管理基準を定める。																																		
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4に準拠																																		
	13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																		
状況	汚染の管理基準*1	根拠等																																		
状況① 屋外（発電所構内全般）へ少量の放射性物質が漏えい又は放出されるような原子力災害時	1,300cpm <sup>※2</sup>	法令に定める表面汚染密度限度（アルファ線を放出しない放射性同位元素の表面汚染密度限度：40Bq/cm <sup>2</sup> ）の1/10																																		
状況② 大規模ブルームが放出されるような原子力災害時	40,000cpm <sup>※3</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4を準拠																																		
	13,000cpm <sup>※4</sup>	原子力災害対策指針におけるOIL4【1ヶ月後の値】に準拠																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>一方、福島第一原子力発電所の事故後の対応においては、表面汚染の身体サーベイレベルとして当初設定された基準は13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)であった。しかしながら、事故進展に伴いバックグラウンドレベルが上がり、そのレベルでは汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となり、汚染の管理基準が100,000cpmに一時的に引き上げられた。</p> <p>なお、事故後の身体サーベイ結果の人数分布から身体サーベイレベルを100,000cpm以下としても簡易除染の実施は可能であったとされており、100,000cpm以下で、かつ、バックグラウンドの影響が相対的に小さくなる数値のうち最低の水準として40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)が適当な水準とされている。</p> <p>また、よう素131の半減期は8日と短いため、よう素131の計数率への影響は1ヶ月程度で小さくならないとして原子力災害対策指針（平成29年7月5日全部改正）における「運用上の介入レベル」(Operational Intervention Level。以下「OIL」という。)では1ヶ月後の値として13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としている。</p> <p>上記福島の状態に鑑みOILでは13,000cpm(40Bq/cm<sup>2</sup>)を除染の基準としているが、可能な限り汚染の持ち込み低減を図るため建屋の入口で最外周の汚染防護服（タイベック）等を脱衣するなどの汚染管理を実施することにより、緊急時対策所のチェンジングエリアではより低い管理基準1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)を管理目標として運用することとする。</p> <p>ただし、バックグラウンドレベルが上がり汚染の有無の識別ができない等、実効的な運用ができない状態となった場合には、状況に応じて1,300cpm(4Bq/cm<sup>2</sup>)～40,000cpm(120Bq/cm<sup>2</sup>)の適切な管理基準を定める。</p>	<p>(8) 乾電池内蔵型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合に乾電池内蔵型照明を使用する。乾電池内蔵型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p>	<p>(8) 可搬型照明</p> <p>チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合にバッテリー式の可搬型照明を使用する。可搬型照明は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度（1ルクス以上）を確保するために表5.1-4に示す数量及び仕様とする。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違</li> </ul> <p>スクリーニング基準の設定にあたり、準拠しているOILの設定に至る経緯等を記載しているもので、設定の考え方に相違なし。</p>																		
<p>表 5.1-4 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所</td> <td>7台（予備1台）</td> <td>電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	7台（予備1台）	電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>表 5.1-4 チェンジングエリアの乾電池内蔵型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策建屋内</td> <td>6台（予備1台）</td> <td>電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）	<p>表 5.1-4 チェンジングエリアの可搬型照明</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保管場所</th> <th>数量</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所</td> <td>各2台 （予備各1台）</td> <td>・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）</td> </tr> </tbody> </table>	保管場所	数量	仕様	緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）	<p>【大飯】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違</li> </ul> <p>女川は乾電池式に対し、泊はバッテリー式の違いはあるか使用目的に相違なし。</p>
保管場所	数量	仕様																			
5号炉原子炉建屋内 緊急時対策所	7台（予備1台）	電源：乾電池（単一×3） 点灯可能時間：約72時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）																			
保管場所	数量	仕様																			
緊急時対策建屋内	6台（予備1台）	電源：乾電池（単一×4） 点灯可能時間：約11時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、乾電池交換を実施する。）																			
保管場所	数量	仕様																			
緊急時対策所指揮所 及び 緊急時対策所待機所	各2台 （予備各1台）	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間 （消灯した場合、予備を点灯させ、バッテリー充電を実施する。）																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過直後に作業を行うことを想定している要員数14名を考慮し、同時に14名の要員がチェン징エリア内に収容できる設計とする。</p>	<p>(9) チェン징エリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数20名を考慮し、同時に20名の要員がチェン징エリア内に収容できる設計とする。</p> <p>チェン징エリアに同時に20名の要員が来た場合、全ての要員が緊急時対策所に入りきるまで約33分であり、全ての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を14名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を6名と想定）でも約87分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェン징エリアに来た場合でもチェン징エリアは建屋内に設置しており、緊急時対策建屋入口からチェン징エリアまでは要員が待機できる場所があることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>(9) チェン징エリアのスペースについて</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のチェン징エリアの他、要員が現場作業から戻って来た際にチェン징エリアが混雑しており屋外で待機することがないように、鉄筋コンクリート造の指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋内に待機エリアを設置する。</p> <p>緊急時対策所における現場作業を行う要員は、ブルーム通過後に作業を行うことを想定している要員数24名を考慮し、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所にそれぞれ12名の要員が同時に戻ることを想定するうえ、同時に12名の要員が緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれのチェン징エリア（6名）並びに指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋のそれぞれの待機エリア（6名）に収容できる設計とする。</p> <p>チェン징エリア及び空調上屋の待機エリアに同時に12名の要員が来た場合、すべての要員が緊急時対策所に入りきるまで約25分であり、すべての要員が汚染している場合（局所的に汚染し、拭き取りによる除染を行う者を8名、広範囲に汚染し、簡易シャワーによる除染を行う者を4名と想定）でも約82分であることを確認している。</p> <p>また、仮に想定人数以上の要員が同時にチェン징エリア及び空調上屋の待機エリアに来た場合でも、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれの待機エリアに14名程度の要員が待機可能であることから、屋外での待機はなく不要な被ばくを防止することができる。</p>	<p>【大阪】</p> <p>女川審査実績の反映</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違 泊はチェン징エリアに入れない要員のため待機エリアを設置する。</li> <li>・想定要員数の相違</li> <li>・設計の相違（相違理由①）</li> <li>・設計の相違 泊はチェン징エリアに入れない要員は一時的に待機エリアで待機する設計。</li> <li>・汚染がない場合の想定要員数及びチェン징エリア通過時間の相違。</li> <li>・全員汚染がある場合の拭き取りと簡易シャワー対象者の要員数（全員に対する割合は同じ）及びチェン징エリア通過時間の相違。</li> <li>・設計の相違 女川は緊急時対策建屋内で待機するのに対し、泊は空調上屋の待機エリアで待機する違いがあるが、想定人数以上でも屋内で一時的に待機できる設計であることに相違なし。</li> </ul>

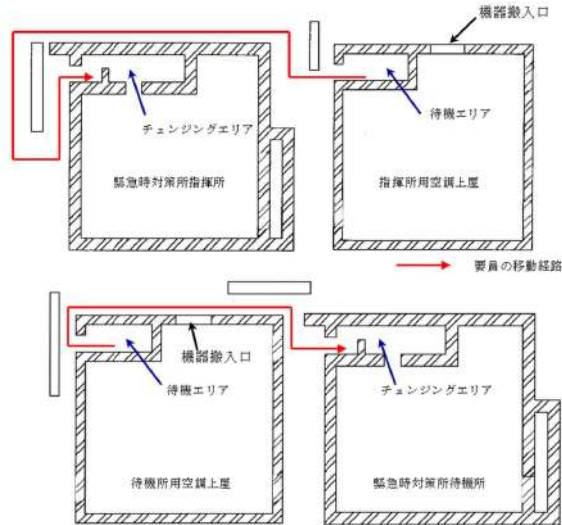
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(10) 待機エリアからチェン징エリアへの移動に伴う要員の線量評価</p> <p>チェン징エリアが混雑している間、空調上屋内の待機エリアに待機している要員が、順番に緊急時対策所のチェン징エリアに移動する場合、屋外を移動することになる。屋外を移動する際、グランドシャイン線源及び空調上屋内に設置され放射性物質を捕集した可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットからの放射線により被ばくすることが考えられる。このため、屋外を移動する要員の移動中の被ばく線量を評価した。</p> <p>a. 評価条件</p> <p>①緊急時対策所周辺の線量率                      130 mSv/h（東京電力㈱ホームページで公表された福島第一原子力発電所構内のサーベイデータ（平成23年3月23日時点））</p> <p>②フィルタユニットからの線量率（空調上屋機器搬入口部）                      約16 mSv/h</p> <p>③屋外を通行する要員の通行時間                      約30 秒</p> <p>b. 評価結果                      約1.2 mSv（（130 mSv/h+約16 mSv/h）/3600 sec/h×30 sec）</p> 	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊はチェン징エリア混雑時には、コンクリートで遮蔽した空調上屋の待機エリアを一時待機場所としており、チェン징エリアへの移動時に被ばくする可能性があることから、要員の被ばく線量を評価し、影響が小さいことを確認している。</p>

図 5.1-13 待機エリアからチェン징エリアへの要員の移動経路





赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

添付資料8

8. 配備資機材の数量等について

(1) 通信連絡設備

【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備  
 緊急時対策所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

5.2 配備資機材等の数量等について

(1) 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備  
 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備する通信連絡設備の通信種別と配備台数等は次のとおりである。

表 5.2-1 通信連絡設備の通信種別と配備台数、電源設備

通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	電源
発電所内用	遠隔指示設備	1台	非常用所内電源、遠隔指示用電源装置
	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	2台	非常用所内電源、遠隔指示用電源装置
	機内直通用電話設備	7台 (予備1台)	充電機
	衛星電話	10台 (予備10台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）
	無線電話	20台 (予備10台)	充電機
発電所外用	加入電話（30線機本電話）	5台	不通過事業者回線からの給電
	加入FAX（30線）	2台	非常用所内電源
	加入FAX（30線）	2台	非常用所内電源、遠隔指示用電源装置
	電力保安通信用電話設備	2台	非常用所内電源、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源装置
	無線連絡設備	1台	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置
	社内TV会議システム	1式	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）
	衛星電話	10台 (予備10台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）
	無線電話	20台 (予備10台)	充電機
	無線電話（携帯）	1台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）
	緊急時衛星連絡システム	2台 (予備1台)	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）
	統合原子力防災ネットワークに接続する遠隔連絡設備	IP電話 IP-FAX 2台	非常用所内電源、緊急時対策所待機用電源装置、電源車（緊急時対策所用）

通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※2</sup>	電源設備
発電所内外	固定電話機	12台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	PHS端末	12台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	FAX	1台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	衛星電話設備（固定型）	4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	衛星電話設備（携帯型）	10台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
発電所内	送受話器（ハンディング）	2台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	スピーカー	2台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	移動無線設備	移動無線設備（固定型）1台	通信用電源装置（蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	無線連絡設備（携帯型）	38台	充電式電池（本体内蔵）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
発電所外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	衛星保安電話（固定型）1台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	社内テレビ会議システム	1式	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系）1式	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	IP電話（有線系）	4台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	IP電話（衛星系）	2台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	IP-FAX（有線系）	2台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	IP-FAX（衛星系）	1台	125V充電器（125V蓄電池）、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	加入電話機	12台	通信事業者回線からの給電
	加入FAX	1台	通信事業者回線からの給電、400V緊急時対策用MCC、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>
	専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）	10台	400V緊急時対策用MCC、代替交流電源装置 <sup>※3</sup>

※1：向線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）  
 ※3：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（可搬型代替交流電源設備）を指す。  
 ※4：ガスタービン発電機（常設代替交流電源設備）及び電源車（緊急時対策所用）（緊急時対策所用代替交流電源設備）を指す。

場所	通信種別	主要設備	配備台数 <sup>※2</sup>	電源設備
発電所内外	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	8	通信用蓄電池、非常用所内電源
		保安電話（FAX）	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、無停電電源装置
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
		衛星電話設備（携帯型）	15	充電機
	発電所内	インターフォン	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		移動無線設備	1	通信用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源
		無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		運転指令設備	1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源
		テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1
社内テレビ会議システム			1	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
統合原子力防災ネットワーク設備		テレビ会議システム	1	
		IP電話（地上系）	4	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		IP電話（衛星系）	2	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		IP-FAX（地上系）	2	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
加入電話設備		加入電話機	2	通信事業者からの給電
		加入FAX	1	非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機
		専用電話設備	専用電話設備（固定型）7	充電機、非常用所内電源、非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
		専用電話設備（FAX）	7	
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1	通信用蓄電池、非常用所内電源
		インターフォン	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置
	運転指令設備	1	専用蓄電池、非常用所内電源、非常用所内電源	
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	1	非常用所内電源、緊急時対策所用発電機、無停電電源装置	
	無線連絡設備	無線連絡設備（携帯型）4	充電機又は乾電池	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）

【大飯】  
 ・表題の相違

【女川】  
 ・設計の相違（相違理由①）  
 【柏崎】設計の相違（2-3②の相違）

【大飯】【女川】  
 ・設計の相違  
 泊では、緊急時対策所待機所にも通信連絡設備を配備していること及び通信連絡設備の種類及び台数に相違はあるが、泊発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を配備している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																				
<p>(2) 放射線管理用資機材</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)</th> <th>構内保管**</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染防護服(タイベック)</td> <td>3,100着<sup>*1</sup></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>綿帽子</td> <td>1,550個<sup>*2</sup></td> <td>約6,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,550足<sup>*2</sup></td> <td>約6,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,550双<sup>*2</sup></td> <td>約24,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,100双<sup>*3</sup></td> <td>約20,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>210個<sup>*4</sup></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>交換カートリッジ (2個で1組)</td> <td>1,550組<sup>*5</sup></td> <td>約4,600組</td> </tr> <tr> <td>靴カバー</td> <td>1,550足<sup>*6</sup></td> <td>約4,500足</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>300足<sup>*6</sup></td> <td>約300足</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>10着<sup>*7</sup></td> <td>17着</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 110名×7日+余裕(2重化含む)                  *2: 110名×7日+余裕                  *3: 110名×7日×2双+余裕                  *4: 110名+余裕                  *5: 110名×2回(作業前後各1回+その後1回=5回)+余裕                  *6: 110名+余裕                  *7: 指揮者1名+放射線管理員1名+作業員3名×2班+余裕                  *8: 緊急時対策所保管数を含まない</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数(6/7号炉共用)**</th> </tr> <tr> <th>5号炉原子力発電所 緊急時対策所</th> <th>中央制御室</th> <th>構内(参考)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不織布カバーオール</td> <td>1,800着<sup>*1</sup></td> <td>420着<sup>*4</sup></td> <td>約3,000着</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,800足<sup>*1</sup></td> <td>420足<sup>*4</sup></td> <td>約3,000足</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>1,800個<sup>*1</sup></td> <td>420個<sup>*4</sup></td> <td>約3,000個</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,800双<sup>*1</sup></td> <td>420双<sup>*4</sup></td> <td>約3,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>3,700双<sup>*2</sup></td> <td>840双<sup>*4</sup></td> <td>約15,000双</td> </tr> <tr> <td>汚染防護用防護具 (以下内訳)</td> <td>810個<sup>*3</sup></td> <td>180個<sup>*5</sup></td> <td>約2,000個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク</td> <td>60個<sup>*10</sup></td> <td>20個<sup>*11,12</sup></td> <td>約50個</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>730個<sup>*13</sup></td> <td>100個<sup>*14</sup></td> <td>約2,000個</td> </tr> <tr> <td>活性炭フィルタ (以下内訳)</td> <td>1,800組<sup>*1</sup></td> <td>420組<sup>*4</sup></td> <td>約2,500組</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク用 活性炭フィルタ</td> <td>500組<sup>*1</sup></td> <td>140組<sup>*11,12</sup></td> <td>約500組</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用</td> <td>1,300組<sup>*13</sup></td> <td>280組<sup>*14</sup></td> <td>約2,000組</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>940着<sup>*4</sup></td> <td>210着<sup>*11</sup></td> <td>約3,000着</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足<sup>*8</sup></td> <td>10足<sup>*11</sup></td> <td>約300足</td> </tr> <tr> <td>高線量対応防護服 (タンダステンベスト)</td> <td>14着<sup>*9</sup></td> <td>—</td> <td>19着</td> </tr> <tr> <td>セルフエアセット<sup>※15</sup></td> <td>4台</td> <td>3台</td> <td>約100台</td> </tr> <tr> <td>酸素呼吸器<sup>※16</sup></td> <td>—</td> <td>3台</td> <td>約20台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 100名(1~7号炉対応の緊急時対策所作業員100名+自衛消防隊員10名+余裕、以下同様)×7日×1.5倍                  ※2: 約1.5倍                  ※3: 100名×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍                  ※4: 100名×7日×1.5倍×50% (年間降下日数考慮)                  ※5: 100名(1~7号炉対応の現場管理員10名+保安要員15名)×6.3(現場管理員中継)                  ※6: 11名(ブルーム通過直前に対応する現場管理員11名)                  ※7: 手機を含む(汚染、訓練等で見直しを行う)                  ※8: 20名(保安要員7名+現場管理員13名+余裕)×2交代×7日×1.5倍                  ※9: 約1.5倍                  ※10: 20名(保安要員7号炉運転員10名+余裕)×2交代×3日(除染による再使用を考慮)×1.5倍                  ※11: 20名(保安要員7号炉運転員10名+余裕)×2交代×7日×1.5倍×50% (年間降下日数考慮)                  ※12: 20名(保安要員7号炉運転員10名+余裕)×8.5(現場管理員中継)                  ※13: 初期対応用3台+予備1台                  ※14: インターフェイスシステムI/OCA対応者2名+予備1名                  ※15: 約1.5倍(保安要員7号炉運転員10名+余裕)×2交代×7日×1.5倍                  ※16: 約1.5倍(保安要員7号炉運転員10名+余裕)×2交代×7日×1.5倍                  ※17: 20名(保安要員7号炉運転員10名+余裕)                  ※18: 保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名                  ※19: 保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名、保安要員1名                  ※20: 中央制御室の詳細において、運転員が管理する場合は現場時に電動ファン付き全面マスクを使用することで評価していることから、実質の備蓄となる保安要員にも同様に備蓄される。</p>	品名	保管数		緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管**	汚染防護服(タイベック)	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着	綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個	靴下	1,550足 <sup>*2</sup>	約6,000足	綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双	ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双	全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個	交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組	靴カバー	1,550足 <sup>*6</sup>	約4,500足	長靴	300足 <sup>*6</sup>	約300足	タンダステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着	品名	配備数(6/7号炉共用)**			5号炉原子力発電所 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)	不織布カバーオール	1,800着 <sup>*1</sup>	420着 <sup>*4</sup>	約3,000着	靴下	1,800足 <sup>*1</sup>	420足 <sup>*4</sup>	約3,000足	帽子	1,800個 <sup>*1</sup>	420個 <sup>*4</sup>	約3,000個	綿手袋	1,800双 <sup>*1</sup>	420双 <sup>*4</sup>	約3,000双	ゴム手袋	3,700双 <sup>*2</sup>	840双 <sup>*4</sup>	約15,000双	汚染防護用防護具 (以下内訳)	810個 <sup>*3</sup>	180個 <sup>*5</sup>	約2,000個	電動ファン付き全面マスク	60個 <sup>*10</sup>	20個 <sup>*11,12</sup>	約50個	全面マスク	730個 <sup>*13</sup>	100個 <sup>*14</sup>	約2,000個	活性炭フィルタ (以下内訳)	1,800組 <sup>*1</sup>	420組 <sup>*4</sup>	約2,500組	電動ファン付き全面マスク用 活性炭フィルタ	500組 <sup>*1</sup>	140組 <sup>*11,12</sup>	約500組	全面マスク用	1,300組 <sup>*13</sup>	280組 <sup>*14</sup>	約2,000組	アノラック	940着 <sup>*4</sup>	210着 <sup>*11</sup>	約3,000着	汚染区域用靴	40足 <sup>*8</sup>	10足 <sup>*11</sup>	約300足	高線量対応防護服 (タンダステンベスト)	14着 <sup>*9</sup>	—	19着	セルフエアセット <sup>※15</sup>	4台	3台	約100台	酸素呼吸器 <sup>※16</sup>	—	3台	約20台	<p>(2) 放射線管理用資機材品名と配備数</p> <p>○防護具</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数<sup>※17</sup>/保管場所</th> </tr> <tr> <th>中央制御室</th> <th>構内(参考)</th> <th>3号炉中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>2,100着<sup>*1</sup></td> <td>147着<sup>*1</sup></td> <td>約20,000着</td> </tr> <tr> <td>下着(上下セット)</td> <td>2,100着<sup>*1</sup></td> <td>147着<sup>*1</sup></td> <td>約6,000着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>2,100個<sup>*2</sup></td> <td>147個<sup>*2</sup></td> <td>約20,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>2,100足<sup>*2</sup></td> <td>147足<sup>*2</sup></td> <td>約30,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>2,100双<sup>*2</sup></td> <td>147双<sup>*2</sup></td> <td>約40,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>4,200双<sup>*2</sup></td> <td>294双<sup>*2</sup></td> <td>約150,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>900個<sup>*3</sup></td> <td>42個<sup>*3</sup></td> <td>約1,800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスク</td> <td>—</td> <td>7個<sup>*3</sup></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付き全面マスクバタリ</td> <td>—</td> <td>35個<sup>*11</sup></td> <td>約300個</td> </tr> <tr> <td>マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)</td> <td>2,100セット<sup>*1</sup></td> <td>147セット<sup>*7</sup></td> <td>約8,000セット</td> </tr> <tr> <td>EVAスーツ(上下セット)</td> <td>1,050セット<sup>*4</sup></td> <td>74セット<sup>*12</sup></td> <td>約3,000セット</td> </tr> <tr> <td>汚染区域用靴</td> <td>40足<sup>*8</sup></td> <td>8足<sup>*13</sup></td> <td>約500足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>—</td> <td>4セット<sup>*14</sup></td> <td>4セット</td> </tr> <tr> <td>耐熱服</td> <td>—</td> <td>3セット<sup>*15</sup></td> <td>3セット</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>20着<sup>*4</sup></td> <td>4着<sup>*16</sup></td> <td>10着</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×3日                  ※2: 約1×2                  ※3: 60名(本部要員38名+余裕)×3日及び現場要員40名×6回/日×3日(除染による再使用を考慮)                  ※4: 60名(本部要員38名+余裕)×7日及び現場要員40名×6回/日×7日×50% (年間降下日数考慮)                  ※5: 現場要員20名(ブルーム通過直後の現場要員)×2                  ※6: 現場要員20名(ブルーム通過直後の現場要員)                  ※7: 2号炉運転員7名×3回/日×7日                  ※8: 約7×2                  ※9: 2号炉運転員7名×6日                  ※10: 2号炉運転員7名×1日                  ※11: 2号炉運転員7名×3回/日×7日                  ※12: 2号炉運転員7名×3回/日×7日×50%                  ※13: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班×2                  ※14: 安心前後後における原子力格納容器フィルタメント系による格納容器除染(現場操作)対応者2名+予備2                  ※15: インターフェイスシステムI/OCA対応者2名+予備1                  ※16: 2号炉運転員のうち現場要員2名×2班                  ※17: 防護具数が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する</p>	品名	配備数 <sup>※17</sup> /保管場所			中央制御室	構内(参考)	3号炉中央制御室	タイベック	2,100着 <sup>*1</sup>	147着 <sup>*1</sup>	約20,000着	下着(上下セット)	2,100着 <sup>*1</sup>	147着 <sup>*1</sup>	約6,000着	帽子	2,100個 <sup>*2</sup>	147個 <sup>*2</sup>	約20,000個	靴下	2,100足 <sup>*2</sup>	147足 <sup>*2</sup>	約30,000足	綿手袋	2,100双 <sup>*2</sup>	147双 <sup>*2</sup>	約40,000双	ゴム手袋	4,200双 <sup>*2</sup>	294双 <sup>*2</sup>	約150,000双	全面マスク	900個 <sup>*3</sup>	42個 <sup>*3</sup>	約1,800個	電動ファン付き全面マスク	—	7個 <sup>*3</sup>	約300個	電動ファン付き全面マスクバタリ	—	35個 <sup>*11</sup>	約300個	マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット <sup>*1</sup>	147セット <sup>*7</sup>	約8,000セット	EVAスーツ(上下セット)	1,050セット <sup>*4</sup>	74セット <sup>*12</sup>	約3,000セット	汚染区域用靴	40足 <sup>*8</sup>	8足 <sup>*13</sup>	約500足	自給式呼吸器	—	4セット <sup>*14</sup>	4セット	耐熱服	—	3セット <sup>*15</sup>	3セット	タンダステンベスト	20着 <sup>*4</sup>	4着 <sup>*16</sup>	10着	<p>(2) 放射線管理用資機材品名と配備数</p> <p>表5.2-2 防護具の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="3">配備数<sup>※17</sup>/保管場所</th> </tr> <tr> <th>中央制御室</th> <th>構内(参考)</th> <th>3号炉中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイベック</td> <td>1,050着<sup>*1</sup></td> <td>50着<sup>*11</sup></td> <td>約2,400着</td> </tr> <tr> <td>下着(上下セット)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>約400着</td> </tr> <tr> <td>帽子</td> <td>1,050個<sup>*1</sup></td> <td>50個<sup>*11</sup></td> <td>約15,000個</td> </tr> <tr> <td>靴下</td> <td>1,050足<sup>*1</sup></td> <td>50足<sup>*11</sup></td> <td>約7,000足</td> </tr> <tr> <td>綿手袋</td> <td>1,050双<sup>*1</sup></td> <td>50双<sup>*11</sup></td> <td>約33,000双</td> </tr> <tr> <td>ゴム手袋</td> <td>2,100双<sup>*2</sup></td> <td>100双<sup>*11</sup></td> <td>約73,000双</td> </tr> <tr> <td>全面マスク</td> <td>1,050個<sup>*1</sup></td> <td>100個<sup>*11</sup></td> <td>約800個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク</td> <td>8個<sup>*3</sup></td> <td>10個<sup>*12</sup></td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>全面マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)</td> <td>2,100個<sup>*4</sup></td> <td>200個<sup>*14</sup></td> <td>約270個</td> </tr> <tr> <td>電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ(1個/セット)</td> <td>8個<sup>*3</sup></td> <td>10個<sup>*12</sup></td> <td>約90個</td> </tr> <tr> <td>アノラック</td> <td>830着<sup>*5</sup></td> <td>50着<sup>*11</sup></td> <td>約1,800着</td> </tr> <tr> <td>長靴</td> <td>610足<sup>*6</sup></td> <td>30足<sup>*11</sup></td> <td>約1,000足</td> </tr> <tr> <td>オーバershoes(靴カバー)</td> <td>1,050足<sup>*1</sup></td> <td>50足<sup>*11</sup></td> <td>約620足</td> </tr> <tr> <td>自給式呼吸器</td> <td>8台<sup>*7</sup></td> <td>15台<sup>*11</sup></td> <td>約72台</td> </tr> <tr> <td>圧縮酸素形循環式呼吸器</td> <td>8台<sup>*8</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タンダステンベスト</td> <td>20着<sup>*9</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕)×1.5倍×7日                  ※2: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕)×2重×1.5倍×7日                  ※3: 6名(事務局長2名+放管理員4名)+余裕                  ※4: 100名(本部要員50名+現場要員39名+3号炉運転員6名+余裕)×2倍×1.5倍×7日                  ※5: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名)×1.5倍×7日                  ※6: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名)×1.1倍×7日                  ※7: 8名(災害対策要員(支援)6名+参集要員2名)                  ※8: 79名(緊急時対策所の最大収容人数120名-本部要員41名)の10%分                  ※9: 8名(現場指揮者1名+放管理員1名+作業員3名×2班)×2セット+余裕                  ※10: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×1.5倍+余裕                  ※11: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×1.5倍×2重+余裕                  ※12: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕                  ※13: 8名(運転員6名+放管理員2名)+余裕                  ※14: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)×2倍×2回分(中央制御室内での着用分)×1.5倍+余裕                  ※15: 21名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名+運転員(交替要員)6名)-余裕                  ※16: 15名(運転員6名+災害対策要員7名+災害対策要員(支援)2名)                  ※17: 防護具が不足する場合は、構内より適宜運搬することにより補完する                  ※18: 発電所構内に保管又は配備している数量</p>	品名	配備数 <sup>※17</sup> /保管場所			中央制御室	構内(参考)	3号炉中央制御室	タイベック	1,050着 <sup>*1</sup>	50着 <sup>*11</sup>	約2,400着	下着(上下セット)	—	—	約400着	帽子	1,050個 <sup>*1</sup>	50個 <sup>*11</sup>	約15,000個	靴下	1,050足 <sup>*1</sup>	50足 <sup>*11</sup>	約7,000足	綿手袋	1,050双 <sup>*1</sup>	50双 <sup>*11</sup>	約33,000双	ゴム手袋	2,100双 <sup>*2</sup>	100双 <sup>*11</sup>	約73,000双	全面マスク	1,050個 <sup>*1</sup>	100個 <sup>*11</sup>	約800個	電動ファン付きマスク	8個 <sup>*3</sup>	10個 <sup>*12</sup>	約90個	全面マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100個 <sup>*4</sup>	200個 <sup>*14</sup>	約270個	電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ(1個/セット)	8個 <sup>*3</sup>	10個 <sup>*12</sup>	約90個	アノラック	830着 <sup>*5</sup>	50着 <sup>*11</sup>	約1,800着	長靴	610足 <sup>*6</sup>	30足 <sup>*11</sup>	約1,000足	オーバershoes(靴カバー)	1,050足 <sup>*1</sup>	50足 <sup>*11</sup>	約620足	自給式呼吸器	8台 <sup>*7</sup>	15台 <sup>*11</sup>	約72台	圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 <sup>*8</sup>	—	—	タンダステンベスト	20着 <sup>*9</sup>	—	—	<p>【大飯】                  記載内容の相違                  (女川実績の反映)</p>
品名		保管数																																																																																																																																																																																																																																																					
	緊急時対策所 (緊急時対策所建屋内)	構内保管**																																																																																																																																																																																																																																																					
汚染防護服(タイベック)	3,100着 <sup>*1</sup>	約6,000着																																																																																																																																																																																																																																																					
綿帽子	1,550個 <sup>*2</sup>	約6,000個																																																																																																																																																																																																																																																					
靴下	1,550足 <sup>*2</sup>	約6,000足																																																																																																																																																																																																																																																					
綿手袋	1,550双 <sup>*2</sup>	約24,000双																																																																																																																																																																																																																																																					
ゴム手袋	3,100双 <sup>*3</sup>	約20,000双																																																																																																																																																																																																																																																					
全面マスク	210個 <sup>*4</sup>	約1,800個																																																																																																																																																																																																																																																					
交換カートリッジ (2個で1組)	1,550組 <sup>*5</sup>	約4,600組																																																																																																																																																																																																																																																					
靴カバー	1,550足 <sup>*6</sup>	約4,500足																																																																																																																																																																																																																																																					
長靴	300足 <sup>*6</sup>	約300足																																																																																																																																																																																																																																																					
タンダステンベスト	10着 <sup>*7</sup>	17着																																																																																																																																																																																																																																																					
品名	配備数(6/7号炉共用)**																																																																																																																																																																																																																																																						
	5号炉原子力発電所 緊急時対策所	中央制御室	構内(参考)																																																																																																																																																																																																																																																				
不織布カバーオール	1,800着 <sup>*1</sup>	420着 <sup>*4</sup>	約3,000着																																																																																																																																																																																																																																																				
靴下	1,800足 <sup>*1</sup>	420足 <sup>*4</sup>	約3,000足																																																																																																																																																																																																																																																				
帽子	1,800個 <sup>*1</sup>	420個 <sup>*4</sup>	約3,000個																																																																																																																																																																																																																																																				
綿手袋	1,800双 <sup>*1</sup>	420双 <sup>*4</sup>	約3,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
ゴム手袋	3,700双 <sup>*2</sup>	840双 <sup>*4</sup>	約15,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
汚染防護用防護具 (以下内訳)	810個 <sup>*3</sup>	180個 <sup>*5</sup>	約2,000個																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付き全面マスク	60個 <sup>*10</sup>	20個 <sup>*11,12</sup>	約50個																																																																																																																																																																																																																																																				
全面マスク	730個 <sup>*13</sup>	100個 <sup>*14</sup>	約2,000個																																																																																																																																																																																																																																																				
活性炭フィルタ (以下内訳)	1,800組 <sup>*1</sup>	420組 <sup>*4</sup>	約2,500組																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付き全面マスク用 活性炭フィルタ	500組 <sup>*1</sup>	140組 <sup>*11,12</sup>	約500組																																																																																																																																																																																																																																																				
全面マスク用	1,300組 <sup>*13</sup>	280組 <sup>*14</sup>	約2,000組																																																																																																																																																																																																																																																				
アノラック	940着 <sup>*4</sup>	210着 <sup>*11</sup>	約3,000着																																																																																																																																																																																																																																																				
汚染区域用靴	40足 <sup>*8</sup>	10足 <sup>*11</sup>	約300足																																																																																																																																																																																																																																																				
高線量対応防護服 (タンダステンベスト)	14着 <sup>*9</sup>	—	19着																																																																																																																																																																																																																																																				
セルフエアセット <sup>※15</sup>	4台	3台	約100台																																																																																																																																																																																																																																																				
酸素呼吸器 <sup>※16</sup>	—	3台	約20台																																																																																																																																																																																																																																																				
品名	配備数 <sup>※17</sup> /保管場所																																																																																																																																																																																																																																																						
	中央制御室	構内(参考)	3号炉中央制御室																																																																																																																																																																																																																																																				
タイベック	2,100着 <sup>*1</sup>	147着 <sup>*1</sup>	約20,000着																																																																																																																																																																																																																																																				
下着(上下セット)	2,100着 <sup>*1</sup>	147着 <sup>*1</sup>	約6,000着																																																																																																																																																																																																																																																				
帽子	2,100個 <sup>*2</sup>	147個 <sup>*2</sup>	約20,000個																																																																																																																																																																																																																																																				
靴下	2,100足 <sup>*2</sup>	147足 <sup>*2</sup>	約30,000足																																																																																																																																																																																																																																																				
綿手袋	2,100双 <sup>*2</sup>	147双 <sup>*2</sup>	約40,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
ゴム手袋	4,200双 <sup>*2</sup>	294双 <sup>*2</sup>	約150,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
全面マスク	900個 <sup>*3</sup>	42個 <sup>*3</sup>	約1,800個																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付き全面マスク	—	7個 <sup>*3</sup>	約300個																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付き全面マスクバタリ	—	35個 <sup>*11</sup>	約300個																																																																																																																																																																																																																																																				
マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100セット <sup>*1</sup>	147セット <sup>*7</sup>	約8,000セット																																																																																																																																																																																																																																																				
EVAスーツ(上下セット)	1,050セット <sup>*4</sup>	74セット <sup>*12</sup>	約3,000セット																																																																																																																																																																																																																																																				
汚染区域用靴	40足 <sup>*8</sup>	8足 <sup>*13</sup>	約500足																																																																																																																																																																																																																																																				
自給式呼吸器	—	4セット <sup>*14</sup>	4セット																																																																																																																																																																																																																																																				
耐熱服	—	3セット <sup>*15</sup>	3セット																																																																																																																																																																																																																																																				
タンダステンベスト	20着 <sup>*4</sup>	4着 <sup>*16</sup>	10着																																																																																																																																																																																																																																																				
品名	配備数 <sup>※17</sup> /保管場所																																																																																																																																																																																																																																																						
	中央制御室	構内(参考)	3号炉中央制御室																																																																																																																																																																																																																																																				
タイベック	1,050着 <sup>*1</sup>	50着 <sup>*11</sup>	約2,400着																																																																																																																																																																																																																																																				
下着(上下セット)	—	—	約400着																																																																																																																																																																																																																																																				
帽子	1,050個 <sup>*1</sup>	50個 <sup>*11</sup>	約15,000個																																																																																																																																																																																																																																																				
靴下	1,050足 <sup>*1</sup>	50足 <sup>*11</sup>	約7,000足																																																																																																																																																																																																																																																				
綿手袋	1,050双 <sup>*1</sup>	50双 <sup>*11</sup>	約33,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
ゴム手袋	2,100双 <sup>*2</sup>	100双 <sup>*11</sup>	約73,000双																																																																																																																																																																																																																																																				
全面マスク	1,050個 <sup>*1</sup>	100個 <sup>*11</sup>	約800個																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付きマスク	8個 <sup>*3</sup>	10個 <sup>*12</sup>	約90個																																																																																																																																																																																																																																																				
全面マスク用チャコールフィルタ(2個/セット)	2,100個 <sup>*4</sup>	200個 <sup>*14</sup>	約270個																																																																																																																																																																																																																																																				
電動ファン付きマスク用チャコールフィルタ(1個/セット)	8個 <sup>*3</sup>	10個 <sup>*12</sup>	約90個																																																																																																																																																																																																																																																				
アノラック	830着 <sup>*5</sup>	50着 <sup>*11</sup>	約1,800着																																																																																																																																																																																																																																																				
長靴	610足 <sup>*6</sup>	30足 <sup>*11</sup>	約1,000足																																																																																																																																																																																																																																																				
オーバershoes(靴カバー)	1,050足 <sup>*1</sup>	50足 <sup>*11</sup>	約620足																																																																																																																																																																																																																																																				
自給式呼吸器	8台 <sup>*7</sup>	15台 <sup>*11</sup>	約72台																																																																																																																																																																																																																																																				
圧縮酸素形循環式呼吸器	8台 <sup>*8</sup>	—	—																																																																																																																																																																																																																																																				
タンダステンベスト	20着 <sup>*9</sup>	—	—																																																																																																																																																																																																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">保管数</th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>構内保管<sup>*7</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人線量計</td> <td>210台<sup>*1</sup></td> <td>約3,200台</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>5台<sup>*2</sup></td> <td>約110台</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>5台<sup>*3</sup></td> <td>約80台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ</td> <td>2台<sup>*4*</sup></td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ</td> <td>2台<sup>*5*</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>: 110名+余裕  <sup>*2</sup>: チェンジングエリアにて使用  <sup>*3</sup>: 現場作業時に使用  <sup>*4</sup>: 緊急時対策所内にて使用  <sup>*5</sup>: 緊急時対策所外にて使用  <sup>*6</sup>: 予備1台を含む  <sup>*7</sup>: 緊急時対策所保管数を含まない</p>	品名	保管数		緊急時対策所	構内保管 <sup>*7</sup>	個人線量計	210台 <sup>*1</sup>	約3,200台	表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	約110台	ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	約80台	緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台 <sup>*4*</sup>	3台	緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台 <sup>*5*</sup>	—	<p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数<sup>*9</sup>／保管場所</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>200台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>200台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">表面汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td></td> <td>8台<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>ガンマ線測定用サーベイメータ</td> <td>8台<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>4台<sup>*4</sup></td> <td>緊急時対策所 4台<sup>*5</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>: 100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×2  <sup>*2</sup>: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策棟構内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）  <sup>*3</sup>: チェンジングエリア用4台（チェンジングエリアのモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）+緊急時対策棟内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放射線管理班員2名分+余裕）  <sup>*4</sup>: 緊急時対策所内2台（1台+余裕）+緊急時対策棟内2台（1台+余裕）  <sup>*5</sup>: 2台+予備1台×2  <sup>*6</sup>: チェンジングエリア用2台（汚染検査を行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）  <sup>*7</sup>: チェンジングエリア用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）+中央制御室内外用2台（モニタリングを行う放射線管理班員1名分+余裕）  <sup>*8</sup>: 中央制御室内2台（1台+余裕）+待機所内2台（1台+余裕）  <sup>*9</sup>: 予備含む（今後、訓練等で見直しを行う。）</p>	品名	配備台数 <sup>*9</sup> ／保管場所				個人線量計	電子式線量計	200台 <sup>*1</sup>	ガラスバッジ	200台 <sup>*1</sup>	表面汚染密度測定用サーベイメータ		8台 <sup>*2</sup>	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 <sup>*3</sup>	可搬型エアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	緊急時対策所 4台 <sup>*5</sup>	<p>表5.2-3 計測器（被ばく管理、汚染管理）の配備数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備数／保管場所</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>ポケット線量計</td> <td>140台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>140台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">GM汚染サーベイメータ</td> <td></td> <td>10台<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>10台<sup>*3</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>4台<sup>*4</sup></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>: 60名×2箇所（指揮所、待機所）×1.1倍+余裕  <sup>*2</sup>: チェンジングエリア用6台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所）+余裕）+緊急時対策所内及び屋外用4台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕）  <sup>*3</sup>: チェンジングエリア用4台（汚染検査を行う放管班員2名分×2箇所（指揮所、待機所））+緊急時対策所内及び屋外用6台（屋外等のモニタリングを行う放管班員2名+余裕）  <sup>*4</sup>: 緊急時対策所指揮所2台（1台+余裕）+緊急時対策所2台（1台+余裕）  <sup>*5</sup>: 31名×1.5倍  <sup>*6</sup>: チェンジングエリア用1台（汚染検査を行う放管班員1名分）+中央制御室内用1台（中央制御室内の汚染検査用1台）+予備1台  <sup>*7</sup>: チェンジングエリア用1台（チェンジングエリア内のモニタリング用1台）+中央制御室内用1台（中央制御室内のモニタリング用1台）+予備1台</p>	品名	配備数／保管場所				個人線量計	ポケット線量計	140台 <sup>*1</sup>	ガラスバッジ	140台 <sup>*1</sup>	GM汚染サーベイメータ		10台 <sup>*2</sup>	電離箱サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>	可搬型エアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	—	<p>【大飯】          記載内容の相違（女川実績の反映）</p>
品名		保管数																																																									
	緊急時対策所	構内保管 <sup>*7</sup>																																																									
個人線量計	210台 <sup>*1</sup>	約3,200台																																																									
表面汚染密度測定用サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	約110台																																																									
ガンマ線測定用サーベイメータ	5台 <sup>*3</sup>	約80台																																																									
緊急時対策所内可搬型エアモニタ	2台 <sup>*4*</sup>	3台																																																									
緊急時対策所外可搬型エアモニタ	2台 <sup>*5*</sup>	—																																																									
品名	配備台数 <sup>*9</sup> ／保管場所																																																										
個人線量計	電子式線量計	200台 <sup>*1</sup>																																																									
	ガラスバッジ	200台 <sup>*1</sup>																																																									
表面汚染密度測定用サーベイメータ		8台 <sup>*2</sup>																																																									
	ガンマ線測定用サーベイメータ	8台 <sup>*3</sup>																																																									
可搬型エアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	緊急時対策所 4台 <sup>*5</sup>																																																									
品名	配備数／保管場所																																																										
個人線量計	ポケット線量計	140台 <sup>*1</sup>																																																									
	ガラスバッジ	140台 <sup>*1</sup>																																																									
GM汚染サーベイメータ		10台 <sup>*2</sup>																																																									
	電離箱サーベイメータ	10台 <sup>*3</sup>																																																									
可搬型エアモニタ	4台 <sup>*4</sup>	—																																																									
<p>【柏崎羽羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>○計測器（被ばく管理、汚染管理）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th colspan="2">配備台数（6号及び7号伊共用）<sup>*7</sup></th> </tr> <tr> <th>5号伊原子炉建屋内</th> <th>中央制御室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人線量計</td> <td>電子式線量計</td> <td>180台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>ガラスバッジ</td> <td>180台<sup>*1</sup></td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>5台<sup>*2</sup></td> <td>3台<sup>*2</sup></td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>8台<sup>*4</sup></td> <td>2台<sup>*4</sup></td> </tr> <tr> <td>可搬型エアモニタ</td> <td>3台<sup>*3</sup></td> <td>3台<sup>*3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>: 130名（1〜7号伊対応の緊急時対策要員164名+自衛消防隊10名+余裕）  <sup>*2</sup>: 18名（6号及び7号伊運転員18名）+46名（引継班、日勤班、作業管理班）+余裕  <sup>*3</sup>: モニタリング及びチェンジングエリアにて使用  <sup>*4</sup>: モニタリングに使用  <sup>*5</sup>: 緊急時対策所の居住性（線量率）を確認するための重大事故等対処設備として2台（予備1台）を緊急時対策所内に保管する。5号伊原子炉建屋内緊急時対策所の対策本部及び待機場所に1台ずつ設置する。          設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象）  <sup>*6</sup>: 各エリアにて使用。設置のタイミングは、チェンジングエリア設置判断と同時（原子力災害対策特別措置法第10条特定事象）  <sup>*7</sup>: 予備を含む（今後、訓練等で見直しを行う）</p>	品名	配備台数（6号及び7号伊共用） <sup>*7</sup>		5号伊原子炉建屋内	中央制御室	個人線量計	電子式線量計	180台 <sup>*1</sup>	ガラスバッジ	180台 <sup>*1</sup>	GM汚染サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	3台 <sup>*2</sup>	電離箱サーベイメータ	8台 <sup>*4</sup>	2台 <sup>*4</sup>	可搬型エアモニタ	3台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*3</sup>			<p>【大飯】          ・記載方針の相違（女川実績反映）          チェンジングエリア用資機材は表5.1-2に記載のため再掲せず。</p>																																					
品名		配備台数（6号及び7号伊共用） <sup>*7</sup>																																																									
	5号伊原子炉建屋内	中央制御室																																																									
個人線量計	電子式線量計	180台 <sup>*1</sup>																																																									
	ガラスバッジ	180台 <sup>*1</sup>																																																									
GM汚染サーベイメータ	5台 <sup>*2</sup>	3台 <sup>*2</sup>																																																									
電離箱サーベイメータ	8台 <sup>*4</sup>	2台 <sup>*4</sup>																																																									
可搬型エアモニタ	3台 <sup>*3</sup>	3台 <sup>*3</sup>																																																									
<p>○チェンジングエリア用資機材</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品名</th> <th>保管数<sup>*1</sup></th> </tr> <tr> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養生シート</td> <td>3本</td> </tr> <tr> <td>バリア</td> <td>6個</td> </tr> <tr> <td>粘着マット</td> <td>3個</td> </tr> <tr> <td>ゴミ箱（スタクション含む）</td> <td>7個</td> </tr> <tr> <td>ポリ袋（赤・黄・黒）</td> <td>各100枚</td> </tr> <tr> <td>テープ（白・黒）</td> <td>各10巻</td> </tr> <tr> <td>ウェス</td> <td>1箱</td> </tr> <tr> <td>ウェットティッシュ</td> <td>10個</td> </tr> <tr> <td>はさみ・カッター</td> <td>各2本</td> </tr> <tr> <td>マジック</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>簡易シャワー</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p><sup>*1</sup>: チェンジングエリア設置に必要な数量</p>	品名	保管数 <sup>*1</sup>	緊急時対策所	養生シート	3本	バリア	6個	粘着マット	3個	ゴミ箱（スタクション含む）	7個	ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚	テープ（白・黒）	各10巻	ウェス	1箱	ウェットティッシュ	10個	はさみ・カッター	各2本	マジック	2本	簡易シャワー	1台	簡易タンク	1台																																
品名		保管数 <sup>*1</sup>																																																									
	緊急時対策所																																																										
養生シート	3本																																																										
バリア	6個																																																										
粘着マット	3個																																																										
ゴミ箱（スタクション含む）	7個																																																										
ポリ袋（赤・黄・黒）	各100枚																																																										
テープ（白・黒）	各10巻																																																										
ウェス	1箱																																																										
ウェットティッシュ	10個																																																										
はさみ・カッター	各2本																																																										
マジック	2本																																																										
簡易シャワー	1台																																																										
簡易タンク	1台																																																										







赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p>(3) 原子力災害対策活動で使用する資料                      原子力災害対策活動で使用する主な資料</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="91 359 656 1066"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 組織及び体制に関する資料</td> <td>(1) 緊急時対応組織資料                              ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画                              ②大飯発電所保安規定                              ③原子力防災規程                              ④非常時の措置通達                              ⑤原子力防災業務要綱                              ⑥大飯発電所事故時操作所則                              ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                              ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達                              (2) 緊急時通信連絡体制資料                              ①原子力防災組織要員名簿等</td> </tr> <tr> <td>2. 社会環境に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所周辺人口関連資料                              ①方位別人口分布図                              ②集落別人口分布図                              ③市町村人口表                              (2) 大飯発電所周辺環境資料                              ①発電所周辺航空写真                              ②発電所周辺地図（2万5千分の1）                              ③発電所周辺地図（5万分の1）                              ④市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>3. 放射能影響測定に関する資料</td> <td>(1) 大飯発電所気象関係資料                              ①気象観測データ                              (2) 緊急モニタリング資料                              ①空間線量モニタリング配置図                              ②環境試料サンプリング位置図                              ③環境モニタリング測定データ                              (3) 大飯発電所設備資料                              ①主要系統模式図                              ②原子炉設置(変更)許可申請書                              ③系統図                              ④プラント配置図                              ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図                              ⑥プラント主要設備概要                              ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資料類は全て緊急時対策所に配備</p>	種類	資料名	1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等	2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図	3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料                      緊急時対策所に以下の資料を配備する。</p> <table border="1" data-bbox="689 375 1288 976"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図                              ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)                              ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ                              ① 統計処理データ                              ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ                              ① 空間線量モニタリング配置図                              ② 環境試料サンプリング位置図                              ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ                              ① 方位別人口分布図                              ② 集落の人口分布図                              ③ 市町村人口表                              ④ 市町村市街図</td> </tr> <tr> <td>6. 発電所主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図                              ① 系統図                              ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要</td> </tr> <tr> <td>11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規定類                              ① 原子炉施設保安規定                              ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 事故時操作手順書類</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図	6. 発電所主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要	11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）	12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 事故時操作手順書類	<p>(3) 重大事故対策の検討に必要な資料                      緊急時対策所指揮所に以下の資料を配備する。</p> <p>表 5.2-4 重大事故対策の検討に必要な主な資料</p> <table border="1" data-bbox="1339 375 1951 1152"> <thead> <tr> <th>資料名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 発電所周辺地図                              ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000)                              ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)</td> </tr> <tr> <td>2. 発電所周辺航空写真パネル</td> </tr> <tr> <td>3. 発電所気象観測データ                              ① 統計処理データ                              ② 毎時観測データ</td> </tr> <tr> <td>4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ                              ① 空間線量モニタリング配置図                              ② 環境試料サンプリング位置図                              ③ 環境モニタリング測定データ</td> </tr> <tr> <td>5. 発電所周辺人口関連データ                              ① 方位別人口分布図                              ② 集落の人口分布図                              ③ 市町村人口表</td> </tr> <tr> <td>6. 主要系統模式図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>8. 系統図及びプラント配置図                              ① 系統図                              ② プラント配置図</td> </tr> <tr> <td>9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>10. プラント主要設備概要（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>11. 総合インターロック線図（各号炉）</td> </tr> <tr> <td>12. 規程類                              ① 原子炉施設保安規定                              ② 原子力事業者防災業務計画</td> </tr> <tr> <td>13. 運転要領緊急処置編</td> </tr> <tr> <td>14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）</td> </tr> </tbody> </table>	資料名	1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)	2. 発電所周辺航空写真パネル	3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ	4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ	5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表	6. 主要系統模式図（各号炉）	7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）	8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図	9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）	10. プラント主要設備概要（各号炉）	11. 総合インターロック線図（各号炉）	12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画	13. 運転要領緊急処置編	14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）	<p>【大飯】                      ・記載方針の相違                      表題、記載表現、表構成の相違                      （女川記載に統一）                      【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）                      【女川】                      ・表題の相違</p>
種類	資料名																																							
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 緊急時対応組織資料 ①大飯発電所原子力事業者防災業務計画 ②大飯発電所保安規定 ③原子力防災規程 ④非常時の措置通達 ⑤原子力防災業務要綱 ⑥大飯発電所事故時操作所則 ⑦大飯発電所重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 ⑧大飯発電所大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する所達 (2) 緊急時通信連絡体制資料 ①原子力防災組織要員名簿等																																							
2. 社会環境に関する資料	(1) 大飯発電所周辺人口関連資料 ①方位別人口分布図 ②集落別人口分布図 ③市町村人口表 (2) 大飯発電所周辺環境資料 ①発電所周辺航空写真 ②発電所周辺地図（2万5千分の1） ③発電所周辺地図（5万分の1） ④市町村市街図																																							
3. 放射能影響測定に関する資料	(1) 大飯発電所気象関係資料 ①気象観測データ (2) 緊急モニタリング資料 ①空間線量モニタリング配置図 ②環境試料サンプリング位置図 ③環境モニタリング測定データ (3) 大飯発電所設備資料 ①主要系統模式図 ②原子炉設置(変更)許可申請書 ③系統図 ④プラント配置図 ⑤プラント関係プロセス及び放射線計測配置図 ⑥プラント主要設備概要 ⑦原子炉安全保護系ロジック一覧表																																							
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表 ④ 市町村市街図																																								
6. 発電所主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要																																								
11. 原子炉安全保護系ロジック一覧表（各号炉）																																								
12. 規定類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 事故時操作手順書類																																								
資料名																																								
1. 発電所周辺地図 ① 発電所周辺地域地図 (1/25,000) ② 発電所周辺地域地図 (1/50,000)																																								
2. 発電所周辺航空写真パネル																																								
3. 発電所気象観測データ ① 統計処理データ ② 毎時観測データ																																								
4. 発電所周辺環境モニタリング関連データ ① 空間線量モニタリング配置図 ② 環境試料サンプリング位置図 ③ 環境モニタリング測定データ																																								
5. 発電所周辺人口関連データ ① 方位別人口分布図 ② 集落の人口分布図 ③ 市町村人口表																																								
6. 主要系統模式図（各号炉）																																								
7. 原子炉設置許可申請書（各号炉）																																								
8. 系統図及びプラント配置図 ① 系統図 ② プラント配置図																																								
9. プラント関係プロセス及び放射線計測配置図（各号炉）																																								
10. プラント主要設備概要（各号炉）																																								
11. 総合インターロック線図（各号炉）																																								
12. 規程類 ① 原子炉施設保安規定 ② 原子力事業者防災業務計画																																								
13. 運転要領緊急処置編																																								
14. 重大事故等および大規模損壊対応要領（各対応手順含む）																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
<p>(4) ガンマ線測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガンマ線測定用サーベイメータは、屋外作業現場等の放射線測定を行い、現場で作業を行う要員等の過剰な被ばくを防止するために使用する。</li> <li>放射線測定を行う作業現場は、屋外作業等数箇所ある。</li> <li>原子力災害活動に従事する現場作業要員等の線量管理を行う上で放射線測定は必須であることから、故障等により使用ができない状態も考慮し予備機も含め5台配備する。</li> </ul> <p>(5) 表面汚染密度測定用サーベイメータの根拠について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>表面汚染密度測定用サーベイメータは、屋外から緊急時対策所へ入室する現場作業要員等の身体等に放射性物質が付着していないことを確認するために使用する。</li> <li>具体的には、下図の「身体サーベイエリア」において、緊急安全対策要員等が現場作業要員等の身体サーベイを行う。</li> <li>当該「身体サーベイエリア」では、1度に2名を同時に身体サーベイすることが可能であるため、5台あれば必要な数量は確保される。</li> <li>このほか、ブルーム通過後に現場作業要員等の待機場所として、事務所等を活用する可能性があり、これらの場所に緊急時対策所より表面汚染密度測定用サーベイメータを持ち出して使用することも考慮し、5台配備する。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;</p> <table border="1" data-bbox="114 874 651 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="114 874 387 906">ガンマ線測定用サーベイメータ</th> <th data-bbox="387 874 651 906">表面汚染密度測定用サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="114 906 387 1066">  </td> <td data-bbox="387 906 651 1066">  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="114 1066 387 1137">                     ・測定範囲：1μSv/h～300mSv/h                      ・電 源：乾電池（単3形電池）4本                      【連続80時間以上】                 </td> <td data-bbox="387 1066 651 1137">                     ・測定範囲：0～3×10<sup>4</sup> cpm                      ・電 源：乾電池（単2形電池）4本                      【連続100時間以上】                 </td> </tr> </tbody> </table>	ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ			・測定範囲：1μSv/h～300mSv/h ・電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】	・測定範囲：0～3×10 <sup>4</sup> cpm ・電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】			<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載内容の相違（女川実績の反映）</li> </ul> <p>表 5.2-3 に数量根拠を記載することで計測器使用目的も判断できるため記載はしない。</p>
ガンマ線測定用サーベイメータ	表面汚染密度測定用サーベイメータ								
									
・測定範囲：1μSv/h～300mSv/h ・電 源：乾電池（単3形電池）4本 【連続80時間以上】	・測定範囲：0～3×10 <sup>4</sup> cpm ・電 源：乾電池（単2形電池）4本 【連続100時間以上】								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉

(6) その他の資機材等

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	台数
 酸素濃度計	・測定範囲：0～25% ・測定精度：±0.5%(0.0～25.0%) 【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）2本【約1年（無警報時）】 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：19%以上	3台 <sup>※1</sup>
 二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0～1% ・測定精度：±(測定範囲の1.5%+指示値の2%)【メーカー値】 ・電源：乾電池（単3形電池）4本 ・測定方式：非分散型赤外線吸収法（NDIR Non Dispersive InfraRed）センサ ・管理目標：1.0%以下	3台 <sup>※1</sup>
 プロジェクター	緊急時対策所内の要員が必要な情報の共有を行いやすいよう、資料等を表示するプロジェクターを配備する。	1台
 可搬型照明	・バッテリー式 ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間以上	2台
 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、連続使用可能な簡易トイレを配備する。	1式

※1 予備2台を含む

女川原子力発電所2号炉

(4) その他資機材等

緊急時対策所又は緊急時対策建屋に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	配備数量	保管場所
酸素濃度計	・測定範囲：0～100% ・測定精度：±0.5%(0～25.0%)±3.0%(25.1%以上) ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：ガルバニ電池式 ・管理目標：18%以上（労働安全衛生規則を準拠）	2台 <sup>※1</sup>	緊急時対策所
二酸化炭素濃度計	・測定範囲：0.04%～5.0% ・測定精度：±10%rdg又は0.01%のうち大きいほう ・電源：単3形乾電池4本 ・検知原理：非分散型赤外線式（NDIR） ・管理目標：1.0%以下（労働安全衛生規則の許容炭酸ガス濃度1.5%に余裕を見た数値）	2台 <sup>※1</sup>	
一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	資機材保管エリア、緊急時対策所
社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	
飲食等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、余裕数を見込んで1日分以上の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。 残りの数量については、資機材保管エリアに保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	2,100食 <sup>※2</sup> 1,400本 <sup>※3</sup> (1.5リットル)	資機材保管エリア、緊急時対策所
簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	4,900個 <sup>※4</sup>	
よう素剤	初日に2錠、2日目以降は1錠/1日服用する。	800錠 <sup>※5</sup>	緊急時対策所

※1：予備を含む。  
 ※2：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×3食  
 ※3：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×7日×2本（1.5リットル/本）  
 ※4：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（7回/1日×7日）=4,900個  
 ※5：100名（本部要員38名+現場要員40名+余裕）×（初日2錠+2日目以降1錠/1日×6日）=800錠

泊発電所3号炉

(4) その他資機材等

緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所に以下の資機材等を配備する。

名称	仕様等	数量
 酸素濃度・二酸化炭素濃度計	・測定（使用）範囲 酸素濃度：0～25.0 vol% 二酸化炭素：0～5.00 vol% ・指示精度：±0.7%（酸素）、±0.25%（二酸化炭素） ・電源：単4形乾電池2本【約25時間（25℃、無警報、無照明）】 ・検知原理：定電位電解式（酸素）、非分散型赤外線吸収法（二酸化炭素） ・管理目標 酸素濃度：19%以上 二酸化炭素濃度：1.0%以下	4台 <sup>※1</sup>
 可搬型照明	・ハウジング ・光源：LED ・連続点灯時間：10時間	8台 <sup>※2</sup>
 一般テレビ（回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	一式
 社内パソコン（回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	一式
 食料等	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように7日分の食料及び飲料水を緊急時対策所内に保管する。	2,520食 <sup>※3</sup> 1,680本 <sup>※4</sup>
 簡易トイレ	ブルーム通過中に緊急時対策所から退出する必要がないように、簡易トイレを配備する。	2式
 安定よう素剤	1人あたり2錠×7日分+余裕を配備する。	2000錠

※1：緊急時対策所指揮所2台（予備1台）、緊急時対策所待機所2台（予備1台）

※2：緊急時対策所指揮所4台、緊急時対策所待機所4台

※3：120名×3食×7日

※4：120名×4本×0.5L×7日

【大飯】  
 ・表題の相違  
 【女川】  
 ・資機材配備箇所の相違  
 【柏崎】記載方針の相違（2-3Dの相違）  
 【大飯】【女川】  
 ・資機材名称の相違

【女川】  
 ・記載内容の相違  
 泊の緊急時対策所に配備資機材である可搬型照明についても記載した。（大飯と同様）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <table border="1" data-bbox="107 215 638 837"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>容量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠）</li> </ul> </td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠）</li> </ul> </td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>一般テレビ （回線、機器）</td> <td>報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>社内パソコン （回線、機器）</td> <td>社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>飲食料</td> <td>                     プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。                      残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。                 </td> <td>                     3,780食<sup>※2</sup>                      2,520本<sup>※3</sup>                      (1.5ℓ/ℓ)                 </td> </tr> <tr> <td>簡易トイレ</td> <td>プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ヨウ素剤</td> <td>初日に2錠、二日目以降は1錠/一日服用する。</td> <td>1,440錠<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：予備を含む。                  ※2：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）×7日×3食                  ※3：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）×7日×2本（1.5ℓ/ℓ/本）                  ※4：180名（1～7号炉対応の緊急時対策要員164名＋自衛消防隊10名＋余裕）×（初日2錠＋2日目以降1錠/1日×6日）</p>	名称	仕様等	容量	酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>	二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>	一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式	社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式	飲食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 <sup>※2</sup> 2,520本 <sup>※3</sup> (1.5ℓ/ℓ)	簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式	ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠/一日服用する。	1,440錠 <sup>※4</sup>			
名称	仕様等	容量																									
酸素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～100%</li> <li>測定精度：±0.5% (0～25.0%) ±3.0% (25.1%以上)</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：ガルバニ電池式</li> <li>管理目標：18%以上（酸素欠乏症防止規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																									
二酸化炭素濃度計	<ul style="list-style-type: none"> <li>測定範囲：0～10,000ppm</li> <li>測定精度：±3%FS</li> <li>電 源：単3形乾電池4本</li> <li>検知原理：非分散形赤外線式（NDIR）</li> <li>管理目標：0.5%以下（事務所衛生基準規則を準拠）</li> </ul>	3台 <sup>※1</sup>																									
一般テレビ （回線、機器）	報道や気象情報等を入手するため、一般テレビ（回線、機器）を配備する。	1式																									
社内パソコン （回線、機器）	社内情報共有に必要な資料・書類等を作成するため、社内用パソコンを配備するとともに、必要なインフラ（社内回線）を整備する。	1式																									
飲食料	プールーム通過中に5号炉原子炉建屋内緊急時対策所から退出する必要があるように、余裕数を見込んで1日以上の食料及び飲料水を待避室内に保管する。 残りの数量については、5号炉原子炉建屋に保管することで、必要に応じて取りに行くことが可能である。	3,780食 <sup>※2</sup> 2,520本 <sup>※3</sup> (1.5ℓ/ℓ)																									
簡易トイレ	プールーム通過中に緊急時対策所から退出する必要があるよう、また、本設のトイレが使用できない場合に備え、簡易トイレを配備する。	1式																									
ヨウ素剤	初日に2錠、二日目以降は1錠/一日服用する。	1,440錠 <sup>※4</sup>																									



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について  
 (1) 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について  
 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠
発電所内	衛星電話設備	衛星電話設備（密設） 9台	5台	号機室3台、6,7号炉中央制御室連絡用2台、停止号炉中央制御室連絡用1台、通電室1台、共用1台
	衛星電話設備（可搬型）	18台	3台	共用「モニタリングカー等」
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機 19台	4台	号機室（6号炉）2台（中央制御室連絡用）、号機室（7号炉）2台（中央制御室連絡用）
	FAX	3台	2台	6号炉中央制御室連絡用1台、7号炉中央制御室連絡用1台
	送受話器	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	無線連絡設備	無線連絡設備（密設） 4台	4台	長田現地連絡用4台
		無線連絡設備（可搬型） 90台	18台	現場連絡用18台
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機 6台	4台	対策本部2台、特機室2台、予備2台
		中継用ケーブルドラム 2台	2台	対策本部・特機室間の通信連絡用2台
	5号炉塔外緊急連絡用インターフォン	インターフォン設備 5台	5台	塔外からの連絡用3台、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）及び5号炉中核制御室各1台
	発電所外	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（衛星系・有線系 共用） 1式	1式
		IP-電話機（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-電話機（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
衛星電話設備（社内向）		衛星社内電話機 4台	4台	本社連絡用
テレビ会議システム（社内向）		テレビ会議システム 1式	1式	社内外会議用
テレビ会議システム（社外向）		テレビ会議システム 1式	1式	社内外会議用
専用電話設備（自治体向け）			7台	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）  
 ※2：今後、訓練等で見直しを行う。

女川原子力発電所2号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について  
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について  
 緊急時対策所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量

通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠
発電所内	固定電話機	12台	12台	本部5台、情報室1台、総務課1台、広報課1台、技術課1台、放射線管理課1台、保健課1台、発電管理課1台
	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	PBS端末 12台		
	FAX	1台	1台	社内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型） 4台	2台	社内連絡用2台、社外連絡用1台
		衛星電話設備（携帯型） 10台	5台	共用（放射能観測車連絡用等）
発電所内	送受話器（ベージング）	ハンドセット 2台	1台	所内連絡用
		スピーカー 2台	1台	
	移動無線設備	移動無線設備（固定型） 1台	1台	放射能観測車連絡用
	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型） 4台	1台	所内連絡用1台
発電所外	電力保安通信用電話設備 <sup>※1</sup>	衛星保安電話（固定型） 1台	1台	発電所外連絡用
	社内テレビ会議システム	1式	1式	社内外会議用
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム（有線系・衛星系） 1式	1式	社内外会議用
		IP電話（有線系） 4台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP電話（衛星系） 2台	2台	政府関係者用1台、当社用1台
		IP-FAX（有線系） 2台	1台	発電所内外連絡用 共用
		IP-FAX（衛星系） 1台	1台	発電所内外連絡用 共用
	加入電話設備	加入電話機 12台	—	固定電話機又はPABX端末12台ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（地方公共団体向け）	加入FAX 1台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		専用電話設備（地方公共団体向け） 10台	—	ほかの発電所外用通信連絡設備にて代用が可能

※1：局線加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能。  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）  
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

泊発電所3号炉

5.3 通信連絡設備の必要な容量及びデータ回線容量について  
 (1) 緊急時対策所の通信連絡設備の必要な容量について  
 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に配備している通信連絡設備の容量及び事故時に想定される必要な容量は表5.3-1のとおりである。

表5.3-1 緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の通信連絡設備の必要な容量

場所	通信種別	主要設備	数量 <sup>※1</sup>	最低必要数量 <sup>※2</sup>	最低必要数量 <sup>※3</sup> の根拠
発電所内	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	8台	8台	発電所内外連絡用
		保安電話（FAX）	1台	1台	発電所内外連絡用
	衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	3台	3台	発電所内外連絡用
		衛星電話設備（携帯型）	15台	10台	共用（給油作業等）
	運転指令設備		1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（固定型）		1台	1台	発電所内連絡用
	移動無線設備		1台	1台	放射能観測車連絡用
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用
	発電所外	衛星電話設備	衛星電話設備（FAX）	1台	1台
社内テレビ会議システム			1台	1台	社内外会議用
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備		テレビ会議システム	1台	1台	社内外会議用
		IP電話（地上系）	4台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP電話（衛星系）	2台	2台	政府関係者用1台、事業者用1台
		IP-FAX（地上系）	2台	1台	発電所内外連絡用
		IP-FAX（衛星系）	1台	1台	発電所内外連絡用
加入電話設備		固定電話	2台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
		FAX	1台	—	
専用電話設備		専用電話設備（固定型）	7台	—	他の発電所外用通信連絡設備にて代用が可能
	専用電話設備（FAX）	7台	—		
待機所	電力保安通信用電話設備	保安電話（固定） <sup>※1</sup>	1台	1台	発電所内連絡用
		無線指令設備	1台	1台	発電所内連絡用
	無線連絡設備（携帯型）	4台	2台	発電所内外連絡用2台	
	インターフォン		1台	1台	指揮所・待機所間の情報共有用
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）		1式	1式	指揮所・待機所間の情報共有用	

※1：加入電話設備に接続されており、発電所外への連絡も可能  
 ※2：予備を含む。（今後、訓練等で見直しを行う。）  
 ※3：今後、訓練等で見直しを行う。

【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）  
 【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）

・設計の相違  
 泊の緊急時対策所は指揮所と待機所の2種構成であることから、情報共有のための通信連絡設備として、インターフォン及びテレビ会議システムを設ける。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>緊急時対策所には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="712 437 1317 600"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線容量</th> <th>データ伝送 (SPDS伝送装置)</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系 回線</td> <td>5Mbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> <tr> <td>衛星系 回線</td> <td>384kbps</td> <td>84kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)	<p>(2) 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <p>3号炉原子炉補助建屋には、発電所外用として国の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備を配備し、専用であって多様性を確保した統合原子力防災ネットワークに接続しており、表5.3-2のように事故時に必要なデータ（必要回線容量）を伝送できる回線容量を有している。</p> <p>表5.3-2 事故時に必要なデータ伝送に関する必要回線容量について</p> <table border="1" data-bbox="1344 437 1926 651"> <thead> <tr> <th>通信回線種別</th> <th>回線容量</th> <th>必要回線 容量</th> <th>データ伝送</th> <th>通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">統合原子力 防災ネット ワーク</td> <td>有線系回線</td> <td>50bps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>2.4Mbps</td> </tr> <tr> <td>衛星系回線</td> <td>384kbps</td> <td>4.4kbps (1～3号炉分)</td> <td>210kbps</td> </tr> </tbody> </table>	通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)	統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps	<p>【女川】                  ・設備の相違（相違理由①）</p>
通信回線種別	回線容量	必要回線容量	データ伝送 (SPDS伝送装置)	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系 回線	5Mbps	84kbps (1～3号炉分)	2.28Mbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
	衛星系 回線	384kbps	84kbps (1～3号炉分)	210kbps (テレビ会議システム、IP電話、 IP-FAX)																											
通信回線種別	回線容量	必要回線 容量	データ伝送	通信連絡 (統合原子力防災ネットワーク を用いた通信連絡設備)																											
統合原子力 防災ネット ワーク	有線系回線	50bps	4.4kbps (1～3号炉分)	2.4Mbps																											
	衛星系回線	384kbps	4.4kbps (1～3号炉分)	210kbps																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料7</p> <p>7. 安全パラメータ表示システム(SPD S)について                      (1) 安全パラメータ表示システム(SPD S)にて確認できるパラメータについて</p> <p>緊急時対策所においては、重大事故等に対処するために必要な情報として、以下のプラントの状態確認に必要な主要なプラントパラメータをSPD S表示装置にて確認することができる。(SPD S表示装置にて主要なバルブの開閉表示は確認可能)</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b>                      5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置に入力されるパラメータ (SPDSパラメータ) は、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において、データを確認することができる。                      通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に設置する緊急時対策支援システム伝送装置は、主なERSS伝送パラメータ※をバックアップ伝送ラインである無線系回線により6号炉及び7号炉のコントロール建屋に設置するデータ伝送装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPD S)へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップラインを設置している。                      バックアップラインは、安全保護系ラック、NIS盤、RMS盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。                      各プラントパラメータは、SPD Sサーバに2週間分のデータが保存できる仕様となっている。                      なお、2週間分のデータは、データ表示装置で確認可能である。</p>	<p>5.4 SPD Sのデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置に入力されるパラメータ (SPDSパラメータ) は、緊急時対策所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所に設置するSPDS伝送装置は、国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送している主な※パラメータ (ERSS伝送パラメータ) をバックアップ伝送ラインである無線系回線により2号炉の制御建屋に設置するデータ収集装置からデータを収集し、SPDS表示装置にて確認できる設計とする。</p> <p>各パラメータは、SPDS伝送装置に2週間分 (1分周期) のデータが保存され、SPDS表示装置にて過去データ (2週間分) が確認できる設計とする。                      ※一部のパラメータは、バックアップ伝送ラインを経由せず、SPDS表示装置で確認できる。</p>	<p>5.4 安全パラメータ表示システム (SPDS) のデータ伝送概要とパラメータについて</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機が収集するデータは、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機に入力されるパラメータ (SPDSパラメータ) は、緊急時対策所指揮所において、データを確認することができる。</p> <p>通常のデータ伝送ラインである有線系回線が使用できない場合、緊急時対策所指揮所に設置するデータ表示端末は、国の緊急時対策支援システム (ERSS) へ伝送しているパラメータ (ERSS伝送パラメータ) をバックアップ伝送ライン (表示用) である無線系回線により3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機からデータを収集し、データ表示端末にて確認できる設計とする。</p> <p>データ収集計算機へのデータ入力については、通常はプラント計算機からの入力であるが、別途バックアップ伝送ライン (収集用) を設置する。                      バックアップ伝送ライン (収集用) は、原子炉安全保護盤等の耐震性を有する計測装置等からプラント計算機を介さずに直接データを収集することができる。                      各パラメータは、データ収集計算機に2週間分 (1分周期) のデータが保存され、データ表示端末にて過去データ (2週間分) が確認できる設計とする。</p>	<p>【大飯】・記載内容の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】・設備の相違 (相違理由④) システム設計の相違により、データ表示端末へのデータ入力ラインが異なる。</p> <p>【女川】・設備の相違 (相違理由④) 【柏崎】・記載方針の相違 (2-3②の相違)</p> <p>【女川】・設備の相違 (相違理由④) 【女川】・設備の相違 (相違理由④) 泊3号炉バックアップ伝送ライン (表示用) は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。                      【柏崎】・記載方針の相違 (2-3②の相違)</p> <p>【女川】・記載充実 (大飯参照)                      【大飯】・設備表現の相違</p> <p>【女川】・設備の相違 泊3号炉バックアップ伝送ライン (表</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>SPDS パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・復水補給水系流量（原子炉圧力容器）を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による格納容器の破損防止」「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】</b></p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）を使用し国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① <u>2号炉</u>の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態等」の確認に加え、「<u>使用済燃料プールの状態</u>」の把握、並びに「環境の情報」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて低圧代替注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉水位・残留熱除去系洗浄ライン流量を確認することで操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ラインでは、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所</u>に設置するSPDS表示装置において確認できる設計とする。</p> <p>SPDS表示装置で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。                  また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>SPDSパラメータについては、緊急時対策所において必要な指示を行うことができるよう、プラント・系統全体の安定・変化傾向を把握し、それによって事故の様相の把握とその復旧方策、代替措置の計画・立案・指揮・助言を行うために必要な情報を選定する。すなわち、以下に示す対応活動が可能となるように必要なパラメータが表示・把握できる設計とする。</p> <p>① <u>3号炉</u>の中央制御室（運転員）を支援する観点から「炉心反応度の状態」、「炉心冷却の状態」、「原子炉格納容器の状態」、「放射能隔離の状態」、「非常用炉心冷却系(ECCS)の状態」の確認に加え、「<u>使用済燃料ピットの状態</u>」の把握、並びに「環境の状態」の把握。</p> <p>② 上記①を元にした設備・系統の機能が維持できているか、性能を発揮できているか等プラント状況・挙動の把握。</p> <p>上記①②が可能となるパラメータを確認することで、中央制御室での弁開閉等の操作の結果として予測されるプラント状況・挙動との比較を行うことができ、前述の計画・立案・指揮・助言を行うことができることから、弁の開閉状態等については一部を除きSPDSパラメータとして選定しない。弁の開閉状態等についての情報が必要な場合には、通信連絡設備を用いて中央制御室（運転員）に確認する。</p> <p>（例：中央制御室にて代替炉心注水操作を行った場合、<u>緊急時対策所</u>においては、原子炉容器水位・炉心出口温度を確認することで、操作成功時の予測との比較を行うことができる。）</p> <p>バックアップ伝送ライン（表示用/収集用）では、これらパラメータ以外にも、「水素爆発による原子炉格納容器の破損防止」、「水素爆発による原子炉建屋の損傷防止」に必要なパラメータ（バックアップ対象パラメータ）を収集し、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置するデータ表示端末において確認できる設計とする。</p> <p>データ表示端末で確認できるパラメータを表5.4-1に示す。                  また、表5.4-2に設置許可基準規則第58条における計装設備とバックアップ対象パラメータの整理を示す。</p> <p>なお、ERSS伝送パラメータ以外のバックアップ対象パラメータについては、<u>緊急時対策所指揮所</u>に設置する衛星電話設備、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機及びIP-FAX）を使用し、国等の関係各所と情報共有することは可能である。</p>	<p>示用)は、有線系回線及び無線系回線ともに同じデータを伝送している。</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【女川】・設備名称の相違</p> <p>【柏崎】・記載方針の相違(2-3②の相違)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料より参考掲載】

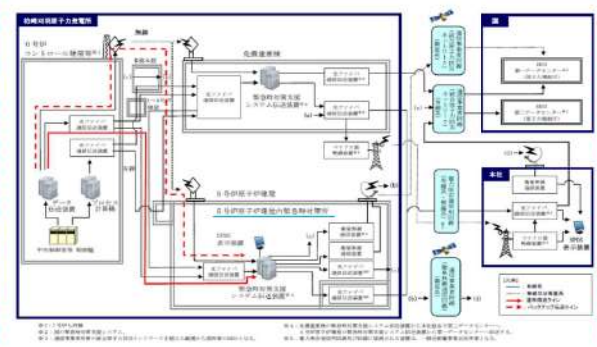


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

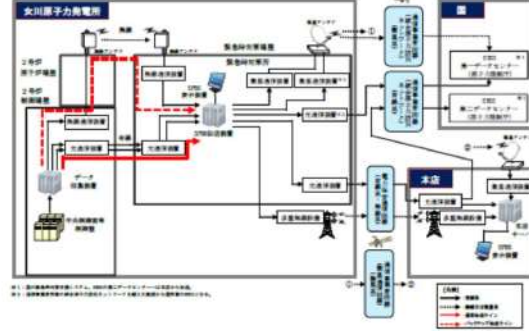


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

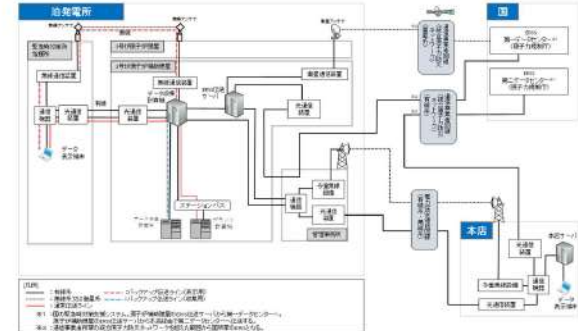


図5.4-1 安全パラメータ表示システム (SPDS) 等のデータ伝送概要

目的	対象パラメータ	SPDS 入力 パラメータ	ERSSへ 伝送している パラメータ	バックアップ 対象パラメータ
炉心反応度 の状態確認	炉心領域平均中性子束チェーン数	○	○	—
	平均値	○	○	—
	中間領域中性子束	○	○	○
	中性子領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
炉心冷却部 の状態確認	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力	○	○	○
	Cグループ1次冷却材圧力	○	○	○
	原子炉水位	○	○	○
	Aグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Dグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Aグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Dグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○

○ = DB

表5.4-1 SPDS表示装置で確認できるパラメータ (1/10)

目的	対象パラメータ	SPDS パラメータ	ERSS伝送 パラメータ	バックアップ 対象 パラメータ
炉心反応度 の状態確認	A炉室レベル(平均)	○	○	○
	A炉室(A)1~5%	○	○	○
	A炉室(B)1~5%	○	○	○
	A炉室(C)1~5%	○	○	○
	A炉室(D)1~5%	○	○	○
	A炉室(E)1~5%	○	○	○
	A炉室(F)1~5%	○	○	○
	S炉室(A) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(B) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(C) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(D) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(E) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(F) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(G) 炉室監視	○	○	○
	S炉室(H) 炉室監視	○	○	○
S炉室(I) 炉室監視	○	○	○	
炉心冷却部 の状態確認	A炉室(A) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(A) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(B) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(C) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(D) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(E) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(F) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(G) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(H) 凝縮器出力	○	○	○
	S炉室(I) 凝縮器出力	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○

表5.4-1 データ表示端末で確認できるパラメータ

目的	対象パラメータ	SPDS 入力	ERSS伝送	バックアップ 対象
炉心反応度 の状態確認	炉心領域中性子束	○	○	○
	中間領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束	○	○	○
	炉心領域中性子束	○	○	○
	出力領域中性子束(中間値)	○	○	○
	加圧器水位	○	○	○
	1次冷却材圧力(広域)	○	○	○
	Aグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
炉心冷却部 の状態確認	Aグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Aグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	主蒸気ライン圧力	○	○	○
	高圧注入ポンプ	○	○	○
	低圧注入ポンプ	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
	燃料貯蔵用水レベル	○	○	○
炉心冷却部 の状態確認	Aグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材高温度(広域)	○	○	○
	Aグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Bグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	Cグループ1次冷却材低温度(広域)	○	○	○
	補助給水流量	○	○	○
	補助給水レベル	○	○	○
	補助給水レベル	○	○	○
	補助給水レベル	○	○	○

【女川】PWR設計の反映  
 炉型の相違により設備及び対象パラメータに相違はあるが、データ表示端末で表示する「目的」は同等であり、緊急時対策所で必要な情報を把握できることに相違はない。

【大飯】・記載表現の相違  
 データ表示端末で表示する「目的」及び対象パラメータは同等であり、データ表示端末の機能に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由
					(2/10)					(2/4)					
目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSSへ伝送しているパラメータ	バックアップ対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ	目的	対象パラメータ	SPDS入力パラメータ	ERSS伝送パラメータ	バックアップ対象パラメータ	
炉心冷却の状態確認	主蒸気圧力	A主蒸気圧力	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	燃料の仕舞確認	1次冷却材圧力（広域）	1次冷却材圧力	○	○	○
		B主蒸気圧力	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		炉心出口最大温度	炉心出口最大温度	○	○	○
	安全注入流量	C主蒸気圧力	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		炉心出口平均温度	炉心出口平均温度	○	○	○
		D主蒸気圧力	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		Aグループ1次冷却材高温側温度（広域）	Aグループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		A高圧注入流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		Bグループ1次冷却材高温側温度（広域）	Bグループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
		B高圧注入流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		Cグループ1次冷却材高温側温度（広域）	Cグループ1次冷却材高温側温度（広域）	○	○	○
	余熱除去流量	A余熱除去流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		1次冷却材温度（広域・高温側、低温側）	Aグループ1次冷却材低温側温度（広域）	○	○	○
		B余熱除去流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		Bグループ1次冷却材低温側温度（広域）	Bグループ1次冷却材低温側温度（広域）	○	○	○
	燃料取替用ピット水位	燃料取替用ピット水位	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器内高レベルシグナルの指示値	格納容器高レベルシグナル（高レベル）	○	○	○
		燃料取替用ピット水位	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器高レベルシグナル（低レベル）	格納容器高レベルシグナル（低レベル）	○	○	○
2次系による冷却	充てん水	充てん水流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	格納容器の状態確認	原子炉格納容器圧力	格納容器圧力	○	○	○
		A蒸気発生器水位（広域）	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器圧力（AM用）	格納容器圧力（AM用）	○	○	○
		B蒸気発生器水位（広域）	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器内温度	格納容器内温度	○	○	○
		C蒸気発生器水位（広域）	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器内水面高度	格納容器内水面高度	○	○	○
	A蒸気発生器補助給水流量	D蒸気発生器水位（狭域）	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器水位	格納容器水位	○	○	○
		B蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		原子炉下部レベル水位	原子炉下部レベル水位	○	○	○
		C蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		アンユラス水素濃度（可測型）	アンユラス水素濃度（可測型）	○	○	○
		D蒸気発生器補助給水流量	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○		格納容器再循環サンブ水位（広域）	格納容器再循環サンブ水位（広域）	○	○	○
4-3 A母線電圧	4-3 B母線電圧	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	格納容器再循環サンブ水位（狭域）	格納容器再循環サンブ水位（狭域）	○	○	○		
	4-3 A E.G遮断器	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	格納容器再循環サンブ水位（狭域）	格納容器再循環サンブ水位（狭域）	○	○	○		
	4-3 B E.G遮断器	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	格納容器スレイ流量	A-格納容器スレイ冷却器出口流量	○	○	○		
	1次冷却材サブクール度（T/C）	○	○	○	原子炉出口蒸気圧力	○	○	○	B-格納容器スレイ冷却器出口流量	B-格納容器スレイ冷却器出口流量	○	○	○		

○ = DB



赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)  
 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)  
 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉					女川原子力発電所2号炉					泊発電所3号炉					相違理由	
目的	対象パラメータ	SPDS入力	ERTSへ伝送	バックアップ	目的	対象パラメータ	SPDS	運用	バックアップ	目的	対象パラメータ	SPDS	運用	バックアップ		
		パラメータ	している	対象			パラメータ	パラメータ	パラメータ			パラメータ	パラメータ	パラメータ		パラメータ
その他 (ECCSの状態等)	ECCSの状態 (低圧注入系)	A 余熱除去ポンプ	○	○	—	設計機能 の状態確認	炉口注水内閉鎖	○	○	○	運用の機能 確認	炉口注水内閉鎖	○	○	○	
		B 余熱除去ポンプ	○	○	—		炉口注水内閉鎖	○	○	○		炉口注水内閉鎖	○	○	○	
	ECCSの状態	安全注入作動	○	○	○		炉口注水(第1) 全閉鎖	○	○	○		炉口注水(第2) 全閉鎖	○	○	○	
	原子炉トリップ	全閉鎖作動	○	○	—		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	
	S/G細管	復水器空気抽出器ガスモニタ	○	○	—		炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○	
	異音(電線)	蒸気発生器ブローダウン水モニタ	○	○	—		MELV(第2) 全閉鎖	○	○	○		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○	
	恒設代替圧	恒設代替低圧注水機算流量	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	
	注水ポンプ流量	原子炉補機冷却水サージタンク	○	○	○		炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○	
	CWS冷却水	原子炉補機冷却水サージタンク	○	○	○		炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○	
	圧有水量	水位	○	○	○		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○	
	ほうろくタンク	A ほうろくタンク水位	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	
	圧有水量	B ほうろくタンク水位	○	○	○		炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○	
	注水ピット	注水ピット水位	○	○	○		炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○	
	圧有水量	注水ピット水位	○	○	○		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○	
	放水口の放射線	放水口水モニタ	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○		炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	
給水流量	A 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○				
	B 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○				
	C 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○				
	D 蒸気発生器主給水流量	○	○	○	炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○				
格納容器	A 格納容器スプレイポンプ	○	○	—	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○				
	スプレイポンプ	B 格納容器スプレイポンプ	○	○	—	炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (D) 閉	○	○	○			
			○	○	—	炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (A) 閉	○	○	○			
			○	○	—	炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (B) 閉	○	○	○			
○			○	—	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○	炉口注水(調整中) (C) 閉	○	○	○				

DB

※:バックアップ関係ラインを緑色せず、運用は赤字表示にて確認される。



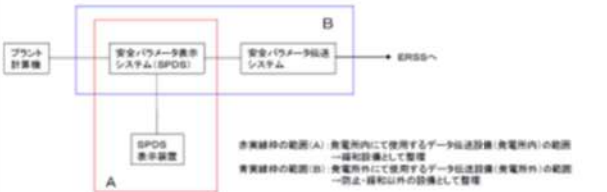
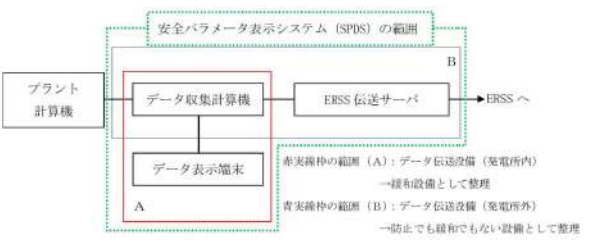
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
	(8/10)																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>DBB パラメータ</th> <th>DBB 超過 パラメータ</th> <th>バック アップ装置 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">炉内監視 機能</td><td>A炉内 炉内温度</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内水位</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>A炉内 炉内圧力変動</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="14">炉内監視 機能</td><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ	炉内監視 機能	A炉内 炉内温度	○	○	○	A炉内 炉内圧力	○	○	○	A炉内 炉内水位	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○	炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○		
目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ																																																																																																																																		
炉内監視 機能	A炉内 炉内温度	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内水位	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
	A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																		
A炉内 炉内圧力変動	○	○	○																																																																																																																																			
炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																			
炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																			
	(9/10)																																																																																																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目的</th> <th>対象パラメータ</th> <th>DBB パラメータ</th> <th>DBB 超過 パラメータ</th> <th>バック アップ装置 パラメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="14">炉内監視 機能</td><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td rowspan="14">炉内監視 機能</td><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> <tr><td>炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ	炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○						
目的	対象パラメータ	DBB パラメータ	DBB 超過 パラメータ	バック アップ装置 パラメータ																																																																																																																																		
炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																			
炉内監視 機能	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層M-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層H-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																		
	炉内監視パラメータ：温度（燃料アップ上層L-030m）	○	—	○																																																																																																																																		
炉内監視パラメータ：温度（ヒートリレー式）	○	—	○																																																																																																																																			



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) データ伝送設備における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）とSPDS表示装置を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>又、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外用）として、安全パラメータ表示システム（SPDS）と安全パラメータ伝送システムを設置し、これらを防止・緩和以外の設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>データ伝送設備の概要</p>		<p>(2) 安全パラメータ表示システム（SPDS）における発電所内と発電所外用の設備分類</p> <p>安全パラメータ表示システム（SPDS）は、データ伝送設備（発電所内）とデータ伝送設備（発電所外）から構成される。</p> <p>事故時パラメータを緊急時対策所指揮所にて把握するための設備であるデータ伝送設備（発電所内）として、データ収集計算機とデータ表示端末を設置し、これらについては緩和設備と位置づける。</p> <p>また、発電所外のERSS等へ事故時パラメータを伝送するための設備であるデータ伝送設備（発電所外）として、データ収集計算機とERSS伝送サーバを設置し、これらを防止でも緩和でもない設備と位置づける。概要を下図に示す。</p>  <p>図5.4-2 安全パラメータ表示システム（SPDS）の概要</p>	<p>【女川】・記載充実（大飯参照）</p> <p>【大飯】・記載方針の相違                  泊3号炉では、安全パラメータ表示システム（SPDS）の具体的な内訳を記載する事とした。なお、本整理については大飯も同様である。</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p> <p>【大飯】・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: right;">添付資料9</p> <p>9. 緊急時対策所に最低限必要な要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる必要のある最低限必要な要員を検討した結果、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故等への対処を行う各班員の計69名、②原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員の計31名に、万一の対応に備えて10名の余裕を加えた合計110名とした。</p> <p><b>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</b></p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員52名（6号及び7号炉対応要員）と1～5号炉対応要員2名をあわせた54名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員75名のうち、中央制御室待避室にとどまる運転員18名を除く57名の合計111名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を最大として、本部長（所長）が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員他</p> <table border="1" data-bbox="89 1109 683 1276"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部要員</td> <td>3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。</td> <td>40名</td> <td rowspan="2">69名</td> </tr> <tr> <td>各班員</td> <td>本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名	各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員36名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員36名のうち、中央制御室待避所にとどまる運転員7名を除く29名の合計65名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="757 1109 1299 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長ほか</td> <td>発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。</td> <td>5名</td> <td rowspan="3">36名</td> </tr> <tr> <td>各班長・班員</td> <td>各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。</td> <td>18名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名	各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名	<p>5.5 緊急時対策所の要員数とその運用について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために緊急時対策所にとどまる必要のある要員は、休憩・仮眠をとるための交替要員も考慮して、①重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員41名と、②原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員31名に、1号及び2号炉運転員3名、消火要員8名を加えた合計83名を想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>(1) 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員</p> <p>ブルーム通過中の状況監視及び通過後においても継続して、緊急時対策所において発電所対策本部機能を維持し、必要な指揮・対応を行うために必要な要員数を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="1355 1101 1948 1380"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長他</td> <td>発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。</td> <td>4名</td> <td rowspan="3">41名</td> </tr> <tr> <td>各班長・各班員</td> <td>各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。</td> <td>13名</td> </tr> <tr> <td>交替要員</td> <td>上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table>	要員	考え方	人数	合計	本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名	各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名	交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯・女川】 ・体制の相違 女川では運転員は中央制御室待避所に退避するが、泊は待避所を設けていないため運転員はブルーム通過中には緊急時対策所に一時避難しとどまる。</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違</p> <p>【大飯】 ・記載方針の相違 (女川審査の反映)</p>
要員	考え方	人数	合計																																							
本部要員	3号炉及び4号炉が同時に重大事故等に至った場合、重大事故等に対処するために指揮を行うために最低限必要な本部要員は、本部長（所長）、3号指揮、4号指揮、3号炉原子炉主任技術者、4号炉原子炉主任技術者、本部付及び各班の班長、副班長で構成する。	40名	69名																																							
各班員	本部要員の指示のもと、重大事故等への対処を行う各班員が緊急時対策所にとどまる。	29名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長ほか	発電所対策本部を指揮・統括する本部長、原子炉主任技術者、本部付3名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所にとどまる。	5名	36名																																							
各班長・班員	各班については、本部長からの指揮を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び本部付の交替要員については5名、班長、班員クラスの交替要員については13名を確保する。	18名																																								
要員	考え方	人数	合計																																							
本部長他	発電所対策本部長（所長）、3号炉原子炉主任技術者、本部委員2名は、重大事故等において、指揮をとる要員として緊急時対策所指揮所にとどまる。	4名	41名																																							
各班長・各班員	各班については、本部要員から指示を受け、重大事故等に対処するため、最低限必要な要員を残して、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所にとどまる。	13名																																								
交替要員	上記、本部長、原子炉主任技術者及び委員の交代要員は4名、班長、班員クラスの交代要員については、20名を確保する。	24名																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																													
<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプや空冷式非常用発電装置等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>なお、ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は各号炉の運転員(3,4号炉12名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の緊急安全対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="73 694 712 837"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急対策要員(協力会社社員含む)</td> <td>可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。</td> <td>19名</td> <td rowspan="2">31名</td> </tr> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、重大事故等発生時及び大規模損壊時の対応について、手順書を整備し、対応手順の検証を行っている。手順の検証・訓練は、今後も継続的に実施し、必要の都度、運用の改善を行っていくこととしている。</p>	要員	考え方	人数	合計	緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名	運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>ブルーム通過後に実施する作業は、重大事故等対策の有効性評価の重要事故シーケンスのうち、高圧・低圧注水機能喪失を参考とし、重大事故等対応に加えて、放射性物質拡散防止のための放水操作等が可能な要員数を確保する。</p> <p>交替要員については、順次、構外に待機している要員を当てる。</p> <table border="1" data-bbox="712 614 1339 1109"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>7名</td> <td rowspan="7">36名</td> </tr> <tr> <td>保修班 現場要員</td> <td>重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)</td> <td>9名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質 拡散抑制 対応要員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>モニタリング要員</td> <td>作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)</td> <td>6名</td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名	保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)	4名		大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名		燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名		ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名		放射性物質 拡散抑制 対応要員	6名		放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名	モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名	<p>(2) 原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な要員</p> <p>発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業を継続するため、可搬型大容量海水送水ポンプ車や代替非常用発電機等の可搬型重大事故等対応設備への給油や監視、放射性物質の濃度や放射線量の測定については、ブルーム通過後も行う必要があるため、その要員は、ブルーム通過中は緊急時対策所にとどまり、ブルーム通過後にその活動を再開することとなる。</p> <p>ブルーム通過後の発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための作業の一環として、運転操作に関する作業は3号炉運転員(6名)が実施する。</p> <p>ブルーム通過中に緊急時対策所にとどまる要員以外の発電所災害対策要員は、ブルーム通過時は一時的に構外へ避難しているが、ブルーム通過後は再度構内にて作業を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1339 614 1966 1093"> <thead> <tr> <th>要員</th> <th>考え方</th> <th>人数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員(当直員)</td> <td>・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。</td> <td>6名</td> <td rowspan="7">31名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>放射性物質拡散抑制 対応要員</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>運転班員</td> <td>・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>復旧班員</td> <td>・運転員、運転班員の操作支援等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・アクセスルートのがれき撤去</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>事務局員</td> <td>災害対策要員</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給)</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>放管班員</td> <td>モニタリング 要員</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・作業現場のモニタリング等</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>重大事故等に柔軟に対処できるよう、整備した設備等の手順書を制定するとともに、訓練により必要な力量を習得する。訓練は継続的に実施し、必要の都度運用の改善を図っていく。</p>	要員	考え方	人数	合計	運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	6名	31名	運転班員	放射性物質拡散抑制 対応要員	6名	運転班員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名	復旧班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名		・アクセスルートのがれき撤去	2名	事務局員	災害対策要員	2名		・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給)	2名		・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名	放管班員	モニタリング 要員	4名	4名		・作業現場のモニタリング等	4名		<p>【大飯】 ・表題の相違</p> <p>【女川】 ・記載方針の相違 (大飯審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 ・設備名称の相違</p> <p>【大飯】 ・対象運転号炉の相違</p> <p>【大飯】 ・要員名称の相違</p> <p>【大飯】 ・記載表現の相違 手順の整備、訓練の継続に関して記載しているものであり同様。</p>
要員	考え方	人数	合計																																																																													
緊急対策要員(協力会社社員含む)	可搬式代替低圧注水ポンプ等の設備の給油や監視、放射性物質の濃度等の測定については、ブルーム通過後も活動を継続する必要があるため、その要員は緊急時対策所に留まる。	19名	31名																																																																													
運転員(当直員)	原子炉格納容器破損時には、運転員は中央制御室から退避し、緊急時対策所にとどまる。	12名																																																																														
要員	考え方	人数	合計																																																																													
運転員	2号伊中央制御室内の待避所が使用不能な場合、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後に中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	7名	36名																																																																													
保修班 現場要員	重大事故等 対応要員 電源車の運転操作、監視等(交替要員を含む。)	4名																																																																														
	大容量送水ポンプ(タイプ1)による注水操作、監視等(交替要員を含む。)	9名																																																																														
	燃料補給(軽油タンクからタンクローリーへの軽油補給、電源車等への燃料補給(交替要員を含む。))	2名																																																																														
	ブルドーザによるアクセスルートのがれき除去	2名																																																																														
	放射性物質 拡散抑制 対応要員	6名																																																																														
	放射性物質拡散抑制対応(放射性物質の拡散を抑制するための原子炉建屋への放水操作の再開(交替要員を含む。))	6名																																																																														
モニタリング要員	作業現場のモニタリング及びチェンジングエリアの運営等(交替要員を含む。)	6名																																																																														
要員	考え方	人数	合計																																																																													
運転員(当直員)	・原子炉格納容器破損時には、緊急時対策所に退避するものの、ブルーム通過後には中央制御室にて対応が可能な場合は、復帰し運転操作を行う。	6名	31名																																																																													
運転班員	放射性物質拡散抑制 対応要員	6名																																																																														
運転班員	・可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲操作による大気への拡散抑制	6名																																																																														
復旧班員	・運転員、運転班員の操作支援等	7名																																																																														
	・アクセスルートのがれき撤去	2名																																																																														
事務局員	災害対策要員	2名																																																																														
	・燃料補給(ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給、可搬型代用送水ポンプ車等への燃料補給)	2名																																																																														
	・緊急時対策所用発電機の運転操作、監視等	4名																																																																														
放管班員	モニタリング 要員	4名	4名																																																																													
	・作業現場のモニタリング等	4名																																																																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表5.6-1 緊急体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="719 435 1332 619"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月より抜粋）</p>	発生事象の情勢	体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制	<p>5.6 緊急体制について</p> <p>泊発電所原子力事業者防災業務計画では、原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための次に定める原子力災害の情勢に応じて体制を区分している。</p> <p style="text-align: center;">表 5.6-1 防災体制の区分</p> <table border="1" data-bbox="1355 435 1955 651"> <thead> <tr> <th>発生事象の情勢</th> <th>防災体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力防災準備体制</td> </tr> <tr> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき</td> <td>原子力応急事態体制</td> </tr> <tr> <td>全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</td> <td>原子力緊急事態体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>（泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月より抜粋）</p>	発生事象の情勢	防災体制の区分	警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制	施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制	全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	原子力緊急事態体制	<p>【女川】                  ・体制名称の相違</p>
発生事象の情勢	体制の区分																		
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																		
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																		
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制																		
発生事象の情勢	防災体制の区分																		
警戒事態に該当する別表 2-1-1 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-1 に該当する事象であると判断したとき	原子力防災準備体制																		
施設敷地緊急事態に該当する別表 2-1-2 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-2 に該当する事象であると判断したとき	原子力応急事態体制																		
全面緊急事態に該当する別表 2-1-3 に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表 2-1-3 に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	原子力緊急事態体制																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																													
	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の通報基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-1 警戒事象発生時の通報基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>警戒事象を判断する基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローンベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。</td> </tr> <tr> <td>②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>③AL21 原子炉冷却材の漏えい</td> <td>原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④AL22 原子炉給水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉若器内の水位が水位低設定値まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td>⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ</td> <td>重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響</td> <td>当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発せられた場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	警戒事象を判断する基準	①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローンベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。	②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。	③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。	④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。	⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉若器内の水位が水位低設定値まで低下すること。	⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。	⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。	⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。	⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発せられた場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>表5.6-2 警戒事象発生時の連絡基準</p> <p>(泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事象に該当する事象の連絡基準)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡基準（警戒事象に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11)</b> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td><b>原子炉冷却材の漏えい (AL21)</b> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。</td> </tr> <tr> <td><b>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td><b>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42)</b> 燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)</b> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が設置された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。</td> </tr> <tr> <td><b>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)</b> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)</b> 重要区域<sup>※</sup>において、火災又は溢水が発生し、安全機器等<sup>※</sup>の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</td> </tr> <tr> <td><b>外的事象による影響（地震）</b> 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td><b>外的事象による影響（津波）</b> 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発せられた場合。</td> </tr> <tr> <td><b>重要な故障等（オンサイト統括中断）</b> オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。</td> </tr> <tr> <td><b>外的事象による影響（設計基準超過）</b> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td><b>外的事象による影響（委員長判断）</b> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。</td> </tr> </tbody> </table>	連絡基準（警戒事象に該当する事象）	<b>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11)</b> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。	<b>原子炉冷却材の漏えい (AL21)</b> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	<b>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。	<b>非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。	<b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	<b>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42)</b> 燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。	<b>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)</b> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が設置された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	<b>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)</b> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。	<b>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)</b> 重要区域 <sup>※</sup> において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 <sup>※</sup> の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	<b>外的事象による影響（地震）</b> 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。	<b>外的事象による影響（津波）</b> 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発せられた場合。	<b>重要な故障等（オンサイト統括中断）</b> オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。	<b>外的事象による影響（設計基準超過）</b> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）	<b>外的事象による影響（委員長判断）</b> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	警戒事象を判断する基準																																															
①AL01 敷地境界付近の放射線量の上昇	敷地境界付近のモニタリングポストで1マイクローンベルト毎時以上の放射線量率が検出されたとき。																																															
②AL11 原子炉停止機能の異常のおそれ	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。																																															
③AL21 原子炉冷却材の漏えい	原子炉の運転中に保安規定（原子炉等規制法第43条の3の24に規定する保安規定をいう。以下同じ。）で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。																																															
④AL22 原子炉給水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。																																															
⑤AL23 原子炉除熱機能の一部喪失	原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																															
⑥AL25 全交流電源喪失のおそれ	全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。																																															
⑦AL29 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失	原子炉の停止中に原子炉若器内の水位が水位低設定値まで低下すること。																																															
⑧AL30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																															
⑨AL31 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと。又は当該貯蔵槽の水位が一定時間以上測定できないこと。																																															
⑩AL42 単一障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。																																															
⑪AL51 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																															
⑫AL52 所内外通信連絡機能の一部喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																															
⑬AL53 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ	重要区域（原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成24年文部科学省・経済産業省令第4号）第2条第2項第8号に規定する重要区域をいう。以下同じ。）において、火災又は溢水が発生し、同号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）の機能が一部が喪失するおそれがあること。																																															
⑭ 外的な事象による原子炉施設への影響	当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合、当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予想区において、大津波警報が発せられた場合、オンサイト統括補佐が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合、当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山等）が発生した場合、その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																															
連絡基準（警戒事象に該当する事象）																																																
<b>原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ (AL11)</b> 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと。若しくは停止したことを確認することができないこと。																																																
<b>原子炉冷却材の漏えい (AL21)</b> 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の動作を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。																																																
<b>蒸気発生器給水機能喪失のおそれ (AL24)</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。																																																
<b>非常用交流母線が1つとなった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が1つとなる状態が15分以上継続すること。全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること。又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。停止中の原子炉冷却機能の一部喪失 (AL29)</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。																																																
<b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ (AL30)</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。																																																
<b>単一障壁の喪失又は喪失のおそれ (AL42)</b> 燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失するおそれがあること。又は、燃料被覆管摩耗若しくは原子炉冷却系摩耗が喪失すること。																																																
<b>原子炉制御室他の機能喪失のおそれ (AL51)</b> 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室（実用発電用原子炉及びその附属施設）の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号）第38条第4項に規定する装置が設置された室をいう。以下同じ。）からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。																																																
<b>所内外通信連絡機能の一部喪失 (AL52)</b> 泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。																																																
<b>重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ (AL53)</b> 重要区域 <sup>※</sup> において、火災又は溢水が発生し、安全機器等 <sup>※</sup> の機能が一部が喪失するおそれがあること。 ※安全上重要な構築物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。																																																
<b>外的事象による影響（地震）</b> 泊村において、震度6弱異常の地震が発生した場合。																																																
<b>外的事象による影響（津波）</b> 泊村沿岸を含む津波予想区において大津波警報が発せられた場合。																																																
<b>重要な故障等（オンサイト統括中断）</b> オンサイト統括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。																																																
<b>外的事象による影響（設計基準超過）</b> 泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（竜巻、洪水、台風、火山の影響等）が発生した場合（超えるおそれがある場合を含む。）																																																
<b>外的事象による影響（委員長判断）</b> その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																								
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（1/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱工等A放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が著しい時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 <math>\mu</math>Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 <math>\mu</math>Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 <math>\mu</math>Sv/h以上のものとなっているとき。</td> </tr> <tr> <td>②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 <math>\mu</math>Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</td> </tr> <tr> <td>③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 <math>\mu</math>Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）</td> </tr> <tr> <td>④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量の水準が10分以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>（女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（2/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤SE05 管理区域外での放射性物質の放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が5 <math>\mu</math>Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の積 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥SE06 施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること</td> </tr> <tr> <td>⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE23 残留熱除去機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱工等A放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が著しい時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 $\mu$ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 $\mu$ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 $\mu$ Sv/h以上のものとなっているとき。	②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）	③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）	④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 $\mu$ Sv/h以上の放射線量の水準が10分以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	略称	法令	⑤SE05 管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の積 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	⑥SE06 施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること	⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。	⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。	⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>（泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-2 原法第10条第1項に基づく通報基準（1/3）より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）</b> 原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 <math>\mu</math>Svを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 <math>\mu</math>Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 <math>\mu</math>Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。</td> </tr> <tr> <td><b>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</b> 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 <math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td><b>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</b> 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 <math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td><b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE04）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 <math>\mu</math>Sv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td><b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり5 <math>\mu</math>Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。</td> </tr> <tr> <td><b>施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ（SE06）</b> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> <tr> <td><b>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）</b> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td><b>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。</td> </tr> </tbody> </table> <p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準</p> <p>（泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月 別表2-1-2 原法第10条第1項に基づく通報基準（2/3）より抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>非常用交流高圧母線の30分以上喪失（SE25）</b> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td><b>直流電源の部分喪失（SE27）</b> 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td><b>停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30）</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td><b>格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）</b> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 <b>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（SE42）</b> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td><b>原子炉格納容器圧力差がし装置の使用（SE43）</b> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力差がし装置を使用すること。</td> </tr> </tbody> </table>	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<b>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）</b> 原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 $\mu$ Svを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 $\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 $\mu$ Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。	<b>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</b> 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。	<b>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</b> 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。	<b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE04）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 $\mu$ Sv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。	<b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。	<b>施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ（SE06）</b> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。	<b>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）</b> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。	<b>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。	通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）	<b>非常用交流高圧母線の30分以上喪失（SE25）</b> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。	<b>直流電源の部分喪失（SE27）</b> 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。	<b>停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。	<b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30）</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	<b>格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）</b> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 <b>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（SE42）</b> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	<b>原子炉格納容器圧力差がし装置の使用（SE43）</b> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力差がし装置を使用すること。	<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																																										
①SE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	(1)放射線測定設備について、単位時間（2分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間あたりの数値に換算して得た数値が5 $\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該数値は検出されなかったこととする。 a. 排気筒放射線モニタ、原子炉格納容器内雰囲気放射線モニタおよび燃料取扱工等A放射線モニタにより検出された数値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に報告した場合 b. 当該数値が著しい時に検出された場合 (2)放射線測定設備のすべてについて5 $\mu$ Sv/hを下回っている場合において、当該放射線測定設備の数値が1 $\mu$ Sv/h以上であるときは、当該放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において、中性子線が検出されないことが明らかになるまでの間、中性子線測定用可搬式測定器により測定した中性子の放射線量とを合計して得た数値が、5 $\mu$ Sv/h以上のものとなっているとき。																																										
②SE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）																																										
③SE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。（10分以上継続）																																										
④SE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、50 $\mu$ Sv/h以上の放射線量の水準が10分以上継続して検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																										
略称	法令																																										
⑤SE05 管理区域外での放射性物質の放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量が5 $\mu$ Sv/hに相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射線量以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合においては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合においては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の積 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合においては、空気中濃度限度（当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値																																										
⑥SE06 施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ	原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること																																										
⑦SE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																										
⑧SE22 原子炉注水機能喪失のおそれ	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。																																										
⑨SE23 残留熱除去機能の喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。																																										
⑩SE25 全交流電源の30分以上喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																										
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																											
<b>敷地境界付近の放射線量の上昇（SE01）</b> 原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 $\mu$ Svを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 $\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 $\mu$ Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。																																											
<b>通常放出経路での気体放射性物質の放出（SE02）</b> 排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。																																											
<b>通常放出経路での液体放射性物質の放出（SE03）</b> 放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射線の水準が原子力規制委員会規則で定める基準（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を10分以上継続して検出したとき。																																											
<b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE04）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50 $\mu$ Sv以上の放射線量を10分以上継続して検出したとき。																																											
<b>火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出（SE05）</b> 火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍（1時間当たり5 $\mu$ Svに相当）以上の放射性物質を検出したとき。																																											
<b>施設内（原子炉外）騒音事故のおそれ（SE06）</b> 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の本体の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。																																											
<b>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能（SE21）</b> 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するものいづれかによる注水が直ちにできないこと。																																											
<b>蒸気発生器給水機能の喪失（SE24）</b> 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。																																											
通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）																																											
<b>非常用交流高圧母線の30分以上喪失（SE25）</b> 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。																																											
<b>直流電源の部分喪失（SE27）</b> 非常用直流母線が1となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が1となる状態が5分以上継続すること。																																											
<b>停止中の原子炉冷却機能の喪失（SE29）</b> 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。																																											
<b>使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（SE30）</b> 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																																											
<b>格納容器健全性喪失のおそれ（SE41）</b> 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間わたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 <b>2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ（SE42）</b> 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																																											
<b>原子炉格納容器圧力差がし装置の使用（SE43）</b> 炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力差がし装置を使用すること。																																											



泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準                  （女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月                  別表2-2 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準（3/3））</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①SE27 直流電路の部分喪失</td> <td>非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電路が一となる状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。</td> </tr> <tr> <td>⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性</td> <td>燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用</td> <td>原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。</td> </tr> <tr> <td>⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失</td> <td>原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失</td> <td>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。</td> </tr> <tr> <td>⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①SE27 直流電路の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電路が一となる状態が5分以上継続すること。	②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。	⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。	⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。	⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。	⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。	⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。	⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。	<p>表5.6-3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準                  （泊発電所原子力事業者防災業務計画 令和3年10月                  別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準（3/3）より抜粋）</p> <p>通報基準（施設敷地緊急事態に該当する事象）</p> <p>原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失（SE51）</p> <p>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。</p> <p>所内外通信連絡機能の全て喪失（SE52）</p> <p>泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。</p> <p>火災・溢水による安全機能の一部喪失（SE53）</p> <p>火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。                  ※ 安全上重要な構造物、系統又は機器（以下「安全機器等」という。）を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。</p> <p>防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生（SE55）</p> <p>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。</p> <p>事業所外運搬での放射線量の上昇（XSE61）</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。                  ・事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた地点で100<math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量を検出したとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p> <p>事業所外運搬での放射性物質漏えい（XSE62）</p> <p>火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。                  ・事業所外運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く。）からの放射性物質の漏えいがあったとき（事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。）</p>	<p>【女川】                  ・表構成の相違</p>
略称	法令																														
①SE27 直流電路の部分喪失	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電路が一となる状態が5分以上継続すること。																														
②SE29 原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置（当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。）が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。																														
③SE30 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																														
④SE31 使用済燃料冷却槽の冷却機能喪失	使用済燃料貯蔵槽の水位が放射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。																														
⑤SE41 格納容器健全性喪失のおそれ	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。																														
⑥SE42 2つの障壁の喪失又は喪失可能性	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること。又は燃料被覆管の障壁もしくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。																														
⑦SE43 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用	原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。																														
⑧SE51 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失	原子炉制御室の機能が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置もしくは原子炉施設の状態を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。																														
⑨SE52 所内外通信連絡機能の全て喪失	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。																														
⑩SE53 火災・溢水による安全機能の一部喪失	火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。																														
⑪SE55 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。																														
⑫XSE61 事業所外運搬での放射線量の上昇	事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 $\mu$ Sv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。																														
⑬XSE62 事業所外運搬での放射性物質漏えい	事業所外運搬の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、当該運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいすること、又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (1/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇</td> <td>放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。)が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>以上の放射線量を検出すること。</td> </tr> <tr> <td>②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出</td> <td>当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が<math>5 \mu\text{Sv/h}</math>に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)</td> </tr> <tr> <td>④GE04 火災爆発等による管理区域外の放射線の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として<math>5 \text{mSv/h}</math>が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。)が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。	②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)	④GE04 火災爆発等による管理区域外の放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として $5 \text{mSv/h}$ が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり<math>500 \mu\text{Sv/h}</math>に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に<math>5,000</math>を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに<math>5,000</math>を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所3号炉 令和3年10月 別表2-1-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(1/2)より抜粋)</p> <p>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)</td> <td>原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の2地点以上について1時間当たり<math>5 \mu\text{Sv}</math>を超過する又は一地点について1時間当たり<math>5 \mu\text{Sv}</math>を10分間以上連続して検出したとき。 ただし、高濃度のときに検出された場合は当該測定地点及び測定エリアの放射線量測定機が故障したためにより検出された数値に算入が認められない場合であって、1時間当たり<math>5 \mu\text{Sv}</math>以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。</td> </tr> <tr> <td>通常放出経路での気体放射性物質の検出 (GE02)</td> <td>放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり<math>5 \mu\text{Sv}</math>に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>通常放出経路での液体放射性物質の検出 (GE03)</td> <td>放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり<math>5 \mu\text{Sv}</math>に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。</td> </tr> <tr> <td>火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)</td> <td>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり<math>5 \text{mSv}</math>以上の放射線量を10分間以上連続して検出したとき</td> </tr> <tr> <td>火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)</td> <td>火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり<math>500 \mu\text{Sv}</math>に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき</td> </tr> <tr> <td>施設内(原子炉外)での臨界事故 (GE06)</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。</td> </tr> <tr> <td>原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11)</td> <td>全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと。又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>原子炉注水機能の喪失 (GE22)</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 (GE23)</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の1時間以上の喪失 (GE25)</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)	原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の2地点以上について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を超過する又は一地点について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を10分間以上連続して検出したとき。 ただし、高濃度のときに検出された場合は当該測定地点及び測定エリアの放射線量測定機が故障したためにより検出された数値に算入が認められない場合であって、1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。	通常放出経路での気体放射性物質の検出 (GE02)	放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。	通常放出経路での液体放射性物質の検出 (GE03)	放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり $5 \text{mSv}$ 以上の放射線量を10分間以上連続して検出したとき	火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき	施設内(原子炉外)での臨界事故 (GE06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11)	全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと。又は停止したことを確認することができないこと。	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	原子炉注水機能の喪失 (GE22)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 (GE23)	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	全交流電源の1時間以上の喪失 (GE25)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>【女川】 ・構成の相違</p>
略称	法令																																																		
①GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	放射線測定設備について、それぞれの単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間あたりの数値に換算して得た放射線量(2地点以上においてまたは10分以上連続して検出された場合に限り。)が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出すること。																																																		
②GE02 通常放出経路での気体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の気体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																																																		
③GE03 通常放出経路での液体放射性物質の検出	当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒その他これに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が $5 \mu\text{Sv/h}$ に相当する以上の液体放射性物質が検出されたこと。(10分間以上継続)																																																		
④GE04 火災爆発等による管理区域外の放射線の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所における放射線量の水準として $5 \text{mSv/h}$ が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、放射線量が検出される蓋然性が高いこと。																																																		
略称	法令																																																		
③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																																		
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																																		
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																																		
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																																		
⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																																		
敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE01)	原法第11条第1項に該当する放射線測定設備の2地点以上について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を超過する又は一地点について1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ を10分間以上連続して検出したとき。 ただし、高濃度のときに検出された場合は当該測定地点及び測定エリアの放射線量測定機が故障したためにより検出された数値に算入が認められない場合であって、1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ 以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。																																																		
通常放出経路での気体放射性物質の検出 (GE02)	放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。																																																		
通常放出経路での液体放射性物質の検出 (GE03)	放射線その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規定で定める基準(1時間当たり $5 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき。																																																		
火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり $5 \text{mSv}$ 以上の放射線量を10分間以上連続して検出したとき																																																		
火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出 (GE05)	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出口場以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり $500 \mu\text{Sv}$ に相当)以上の放射性物質を10分間以上連続して検出したとき																																																		
施設内(原子炉外)での臨界事故 (GE06)	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。																																																		
原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11)	全ての原子炉停止操作の失敗 (GE11) 原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと。又は停止したことを確認することができないこと。																																																		
原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE21)	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
原子炉注水機能の喪失 (GE22)	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失 (GE23)	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																																		
全交流電源の1時間以上の喪失 (GE25)	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																																		
	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準</p> <p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (2/3))</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出</td> <td>当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり<math>500 \mu\text{Sv/h}</math>に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。                      a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に<math>5,000</math>を乗じて得た値                      b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値                      c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに<math>5,000</math>を乗じて得た値</td> </tr> <tr> <td>⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故</td> <td>原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。</td> </tr> <tr> <td>⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能</td> <td>原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能</td> <td>原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑧GE22 原子炉注水機能の喪失</td> <td>原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失</td> <td>原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失</td> <td>全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値	⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。	⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。	⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。	⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。	⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	<p>表5.6-4 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準</p> <p>(泊発電所3号炉 令和3年10月 別表2-1-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(2/2)より抜粋)</p> <p>判断基準(全面緊急事態に該当する事象)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>非常用交流高圧母線の1時間以上の喪失 (GE25)</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>全交流電源の5分間以上の喪失 (GE25)</td> <td>全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>炉心温度の検出 (GE29)</td> <td>炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29)</td> <td>蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料貯蔵罐の水位が燃料貯蔵罐集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵罐の水位を測定できないこと。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>格納容器圧力の上昇 (GE31)</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>燃料格納容器の破損及び燃料の喪失又は喪失のおそれ (GE32)</td> <td>燃料格納容器の破損及び原子炉格納容器の破損が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損が喪失のおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31)</td> <td>原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵罐に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>住民の避難を要する必要がある事象発生 (GE55)</td> <td>その原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な状態で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所周辺の住民の避難を要する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31)</td> <td>火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で<math>10 \text{mSv/h}</math>以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難に使用する原子炉施設管理用の放射線量計は該当しない)。 ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(炉室を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外避難に係る事象に関する省令に定められた量(A<sub>0</sub>値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。</td> </tr> </tbody> </table>	非常用交流高圧母線の1時間以上の喪失 (GE25)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。	全交流電源の5分間以上の喪失 (GE25)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。	炉心温度の検出 (GE29)	炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。	停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29)	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。	使用済燃料貯蔵罐の水位が燃料貯蔵罐集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵罐の水位を測定できないこと。		格納容器圧力の上昇 (GE31)	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	燃料格納容器の破損及び燃料の喪失又は喪失のおそれ (GE32)	燃料格納容器の破損及び原子炉格納容器の破損が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損が喪失のおそれがあること。	原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵罐に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	住民の避難を要する必要がある事象発生 (GE55)	その原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な状態で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所周辺の住民の避難を要する必要がある事象が発生すること。	事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31)	火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で $10 \text{mSv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難に使用する原子炉施設管理用の放射線量計は該当しない)。 ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(炉室を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外避難に係る事象に関する省令に定められた量(A <sub>0</sub> 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。													
略称	法令																																																		
③GE05 火災爆発等による管理区域外の放射性物質の異常放出	当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域外の場所において、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該場所におけるその放射能水準が1時間当たり $500 \mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして空気中の放射性物質について次に掲げる放射能水準以上の放射性物質が検出されたこと。又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、次に掲げる放射性物質が検出される蓋然性が高いこと。 a. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に $5,000$ を乗じて得た値 b. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 c. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに $5,000$ を乗じて得た値																																																		
⑥GE06 施設内(原子炉外)での臨界事故	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態にあること。																																																		
⑦GE11 原子炉停止の失敗または停止確認不能	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。																																																		
⑧GE21 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
⑧GE22 原子炉注水機能の喪失	原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水が直ちにできないこと。																																																		
⑨GE23 残留熱除去機能喪失後の圧力抑制機能喪失	原子炉の運転中に主復水器により当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。																																																		
⑨GE25 全交流電源の1時間以上の喪失	全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																																		
非常用交流高圧母線の1時間以上の喪失 (GE25)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。																																																		
全交流電源の5分間以上の喪失 (GE25)	全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。																																																		
炉心温度の検出 (GE29)	炉心の温度の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉格納容器内の出口温度を検知すること。																																																		
停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29)	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取扱用タンク(1,2号機)/燃料取扱用ホット(3号機)からの注水ができないこと。																																																		
使用済燃料貯蔵罐の水位が燃料貯蔵罐集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵罐の水位を測定できないこと。																																																			
格納容器圧力の上昇 (GE31)	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																																																		
燃料格納容器の破損及び燃料の喪失又は喪失のおそれ (GE32)	燃料格納容器の破損及び原子炉格納容器の破損が喪失した場合において、原子炉格納容器の破損が喪失のおそれがあること。																																																		
原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE31)	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び炉停止状態を維持する機能が喪失すること。又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵罐に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																																																		
住民の避難を要する必要がある事象発生 (GE55)	その原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な状態で当該発電所へ放出され、又は放出されるおそれがあり、当該発電所周辺の住民の避難を要する必要がある事象が発生すること。																																																		
事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31)	火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難に使用する容器から1m離れた地点で $10 \text{mSv/h}$ 以上の放射線量を検出したとき(事業所外避難に使用する原子炉施設管理用の放射線量計は該当しない)。 ・事業所外避難での放射線量の異常上昇 (GE31) 火災、爆発等の発生の際に、事業所外避難に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外避難の場合にあっては、当該避難に使用する容器(炉室を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外避難に係る事象に関する省令に定められた量(A <sub>0</sub> 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外避難は原子力災害対策指針の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない)。																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違 (設計方針の相違)  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違 (記載方針の相違)  
 緑字：記載表現、設備名称の相違 (実質的な相違なし)

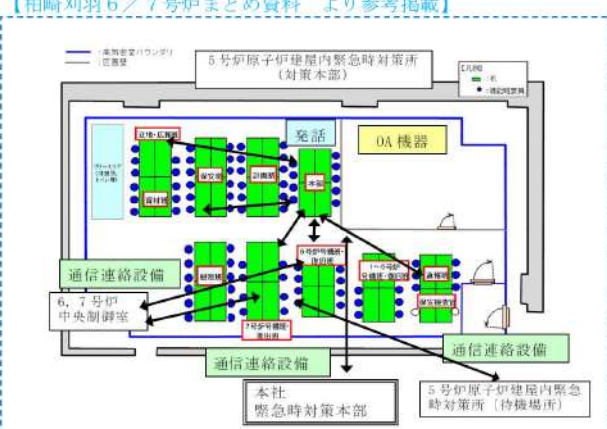


大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
	<p>(女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画 平成30年10月 別表2-3 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準 (3/3) )</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略称</th> <th>法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②GE27 全直流電源の5分以上 喪失</td> <td>全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。</td> </tr> <tr> <td>③GE28 炉心損傷の検出</td> <td>炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失</td> <td>原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。</td> </tr> <tr> <td>④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出</td> <td>使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE41 格納容器圧力の異常上 昇</td> <td>原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性</td> <td>燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。</td> </tr> <tr> <td>④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失</td> <td>原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。</td> </tr> <tr> <td>④GE55 必要がある事象発生</td> <td>その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇</td> <td>事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、10µSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。</td> </tr> <tr> <td>④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい</td> <td>事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。</td> </tr> </tbody> </table>	略称	法令	②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。	③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。	④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。	④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。	④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。	④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。	④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、10µSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。	④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。		<p>【女川】 ・表構成の相違</p>
略称	法令																										
②GE27 全直流電源の5分以上 喪失	全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。																										
③GE28 炉心損傷の検出	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。																										
④GE29 原子炉冷却機 の完全喪失	原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置 (当該原子炉へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水ができないこと。																										
④GE30 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。																										
④GE31 使用済燃料貯蔵槽の冷 却機能喪失・放射線放 出	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。																										
④GE41 格納容器圧力の異常上 昇	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。																										
④GE42 2つの隔壁喪失及び1 つの隔壁の喪失又は喪 失可能性	燃料被覆管の隔壁及び原子炉冷却系の隔壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の隔壁が喪失するおそれがあること。																										
④GE51 原子炉制御室の機能喪 失・警報喪失	原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。																										
④GE55 必要がある事象発生	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。																										
④XGE61 事業所外運搬での放射 線量率の異常上昇	事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた場所において、10µSv/h以上の放射線量が火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出されること。																										
④XGE62 事業所外運搬での放射 性物質の異常漏えい	事業所外運搬の場合にあって、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量の放射性物質が当該運搬に使用する容器から漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあること。																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく。（図5.7-1）</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①発電管理班が安全パラメータ表示システム（SPDS）や通信連絡設備を用い，発電課長からプラント状況を逐次入手し，ホワイトボード等に記載するとともに，主要な情報について発電所対策本部全体で共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，SPDS表示装置等によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに，適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に入力することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④本部長は各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を発電所対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤情報班を中心に，本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限が予め定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。                  また，自班の業務に関する検討・対応にあたり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>5.7 発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</p> <p>発電所対策本部内における各機能班，本店対策本部間との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直ししていく（図5.7-1）。</p> <p>a. プラント状況，重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①運転班がデータ表示端末，又は通信連絡設備を用いて発電課長（当直）からプラント状況を逐次入手し，入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡するとともに，主要な情報について発電所対策本部内に共有するため発話する。</p> <p>②技術班は，データ表示端末によりプラントパラメータを確認し，状況把握，今後の進展予測等を実施する。</p> <p>③各機能班は，適宜，入手したプラント状況，周辺状況，重大事故等への対応状況を適宜OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで，発電所対策本部内の全要員，本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>④発電所対策本部長は，副本部長，号機責任者，各班長より対外対応を含む対応戦略等の意見の具申を受けて判断を行い，その結果を対策本部内の全要員に向けて発話し，全体の共有を図る。</p> <p>⑤事務局は本部内の発話内容をホワイトボードに記載し，また，技術班は本部内の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し，発信情報，意思決定，指示事項等の情報を更新することにより，情報共有を図る。</p> <p>b. 指示・命令，報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており，本部内での発話や他の機能班から直接聴取，OA機器内の共通様式からの情報に基づき，自律的に自班の業務に関する検討・対応を行う。                  また，自班の業務に関する検討・対応に当たり，無用な発話，班長への報告・連絡・相談で発電所対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各班長は，班員から報告を受け，適宜指示・命令を行うとともに，重要な情報について，適宜本部内で発話することで情報共有する。</p> <p>③発電所対策本部長は，各班長からの発話，報告を受け，適宜指示・命令を出す。</p>	<p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載充実（女川審査実績の反映）</li> <li>・組織名称の相違</li> <li>・運用の相違                      運転班員は，発電課長（当直）から入手したプラント状況を号機責任者へ情報連絡する。</li> <li>・運用の相違                      泊では事務局がホワイトボードに情報を記載する。</li> <li>・運用の相違                      班長だけでなく副本部長，号機責任者から意見等を受ける。</li> <li>・運用の相違                      事務局は発話内容をホワイトボードに入力し，OA機器内の共通様式には技術班が入力する。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>【柏崎刈羽6/7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p>  <p>図5.7-1 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所（対策本部）緊急時対策本部における各機能班、本社緊急時対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>④情報班を中心に、本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をOA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有              発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>図5.7-1 緊急時対策所内における各機能班、本店対策本部との情報共有イメージ</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>④事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示・命令、報告、発話内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式に入力することで、発電所対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有              発電所対策本部と本店対策本部間の情報共有は通信連絡設備、OA機器内の共通様式等を用いて行う。</p>  <p>注：本レイアウトについては訓練結果等により変更となる可能性がある。</p> <p>・指揮スペースには、発電所対策本部長、副本部長、号炉責任者、各班長、事務局員等を配置している。</p> <p>・各機能班は、適宜、入手したプラント状況、周辺状況、重大事故等への対応状況をホワイトボード、OA機器（パーソナルコンピュータ等）内の共通様式に記載することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>・事務局を中心に、発電所対策本部長、各班長の指示、命令、報告、業務内容をホワイトボードに記載し、また、OA機器内の共通様式等に入力することで、対策本部内の全要員、本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>図5.7-1 緊急時対策所指揮所内のレイアウト、情報共有のイメージ</p>	<p>相違理由</p> <p>・運用の相違              情報共有にホワイトボードも使用する。</p> <p>【女川】              ・緊急時対策所レイアウトの相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>表6-1 各事象に対する緊急時対策所の設計方針について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事象</th> <th>各事象に対する設計方針等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>洪水</td> <td>敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。</td> </tr> <tr> <td>風（台風）</td> <td>風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>竜巻</td> <td>クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。</td> </tr> <tr> <td>降水</td> <td>敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>積雪</td> <td>積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>落雷</td> <td>付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>地震</td> <td>地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>生物学的事象</td> <td>小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>森林火災</td> <td>過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>高潮</td> <td>緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>飛来物</td> <td>原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10<sup>4</sup>回/炉・年、4号炉は約3.0×10<sup>4</sup>回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10<sup>7</sup>回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。</td> </tr> <tr> <td>ダムの崩壊</td> <td>発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。</td> </tr> <tr> <td>爆発</td> <td>発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。</td> </tr> <tr> <td>近隣工場の火災</td> <td>発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>有毒ガス</td> <td>発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> <tr> <td>船舶の衝突</td> <td>船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。</td> </tr> <tr> <td>電磁的障害</td> <td>電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。</td> </tr> </tbody> </table>	事象	各事象に対する設計方針等	洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。	風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。	降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。	火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。	高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。	飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 <sup>7</sup> 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。	ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。	爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。	近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。	船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。	電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される女川原子力発電所の敷地周辺の河川は、いずれも女川原子力発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（30m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることにより、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>5.8 設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針について</p> <p>緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>1. 自然現象の考慮</p> <p>(1) 洪水</p> <p>緊急時対策所、空調上屋及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、「緊急時対策所等」という。）が設置される泊発電所の敷地周辺の河川は、いずれも泊発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地が洪水により被害を受けることはない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(2) 風（台風）</p> <p>緊急時対策所等は、建築基準法及び同施行令第87条第2項及び第4項に基づく建設省告示第1454号を参照し、設計基準風速（36m/s、地上高10m、10分間平均）の風荷重に対し機械的強度を有する構造とすることにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>ここで、風（台風）に関連して発生する可能性がある自然現象としては、落雷及び高潮が考えられる。緊急時対策所等に対し、風（台風）は風荷重を及ぼす一方、落雷は電氣的影響を及ぼすものであることから、風（台風）と落雷に対しては個別に緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。高潮については、「(12)高潮」に述べるとおり、緊急時対策所等は影響を受けることのない敷地高さに設置し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>なお、風（台風）に伴い発生する可能性がある飛来物による影響については、竜巻影響評価にて想定している設計飛来物の影響に包絡されており、緊急時対策所等の機能が損なわれるおそれはない。</p> <p>(3) 竜巻</p> <p>緊急時対策所等は、設計竜巻の最大風速100m/sによる風圧力による荷重、気圧差による荷重及び設計飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、竜巻襲来による影響として、緊急時対策所用代替交流電源設備が同時に損傷するケースへの対応としては、予備機と接続替えることにより、電源設備の機能を修復することが可能な設計とする。</p>	<p>先行審査の反映（大飯・女川）</p> <p>設置許可基準規則第6条に対する緊急時対策所の適合方針について当該条に資料を整理している大飯・女川と比較し、資料の追加が適切と判断したことから記載を追加した。</p> <p>【女川】設計の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違（女川審査実績の反映）</li> <li>【女川】</li> <li>・河川名称の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul>
事象	各事象に対する設計方針等																																								
洪水	敷地の地形及び表流水の状況から判断して、敷地に洪水による被害を受けることはない。																																								
風（台風）	風荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
竜巻	クラス3施設であり、竜巻防護施設（クラス1及び2に属する施設）に該当しない。																																								
降水	敷地内に構内排水施設を設けて海域に排水することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
積雪	積雪荷重を建築基準法に基づき設計し、それに対し機械的強度を有することにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
落雷	付近に避雷設備を設け、接地網の布設による接地抵抗の低減等の対策を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
地震	地震に対して、影響を受けない位置に、緊急時対策所を設置する設計とする。																																								
火山	降下火砕物による影響を除く場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復あるいは修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
生物学的事象	小動物の侵入に対して、屋外設置の端子箱貫通部にシールを行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
森林火災	過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離で10kmの間に着火点を設定し、FARSITEを用いて影響評価を実施し、詳細に必要とされる防火帯幅16.2mに対し、18m以上の防火帯幅を確保すること等により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
高潮	緊急時対策所はT.P.+9.2mに設置し、高潮により安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
飛来物	原子炉施設への航空機落下障害については「実用発電用原子炉施設への航空機落下障害の評価基準について」（平成14・07・29院第4号（平成14年7月30日原子力安全・保安院制定））等に基づき評価した結果、3号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/炉・年、4号炉は約3.0×10 <sup>4</sup> 回/炉・年であり、防護体系の要否を判断する基準である10 <sup>7</sup> 回/炉・年を超えない。従って、航空機落下による機械的荷重を考慮する必要はなく、航空機落下により安全機能が損なうことはない。																																								
ダムの崩壊	発電所の近くには、崩壊により発電所に影響を及ぼすようなダムはないため、ダムの崩壊による安全施設への影響について考慮する必要はない。																																								
爆発	発電所の近くには、爆発により安全施設に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、爆発による安全施設への影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設が緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、爆発による爆風圧及び飛来物の影響を受けるおそれはない。																																								
近隣工場の火災	発電所の近くには、火災により緊急時対策所及びその他の設備に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はないため、石油コンビナート施設の火災による影響については考慮する必要はない。また、発電所敷地外10km以内の範囲において、石油コンビナート施設以外の主要な産業施設があるが、その敷地面積等から想定すると、石油コンビナート等に相当する施設はない。これらの産業施設と発電所の間に山岳（標高100m以上）があり、また、これらの産業施設から緊急時対策所までの離隔距離を確保していることから、火災時の放射熱の影響を受けるおそれはない。発電所敷地内に存在する危険物タンク火災発生時、発電所敷地内への航空機墜落に伴う突発発生時及び発電所敷地内に入港する船舶の火災発生時には、消火活動により、安全機能を損なうことのない設計とする。発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災及び航空機墜落による火災に伴う強い煙等発生時の二次的影響に対して影響評価を行い、必要な場合は対策を実施することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
有毒ガス	発電所の敷地及び敷地周辺の状況をもとに、想定される外部人為事象のうち外部火災により発生する有毒ガスの影響については、適切な防護対策を講じることで緊急時対策所及びその機能に係る設備が安全機能を損なうことのない設計とする。外部火災による有毒ガス発生時には、居住空間へ影響を及ぼさないよう外気取入ダンプを閉止等により、建屋内への有毒ガスの侵入を阻止することで、緊急時対策所が安全機能を損なうことのない設計とする。幹線道路、鉄道路線、船舶航路及び石油コンビナート等の施設による有毒ガスの影響については、発電所から離隔距離を確保することで、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								
船舶の衝突	船舶の衝突に対して影響を受けない位置に設置する設計とする。																																								
電磁的障害	電磁的障害による影響を受ける場合を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、又は安全上支障が生じない期間に修復等の対応を行うことにより、安全機能を損なうことのない設計とする。																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】                  緊急時対策所に関する追加要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）                  設計基準風速は保守的に最も風速が大きい新潟市の観測記録史上1位である40.1m/sとする。想定される影響としては、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</a>の建物及び緊急時対策所機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（以下、建物等という。）に対して、風荷重を考慮し、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(2) 竜巻                  設計竜巻の最大瞬間風速は、設計基準竜巻の最大瞬間風速（76m/s）に将来的な気候変動の不確実性を踏まえ、F3の風速範囲の上限値である92m/sとする。                  想定される影響としては、<a href="#">5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</a>に対して、風荷重、気圧差荷重及び飛来物衝突の際の衝撃荷重を適切に組み合わせた荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>			<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(3) 低温（凍結）</p> <p>低温の影響モードとして凍結を想定するが、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>に対して、設計基準対象施設として低温の影響を受けないことで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(4) 降水</p> <p>降水による浸水については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、構内排水路による排水等により、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>降水による荷重については、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</u>は、排水口による排水等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(5) 積雪</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</u>に対して、積雪による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(6) 落雷</p> <p><u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</u>は、5号炉主排気筒頂部に設置されている避雷針の遮へい効果により、落雷頻度が著しく低く、雷が直撃する可能性は十分小さいと考えられることから緊急時対策所の機能として設置する換気設備、電源設備、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備を維持できる。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-14.6℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれのあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1937～2017年）によれば、最大1時間降水量は、91.0mm（2014年9月11日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（91.0mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による<u>海域へ</u>の排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>石巻特別地域気象観測所での観測記録（1887～2017年）によれば、月最深積雪は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（43cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（43cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所等へ</u>避雷設備を設置するとともに、<u>構内接地網</u>を布設することにより、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>(4) 凍結</p> <p>小樽特別地域気象観測所での観測記録（1943年～2020年）によれば、最低気温は-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準温度（-19.0℃）の低温を考慮し、屋外機器等で凍結のおそれがあるものについては、凍結防止対策を行うことによって、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 降水</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1938～2020年）によれば、最大1時間降水量の最大値は、57.5mm（1990年7月25日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準降水量（57.5mm/h）の降水に対し、排水口及び構内排水路による排水、浸水防止のための建屋止水処置等により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(6) 積雪</p> <p>寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884～2020年）によれば、月最深積雪の最大値は、189cm（1945年3月17日）である。</p> <p>緊急時対策所等は、設計基準積雪量（189cm）の積雪荷重に対し機械的強度を有することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、設計基準積雪量（189cm）に対し給排気口を閉塞させないことにより緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 落雷</p> <p>雷害防止対策として、<u>緊急時対策所周辺建屋（定検機材倉庫）</u>に避雷設備を設け、<u>構内接地網と</u>接続し、接地抵抗の低減や雷撃に伴う構内接地系の電位分布の平坦化を図っている。</p> <p>さらに、安全保護回路及び無線アンテナ等は雷サージ抑制対策がなされており、緊急時対策所等の機能を損なわない設計としている。</p> <p>また、必要な情報を把握できる設備、通信連絡設備（発電所内）について、発電所建屋内の通信連絡設備及び地下布設の専用通信回線（有線系）は、建屋の壁等により落雷の影響を受けにくい設計とする。万一、PHS基地局及びデータ伝送に係る光通信装置が損傷した場合は、予備品を用いて復旧し、必要な機能を維持できる設計とする。</p>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地場所の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立地場所の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計基準値の相違</li> </ul> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>泊では、緊急時対策所周辺建屋に設置している避雷設備により落雷による影響の低減を行っている。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、島根原子力発電所2号炉 まとめ資料より引用】</p> <p>(8) 地滑り・土石流                  緊急時対策所の建物等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流のおそれがない位置に設置することにより、島根原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(8) 火山                  5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない33火山について、設計対応が不可能な火山事象は、地質調査結果によれば、発電所敷地及び周辺で、痕跡が認められないことから、到達する可能性は十分小さいものと判断される</p>	<p>(8) 地滑り                  地すべり地形分布図 第40集「一関・石巻」（2009年2月：独立行政法人防災科学技術研究所）によると、女川原子力発電所を含む「寄磯」エリアに地滑り地形はない。また、土砂災害危険箇所図（平成22年度：国土交通省国土政策局）によると、女川原子力発電所には地滑り、土石流並びに崖崩れを起こすような地形は存在しないことから、女川原子力発電所では、緊急時対策所等の機能を損なうような地滑りが生じることはない。</p> <p>(9) 火山の影響                  地理的領域内に分布する第四紀火山（31火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る火山として11火山を抽出した。                  緊急時対策所等へ影響を及ぼし得る火山のうち、将来の活動可能性が否定できない11火山は、発電所敷地から十分離れており、既往最大の噴火を考慮しても、設計対応が不可能な火山事象の影響は及ばないと判断される。</p> <p>その他の緊急時対策所等の機能に影響を与える可能性のある火山事象を抽出した結果、降下火砕物を抽出した。                  降下火砕物の堆積量については、敷地内の地質調査、文献調査及び降下火砕物シミュレーションを用い評価した結果である約12.5cmに保守性を考慮し、基準の降下火砕物堆積量を15cmと設定する。</p>	<p>(8) 地滑り・土石流及び急傾斜地                  緊急時対策所等は、斜面からの離隔距離を確保し地滑り・土石流及び急傾斜地の崩壊のおそれがない位置に設置することにより、泊発電所の緊急時対策所等の機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 火山の影響                  地理的領域内に分布する第四紀火山（●火山）について、完新世における活動の有無及び噴火履歴より将来の火山活動の可能性を検討し、原子力発電所に影響を及ぼし得る●火山を抽出した。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>追而【地震津波側審査の反映】                      （立地評価及び上記●箇所について、地震津波側審査結果を受けて反映のため）</p> </div>	<p>【女川】・設計の相違                  泊ではDB6条（自然現象）において、地滑り・土石流及び急傾斜地による影響を考慮する方針であることから、緊急時対策所の設計方針においてはDB6条と同様に、地滑りによる影響を考慮する島根2号炉と比較する。</p> <p>【島根】・記載表現の相違                  島根では、緊急時対策所の設備機能を含めた表現として、緊急時対策所の建物等と記載している。本章における泊（女川）記載である緊急時対策所等と同義である。</p> <p>【島根】・設計方針の相違                  泊では急傾斜地の崩壊も考慮し評価を行い影響がないことを確認する。</p> <p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p><b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物</b>に対して、降灰による静的荷重について、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>また、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所</b>について、火山と積雪との重畳により、積雪単独事象より緊急時対策所を設置する建屋への荷重影響が増長されるが、除灰及び除雪を行うなど適切な対応を行い、緊急時対策所の機能を喪失しない設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象</p> <p>クラゲ等の発生については、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</b>には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>小動物の侵入については、<b>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等</b>のうち、屋内設備は建屋貫通部への止水処置等により、屋外設備は設備開口部への貫通部シール処理等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の端子箱の貫通部等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる約20mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約11km地点に位置する<b>気象庁鮎川検潮所</b>で観測された潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はO.P. +3.22m（1960年5月24日、チリ地震津波）、朔望平均満潮位がO.P. +1.43mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（O.P. +3.5m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>緊急時対策所等は、降下火砕物と組み合わせを考慮すべき火山以外の自然現象である、風（台風）及び積雪を適切に組み合わせた荷重に対して、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>降灰が確認された場合には、建屋や屋外の設備等に長期間降下火砕物の荷重を掛け続けないこと、また、降下火砕物の付着による腐食等が生じる状況を緩和するために、緊急時対策所等に堆積した降下火砕物の除灰を適切に実施する。</p> <p>(10) 生物学的事象</p> <p>生物学的事象として海生生物であるクラゲ等の発生及び小動物の侵入を想定する。</p> <p>海生生物であるクラゲ等の発生については、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>小動物の侵入に対しては、緊急時対策所等の<b>建屋貫通部及び端子箱の貫通部</b>等にシールを行うことで侵入を防止することにより、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(11) 森林火災</p> <p>森林火災については、森林火災の発生件数の多い月の過去10年間の気象条件を調査し、発電所から直線距離10kmの間に発火点を設定し、森林火災シミュレーション（FARSITE）を用いて影響評価を実施し、評価上必要とされる20m～46mの防火帯幅を確保すること等により、森林火災の火炎からの輻射熱による温度上昇に対し、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>また、2次の影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調設備、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(12) 高潮</p> <p>発電所周辺海域の潮位については、発電所から南方約5km地点に位置する<b>岩内港</b>で観測された最高潮位を設計潮位とする。本地点の最高潮位はT.P. 1.00m、朔望平均満潮位がT.P. 0.26mである。</p> <p>緊急時対策所等は、高潮の影響を受けない敷地高さ（T.P. 10.0m）以上に設置することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】・設計の相違                  泊は空調上屋に設置する可搬型空気浄化装置の配管が貫通部を通り緊急時対策所へ空気供給することから建屋貫通部当と記載した。                  【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p> <p>【女川】                  ・設計方針の相違                  防火帯幅は一律で定めるのではなく、地形等を考慮して地点ごとに設定している。</p> <p>【女川】                  ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される女川原子力発電所周辺には、ダムや堰堤は存在せず、敷地周辺の河川は、いずれも発電所とは丘陵地により隔てられていることから、敷地がダムの崩壊による被害を受けることはない。</p> <p>北上川から専用の導管により淡水を取水しているが、取水経路には原水用の貯水池等はない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は西南西約40kmの塩釜地区及び仙台地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>2. 外部人為事象の考慮</p> <p>(1) 飛来物（航空機落下）</p> <p>原子炉施設等への偶発的な航空機の落下確率は、防護設計の要否を判断する基準である<math>10^{-7}</math>回/炉・年を超えないため、飛来物（航空機落下）による防護については考慮不要である。</p> <p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>(2) ダムの崩壊</p> <p>緊急時対策所等が設置される泊発電所周辺には、泊発電所敷地境界から東約8kmの地点に共和ダムが存在するが、発電所まで距離が離れており、発電所との間には丘陵地が分布していることから、ダムの崩壊による影響については考慮する必要はない。</p> <p>玉川及び茶津川からの専用の導管により淡水を取水しているが、経路に中間貯槽等はないため、敷地が洪水の影響を受けることはない。</p> <p>(3) 爆発</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、爆発により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設又は発電所敷地周辺道路の燃料輸送車両から爆発が発生する場合を想定しても離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(4) 近隣工場等の火災</p> <p>a. 石油コンビナート施設等の火災</p> <p>発電所敷地外10km以内の範囲において、火災により緊急時対策所等に影響を及ぼすような石油コンビナート施設はない。</p> <p>なお、発電所に最も近い石油コンビナート地区は東北東約70kmの石狩地区である。</p> <p>また、緊急時対策所等は、発電所敷地外10km以内の危険物貯蔵施設から火災が発生する場合を想定しても、離隔距離の確保により、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>b. 発電所敷地内に存在する危険物貯蔵施設等の火災</p> <p>発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p> <p>c. 航空機墜落による火災</p> <p>発電所敷地内への航空機落下に対しては火災発生時の輻射熱による緊急時対策所の建屋等の表面温度が、許容温度以下となる設計とする。</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】                  ・設計方針の相違                  立地条件を踏まえて評価した結果に相違はあるが、発電所とダムは隔てられており、ダム崩壊による影響はない。</p> <p>【女川】                  ・河川名称の相違</p> <p>【女川】                  ・立地条件の相違</p> <p>【女川】                  ・立地条件の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書 より引用】</p> <p>(12) 船舶の衝突                  船舶の衝突に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等には、海水取水を必要としない設備とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p> <p>(13) 電磁的障害                  電磁的障害による擾乱に対し、5号炉原子炉建屋内緊急時対策所の建物等のうち、安全パラメータ表示システム、通信連絡設備等は、フィルタの設置等により影響を受けない設計とすることで、柏崎刈羽原子力発電所の緊急時対策所機能が喪失しない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）                  発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス                  有毒ガスの漏えいについては、固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突                  船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害                  電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。                  このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>なお、緊急時対策所と中央制御室は互いに独立して分散配置し、共通要因により同時に機能を損なわない設計とする。</p> <p>d. 二次的影響（ばい煙等）                  発電所敷地内に設置する危険物貯蔵施設等の火災及び航空機墜落による火災の二次的影響であるばい煙等発生時に対して、外気を取り込む換気空調系統、外気を内部に取り込む系統・設備に分類し、影響評価を行うことで緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(5) 有毒ガス                  有毒ガスの漏えいについては固定施設（石油コンビナート施設等）と可動施設（陸上輸送、海上輸送）からの流出が考えられるが、緊急時対策所等と近隣の施設や周辺道路の間には離隔距離が確保されていることから、有毒ガスの漏えいを想定した場合でも、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。また、発電所周辺の主要航路は、発電所から十分な離隔距離が確保されていることから、緊急時対策所の居住性が損なわれることはない。</p> <p>(6) 船舶の衝突                  船舶の衝突に対し、緊急時対策所等が設置される敷地高さは十分高く、船舶の衝突を考慮する必要はない。また、緊急時対策所等には、海水取水を必要としない設備とすることで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p> <p>(7) 電磁的障害                  電磁的障害には、サージ・ノイズや電磁波の侵入があり、これらは低電圧の計測制御回路に対して影響を及ぼすおそれがある。                  このため、緊急時対策所等の計測制御回路を構成する制御盤及びケーブルは、鋼製筐体や金属シールド付ケーブルの適用により電磁波の侵入を防止することで、緊急時対策所等の機能を損なわない設計とする。</p>	<p>【柏崎】記載方針の相違（2-3①の相違）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料 1 3</p> <p>1 3. 複合災害時の体制について</p> <p>複合災害時の緊急時対策所にかかる体制は、指揮命令の明確化、情報の輻輳防止等の観点から、以下の体制で活動することとしている。</p> <p>① 発電所対策本部体制<sup>①</sup></p> <p>① 発電所対策本部の組織は、図5.9-1で示す通りである。                  ② 発電所対策本部は、3号炉で発生した緊急事態に、4号炉の対応も兼ねて対応する。本図では、便宜上3号炉班長、副班長を4号炉対応とした。</p>	<p>5.9 女川原子力発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>女川原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方                  女川原子力発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能ごとの整理                      まず基本的な機能を以下の5つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 情報収集・計画立案</li> <li>② 現場対応</li> <li>③ 対外対応</li> <li>④ 情報管理</li> <li>⑤ 資機材等リソース管理</li> </ol> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。                  このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限委譲と自律的活動                      あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。                      なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</li> <li>・ 戦略の策定と対応方針の確認                      技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</li> </ul>	<p>5.9 泊発電所における発電所対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>泊発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方                  泊発電所の原子力防災組織を図5.9-1に示す。発電所対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能ごとの整理                      まず、基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「班長」を配置する。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集・計画立案</li> <li>(2) 現場対応</li> <li>(3) 情報管理</li> <li>(4) 資機材等リソース管理・社外対応</li> </ol> <p>これらの班長の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「発電所対策本部長（所長）」を置く。                  このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権限委譲と自律的活動                      あらかじめ定める手順書等に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。                      なお、各班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、発電所対策本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</li> <li>・ 戦略の策定と対応方針の確認                      技術班長は、発電所対策本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、発電所対策本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</li> </ul>	<p>【大飯】                  記載方針の相違                  （女川記載に統一）</p> <p>【女川】                  ・ 体制の相違                  発電所の原子力防災組織における構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応                      長期停止号炉である1号及び3号炉の対応については、各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する措置を実施することとなるが、使用済燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料プールの水温が65℃に到達するまでに1号炉は約13日間、3号炉は約15日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、初期消火要員（消防車隊）及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である2号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※平成29年4月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動                      初期消火要員（消防車隊）は、火災の発生箇所、状況に応じて、<b>保修班長</b>の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション）                      発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。                      この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<b>発電管理班</b>と<b>保修班</b>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<b>発電管理班</b>：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。                      これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から<b>発電課長</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>発電管理班</b>から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、<b>発電管理班</b>へは実施の報告が上がって来ることになる。                      万一、運転員の対応に疑義がある場合には、<b>発電管理班長</b>は運転員に助言する。</p>	<p>・申請号炉と長期停止号炉の対応                      長期停止号炉である1号及び2号炉の対応については、各号炉の使用済燃料ピットに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、使用済燃料ピットの冷却機能を喪失した場合においても、使用済燃料ピットの水温が100℃に到達するまでに1号及び2号炉は約6日間を要すると評価*しているため、各号炉の中央制御室に常駐している運転員、消火要員及び12時間以降の発電所外からの参集要員にて対応可能であることから、申請号炉である3号炉の重大事故等の対応に影響を与えない。</p> <p>※2016年1月1日時点の崩壊熱量をもとに試算（添付資料1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」に記載した試算結果）</p> <p>・発電所全体にわたる活動                      消火要員は、火災の発生箇所、状況に応じて、<b>事務局長</b>の指示の下、発電所対策本部長が指名した現場指揮者の指揮の下で活動する。</p> <p>2. 役割・機能（ミッション）                      発電所対策本部における各職位の役割・機能（ミッション）を、表5.9-1に示す。                      この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<b>運転班</b>、<b>復旧班</b>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<b>運転班</b>：プラント設備に関する運転操作について、運転員による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。                      これらの運転操作の実施については、発電所対策本部長から<b>発電課長（当直）</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>運転班</b>から特段の指示が無くても、運転員が手順にしたがって自律的に実施し、<b>運転班</b>へは実施の報告が上がって来ることになる。                      万一、運転員の対応に疑義がある場合には<b>運転班長</b>は運転員に助言する。                      また、<b>運転班</b>に属する災害対策要員は、<b>運転支援活動</b>、<b>可搬型設備を用いた電源復旧活動</b>、<b>給水活動</b>、<b>消火活動</b>等を実施する。</p>	<p>・対象号炉の相違                      ・設備名称の相違</p> <p>・評価結果の相違                      使用済燃料ピットの冷却機能喪失時の水温評価結果の相違</p> <p>・要員名称の相違                      ・体制の相違                      泊の消火要員は事務局の所属としている。自衛消防隊の本部指揮班長である運営課長は、重大事故等発生時の発電所対策本部体制における事務局長となることから、事務局に消火要員を配置している。</p> <p>・組織名称の相違                      ・組織体制の相違</p> <p>・組織名称の相違                      ・体制の相違                      女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

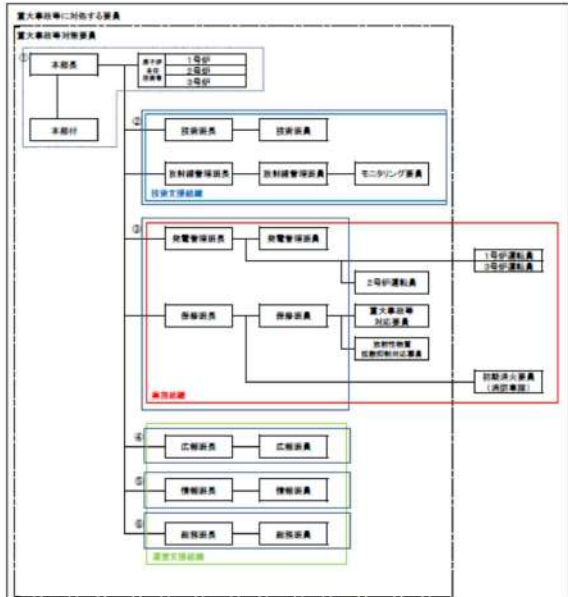
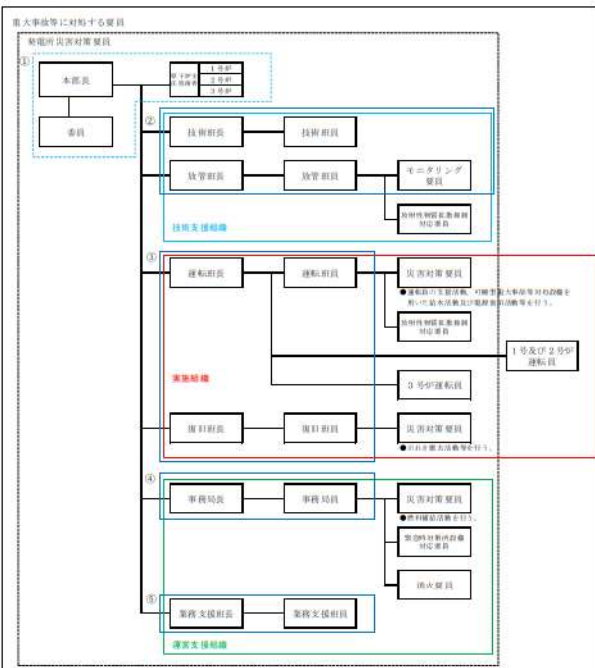
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○<b>保修班</b>：設備や機能の復旧や、<b>可搬型設備を用いた対応</b>を実施する。                  これらの対応の実施については、<b>保修班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>保修班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>保修班長</b>へ状況の報告を行う。  <b>また、火災の場合には、消火活動を行う。</b></p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて                  発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。                  なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他                  (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制                  夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方                  特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。                  具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>○<b>復旧班</b>：設備や機能の復旧を実施する。</p> <p>これらの対応の実施については、<b>復旧班</b>にその実施権限が委譲されているため、<b>復旧班</b>が手順にしたがって自律的に準備し、<b>復旧班長</b>へ状況の報告を行う。</p> <p>3. 指揮命令及び情報の流れについて                  発電所対策本部において、指揮命令は基本的に発電所対策本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。                  なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されているため、その範囲であれば特に発電所対策本部長からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応やあらかじめ定めた手順を超えるような場合には、発電所対策本部長が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>4. その他                  (1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制                  夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</p> <p><b>また、発電所対策本部の体制が機能するまでは、発電課長（当直）の指揮の下、運転員及び災害対策要員を主体とした初動対応の体制を確保し、迅速な対応を図る。具体的には、発電課長（当直）は関係箇所と通信連絡設備を用いて情報連携しながら、災害対策要員へ指示を行う。災害対策要員は、発電課長（当直）の指示の下、必要な重大事故等対策を行う。</b></p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方                  特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、別の機能を担務する要員が兼務する。                  具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については発電所対策本部長）が決定する。</p>	<p>・体制の相違                  女川の保修班が行う可搬型設備を用いた対応、消火活動については、泊では運転班に属する災害対策要員が行う。</p> <p>・記載方針の相違                  泊は、可搬型重大事故等対処設備を用いた活動を行う災害対策要員は発電課長（当直）の指揮の下、運転員と連携しながら初動対応を行う体制であることから初動体制について記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職 位</th> <th style="width: 85%;">ミ ッ シ ョ ン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>本部付</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言・助勢</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者への支援</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>保修班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>発電管理班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミ ッ シ ョ ン	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul>	原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul>	本部付	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言・助勢</li> </ul>	情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul>	総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul>	広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者への支援</li> </ul>	技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>	放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> </ul>	保修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul>	発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul>	<p style="text-align: center;">表 5.9-1 各職位のミッション</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職 位</th> <th style="width: 85%;">ミ ッ シ ョ ン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>発電用原子炉主任技術者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言、助成</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> <li>燃料補給活動</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>業務支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者の支援</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>放管班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> <li>海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>運転班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	職 位	ミ ッ シ ョ ン	本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul>	発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul>	委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言、助成</li> </ul>	事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> <li>燃料補給活動</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul>	業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者の支援</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul>	技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>	放管班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> <li>海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul>	復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul>	運転班	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul>	<p>【女川】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>体制の相違</li> <li>発電所の原子力防災組織の構成の相違</li> </ul>
職 位	ミ ッ シ ョ ン																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul>																																												
原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul>																																												
本部付	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言・助勢</li> </ul>																																												
情報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> </ul>																																												
総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul>																																												
広報班	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者への支援</li> </ul>																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>																																												
放射線管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する重大事故等対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> </ul>																																												
保修班	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul>																																												
発電管理班	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの重要パラメータ及び常設設備の状況入手</li> <li>運転員からの支援要請に対する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係る運転操作</li> </ul>																																												
職 位	ミ ッ シ ョ ン																																												
本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災体制の発令、変更の決定</li> <li>対策本部の指揮・統括</li> <li>重要な事項の意思決定</li> </ul>																																												
発電用原子炉主任技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言</li> </ul>																																												
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部長及び各班長への助言、助成</li> </ul>																																												
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部の運営支援</li> <li>社外関係機関への通報連絡</li> <li>事故対応に必要な情報（本店対策本部の支援状況等）の収集</li> <li>要員の呼集、参集状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> <li>燃料補給活動</li> <li>ほかの班に属さない事項</li> </ul>																																												
業務支援班	<ul style="list-style-type: none"> <li>社外対応情報の収集</li> <li>報道機関対応者の支援</li> <li>食料・被服の調達</li> <li>宿泊関係の手配</li> <li>医療活動</li> <li>所内の警備指示</li> <li>一般入所者の避難指示</li> <li>物的防護施設の運用指示</li> <li>資材の調達及び輸送に関する一元管理</li> </ul>																																												
技術班	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラントパラメータ等の把握とプラント状態の進展予測・評価</li> <li>プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映</li> <li>アクシデントマネジメントに関する検討</li> </ul>																																												
放管班	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価</li> <li>被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する発電所災害対策要員への指示</li> <li>影響範囲の評価に基づく対応方針に関する助言</li> <li>放射線の影響に関する検討</li> <li>海洋への放射性物質拡散抑制対応</li> </ul>																																												
復旧班	<ul style="list-style-type: none"> <li>不具合設備の応急復旧の実施</li> <li>屋外アクセスルートのがれき撤去</li> </ul>																																												
運転班	<ul style="list-style-type: none"> <li>運転員からの支援要請に関する対応</li> <li>運転員における重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作</li> <li>運転員における中央制御室内監視・操作の実施、事故の影響緩和、拡大防止に係るプラントの運転操作</li> <li>事故の影響緩和・拡大防止に係る可搬型設備の準備と操作</li> <li>可搬型設備の準備状況の把握</li> <li>火災発生時における消火活動</li> </ul>																																												



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

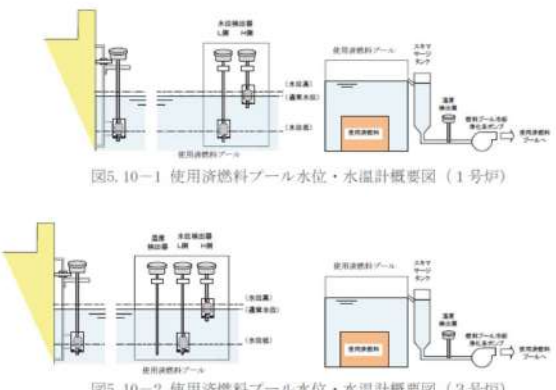
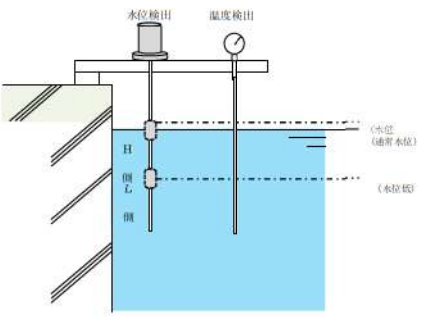
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>図 5.9-1 女川原子力発電所 原子力防災組織 体制図</p>	 <p>図 5.9-1 泊発電所 原子力防災組織 体制図</p>	<p>・体制の相違                      要員数、要員の名称に相違はあるが、運転員、可搬型 SA 設備を用いて電源復旧活動や給水活動等を行う要員、緊急時対策所にて対応を行う各機能班の要員等、重大事故等時の対応に必要な要員を確保する方針であることについては女川と同様。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽6／7号炉まとめ資料 より参考掲載】</p> <p>一方、6号炉、7号炉が重大事故に伴い格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際には、各号炉の中央制御室からは一旦緊急時対策所に運転員を待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、6号炉、7号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ伝送装置と、中央制御室内待避室において表示するためのデータ表示装置を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1～5号炉には上記のようなデータ伝送装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまで自主対策の措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、6号炉、7号炉の格納容器ベント時に1～4号炉中央制御室及び5号炉原子炉建屋内緊急時対策所において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び3号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び3号炉プラントの事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、2号炉の炉心損傷前の原子炉格納容器ベント時には2号炉に加え、1号及び3号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、更に2号炉については中央制御室待避所を設置する設計とし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、2号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器ベント時または原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び3号炉の運転員は緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、2号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集装置と、中央制御室待避所において表示するためのデータ表示装置（待避所）を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、申請前号炉である1号及び3号炉には上記のようなデータ収集装置や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び3号炉が2号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として2号炉のような専用の設備には期待することが出来ない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び3号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料プール内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>5.10 停止中の1号及び2号炉のパラメータ監視性について</p> <p>停止中の1号及び2号炉のプラント事故・異常状況への対処を行うのは、基本的には運転員であることから、3号炉の炉心損傷前には、3号炉に加え、1号及び2号炉の運転員が中央制御室にとどまることが出来るよう放射線防護資機材等の配備を行うこととし、人による監視を継続して行うことで事態への対処を行うこととする。</p> <p>一方、3号炉が重大事故に伴う炉心損傷後の原子炉格納容器破損に至った際には、放出される放射性物質により中央制御室内の居住性環境がさらに悪化することが予想される。その際は、1号及び2号炉の運転員は、緊急時対策所に一旦待避させる。</p> <p>なお、プラントパラメータの遠隔監視に関して、3号炉ではプラント計測制御設備からプロセス信号を取り込み、伝送するためのデータ収集計算機と、緊急時対策所指揮所において表示するためのデータ表示端末を設置することで、重大事故等時においても継続してプラント監視が可能な設計としている一方で、1号及び2号炉には上記のようなデータ収集計算機や表示装置をはじめとするプラント情報を監視するための設備について工事計画途上である。</p> <p>そのため停止中の1号及び2号炉が3号炉と同時に被災し全交流動力電源喪失に至った際には、プラントパラメータを把握し、伝送・表示するための措置として3号炉のような専用の設備には期待することができない。</p> <p>したがって、プラント状況を把握するための設備について設置が完了するまでの措置としては、各号炉の既設の計測制御設備と、可搬の計測資機材類を組み合わせることで、1号及び2号炉中央制御室において各号炉の運転員が自号炉の使用済燃料ピット内の燃料健全性確認に必要な監視を行うことが可能なようにし、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡を行うこととする。以下にその概略を示す。</p>	<p>・停止中号炉の相違</p> <p>・設計方針の相違                  女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。                  ・設計方針の相違                  泊では中央制御室待避所は設置していないことから、中央制御室内で監視を継続する。（PWRプラントは同様）                  ・設計方針の相違                  女川はC/V加圧破損防止として原子炉格納容器ベントを実施する。</p> <p>・設計の相違                  泊は、中央制御室待避所を設置していないことから、緊急時対策所指揮所においてパラメータを確認する。</p> <p>・設備名称の相違                  女川：使用済燃料プール                  泊：使用済燃料ピット                  （以降、同様な相違箇所の差異理由記載を省略する。）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(1) 監視対象</p> <p>2号炉申請時点で、申請前かつプラント停止中の1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料プールに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料プールの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び3号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も充分ある状況である（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約430時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料プールの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び3号炉の使用済燃料プール水位は、プール水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び3号炉の使用済燃料プール水温度は、プール水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示及び記録するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料プール水位・水温計概要図（1号炉）</p> <p>図5.10-2 使用済燃料プール水位・水温計概要図（3号炉）</p>	<p>(1) 監視対象</p> <p>3号炉申請時点で、プラント停止中の1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料ピットに使用済燃料が保管・冷却されているため、使用済燃料ピットの冷却状態の把握が必要である。</p> <p>なお、1号及び2号炉においては、いずれも使用済燃料の崩壊熱は低くなっているため、対応操作に対する時間余裕も十分ある状況である。（スロッシングによる漏えいを考慮し、65℃から100℃に達するまでに約144時間）。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの冷却状態の把握方法</p> <p>1号及び2号炉の使用済燃料ピット水位は、ピット水位の異常な低下及び上昇の監視を目的に、フロート式水位スイッチにより監視し、通常水位から水位が低下した場合には、スイッチが動作し中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p> <p>また、1号及び2号炉の使用済燃料ピット温度は、ピット水温の異常な上昇の監視及び冷却状況の把握を目的に、温度検出器により監視、指示するとともに、異常な温度上昇を検知した場合には、中央制御室に警報を発信する設計としている。なお、本設備は非常用電源より供給される。</p>  <p>図5.10-1 使用済燃料ピット水位・温度計概要図（1号及び2号炉）</p>	<p>・評価結果の相違</p> <p>使用済燃料崩壊熱の相違によりピット推沸騰までの時間に相違がある。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) データ伝達方法</p> <p>測定した1号及び3号炉の使用済燃料プール水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料プールの冷却状態を把握することが可能である。</p>	<p>(3) データ伝送方法</p> <p>測定した1号及び2号炉の使用済燃料ビット水位、水温データについては、通信連絡設備により緊急時対策所<b>指揮所</b>に情報連絡することによって、所内の必要箇所において使用済燃料ビットの冷却状態を把握することが可能である。</p>	

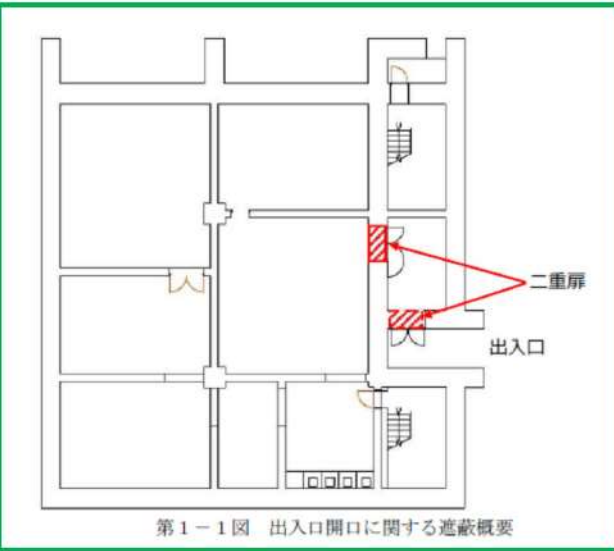
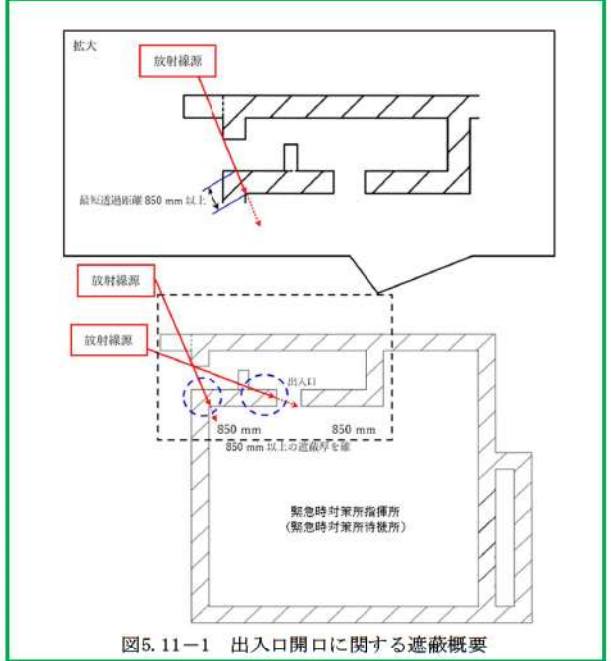
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p>出入口開口及び配管その他の貫通部の遮へい設計について</p> <p>1. はじめに</p> <p>緊急時対策所遮蔽の開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮蔽の遮蔽設計を示す。</p> <p>2. 出入口開口に関する遮へい設計</p> <p>緊急時対策所の出入口は、気密性を確保した上で2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を第2-1図示す。</p> <p>(a) 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮蔽を透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>(b) 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても950mm以上の遮へい厚を確保する設計とする。</p> <p>(c) 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>		<p>5.11 出入口開口及び配管その他の貫通部の遮蔽設計について</p> <p>(1) はじめに</p> <p>緊急時対策所遮へいの開口部又は室内換気のための配管やケーブル等を施設するために必要な開口部（以下「配管その他の貫通部」という。）については、必要に応じて次の放射線漏えい防止措置を講じた設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開口部を設ける場合は、人が容易に接近できないような場所への開口部設置</li> <li>・貫通部に対する遮蔽補強</li> <li>・線源機器と貫通孔との位置関係により、貫通孔から線源機器が直視できない措置</li> </ul> <p>ただし、人が居住するエリア以外の限定的な範囲において遮蔽厚を確保でない部分については、放射線の入射を可能な限り防止する等、適切な処置を講じる。</p> <p>以下に緊急時対策所遮へいの遮蔽設計を示す。</p> <p>(2) 出入口開口に関する遮蔽設計</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口は、気密性を確保した上でそれぞれ2箇所とする。出入口には扉を設置するが、扉は遮蔽として考慮しないため、出入口開口として以下のとおり設計する。出入口開口に関する遮蔽概要図を図5.11-1に示す。</p> <p>a. 出入口開口は高所等の人が容易に接近できないような場所に設置しないため、緊急時対策所遮へいを透過せず、散乱等による緊急時対策所エリアへ侵入するストリーミングを考慮する。ストリーミングは緊急時対策所エリアに対して2回以上散乱するように設計する。</p> <p>b. 外部の放射線源に対して、最短通過距離部においても850mm以上の遮蔽厚を確保する設計とする。</p> <p>c. 出入口開口は、二重扉の迷路構造とする。原子炉と反対側に設置することにより、外部の放射線源を直接見込まない設計とする。</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・設計の相違 壁の遮蔽厚に相違があるが、居住性を確保できるとに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

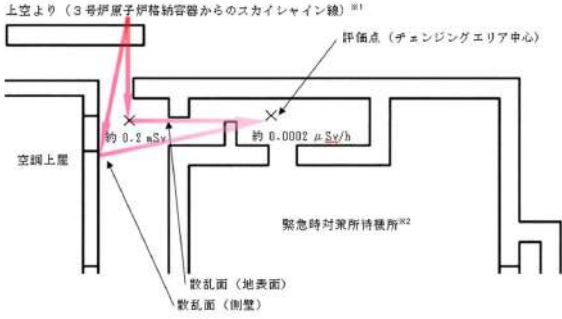
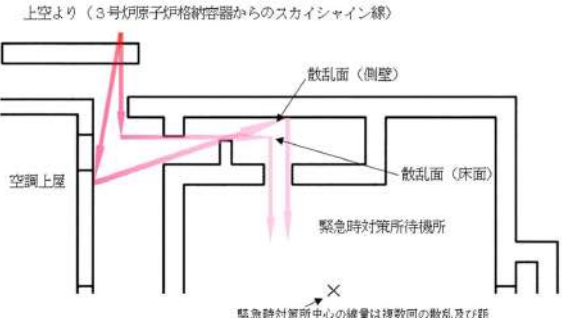
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1-1図 出入口開口に関する遮蔽概要</p>		 <p>図5.11-1 出入口開口に関する遮蔽概要</p>	<p>【女川】 記載充実（大飯参考）</p> <p>・記載表現の相違 図の表現方法に相違はあるが、出入口を迷路構造とし外部の放射線を直接見込まない設計であることに相違なし。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

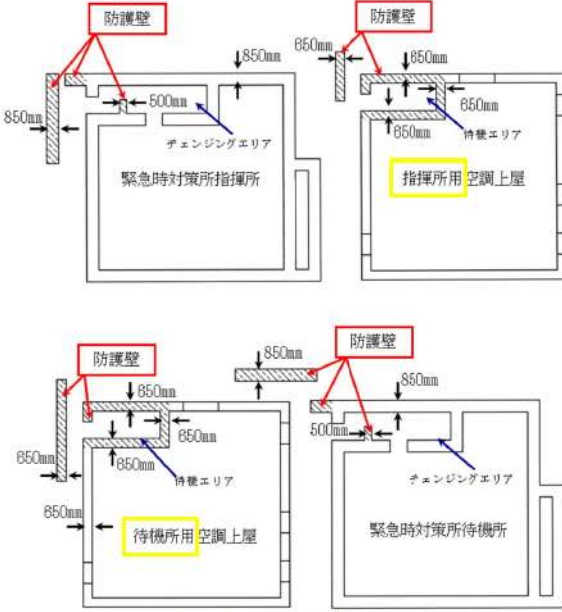
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を第1-2図に示す。</p> <p>(a) 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>(b) 貫通部の隙間は、<b>モルタルを充填する等</b>の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>(c) 配管その他の貫通部については、迷路構造の<b>遮へい</b>を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>代表例として、配管貫通部について以下に示す、電線管等貫通部についても同様の設計をしている。</p> <div data-bbox="73 821 680 1098" data-label="Image"> <p>第1-2図 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<p>(3) 配管その他の貫通部に関する設計</p> <p>緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>に設ける配管その他の貫通部は、外部の放射線からの遮蔽を考慮し、以下の通り設計する。</p> <p>配管その他の貫通部に関する遮蔽概要図を<b>図5.11-2</b>に示す。</p> <p>a. 配管その他貫通部は、居住エリアに放射線が入射しないよう、人が容易に接近できないような高所に設置する設計とする。</p> <p>b. 貫通部の隙間は、<b>鉛毛処理等</b>の措置を実施し、放射線流入を可能な限り防止する設計とする。</p> <p>c. 配管その他の貫通部については、迷路構造の<b>遮蔽</b>を追加して、可能な限り外部放射線源を直接見込まない設計とする。</p> <p>また、緊急時対策所<b>指揮所及び緊急時対策所待機所</b>内の壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、高所かつ配管等が設置され要員が寄り付き難く、当該貫通部の隙間は鉛毛処理の措置を実施することで放射線流入を可能な限り防止することから要員に対する影響は小さいが、当該箇所付近には接近禁止表示により注意喚起を施す。</p> <div data-bbox="1330 810 1928 1417" data-label="Image"> <p>図5.11-2 配管その他の貫通部に関する遮蔽概要</p> </div>	<p>【女川】                  記載充実（大飯参照）</p> <p>・設計の相違                  泊は主に鉛毛処理であり、比較表「3.遮蔽設計について」においても鉛毛処理と記載しているため、大飯と記載に相違があるが、遮蔽材であることに相違なし。</p> <p>・設計の相違                  泊には壁面上部の貫通部の一部に850mm以上の遮蔽厚を確保できない箇所があるものの、当該貫通部の隙間には当該壁の遮蔽能力に相当する鉛毛処理の措置を実施していることから、十分な遮蔽能力を有した設計であることに相違なし。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 出入口からのストリーミング線の評価</p> <p>緊急時対策所の出入口と対面する空調上屋との距離が長く散乱面積が大きくなり評価結果が厳しくなる緊急時対策所待機所出入口外側からのストリーミング線による線量は、SCATTERINGコードを用いて評価した結果、約0.2mSv（7日間積算）となる。</p> <p>また、当該結果からチェンジングエリア内中心における線量率は、簡易計算法である一般的なアルベド方式（微分線量アルドはChiltonとHuddrestonの経験式を用いて計算）を用いて評価した結果、7日間平均で約0.0002<math>\mu</math>Sv/hとなる。</p> <p>このため、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所中心におけるストリーミング線による影響は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の出入口が3号炉原子炉格納容器を直接見込むことができないこと、ストリーミング線はチェンジングエリア内で1回以上散乱し緊急時対策所中心に到達すること及び距離による減衰が生じることから十分に小さい。</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）<sup>※1</sup></p>  <p>※1 3号炉原子炉格納容器は直接見込みないため、直接線による影響は考慮しない。          ※2 緊急時対策所待機所の評価結果が安全側であることから待機所側で代表した。</p> <p>図5.11-3 チェンジングエリアの散乱線（概念図）</p> <p>上空より（3号炉原子炉格納容器からのスカイシャイン線）</p>  <p>緊急時対策所中心の線量は複数回の散乱及び距離の減衰により 0.0002<math>\mu</math>Sv/h 以下となる。</p> <p>図 5.11-4 緊急時対策所エリア中心の散乱線（概念図）</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <p>記載充実</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(5) 防護壁の設置</p> <p>緊急時対策所へのストリーミング線による影響は十分に小さいものの、緊急時対策所のチェンジングエリア及び空調上屋の待機エリアの線量率の低減及び要員の更なる被ばく低減を目的とし、図5.11-5のとおり、緊急時対策所及び空調上屋に防護壁を設置する。</p>  <p>図5.11-5 防護壁の設置場所</p>	<p>【女川】【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計の相違</li> </ul> <p>建屋壁厚確保により緊急時対策所で活動する要員の被ばく線量は十分に小さくなるが、更なる被ばく低減を目的に防護壁を設置する設計としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添1）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>5.12 緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）について</p> <p>泊発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）（平成26年3月7日）の補正により、緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内に設けるとした緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の位置付けを以下に示す。</p> <p>泊発電所の敷地内に緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）を設置する。</p> <p>緊急時対応センター（1号、2号及び3号炉共用）内には、新たに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）を設け、現在申請中の緊急時対策所を廃止する。</p> <p>緊急時対策所の機能移転並びに緊急時対策所（1号、2号及び3号炉共用）の収容人員及び建屋規模等の基本仕様は、泊発電所1号及び2号炉の原子炉設置変更許可申請書の審査にて示す。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>【注】記載充実                  泊独自の資料であるため、先行電力には比較対象となる資料は無い。</p>

泊発電所3号炉 DB基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所（別添2）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">大飯発電所3号炉及び4号炉</p> <p style="text-align: center;">技術的能力説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p style="text-align: right;">別添2</p> <p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="text-align: center;">運用、手順説明資料 緊急時対策所</p>	<p>【女川】 ・資料名称の相違</p> <p>【大飯】 女川及び泊の他条文との整合（記載統一）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所 (別添2)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">第34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 <b>【解釈】</b> —</p> </div> <pre>             graph TD             A["緊急時対策所を設置する"] --&gt; B["緊急時対策所"]             A --&gt; C["必要な情報を把握する"]             C --&gt; D["発電所内外の通信連絡をする必要がある場合のある場所と通信連絡を行う"]             D --&gt; E["通信連絡設備"]             C --&gt; F["情報収集設備"]             </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 <b>【解釈】</b> —</p> </div> <pre>             graph TD             A["設置場所及び収容人数"] --&gt; B["プラントの状態を把握するための設備"]             B --&gt; C["発電所内外関係箇所との通信連絡設備"]             C --&gt; D["酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握"]             D --&gt; E["酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計"]             A --&gt; F["中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する"]             F --&gt; G["安全パラメータ表示システム (SPDS)"]             G --&gt; H["通信連絡設備"]             </pre>	<p style="text-align: center;">34条 緊急時対策所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>【要求事項】</b> 工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。 <b>【解釈】</b> —</p> </div> <pre>             graph TD             A["設置場所及び収容人数"] --&gt; B["プラントの状態を把握するための設備"]             B --&gt; C["発電所内外関係箇所との通信連絡設備"]             C --&gt; D["酸素濃度及び二酸化炭素濃度の把握"]             D --&gt; E["酸素濃度・二酸化炭素濃度計"]             A --&gt; F["中央制御室以外の場所に、緊急時対策所を設置する"]             F --&gt; G["安全パラメータ表示システム (SPDS)"]             G --&gt; H["通信連絡設備"]             </pre>	<p>【女川】 表構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第34条 緊急時対策所 (別添2)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																										
<p style="text-align: center;"><b>技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>保守管理に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;"><b>表1 技術的能力に係る運用対策等（設計基準）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p style="text-align: center;"><b>表1 運用、手順に係る対策等（設計基準）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">設置許可基準対象条文</td> <td style="width: 25%;">対象項目</td> <td style="width: 25%;">区分</td> <td style="width: 25%;">運用対策等</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第34条 緊急時対策所</td> <td rowspan="4">緊急時対策所</td> <td>運用・手順</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>体制</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>保守・点検</td> <td>・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</td> </tr> <tr> <td>教育・訓練</td> <td>・保守・点検に関する教育を定期的に行う。</td> </tr> </table>	設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等	第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—	体制	—	保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。	教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。	<p>【大飯】【女川】          表題の相違          泊の他条文との整合（記載統一）</p>
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	保守管理に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										
設置許可基準対象条文	対象項目	区分	運用対策等																																										
第34条 緊急時対策所	緊急時対策所	運用・手順	—																																										
		体制	—																																										
		保守・点検	・緊急時対策所に要求される機能を維持するため、保守管理計画に基づき適切に保守管理、点検を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。																																										
		教育・訓練	・保守・点検に関する教育を定期的に行う。																																										